

庁議における審議要旨

日時

令和8年1月30日 午後1時00分～午後1時40分

場所

庁議室

出席者

区長、副区長、副区長、総務企画部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康推進担当部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、土木担当部長、会計管理部長、教育部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長、広報課長

付議案件

- 1 西日暮里再開発の技術協力者選定及びスケジュール変更について
- 2 荒川区地域福祉計画（案）の策定について
- 3 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 4 荒川区人権推進指針（改定案）の策定について
- 5 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）（案）の策定について
- 6 都区財政調整協議結果について

審議の要旨

- 1 西日暮里再開発の技術協力者選定及びスケジュール変更について
再開発担当課長から資料に基づき説明があり、了承。
（主な意見・質疑）
○西日暮里再開発のスケジュールが遅れる背景はどのようなものか。
 - ・ 工事費の高騰や建設業界における人手不足等を背景として全国的に建設の遅延や中止が生じており、本再開発についてもゼネコンの人手不足を理由に受注が難しい状況があり、その協議等に時間がかかることによりスケジュールが遅延する想定である。
- 2 荒川区地域福祉計画（案）の策定について
福祉推進課長から資料に基づき説明があり、了承。
- 3 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
国保年金課長から資料に基づき説明があり、了承。
- 4 荒川区人権推進指針（改定案）の策定について
総務企画課長から資料に基づき説明があり、了承。
- 5 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）（案）の策定について
総務企画課長から資料に基づき説明があり、了承。

6 都区財政調整協議結果について
財政課長から資料に基づき説明があり、了承。

配付資料

- 1 西日暮里再開発の技術協力者選定及びスケジュール変更について
- 2 荒川区地域福祉計画（案）の策定について
- 3 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 4 荒川区人権推進指針（改定案）の策定について
- 5 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）（案）の策定について
- 6 都区財政調整協議結果について

庁議付議予定案件
(令和8年1月30日 午後 1時00分～)

- 1 西日暮里再開発の技術協力者選定及びスケジュール変更について

(説明者 再開発担当課長)
- 2 荒川区地域福祉計画(案)の策定について

(説明者 福祉推進課長)
- 3 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

(説明者 国保年金課長)
- 4 荒川区人権推進指針(改定案)の策定について

(説明者 総務企画課長)
- 5 荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)(案)の策定について

(説明者 総務企画課長)
- 6 都区財政調整協議結果について

(説明者 財政課長)

○ 今後の庁議日程

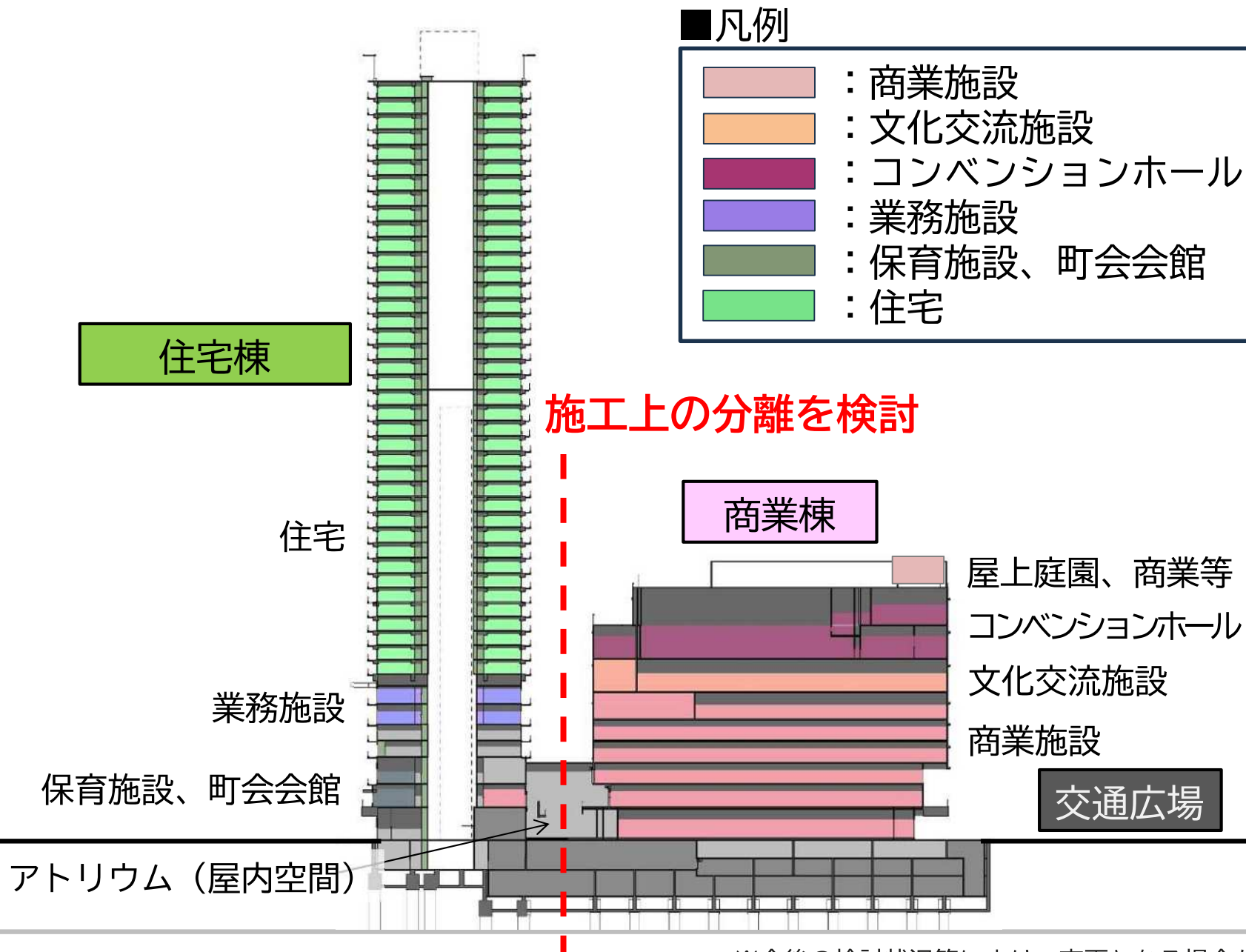
2月13日(金) 午後 1時30分～

2月25日(水) 午後 3時30分～

西日暮里再開発の技術協力者選定及びスケジュール変更について

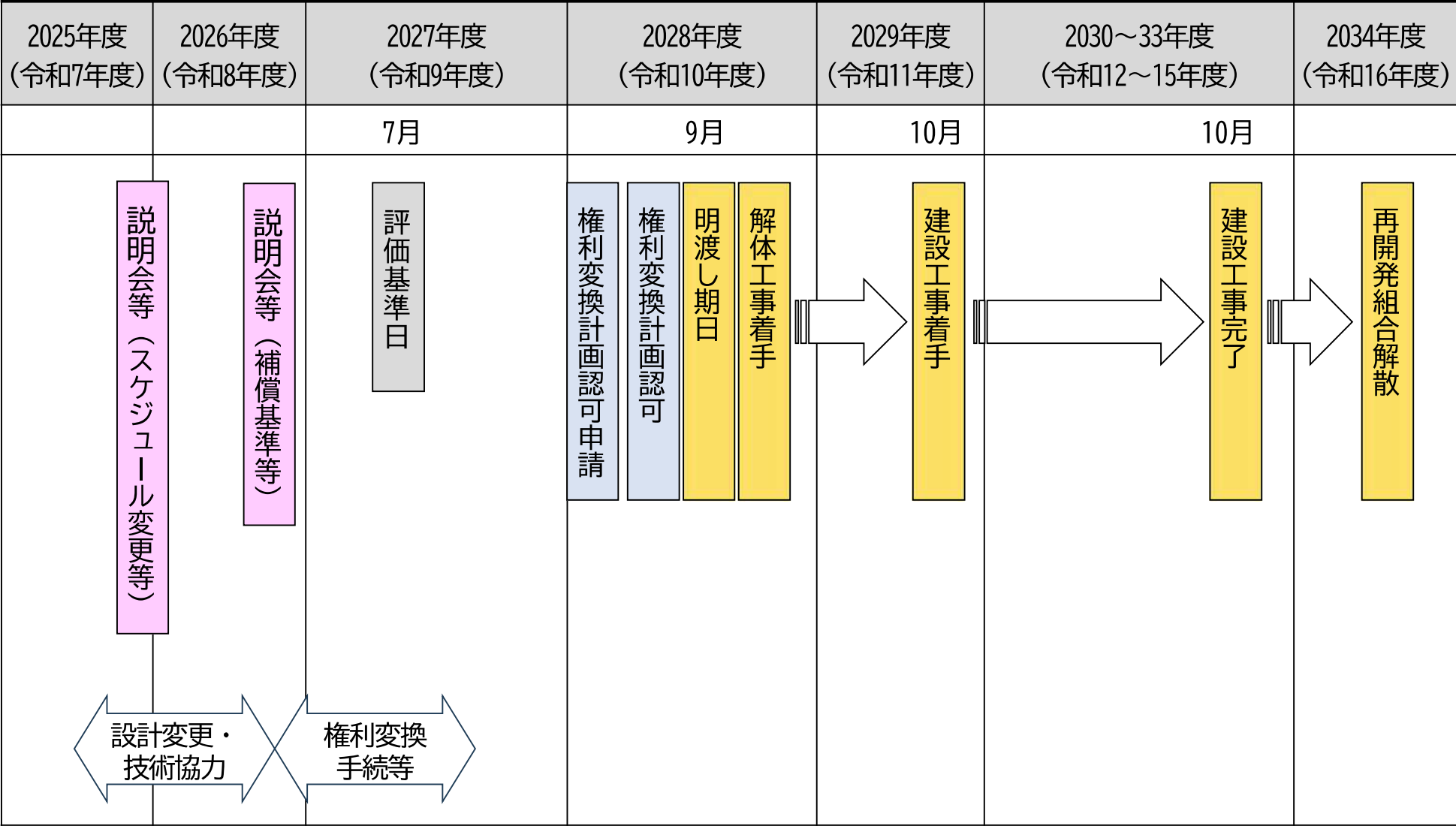
内 容	<p>1 概要</p> <p>将来の建設工事の着手に向けて、西日暮里再開発組合が大手・準大手のゼネコンとヒアリングを行った結果、技術協力者を選定するとともに、事業スケジュールを変更することとなったので報告する。</p> <p>2 ゼネコンの状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費の高騰や人材不足などにより、全国の再開発で遅延や中止が生じている状況であり、一部報道によると、最近5年に事業認可された再開発の約半数で事業の遅れが生じている。 ・このような中、西日暮里再開発組合は、令和10年度の建設工事の着手に向けて、西日暮里再開発の工事規模を請け負える大手・準大手のゼネコンと粘り強くヒアリングを行ってきた。 ・人材不足を理由に、多くのゼネコンから受注が困難である回答を受けた一方、複数のゼネコンからは、住宅棟と商業棟を施工上分離し、それぞれ別会社で工事することを前提に、受注に前向きな回答を得ることができている。 ※別紙1「断面計画図」参照 <p>3 技術協力者の選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の状況を踏まえ、再開発組合は、外観上は大きく変わらないものの、住宅棟と商業棟を施工上分離するために図面を一部修正するとともに、工事の視点を含めた技術的なアドバイスを反映するため、大手のゼネコンを対象に「技術協力業務」を委託することとなり、入札の結果、(株)大林組が契約候補者となった。 ・なお、建設工事は補助対象業務であることから、上記の技術協力者が引き続き工事を請け負うのではなく、あらためて公平性の高い特定業務代行方式（再開発組合が第三者機関に選定を委託）又は入札でゼネコンを決定する。 <p>4 事業スケジュールの変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度は、技術協力者のアドバイスを踏まえ、図面の一部修正を行うほか、ゼネコンとの協議や権利変換計画認可に向けた権利者との個別面談などを進めるため、スケジュールが約1年半遅れることとなる。 ・なお、権利者には、令和8年2月15日から再開発組合が説明会を開催し、スケジュールが変更になる旨を説明する。 															
	<p>変更後のスケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利変換計画認可</td> <td>令和10年 6月</td> <td>令和 8年12月</td> </tr> <tr> <td>解体工事着手</td> <td>令和10年10月</td> <td>令和 9年 4月</td> </tr> <tr> <td>建設工事着手</td> <td>令和11年10月</td> <td>令和10年 4月</td> </tr> <tr> <td>建設工事完了</td> <td>令和15年10月</td> <td>令和14年 3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細は別紙2「スケジュール変更案」参照</p>	内 容	変更後	変更前	権利変換計画認可	令和10年 6月	令和 8年12月	解体工事着手	令和10年10月	令和 9年 4月	建設工事着手	令和11年10月	令和10年 4月	建設工事完了	令和15年10月	令和14年 3月
内 容	変更後	変更前														
権利変換計画認可	令和10年 6月	令和 8年12月														
解体工事着手	令和10年10月	令和 9年 4月														
建設工事着手	令和11年10月	令和10年 4月														
建設工事完了	令和15年10月	令和14年 3月														

今後の 予定	令和8年2月20日 建設環境委員会			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
2月20日 建設環境委員会	委員会報告後	-	-	-



※今後の検討状況等により、変更となる場合があります。

西日暮里再開発 スケジュール変更案



※今後の検討状況等により、変更となる場合があります。

庁議説明資料	
8.1.30	福祉部福祉推進課

荒川区地域福祉計画（案）の策定について

内 容	<p>1 概要 荒川区地域福祉計画素案に関するパブリックコメントの実施結果及びその結果を踏まえた最終案について報告する。</p> <p>2 パブリックコメント実施概要 (1) 意見募集期間 令和7年12月1日（月）～同月26日（金） 計26日間 (2) 実施方法 ・令和7年12月1日発行の区報や区ホームページ、SNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE）により周知した。 ・概要版及び本文を区役所福祉推進課、地下1階情報提供コーナーにて閲覧に供した。</p> <p>3 パブリックコメント実施結果 (1) 意見提出数 7人（25件） 【提出区分内訳】 持参1名／2件、メール2名／10件、区ホームページ4名／13件 (2) 意見の取扱い</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> <td>新たに計画へ意見を反映する</td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>既に計画に記載</td> <td style="text-align: center;">10件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ご意見・ご要望として今後の参考にする</td> <td style="text-align: center;">12件</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">25件</td> </tr> </table> <p>※提出された意見の概要と区の考え方は、別紙「荒川区地域福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果」のとおり</p> <p>4 パブリックコメント等を反映した計画案 「荒川区地域福祉計画（案）」のとおり 【案本文の下線部分（31、50、101ページ）が意見を反映して修正・追記した箇所】 ※ パブリックコメントに基づくもの以外では、以下の項目について素案から追記を行った。 ・コラム（居住支援協議会、東京都立大学との連携・協働）を追記 ・巻末に資料編（パブリックコメントの実施結果、計画の策定経過、用語解説）を追記</p> <p>《添付資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川区地域福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果 ・ 荒川区地域福祉計画（案）－概要版－ ・ 荒川区地域福祉計画（案） 	◎	新たに計画へ意見を反映する	3件	○	既に計画に記載	10件	—	ご意見・ご要望として今後の参考にする	12件	合 計		25件
◎	新たに計画へ意見を反映する	3件											
○	既に計画に記載	10件											
—	ご意見・ご要望として今後の参考にする	12件											
合 計		25件											

今後の 予定	令和8年 2月 3日 福祉・区民生活委員会 3月 計画策定			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
2月3日 福祉・区民生活 委員会	委員会報告後	4月1日	4月1日	—

荒川区地域福祉計画（素案）に対する パブリックコメントの実施結果

1 募集期間

令和7（2025）年12月1日（月）～同月26日（金） 計26日間

2 実施方法

- 地域福祉計画（素案）のパブリックコメントの実施について、令和7年12月1日発行の区報や区ホームページ、SNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE）により周知しました。
- 概要版及び本文を区役所福祉推進課、地下1階情報提供コーナーにて閲覧に供しました。
- 意見は、持参、郵送、FAX、電子メール及び区ホームページにて受け付けました。

3 意見提出数

7人（25件）

【提出区分内訳】

持参1名／2件、メール2名／10件、区ホームページ4名／13件

4 意見の取扱い

◎	新たに計画へ意見を反映する	3件
○	既に計画に記載	10件
—	ご意見・ご要望として今後の参考にする	12件
合 計		25件

5 意見の概要及び意見に対する区の考え方

No	種類	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	全般	ここ数年でマンションの建設が急増し、その人口増に保育園・医療・災害体制等のキャパシティが追いついておらず、これを解消するため、住宅政策と福祉政策を一体的に運用していただきたい。	区全体としては、就学前人口は減少傾向にあるものの、地域ごとに特徴があるため、それぞれの地域の動向を注視し、保育園の定員の見直しや、開発事業者へ保育施設設置の協力を求めるなどし、様々な保育ニーズに応えられるよう努めてまいります。また、災害時、マンション居住者には在宅避難を推奨しており、防災対策の重要性及	—	70～ 71 93～ 94

			び資器材や日用品等の備蓄啓発、エレベーターの耐震化等の支援に取り組んでまいります。 あわせて、災害時に配慮が必要な方への医療や福祉の提供体制の整備を進めてまいります。		
2	全般	医療・保育・住宅・行政運営など、日常生活の基盤となる部分を現状に合わせて整えることで、子育て世帯・現役世帯にとって安心して暮らせる地域になると思う。	本計画及び関連の各分野の計画を踏まえて、区民の皆様が相互に信頼し合い、助け合いながら生活することができる「地域共生社会」の構築に向けて取り組んでまいります。	—	—
3	全般	素案全体の「主な取組」が一項目でも多く実現達成されることを望む。	—	—	—
4	全般	福祉を充実させるには、企業誘致や高所得世帯の転入増により、財源となる税収を高める必要がある。 企業誘致に関しては、障害者雇用における税制優遇や、子育て世帯の雇用による補助金による支援、低所得層への起業支援などが考えられる。	企業誘致や、障がい者雇用における税制優遇、子育て世帯の雇用における補助金による支援等につきましては、国や東京都の施策等も活用しながら、事業者の方々とも情報交換や連携を図ってまいります。	—	67～ 69
5	重層的支援	高齢者や障がい者、子どもなどの各分野にまたがる「重層的支援体制整備事業」については、事業の評価や見直しの方法の大枠は、この計画の中で一定示しておくべきではないか。	いただいたご意見を踏まえ、「重層的支援体制整備事業」の今後の評価や見直しの方法の方向性について追記しました。	◎	31
6	多文化共生	急増している外国人住民の窓口対応について、日本語が通じず、窓口の混雑や職員の負担の増大が見られるため、専用窓口の設置や、手続の予約制など、外	現在窓口等においては、外国語でも意思疎通を円滑に行えるよう、タブレット端末を活用した外国語通訳サービス等を導入しておりますが、体制の強化等さらなる改善に取り組んでまいります。	○	55～ 56

		<p>国人が相手でも現場が無理なく対応できるような仕組の整備が必要とを感じる。</p>			
7	障がい者	<p>「バリアフリーの推進」において、心のバリアフリーの文言が出てくるが、バリアフリーの推進には、「やさしさ」や「思いやり」といった心的なものではなく、行動の変容が求められるため、当該ページ以降の適切な個所に「障害の社会モデル」をキーワードとした記述を入れ、具体的な取組を進める旨を追記していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「バリアフリーの推進」に関する記載の今後の方向性の文中に、「障害の社会モデルの理解」に関する文言を追記しました。</p>	◎	100～102
8	障がい者	<p>現在のグループホーム制度では終の住みかとならず、重度障がい児者の親亡き後の不安があるが、今後設立されるグループホームの制度はどのようなものになるのか。</p>	<p>現在、建設を予定しているグループホームについては、重度障がい者の受入れが可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、入居の期限を設けない滞在型の施設とする予定です。</p>	○	59～61 67～69
9	障がい者	<p>令和11年に開設予定の重度グループホームが、ショートステイ、トワイライトサービスを兼ね備え、強度行動障害にも対応できる施設となるよう願っている。また、軽度グループホームも足りているわけではないため開設への援助を願いたい。</p>	<p>現在、建設を予定しているグループホームについては、重度障がい者の受入れが可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、入居の期限を設けない滞在型の施設とする予定です。また、軽度のグループホームについても、施設整備費等の補助を実施し、開設を促進してまいります。</p>	○	59～61 67～69
10	障がい者	<p>ペアレントメンターや相談員として伺った相談が、なかなか区につなげるまでに至らないが、相談支援専門員もいるので、支援につながっているといいと思</p>	<p>ペアレントメンターや障がい者相談員、相談支援専門員の皆様と緊密な連携を図りながら、障がい者やそのご家族に寄り添った支援を行ってまいります。</p>	—	67～69 72～74

		っている。			
11	障がい者	ペアレントメンター等の研修もお願いしたい。	ペアレントメンター等の研修につきましては、関係団体との調整を含め検討してまいります。	—	67～ 69 72～ 74
12	障がい者	令和8年頃の成年後見制度に係る民法改正が可決された際には周知を願いたい。	今後の民法改正の動向を注視し、障がい者やそのご家族をはじめ、成年後見制度の利用が必要となる方々に、制度の利用等に関する情報を適切にお伝えしてまいります。	—	87～ 92
13	障がい者	成年後見制度は財産管理が主になり身上監護の部分が弱いように思えるため、何か方策があればと思う。	障がい者やそのご家族にとって、成年後見制度の利用がより有益なものとなるよう、制度に関する今後の民法改正の動向を注視するとともに、制度がより適切に運用されるよう、関係者への支援や情報提供に努めてまいります。	—	87～ 92
14	障がい者	成年後見の申告費用や報酬に対する助成制度の継続を願いたい。	成年後見制度を必要とする方に適切に利用していただけるよう、今後も必要な支援を行ってまいります。	○	87～ 92
15	障がい者	知的障がい者や高齢者を抱えている家族等について、保護者等の負担軽減の観点から、当事者のみではなく、その家族が関わる全ての機関とのケース会議の開催等ネットワーク化を願いたい。	障がい者や高齢者、ひとり親家庭など、複数の要因が関係する場合は、適宜関係課や関係機関と連携をして対応しております。また、さらに解決が困難なケースに備えて、現在、重層的支援体制の整備に向けた準備を進めております。	○	67～ 69
16	障がい者	知的障がい者の場合、心のバリアフリーの推進は難しいが、知的障がい者やその家族について社会に少しでも理解してもらうことが必要である。	知的障がいも含めた様々な障がいに関する理解の促進に向けて、差別解消講演会の開催などを通じ、学校なども含めた関係機関への啓発活動等をさらに推進してまいります。	○	100～ 102

17	障がい者	<p>本人の意思決定が重要と言われているが、親、支援者は当事者に良かれと誘導してしまいがちである。保護者への浸透には時間が必要とも思われ、当事者の思い通りにならない事もあるかもしれないが、当事者の意思をできるだけ尊重する社会になるよう願っている。</p>	<p>障がい者本人の意思決定や権利行使が尊重され、適切に行われるよう、障害者権利条約や障害者総合支援法の趣旨も踏まえ、関係機関や支援者と連携しながら、講演会や研修等のテーマに取り入れる等、ご本人、ご家族、支援者に対する、理解促進や啓発活動に取り組んでまいります。</p>	○	83～ 86
18	子ども子育て	<p>区内には、初産の無痛分娩に対応できる産婦人科や産後ケア施設、365日対応の小児科がほぼ整備されていないため、有事の際には他区の施設を利用する必要があり、関係機関の設置、誘致等は喫緊の課題である。 周産期・乳幼児医療体制は地域福祉の最重要領域であり、計画の中心課題と明記いただきたい。</p>	<p>無痛分娩や産後ケア施設に関する情報につきましては、妊婦面接・相談（ゆりかご面接）や電話相談等を通じて情報提供を行っており、今後も情報収集に努め、安心して妊娠出産が迎えられるよう、相談支援を行ってまいります。また、産後ケア施設の整備につきましては、「荒川区子ども・若者総合計画」に沿って、施設のさらなる確保に向けて取り組んでまいります。 小児医療につきましては、医師会こどもクリニックや輪番体制により365日の体制を整備しております。 夜間の診療についても区内5か所の二次救急医療機関のほか、準夜間帯において、東京大学医学部附属病院や日本医科大学付属病院等との連携により、医師会こどもクリニックで小児初期救急医療を行っております。 周産期や乳幼児に関する医療体制については、東京都や近隣区とともに、地域医療圏単位で検討を行っており、東京都保健医療計画等を踏まえて今後も検討を進めてまいります。</p>	—	70～ 71
19	子ども子育て	<p>計画案では高齢者施策の比率が高いが、区の持続可能性を長期的な視点で見た場合、現役</p>	<p>子どもや若者、ひとり親家庭など若い世代の支援につきましても、「荒川区子ども・若者総合計画」などの関連計</p>	○	44～ 45 70～

		世帯・子育て世帯に対する医療・保育・教育などの生活の土台への投資を強化すべきではないか。	画との整合性を図りながら推進してまいります。		71 75～ 76
20	子ども 子育て	福祉を充実させるには、企業誘致や高所得世帯の転入増により、財源となる税収を高める必要がある。 保育園やベビーシッター支援、教育環境の充実など子育て環境を整備することで、高所得の子育て世帯の転入が増え、それによる税の増収により、区民全体への福祉の充実へとつながる。	保育園や教育環境の充実など子育て環境の充実につきましては、本計画及び関連の各分野の計画等との整合性を図りながら推進してまいります。	—	70～ 71
21	子ども 子育て	「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体については、食事提供のみでなく、学習、環境などの支援をする団体もあり、最近はそのような団体が子どもに直接的に効果を上げた支援を行っているケースが多い。そのため、「子どもの居場所・子ども食堂」の文言の後ろに「等」を追記して欲しい。	現状の「主な取組」に記載しております「子どもの居場所・子ども食堂への支援」に関しましては、様々な支援もあわせて実施する団体がありますが、本件で支援の対象としております事業は、「子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等」としておりますので、ご理解をいただければと存じます。	—	44～ 45 72～ 74
22	子ども 子育て	「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体については、学習の支援に留まらず、「体験をする機会」を提供していくことで、広い視野を持つことができ、成長の過程で学習がより生きてくると感じている。そのため、団体の活動の説明文に「体験をする機会の提供」を追記して欲しい。	本計画における「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体の活動の説明文には、当該団体の主な活動を列記した形で「子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等」と記載しております。当該団体の皆様の様々な活動の全てを記載できてはおりませんが、「学習支援等」の「等」中には、ご意見にあります「体験をする機会の提供」についても含めて考えております。	○	44～ 45 72～ 74

23	子ども 子育て	「子どもの居場所づくり事業」に関する記載には、「関係団体同士の連携を強化する取組への支援」との文言があるが、「関係団体同士の連携」というフレーズが何を意味しているのか不明である。	「関係団体同士の連携」については、食事の提供や学習支援等「子どもの居場所づくり事業」に係る事業を実施していただいている団体同士の連携のことを指しており、区では、この連携の強化に資する団体の皆様の取組を支援することを通じて、子どもたちが気軽に相談できる環境を区内に整えてまいります。	—	44～ 45
24	子ども 子育て	「子どもの居場所づくり事業」に関して、「わか等と連携」とありますが、現状では「わか」の支援活動が効果的に広がっているとはあまり感じられず、連携先の記載に「わか」に加えて、「地域での子ども若者の支援活動」を追記して欲しい。	「子どもの居場所づくり事業」の連携先として「わか等」と記載しておりますが、この「等」には「地域での子ども若者の支援活動」も含めて考えております。また、「子どもの居場所づくり事業」において「わか」による支援の効果を感じていただけるよう、今後も様々な活動に取り組んでまいります。	○	44～ 45
25	子ども 子育て	「あらかわ子ども応援ネットワーク」は、教育と福祉の混ざり合った支援を行っていることから、ネットワーク内で連携している機関の説明の中に、「教育機関」・「大学」を追記して欲しい。	いただいたご意見を踏まえ、「あらかわ子ども応援ネットワーク」内で連携している機関の説明の中に、「教育機関」を追記しました。	◎	50～ 51



荒川区地域福祉計画(案) - 概要版 -

1 計画策定の目的・趣旨 [案 P.1~]

- 近年区では、人口は微増傾向だが、後期高齢者の増加や、医療・介護需要の高まる中、ダブルケアや8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど、世帯が抱える課題は複雑化・複合化している。
- これまでも、町会・自治会、民生・児童委員、社協や社福法人、ボランティア団体等の自主的な活動を通じて、地域の課題解決にも協力をいただいていたが、今後は行政と地域の団体等が、より連携・協働し、包括的な支援体制の構築を目指していく必要がある。

2 計画の位置付け [案 P.3~]

- 社会福祉法に基づく区市町村地域福祉計画として、また区の健康・福祉分野の上位計画として位置付け、地域保健福祉の向上のための理念や基本的方向性、共通して取り組むべき事項を定める。具体的施策や事業等詳細は、本計画を構成する分野別計画(高齢者プラン、障がい者総合プラン、子ども・若者総合計画、健康増進計画等)で示すこととする。
- 子どもから高齢者まで、全ての世代の皆様が夢や希望を持ち、健康で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域共生社会の構築を進めていくことが必要である。その上で高齢者や障がいのある方などの権利擁護が重要であることから、成年後見制度の利用促進に関する「区市町村成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に内包する。また、令和3(2021)年度から重層的支援体制整備事業が法定化されたことに伴い、重層的支援体制整備事業の関連項目をもって、「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付ける。
- 計画期間は、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6年間とする。

【他の計画との関係図】



3 基本理念 [案 P.24~]

幾重ものつながりと支え合いで地域の力を育み、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち あらかわ

【基本方針及び施策体系図】

基本方針 1 つなぎ支え合う地域づくり	<p>(1) 地域の多様な活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア活動・地域活動の支援 ② 高齢者や障がい者の社会参加の推進 ③ 民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援 ④ 再犯防止に関する活動の促進 <p>(2) 身近な地域の居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者のサロン活動の推進 ② 子どもや若者の居場所づくり ③ 誰もが集える居場所づくりの推進 <p>(3) 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域における見守り・防犯活動の推進 ② 社会福祉協議会等との連携・協働 ③ 民間事業者等との連携・協働 ④ 多文化共生の推進 <p>(4) 包括的な相談・支援体制の構築</p>	重層的支援体制の整備
基本方針 2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり	<p>(1) 住宅確保要配慮者への支援</p> <p>(2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備</p> <p>(3) 多様な地域生活課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者への支援 ② 障がい者(児)への支援 ③ 子ども・子育て家庭・若者への支援 ④ ケアラーへの支援 ⑤ ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援 ⑥ 在宅医療に関する支援 ⑦ 自殺対策 ⑧ 社会的孤立をなくすための支援 <p>(4) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 権利擁護に関する総合的な取組 ② 成年後見制度の利用促進 <p>(5) 災害時要配慮者対策の推進</p>	
基本方針 3 地域福祉を支える基盤づくり	<p>(1) 福祉人材の確保・定着・育成</p> <p>(2) 福祉サービスの質の向上</p> <p>(3) デジタル技術の活用等</p> <p>(4) バリアフリーの推進</p>	



4 各施策の方向性(抜粋) [案 P.33~]

1 つなぎ支え合う地域づくり

(1) 地域の多様な活動の推進 [案 P.33~]

◆ 高齢者や障がい者の社会参加の促進 [案 P.35~]

- ▶ 当事者や事業を運営する団体の意見を汲み取りながら、高齢者や障がい者が「支える」立場として参加が可能な場の拡充に向けて、関係団体等と連携して検討を進めていきます。

(2) 身近な地域の居場所づくり [案 P.42~]

◆ 誰もが集える居場所づくりの推進 [案 P.46~]

- ▶ 地域における社会資源や人材を発掘し、そのコーディネートを行いながら、誰もが集える居場所づくりの拡充を図っていきます。

(3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築 [案 P.48~]

◆ 多文化共生の推進 [案 P.55~]

- ▶ 外国人住民も参加しやすいイベント等を通じて日本人住民との交流の機会を増やし、住民同士がお互いの文化や生活習慣を認め合い、理解を深めることで、外国人住民が地域社会に溶け込み、共に安心して暮らせる地域社会を築くことにつなげていきます。

(4) 包括的な相談・支援体制の構築 [案 P.57~]

- ▶ 複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯に対する支援を一層円滑に進めるため、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等の既存の相談窓口で受け止めた相談や困りごとに対し、その解決に向けて適切な支援につなぐことができるよう、各相談支援機関等との協働と連携を推進することにより、属性を問わない相談の受け止めと包括的な支援ができる体制の整備を図り、多機関協働を推進していきます。

2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

(1) 住宅確保要配慮者への支援 [案 P.59~]

- ▶ 住宅確保に関する地域の様々な課題について、情報、人材、ネットワーク、ノウハウ等を持ち寄って、整理し、発展的に活用する方法を協議していきます。

(2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 [案 P.62~]

- ▶ 相談者の困りごとを解きほぐし、個々の支援ニーズに応じた適切な支援を行うことができるよう、住居確保給付金の支給、地域居住支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を着実に実施していきます。

(3) 多様な地域生活課題への対応 [案 P.64~]

◆ 高齢者への支援 [案 P.64~]

- ▶ 地域住民が自ら実施する自主活動の広がりを後押しする支援を行うこと等により、高齢者の社会参加を図る地域での生きがいづくりの仕組みを構築していきます。

◆ 障がい者(児)への支援 [案 P.67~]

- ▶ 地域での生活を継続するための適切なサービスを必要とする方に届けられるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に、関係機関等との支援ネットワークの構築・強化を行

い、地域全体の相談支援体制の充実を図っていきます。

◆ 子ども・子育て家庭・若者への支援 [案 P.70~]

- ▶ 妊娠から出産、子育て、子どもの成長段階を通じて切れ目のない支援を行うため、関連部署が連携して、子どもと子育て家庭に対する支援、児童虐待の未然防止と、子どもの貧困対策、困難を抱える若者の支援を一体的に推進していきます。

◆ ケアラーへの支援 [案 P.72~]

- ▶ 子どもの居場所や食事の提供、学習支援等を行う団体への支援の充実や連携の強化を図ることにより、身近に相談しやすい場所を増やし、地域全体でヤングケアラーの早期発見や支援が行える環境づくりをさらに推進していきます。

◆ 社会的孤立をなくすための支援 [案 P.81~]

- ▶ 社会参加の機会につなぐ必要がある支援対象者に対しては、個々のニーズを踏まえながら、地域における社会資源とのマッチングを推進するなど、参加支援を行っていきます。

(4) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画) [案 P.83~]

- ▶ 誰もが住み慣れた地域で、地域の人と支えあいながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援の必要な方を把握し、行政だけでなく、地域や福祉、医療、金融、法律関係者、家庭裁判所等と連携し、適切に必要な支援につなげる仕組みを構築していきます。

(5) 災害時要配慮者対策の推進 [案 P.93~]

- ▶ 関係機関等と連携し、平時から地域における避難行動要支援者や要配慮者の情報の把握や、訓練の実施等を通じた理解の促進に努め、地域の中で避難行動要支援者等を支えていく体制を整備していきます。

3 地域福祉を支える基盤づくり

(1) 福祉人材の確保・定着・育成 [案 P.95~]

- ▶ 福祉の職場を正しく理解してもらい、ミスマッチによる早期離職を防ぐとともに、働き甲斐のある魅力的な職場であることの周知広報とともに、離職して働いていない有資格者へのアプローチなどを行っていきます。

(2) 福祉サービスの質の向上 [案 P.97~]

- ▶ 福祉サービスの質の向上と、社会福祉法人の運営の適正化を図るため、関係法人等への情報提供や日々の指導・支援等を充実させていくとともに、評価結果等を区民に分かりやすく提供していきます。

(3) デジタル技術の活用等 [案 P.99~]

- ▶ 誰もがデジタル化への恩恵が受けられるよう、デジタル機器に触れることができる機会を、より身近な場所で増やし、その価値を実感することで、利用方法等の習得につながるような取組をさらに進めていきます。

(4) バリアフリーの推進 [案 P.100~]

- ▶ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会の実現を推進していきます。

荒川区 地域福祉計画

令和8年度～令和13年度

(案)

令和8年 月

荒 川 区

荒川区地域福祉計画

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の背景・目的・趣旨	1
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画の期間	5
第4節 計画とSDGsとの関係	6
第5節 計画の進行管理	7
第 2 章 地域福祉を取り巻く状況	8
第1節 人口構造	8
第2節 各分野の対象者等の状況及び動向	12
第3節 荒川区政世論調査結果	20
第4節 荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査結果	22
第 3 章 基本理念と基本方針	24
第1節 基本理念	24
第2節 基本方針	24
第3節 荒川区における重層的支援体制について	27
第 4 章 各施策の方向性	33
基本方針1 つなぎ支え合う地域づくり	33
基本方針2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり	59
基本方針3 地域福祉を支える基盤づくり	95
資料編	103
1 パブリックコメントの実施結果	103
2 計画の策定経過	110
3 用語解説	114



第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景・目的・趣旨

- 近年全国的に、少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少や核家族化、未婚化の進行に伴う高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加に加え、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会の構造は大きく変化し、老々介護や介護と育児のダブルケア、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等、世帯が抱える課題は複雑化・複合化しています。こうした課題は、誰にでも起こり得る一方、その内容は世帯ごとに大きく異なるため、従来のような一つの行政分野による支援制度だけでは対応が難しい状況が発生しています。
- 国においてはこうした状況を受けて、平成28(2016)年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、子ども・高齢者・障がいのある方など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。また、平成29(2017)年6月には社会福祉法等が改正され、平成30(2018)年4月からの区市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定の努力義務化等が行われました。
- 令和元(2019)年12月の地域共生社会推進検討会の最終取りまとめでは、地域共生社会の理念は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方であることが示されました。この方向性を基に、令和2(2020)年6月に社会福祉法等が改正され、区市町村による包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する事業として、社会福祉法106条の4により「重層的支援体制整備事業」が創設、令和3(2021)年4月から施行されています。
- 判断能力の低下した高齢者や障がいのある方の財産管理等を支援し権利を保護する「成年後見制度」は、平成11(1999)年12月施行の民法改正によって導入され、その利用促進を図るため、平成28(2016)年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されています。高齢化の進展に伴い、成年後見制度を必要とする者の増加が見込まれることから、尊厳のある本人らしい生活の継続に向け、権利擁護支援の推進が重要です。
- 一方、近年における荒川区では、集合住宅の建設等による人口の流入により、人口は微増傾向で推移しています。高齢者人口も全体ではほぼ同様の傾向にあります。しかし、医療や介護の必要性が高まる後期高齢者人口は増加しています。こうした中、



今後区においても、老々介護やダブルケア、ヤングケアラー等の課題を抱える個人・世帯が増えていくことが想定されます。また、区の統計資料からは、ひきこもりや児童虐待に関する相談が増えており、地域の課題が複雑化・複合化していることが窺えます。

- 区においてはこれまでも、町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年委員、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、各種ボランティア団体等、様々な団体や機関の自主的な活動を通じて、地域の課題解決にも御協力をいただけてきました。地域における生活課題が複雑化・複合化していく中、今後は、行政と地域の団体等がより連携・協働し、その解決に向けた包括的な支援体制の構築を目指していく必要があります。
- このような状況を踏まえ、これまでの地域における活動を基盤としつつ、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進に向け、「荒川区地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。



第2節 計画の位置付け

- 本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく区市町村地域福祉計画として、また、区健康・福祉分野の上位計画として位置付け、区の地域保健福祉の向上のための理念や基本的な方向性、共通して取り組むべき事項を定めます。

＜社会福祉法における位置づけ(抜粋)＞

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

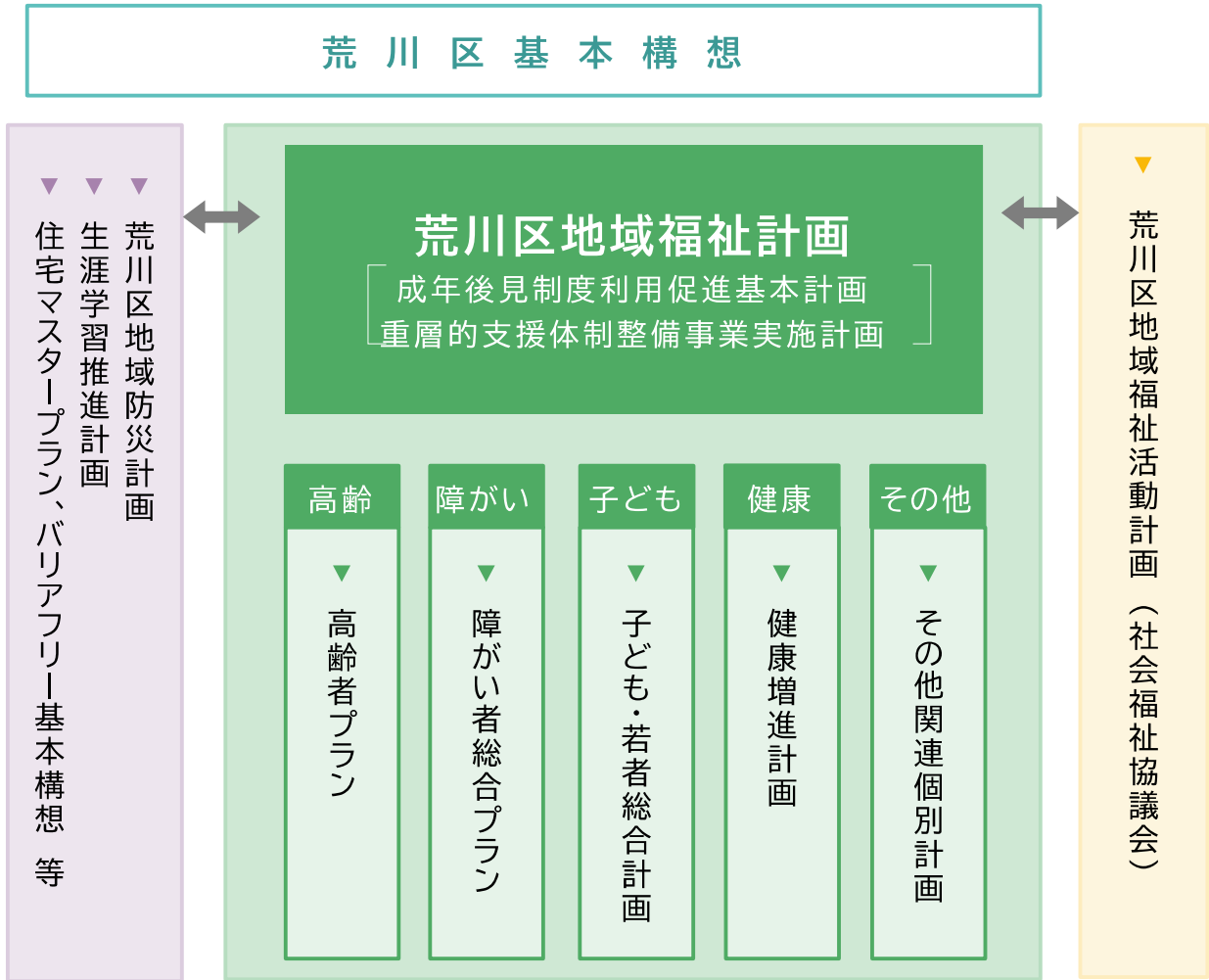
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 具体的な施策や事業等の詳細については、本計画を構成する分野別計画である荒川区高齢者プランや荒川区障がい者総合プラン、荒川区子ども・若者総合計画、荒川区健康増進計画等で示すこととします。

- 子どもから高齢者まで、全ての世代の皆様が夢や希望を持ち、健康で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域共生社会の構築を進めていくことが必要です。その上で高齢者や障がいのある方などの権利擁護が重要であることから、区の地域保健福祉の各分野で共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「区市町村成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に内包します。また、令和3(2021)年度から重層的支援体制整備事業が法定化されたことに伴い、重層的支援体制整備事業の関連項目をもって、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けます。



■他の計画との関係図





第3節 計画の期間

○本計画は、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や、各分野別計画との整合性を図る必要がある場合等、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

■各計画の計画期間(予定)

	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037
地域福祉計画 (6か年)						計画期間											
高齢者プラン (3か年)	計画期間				計画期間		計画期間		計画期間		計画期間		計画期間				
障がい者総合プラン ①障がい者プラン (6か年)	計画期間					計画期間						計画期間					
障がい者総合プラン ②障がい福祉計画 ③障がい児福祉計画 (3か年)	計画期間				計画期間		計画期間		計画期間		計画期間		計画期間				
子ども・若者総合計画 (5か年)						計画期間						計画期間					計画期間
健康増進計画 (6か年)	計画期間					計画期間						計画期間					
荒川区地域福祉活動計画 (あらかわ粋・活計画) ※荒川社協 (5か年)						計画期間					計画期間						計画期間
東京都地域福祉支援計画 (6か年)						計画期間					計画期間						計画期間



第4節 計画とSDGsとの関係

- SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。
- 先進国を含む国際社会が取り組む普遍的な目標として、17のゴール(開発目標)と169のターゲットで構成され、世界全体の「経済」「社会」「環境」の3つの側面を調和させ、貧困や格差を撲滅させる等、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能な社会を実現するための統合的な取組となっています。
- 我が国においても、平成28(2016)年5月20日に「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、同年12月22日には「SDGs実施指針」を定め、地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGs要素を最大限反映すること」を奨励しています。
- 本計画においても、このSDGsの理念を踏まえて、様々な施策を推進していきます。

■SDGs 17のゴール(開発目標)





第5節 計画の進行管理

- 本計画については、荒川区高齢者プラン、荒川区障がい者総合プラン、荒川区子ども・若者総合計画、荒川区健康増進計画等の分野別計画において実施する進行管理の結果や、世論調査の結果等を活用し、PDCAサイクルマネジメントに沿って総括的に進行管理を行うことで、次期以降の計画策定に活かしていきます。

■PDCA サイクル





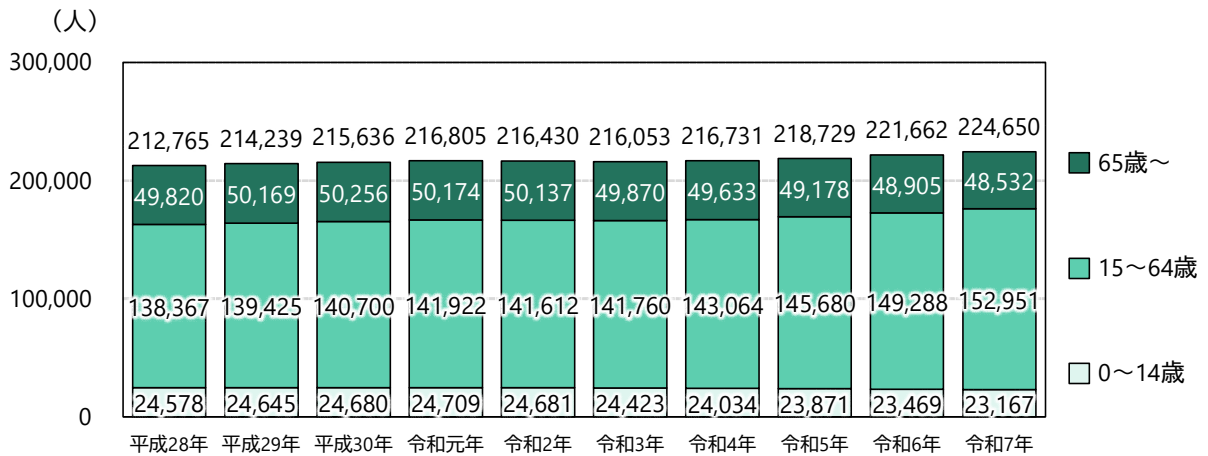
第2章 地域福祉を取り巻く状況

第1節 人口構造

(1) 総人口

- 区の人口は昭和35(1960)年の 285,480 人をピークに、しばらく減少傾向が続きました。その後、平成7(1995)年の最小値を経て、平成12(2000)年から増加に転じ、平成22(2010)年に再び 200,000 人を超え、以降、微増傾向となっています。人口増加の要因には、集合住宅の建設等により若い世代が多く流入したこと等があげられます。
- 直近の区の人口は、令和7(2025)年10月1日現在で 224,650 人となっています。平成28(2016)年から令和元(2019)年まで微増傾向で推移し、その後、令和4(2022)年まで横ばいで推移していましたが、令和5(2023)年以降は再び増加に転じています。
- 年齢3区分別の内訳を見ると、生産年齢人口(15～64歳)は概ね増加の一途を辿る一方、年少人口(0～14歳)は令和元(2019)年をピークに緩やかに減少しています。なお、年齢3区分別人口構成比は、ほぼ横ばいで推移しています。

◆ 年齢3区分別人口の推移



※各年10月1日現在

※第2章に掲載しているグラフや表のうち出典が明記されていないものは、庁内の統計データを基に作成したものです。

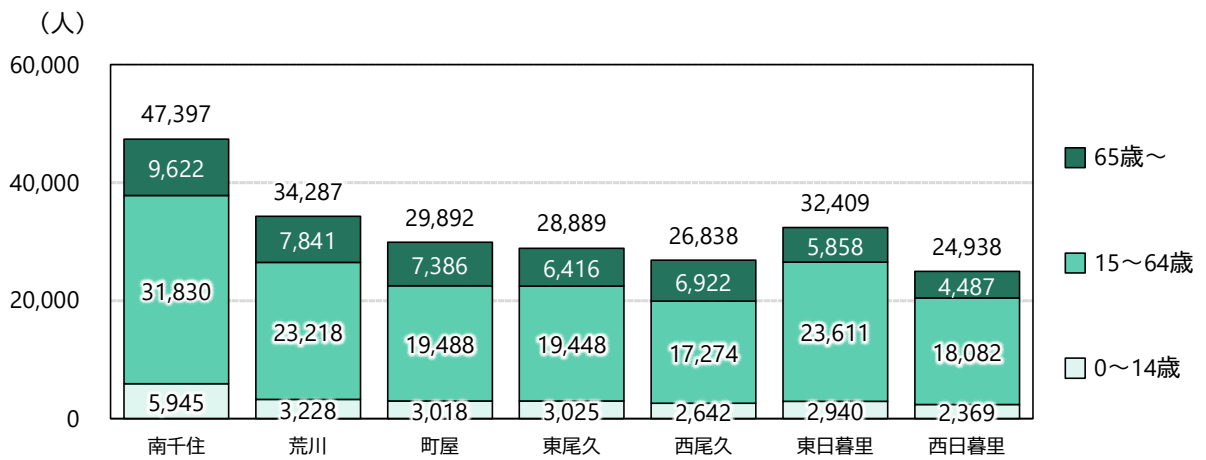


(2) 地区別人口

○ 区の人口を行政区域(7地区)別で見ると、総人口は地区ごとにばらつきがあり、南千住地区が47,397人で最も多く、西日暮里地区が24,938人で最も少なくなっています。

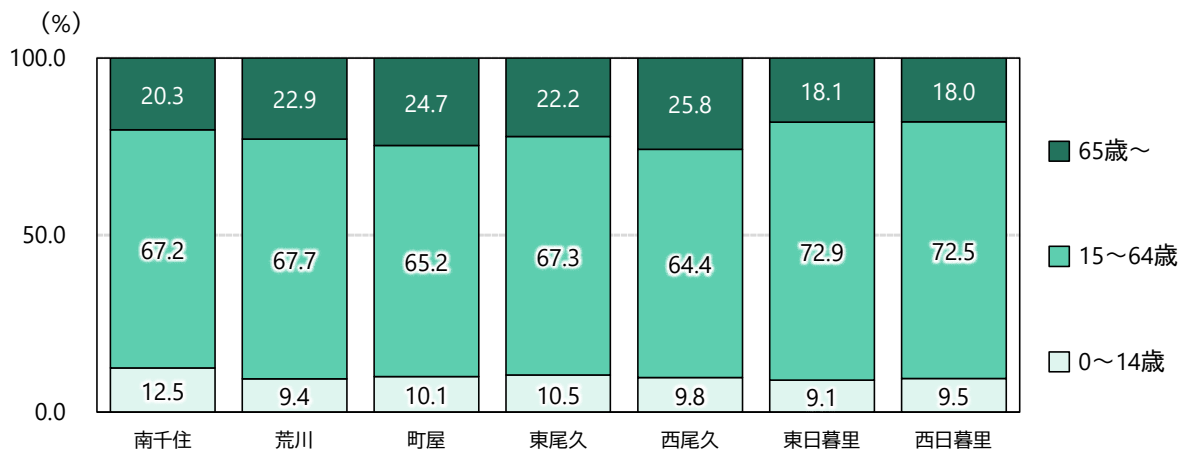
○ 地区別の年齢3区分別人口構成比を見ると、他の地区に比べて、南千住地区は年少人口(0~14歳)の割合が12.5%、西尾久地区は高齢者人口(65歳~)の割合が25.8%と高くなっています。

◆地区別の年齢3区分別人口(令和7(2025)年)



※令和7年10月1日現在

◆地区別の年齢3区分別人口構成比(令和7(2025)年)



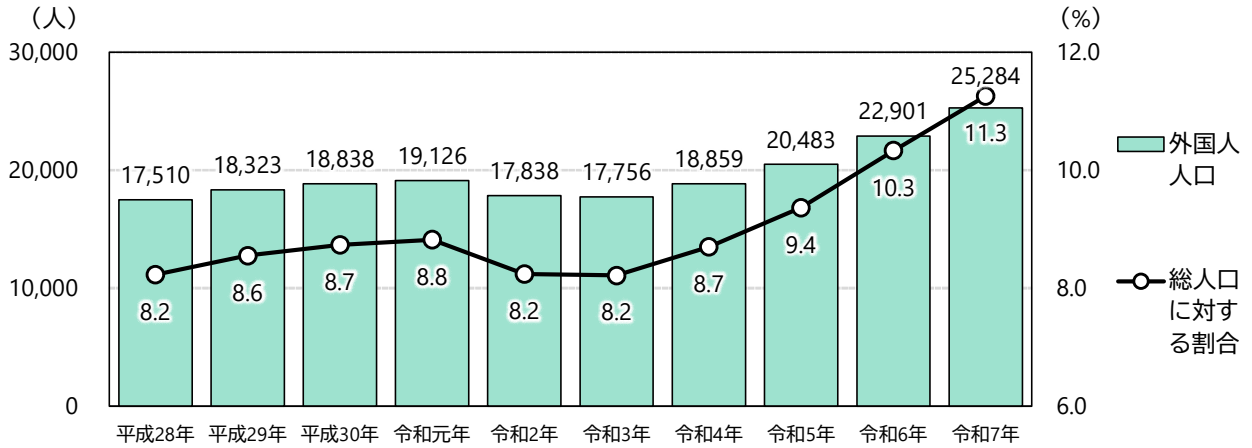
※令和7年10月1日現在



(3)外国人人口

○区の外国人人口の推移を見ると、平成28(2016)年から令和元年にかけて増加傾向にありましたが、令和2(2020)年、令和3(2021)年は新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて一時減少しました。その後は再び増加傾向となり、令和7(2025)年現在では25,284人、総人口に対する割合は11.3%となっています。

◆外国人人口・総人口に対する外国人人口の割合の推移

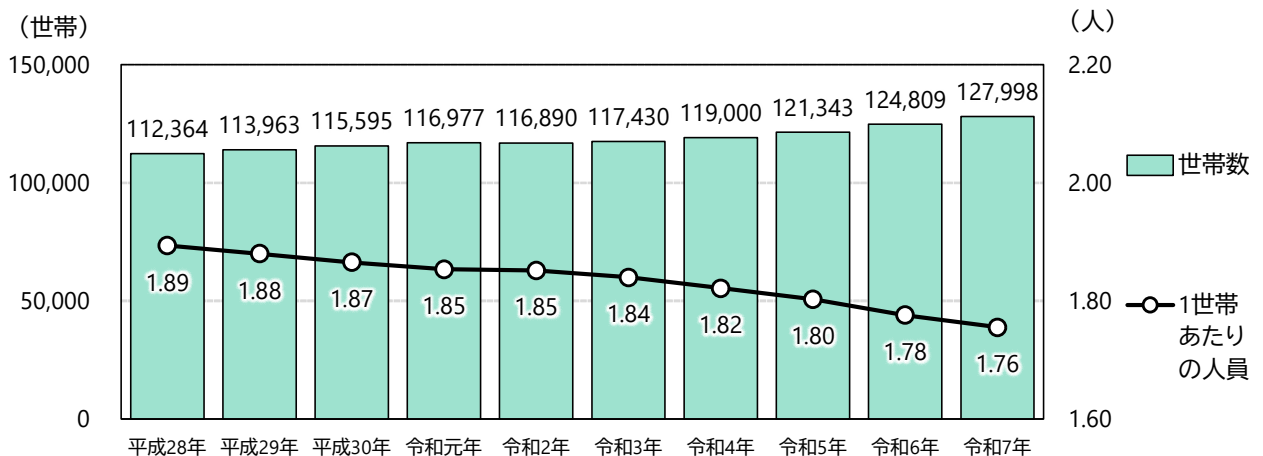


※各年10月1日現在

(4)世帯数及び1世帯当たりの人員

○区の世帯数は増加傾向にあり、令和7(2025)年現在では127,998世帯となっています。一方、1世帯当たりの人員は減少傾向で推移しており、令和6(2024)年には初めて1.80人を割り込み、令和7(2025)年現在では1.76人となっています。

◆世帯数及び1世帯当たりの人員の推移



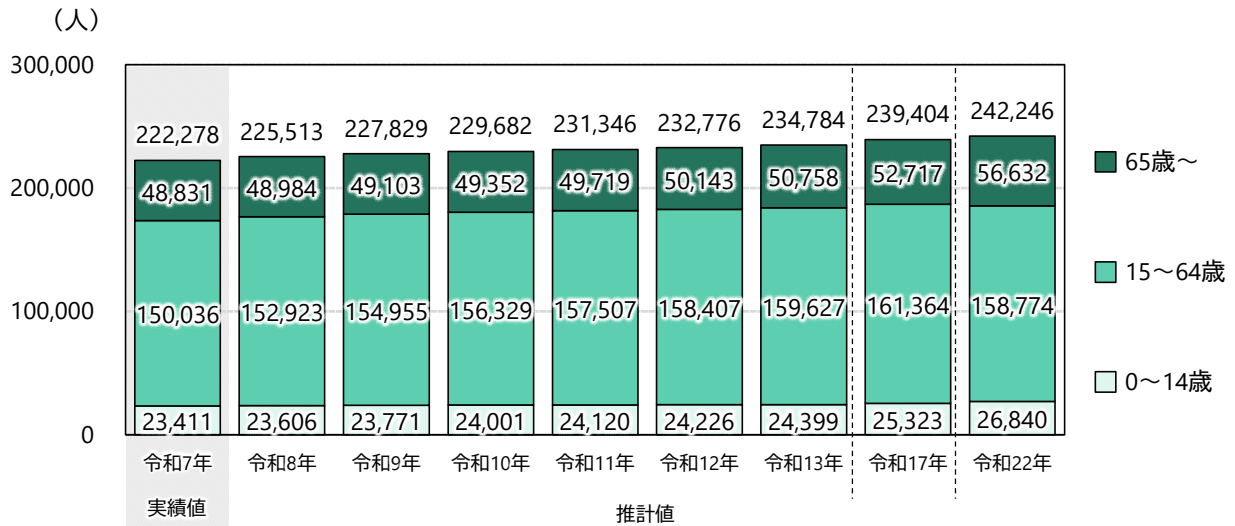
※各年10月1日現在



(5) 将来推計人口

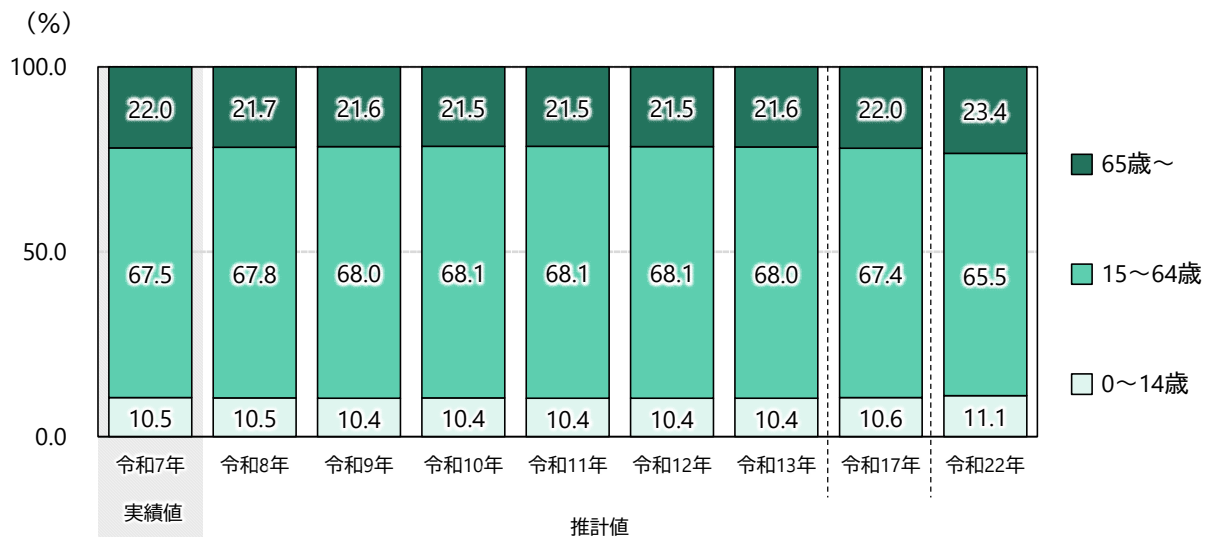
将来推計人口を見ると、人口の変化に関する近年の傾向が続く場合には、区の総人口は微増傾向が継続する見込みとなっています。

◆将来推計人口 年齢3区分別



※令和7年は1月1日現在

◆将来推計人口 年齢3区分別人口構成比



※令和7年は1月1日現在

出典：公益財団法人荒川区自治総合研究所「荒川区の将来人口推計に関する研究プロジェクト報告書」
令和7年更新データによる推計

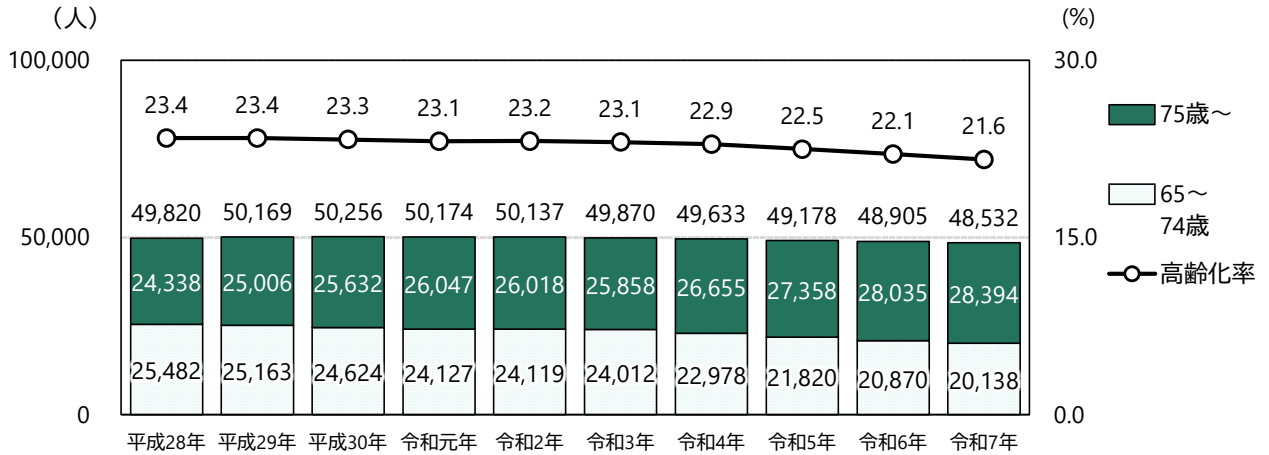


第2節 各分野の対象者等の状況及び動向

(1) 高齢者人口・高齢化率

○区の高齢者人口の推移を見ると、全体では平成30(2018)年からは緩やかに減少しており、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は令和7(2025)年度時点で21.6%となっています。高齢者人口の内訳を見ると、75歳以上の後期高齢者人口は増加傾向で推移しています。

◆高齢者人口・高齢化率の推移

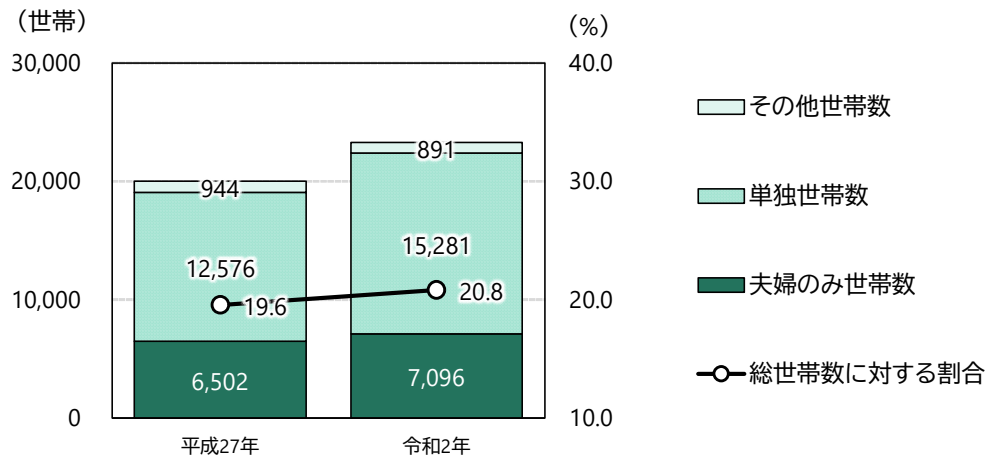


※各年10月1日現在

(2) 高齢者世帯の推移

○区の高齢者(65歳以上)世帯員のみで構成される世帯の状況を見ると、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて、特に単独世帯数の増加が著しくなっています。また、令和2(2020)年では、総世帯数における高齢者世帯員のみで構成される世帯の割合は2割を超えています。

◆高齢者世帯の推移



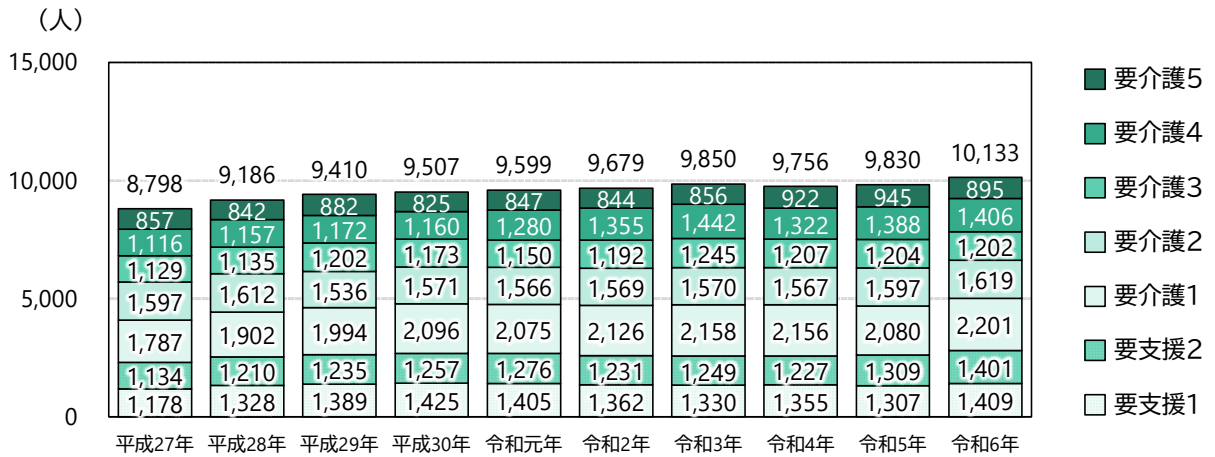
出典: 国勢調査「人口等基本集計」



(3)要介護(要支援)認定数

○ 区の要介護(要支援)認定数は、令和6(2024)年では 10,133 人と過去 10 年間で最も多く、平成27(2015)年の 8,798 人に比べ 1,335 人増加しています。介護度別で見ると、特に要介護 1 が増加しています。

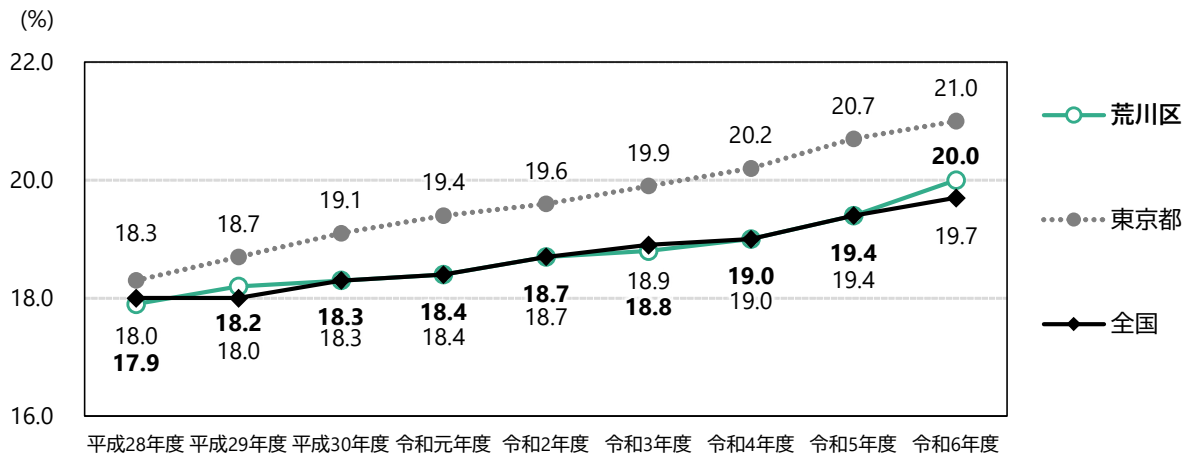
◆要介護(要支援)認定数



※各年12月末日現在

○ 第1号被保険者数に占める要介護(要支援)認定者数の割合は、全国的に緩やかに増加する中で、区の割合は都を下回るものの、全国と同程度で推移しています。

◆要介護(要支援)認定率の推移



※各年度3月31日現在

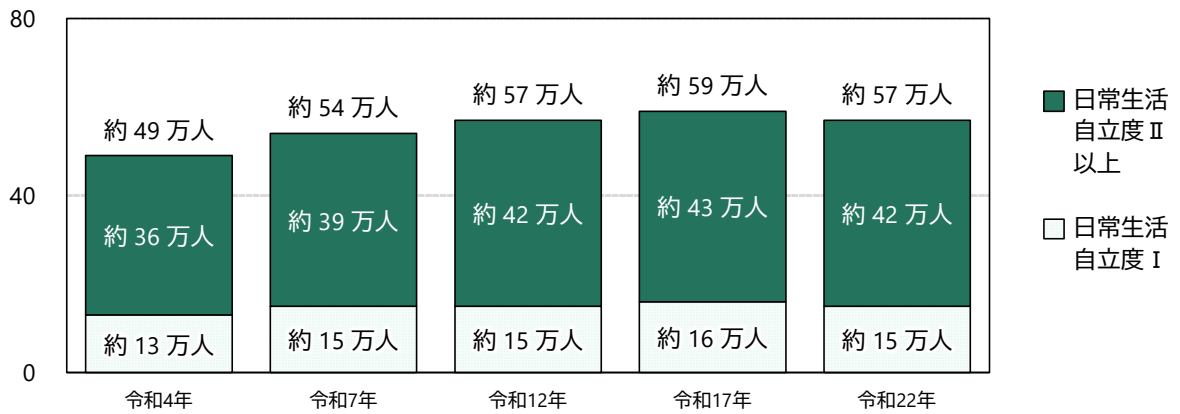


(4)東京都認知症高齢者数の推計

○東京都全体の認知症高齢者（自立度Ⅰ以上）数は、令和4（2022）年は約49万人となっています。その後も増加傾向にあり、令和17（2035）年に約59万人になると推計されています。一方、認知症の有病率調査結果の経年比較においては、平成24（2012）年の15.0%が、令和4（2022）年は12.3%と減少しています。

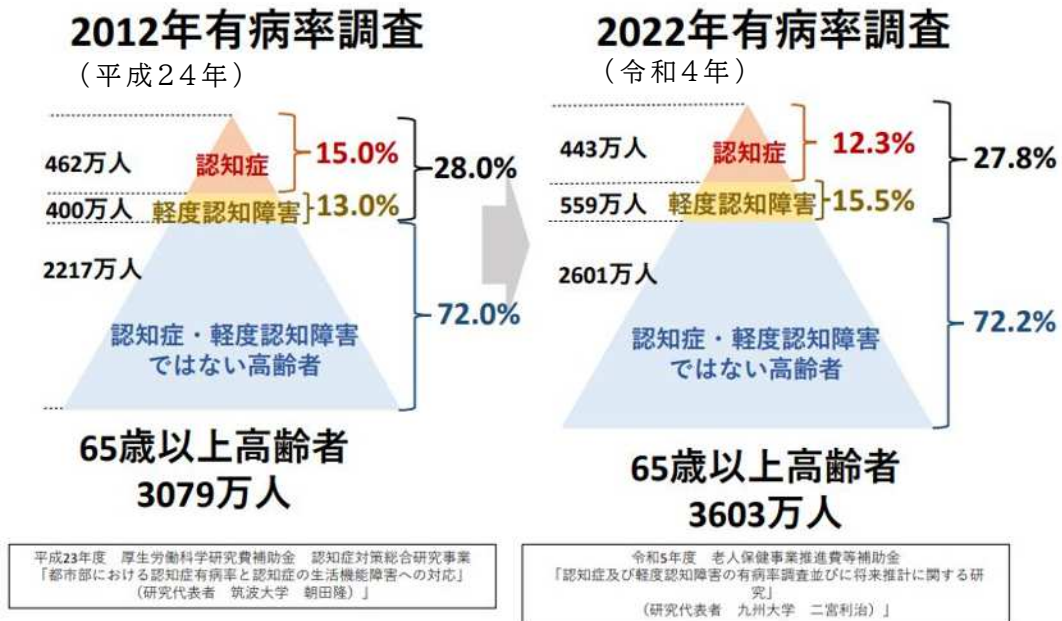
◆東京都認知症高齢者数の推計

(万人)



出典:東京都福祉保健局「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査報告書」(令和5年3月)

◆有病率調査結果の経年比較



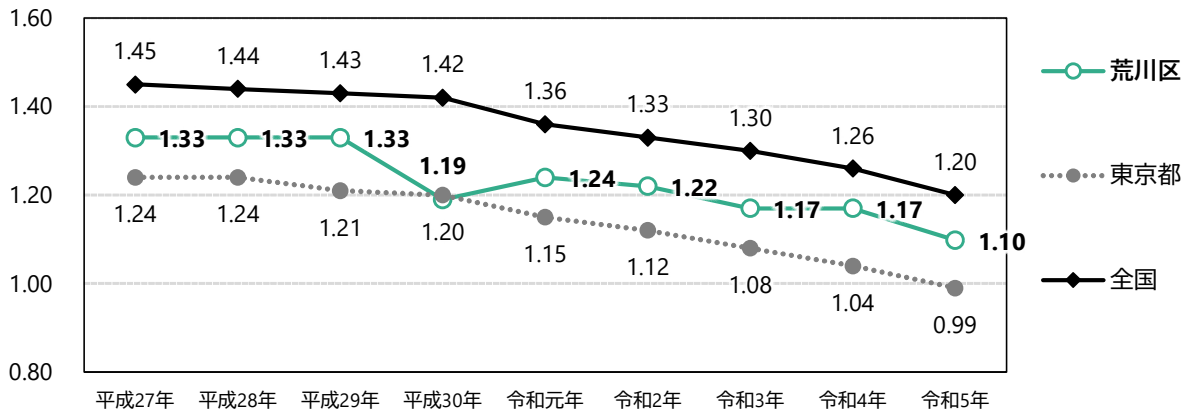
出典:厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課「令和7年度認知症セミナー(行政説明資料)」



(5) 合計特殊出生率の推移

- 区の合計特殊出生率は平成29(2017)年までは横ばいで推移していましたが、その後、減少傾向で推移し、令和5(2023)年現在では過去最低の1.10となっています。
- 全国、東京都ともに減少傾向であり、区は全国より低く、東京都より高い位置で推移しています。

◆ 合計特殊出生率の推移(国・都比較)



出典:【荒川区】東京都保健医療局「人口動態統計」
【国・東京都】令和5年人口動態調査

(6) 児童扶養手当と児童育成手当の支給対象児童数

- 区の児童扶養手当・児童育成手当の支給対象児童数の推移を見ると、いずれも令和元(2019)年度から令和6(2024)年度にかけて減少傾向となっています。

◆ 児童扶養手当・児童育成手当の支給対象児童数

(人)

年度	児童扶養手当	児童育成手当
令和元年度	1,765	2,310
令和2年度	1,660	2,137
令和3年度	1,525	2,060
令和4年度	1,460	1,973
令和5年度	1,425	1,937
令和6年度	1,351	1,832

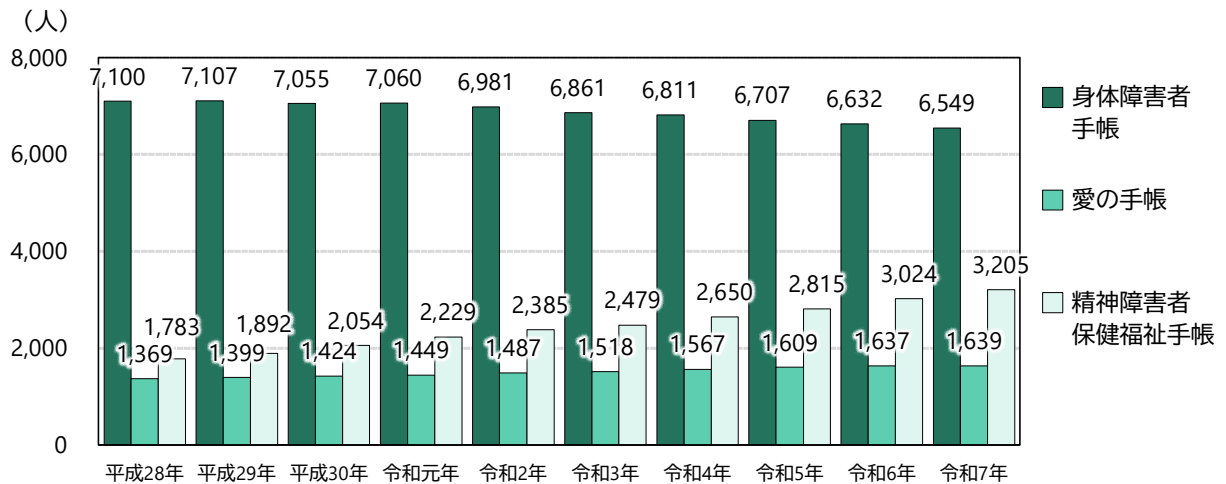
※各年度3月末日現在



(7) 障害者手帳所持者数の推移

- 区の3種の手帳所持者数の推移を見ると、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にある一方、愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向で推移しています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。

◆各手帳所持者数の推移



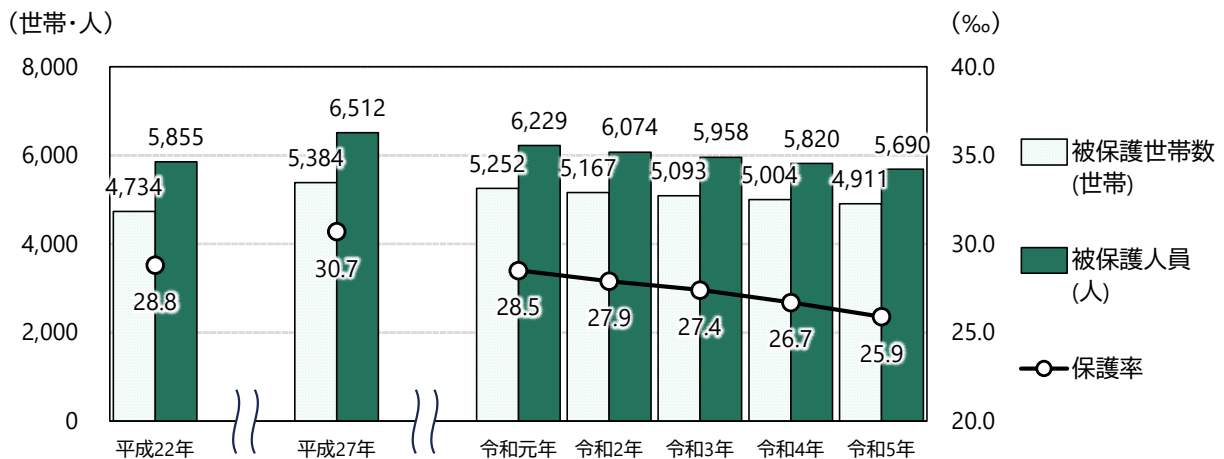
※各年3月末日現在

出典：【身体障害者手帳・愛の手帳】公益財団法人 特別区協議会「特別区の統計」
【精神障害者保健福祉手帳】庁内資料

(8) 被保護世帯数・被保護人員の推移

- 区の生活保護の被保護世帯及び被保護人員の推移を見ると、平成27(2015)年には被保護世帯数・被保護人員数ともにピークを迎えましたが、令和元(2019)年以降はいずれも減少傾向にあり、令和5(2023)年現在の保護率は25.9%となっています。

◆被保護世帯数・被保護人員の推移(年度平均)



出典：福祉・衛生行政統計 年報



(9)福祉事務所における各種相談状況

○区における福祉に関する相談件数を見ると、令和5(2023)年度では73,683件となっています。相談内容別では、「生活相談」や「家庭相談」等の件数は減少傾向にあるものの、「高齢者相談」や「女性相談」等の件数はやや増加傾向にあります。

◆各種相談の推移

(件)						
年度	総数	生活相談	児童相談	ひとり親相談	高齢者相談	身体障害者相談
平成27年度	88,261	58,443	920	1,545	9,083	13,992
平成28年度	85,938	57,387	1,024	1,384	9,791	11,590
平成29年度	91,094	59,199	1,216	2,098	8,998	13,313
平成30年度	86,127	52,326	1,123	2,089	9,520	14,121
令和元年度	80,032	46,497	1,147	1,947	9,343	13,800
令和2年度	68,904	40,431	1,238	1,566	8,578	11,225
令和3年度	69,017	39,660	1,186	1,534	10,461	11,053
令和4年度	71,482	38,179	1,052	1,613	11,701	11,895
令和5年度	73,683	36,071	1,228	1,409	12,732	13,898

年度	知的障害者相談	女性相談	家庭相談
平成27年度	3,466	613	199
平成28年度	3,101	1,414	247
平成29年度	4,977	1,099	194
平成30年度	5,445	1,359	144
令和元年度	5,712	1,461	125
令和2年度	4,448	1,295	123
令和3年度	3,822	1,216	85
令和4年度	5,648	1,301	93
令和5年度	6,552	1,712	81

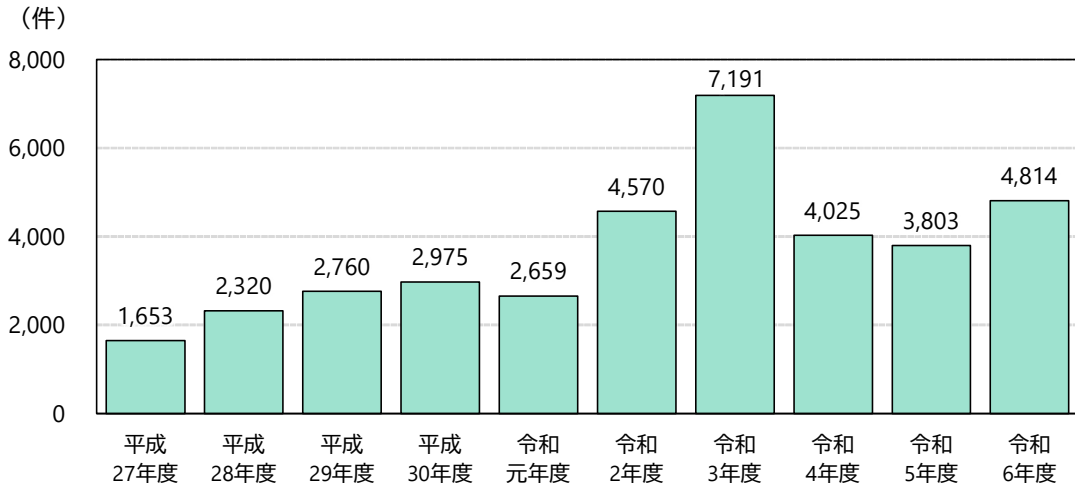
出典:【生活相談件数】庁内統計データ
【生活相談件数以外】公益財団法人 特別区協議会「特別区の統計」



(10)生活困窮等相談支援件数

○区の自立相談支援機関においては、生活困窮をはじめ、複合的な課題を抱えた相談が増加傾向にあります。令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の流行等により、相談件数が大きく増加しました。また、令和4(2022)年12月からひきこもり相談窓口を併設し、相談支援を開始したことにより、ひきこもりに関する相談件数が増加傾向にあります。

◆生活困窮等相談支援件数(仕事・生活サポートデスク相談支援件数)



(11)若者相談「わか」における相談内容別受付件数

○若者相談「わか」における相談件数を見ると、「自分自身」についての相談が最も多くなっています。電話・メール・区内のふれあい館等での出張相談に加え、令和5(2023)年度からはLINE(ライン)を活用したチャットでの相談を開始し、気軽に相談できる環境を整えています。

◆相談内容別受付件数

(件)

年度	総数	自分自身	家族	学校・学業	就労	その他
*令和4年度	25	12	4	2	4	3
令和5年度	352	184	92	20	34	22
令和6年度	339	270	25	4	25	15

※令和4年度は12月5日以降の実績



(12) 子ども家庭総合センターにおける相談受理事件数

○ 子ども家庭総合センターにおける相談受理事件数を見ると、令和6(2024)年度では「児童虐待」についての相談が657件と最も多く、全体の5割程度を占めています。

◆相談受理事件数

(件)

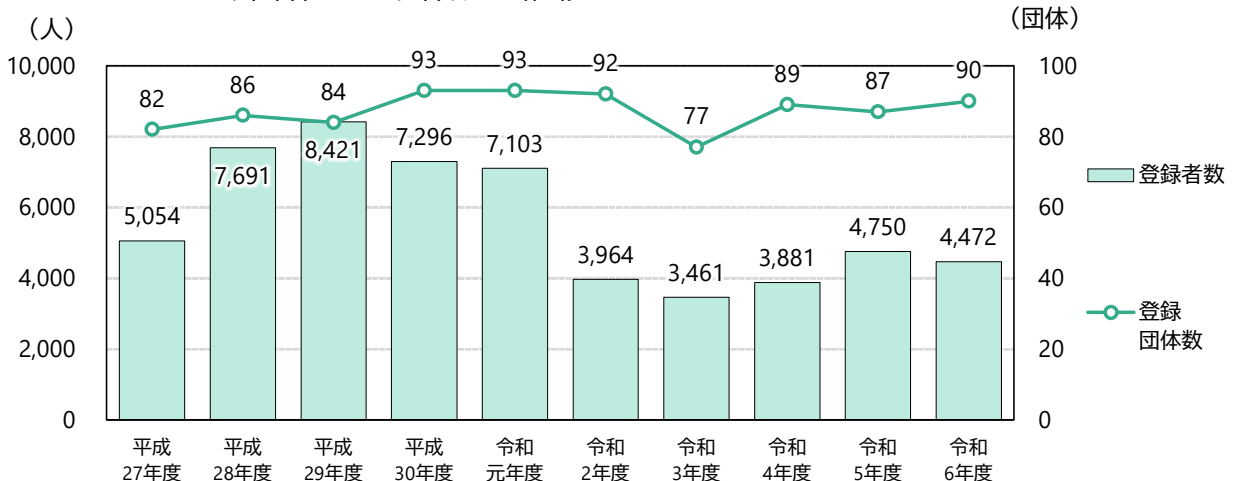
年度	総数	児童虐待	養育困難等	保健	障害	非行
令和2年度	1,228	572	232	3	105	17
令和3年度	1,186	477	224	3	142	44
令和4年度	1,052	516	150	1	118	35
令和5年度	1,228	657	162	0	130	23
令和6年度	1,322	657	243	1	103	29

年度	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他
令和2年度	65	32	0	53	149
令和3年度	79	26	0	63	128
令和4年度	80	23	1	36	92
令和5年度	88	21	5	36	106
令和6年度	109	12	0	31	137

(13) ボランティア登録団体・登録者数

- ボランティア登録団体数の推移を見ると、令和3(2021)年度は落ち込んだものの、令和6(2024)年度は、90団体となっています。
- 登録者数は、平成29(2017)年度に8千人台と高くなっていましたが、その後は減少傾向が続いています。これは、会員の高齢化や新型コロナウイルス感染症の流行等が原因と考えられます。

◆ボランティア登録団体・登録者数の推移





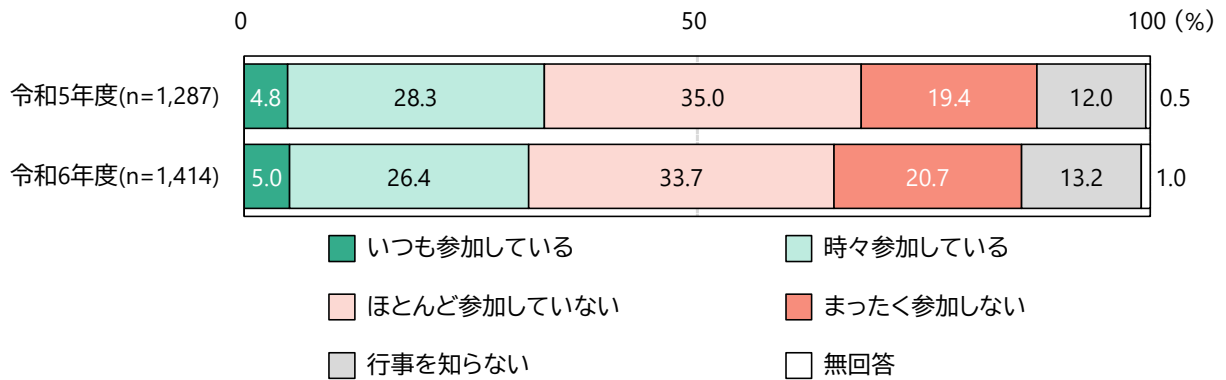
第3節 荒川区政世論調査結果

荒川区政世論調査において実施している地域の行事への参加等に関する状況を見ると、参加の割合が減少しています。

(1) 地域の行事や活動への参加状況

問 あなたは、地域の行事や活動に参加していますか。(○は1つだけ)

- 地域の行事や活動への参加状況を見ると、令和6(2024)年度では「いつも参加している」と「時々参加している」を合わせた《参加している》の割合は31.4%、「ほとんど参加していない」と「まったく参加しない」を合わせた《参加しない》の割合は54.4%となっています。
- 《参加している》の割合は、令和5(2023)年度調査結果(33.1%)と比較すると1.7ポイント減少しています。

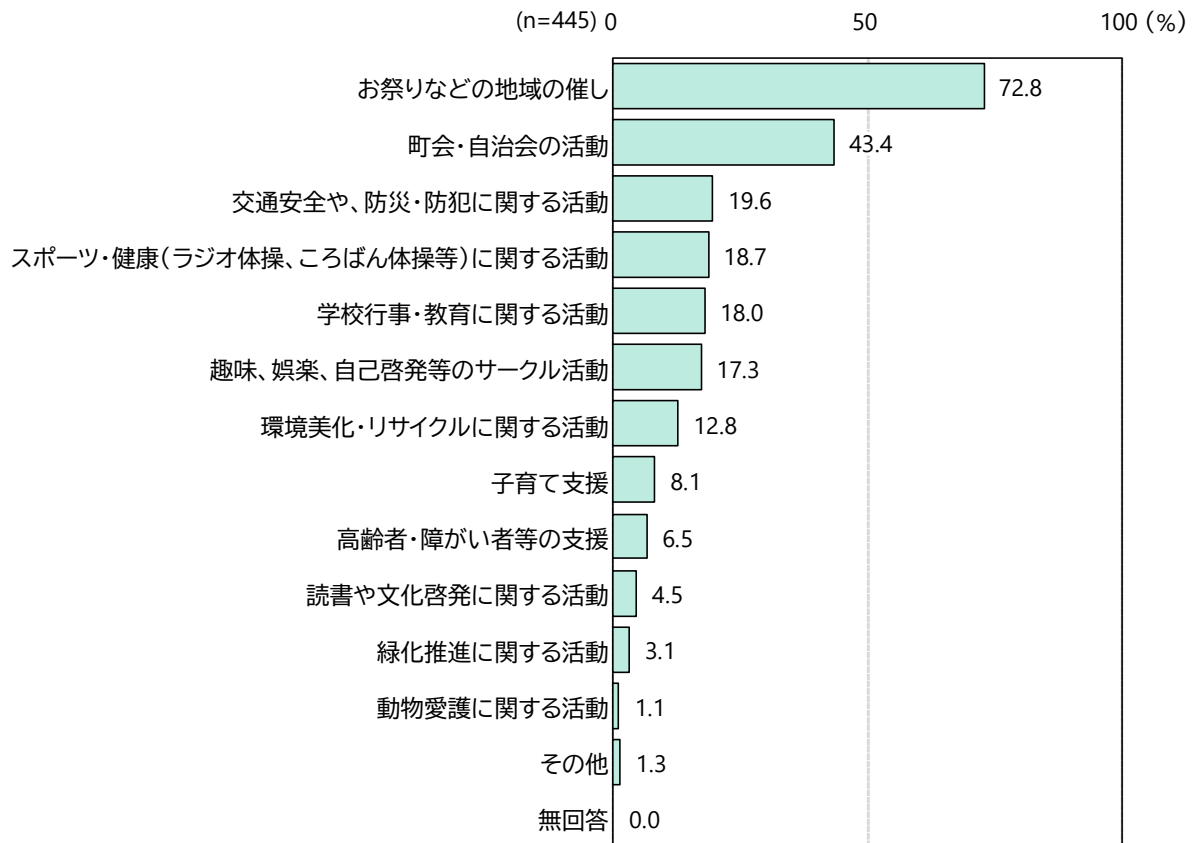




(2)参加している地域の行事や活動

問 次のうち、どのようなものに参加していますか。(○はいくつでも)

○参加している地域の行事や活動について見ると、「お祭りなどの地域の催し」が72.8%と最も高く、次いで「町会・自治会の活動」が43.4%、「交通安全や、防災・防犯に関する活動」が19.6%となっています。



※「地域の行事や活動への参加頻度」で「いつも参加している」「時々参加している」と回答した方のみ聴取

令和6年度



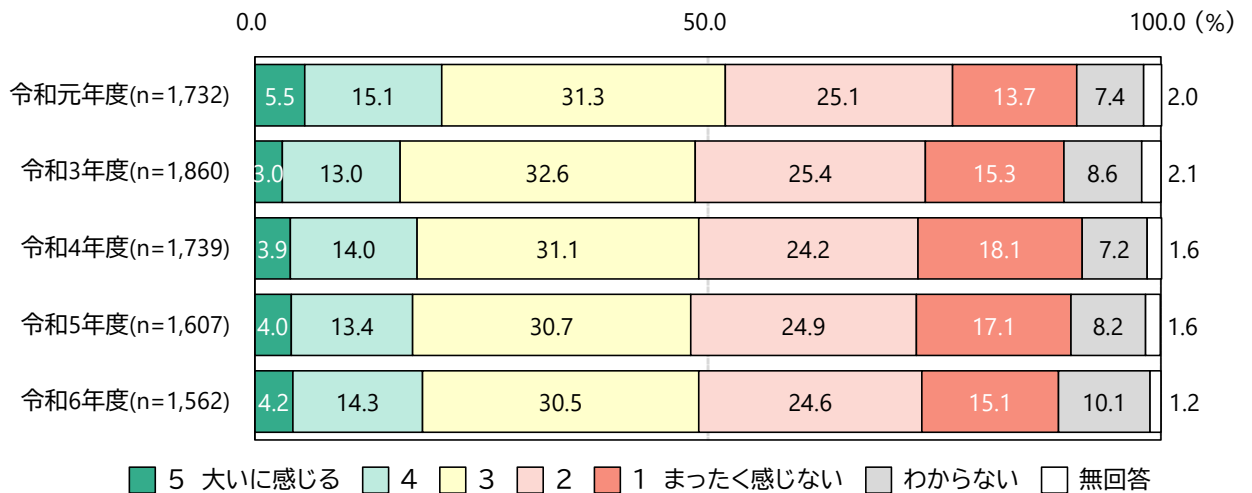
第4節 荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査結果

荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査結果を見ると、地域の方との交流の実感は新型コロナウイルス感染症の流行で減少しましたが、その後以前の水準に戻っています。しかし、地域に頼れる人がいる実感は減少しています。

(1) 地域の方との交流の充実

問 お住まいの地域の方と交流することで充実感が得られていると感じますか？

- お住まいの地域の方と交流することで充実感が得られていると感じるか尋ねたところ、「1」と「2」を合わせた《感じる》は 39.7%と約4割を占め、「5」と「4」を合わせた《感じる》の 18.5%を上回っています。
- 年次推移を見ると、《感じる》の割合は、新型コロナウイルス感染症の流行が発生していた令和3(2021)年度に減少しましたが、その後は令和元(2019)年度と同水準となっています。



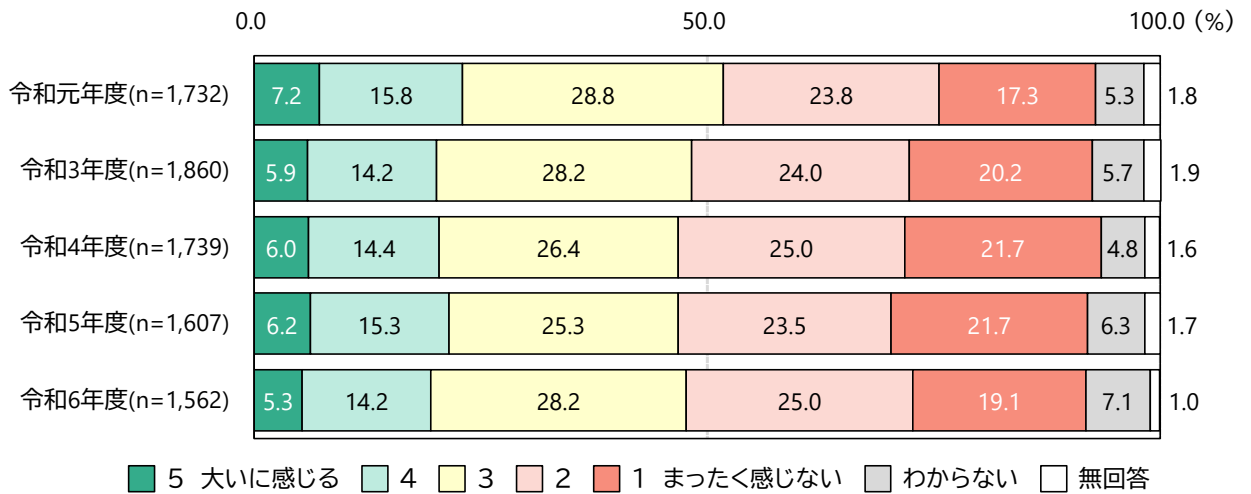
出典：荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査



(2) 地域に頼れる人がいる実感

問 お住まいの地域に頼れる人がいると感じますか？

- お住まいの地域に頼れる人がいると感じるか尋ねたところ、「1」と「2」を合わせた《感じる》は44.1%と約4割を占め、「5」と「4」を合わせた《感じる》の19.5%を上回っています。
- 年次推移を見ると、《感じる》の割合は減少傾向にあり、令和6(2024)年度(19.5%)では令和元(2019)年度の23.0%から3.5ポイント低下しています。



出典:荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査



第3章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

- 今後の地域社会の目指すべき姿は、区民が相互に信頼し合い、助け合いながら生活することができる「地域共生社会」を構築していくことです。
本計画の基本理念は、区と地域とが協働して実現すべき地域福祉の将来像として、以下のとおり定めます。

幾重ものつながりと支え合いで地域の力を育み、
誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち あらかわ

第2節 基本方針

- 基本理念を実現するために進めていく施策の基本方針は、以下のとおりとします。

1 つなぎ支え合う地域づくり

- 誰もが集える居場所等を地域の身近な場所に整備するとともに、地域の多様な活動を支援することで、地域の力を育みます。また、地域の課題にいち早く気づき、必要な支援につなげていけるよう、アウトリーチによる相談等を推進するとともに、区と関係団体等との連携を強化して伴走型の相談・支援体制を構築し、つなぎ支え合う地域づくりを進めます。

(1) 地域の多様な活動の推進

- ① ボランティア活動・地域活動の支援
- ② 高齢者や障がい者の社会参加の推進
- ③ 民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援
- ④ 再犯防止に関する活動の推進

(2) 身近な地域の居場所づくり

- ① 高齢者のサロン活動の推進
- ② 子どもや若者の居場所づくりの推進
- ③ 誰もが集える居場所づくりの推進

(3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築

- ① 地域における見守り・防犯活動の推進
- ② 社会福祉協議会等との連携・協働
- ③ 民間事業者との連携・協働
- ④ 多文化共生の推進

(4) 包括的な相談・支援体制の構築



2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

○多様化、複雑化する地域の課題や悩み等を抱えた個人や世帯のニーズに対応し、それらの解決や改善を図るため、福祉や保健の分野に限らず、関連する様々な制度やサービス等の狭間を埋め、重なるようにつないで必要に応じた支援を届け、安心して暮らし続けられる地域をつくっていきます。

また、地域に暮らす方々の権利が守られ、お互いに信頼し、尊重し合い、自分らしく暮らすことのできる地域づくりを進めます。

- (1) 住宅確保要配慮者への支援
- (2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- (3) 多様な地域生活課題への対応
 - ① 高齢者への支援
 - ② 障がい者(児)への支援
 - ③ 子ども・子育て家庭・若者への支援
 - ④ ケアラーへの支援
 - ⑤ ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援
 - ⑥ 在宅医療に関する支援
 - ⑦ 自殺対策
 - ⑧ 社会的孤立をなくすための支援
- (4) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)
 - ① 権利擁護に関する総合的な取組
 - ② 成年後見制度の利用促進
- (5) 災害時要配慮者対策の推進

3 地域福祉を支える基盤づくり

○福祉分野を支え、サービスを担う人が働きやすく、働く意欲を持てるような環境づくりと、提供するサービスの質が維持・向上されるよう、組織の育成や支援を行います。

- (1) 福祉人材の確保・定着・育成
- (2) 福祉サービスの質の向上
- (3) デジタル技術の活用等
- (4) バリアフリーの推進



■施策体系図

基本方針

1

つながり支え合う地域づくり

- (1) 地域の多様な活動の推進
 - ① ボランティア活動・地域活動の支援
 - ② 高齢者や障がい者の社会参加の推進
 - ③ 民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援
 - ④ 再犯防止に関する活動の促進
- (2) 身近な地域の居場所づくり
 - ① 高齢者のサロン活動の推進
 - ② 子どもや若者の居場所づくり
 - ③ 誰もが集える居場所づくりの推進
- (3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築
 - ① 地域における見守り・防犯活動の推進
 - ② 社会福祉協議会等との連携・協働
 - ③ 民間事業者等との連携・協働
 - ④ 多文化共生の推進
- (4) 包括的な相談・支援体制の構築

基本方針

2

誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

- (1) 住宅確保要配慮者への支援
- (2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- (3) 多様な地域生活課題への対応
 - ① 高齢者への支援
 - ② 障がい者（児）への支援
 - ③ 子ども・子育て家庭・若者への支援
 - ④ ケアラーへの支援
 - ⑤ ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援
 - ⑥ 在宅医療に関する支援
 - ⑦ 自殺対策
 - ⑧ 社会的孤立をなくすための支援
- (4) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)
 - ① 権利擁護に関する総合的な取組
 - ② 成年後見制度の利用促進
- (5) 災害時要配慮者対策の推進

基本方針

3

地域福祉を支える基盤づくり

- (1) 福祉人材の確保・定着・育成
- (2) 福祉サービスの質の向上
- (3) デジタル技術の活用等
- (4) バリアフリーの推進

重層的支援体制の整備

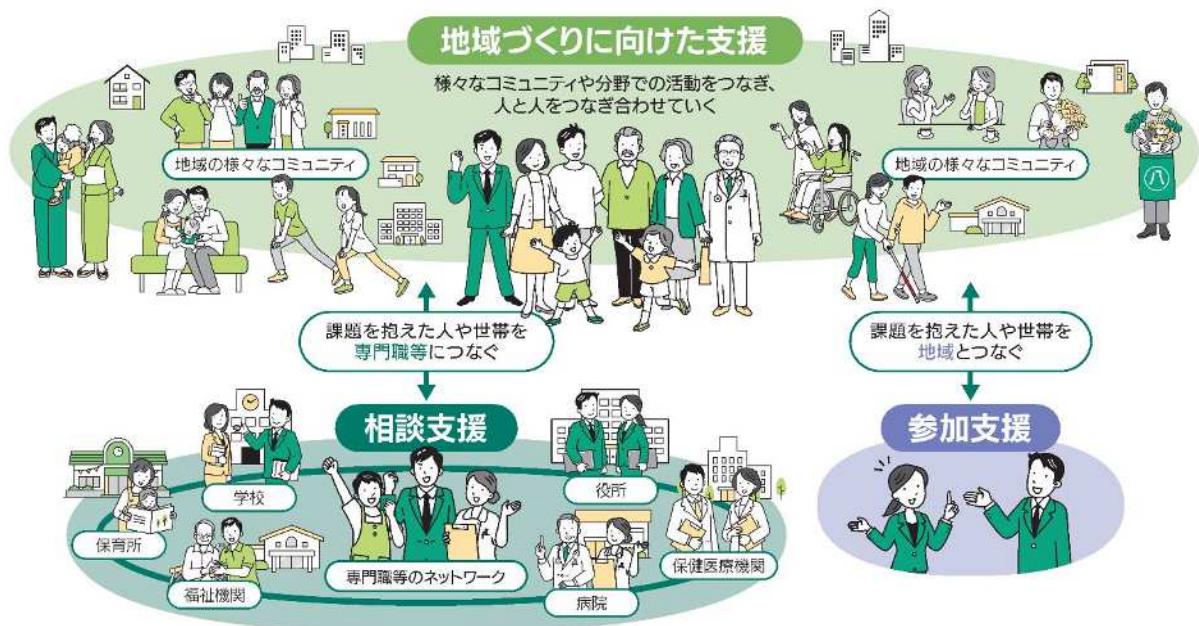


第3節 荒川区における重層的支援体制について

(1)重層的支援体制整備事業とは

- これまでの社会福祉における制度・政策においては、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や、要介護・虐待・生活困窮といった課題ごとに制度を設け、現金・現物の提供や専門的支援体制の構築を進めることで、支援の充実を図ってきました。
- しかしながら、昨今、人口減少や少子化・高齢化をはじめとする社会構造の著しい変化などに伴って人々の暮らしにおける困りごとは複雑化・複合化しており、社会的孤立など既存の制度の対象になりにくいケースや、いわゆる8050問題やダブルケアのような個人・世帯が生活上の課題を複数抱える場合においては、課題ごとの対応に加え、課題全体を捉えて支援をすることが必要なケースなど、支援ニーズの変化が明らかになっています。
- このような背景から、国においては、包括的な支援体制の整備に向け、令和2(2020)年の社会福祉法改正により、令和3(2021)年4月に重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業では、従来の相談・支援等の取組を生かしつつ、属性を問わない相談支援、社会とのつながりを回復する参加支援、地域や住民同士の支え合いの輪を広げ、暮らしの身近なところで困りごとに気づき支え合える地域づくりといった、分野横断的な取組を一体的に展開することにより、地域共生社会の実現を図ることとしています。

■重層的支援体制整備事業の全体像





(2)区における重層的支援体制整備の考え方

- 区ではこれまでも、「区民一人一人が生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるまち」「誰もが安心して暮らせる地域社会」を目指し、様々な取組を進めてきました。
- 一方で、支援を行う関係部署のヒアリングでは、「個人だけではなく、世帯全体が複合的な課題を抱えている場合がある」「課題が表面化しないまま、複雑化・困難化が進んでしまう場合など、必要な支援へつなげることが困難な場合がある」「継続的かつ伴走的な支援を必要とする課題を抱えた方への支援に限界がある」「対象者の属性や分野ごとに支援を提供する体制においては、それぞれの部門における支援に切れ目があり、継続的な支援を必要とする対象者への支援が困難である」「支援に関わる知識理解を深めるなど、支援者一人一人の支援力の向上を図る必要がある」といった多様な課題が指摘されました。今後、支援体制上の連携を一層円滑にすることや、伴走的な支援が可能となるような支援体制の充実が必要です。
- 区ではこのような課題の解消を目指し、複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯の支援を一層円滑に進めることができるよう、令和8(2026)年度から重層的支援体制整備事業を実施し、区における地域共生社会の推進を図ります。
- 区が進める重層的支援体制整備事業においては、「受け止め、つながり、支え合う、あらかわ」をスローガンとして掲げ、区全体で包括的な支援体制の構築を図り、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現を目指します。



(3) 実施事業の概要と提供体制

○「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を推進するために、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業における5つの事業について、次のとおり一体的に実施することで事業効果を高めます。

① 包括的相談支援事業

子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等の各相談機関において、相談者が抱える困りごとを包括的に受け止め、課題や支援の必要性に応じて関係する窓口や支援機関と連携して対応するなど、多角的に相談支援を実施します。

(主な相談支援機関)

分野	相談支援機関、事業、窓口等の名称	
高齢	地域包括支援センター ◎	
	おとしよりなんでも相談窓口	
障がい	障害者基幹相談支援センター ◎	
	身体・知的障がいについての相談窓口	
子ども・母子保健	利用者支援事業 ◎	子育て情報提供窓口
		保育コンシェルジュ(入園相談窓口)
		子ども家庭総合センター相談窓口
		健康推進課相談窓口(妊婦等包括相談支援等窓口)
若者	若者相談「わか」	
女性	女性相談	
生活困窮	生活にお困りの方の相談(生活保護)	
	仕事・生活サポートデスク(自立相談支援機関) ◎	
その他	こころの健康相談	
	ひとり親・家庭相談	
	あらかわひきこもり支援ステーション	

※ 表中の◎の付いた事業等は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業です。その他は、区における主な福祉的相談窓口です。

② 参加支援事業

社会参加に向け既存の事業などでは対応できない支援対象者に対し、社会とのつながりを生むため、個々の支援対象者のニーズを踏まえた地域の社会資源とのマッチングや、参加支援に向けたメニューづくりを行うことで、支援対象者の社会参加の定着支援等を行います。また、既存のコミュニティや居場所のほか、地域の社会資源の発掘・整備にも取り組みます。



③地域づくり事業

これまで各分野で推進してきた地域の居場所づくりなどに関する取組を引き続き実施するとともに、属性や世代を超えて交流できる場や居場所について充実を図り、地域における活動の活性化を図ることで、地域の中での支え合いの輪の拡大を目指します。

(主な事業)

分野	事業名	取組内容
高齢	地域介護予防活動支援事業◎	地域住民が主体となって介護予防に取り組む団体の創設を支援し、団体が自立した活動を行えるよう伴走支援を行っています。また、活動を通じて、相互にみまもり合う地域づくりを推進しています。
	生活支援体制整備事業◎	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で、多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
障がい	地域活動支援センター事業◎	・スクラムあらかわにおいて、障がいのある方に、創作活動や生産活動、社会生活訓練の場を提供しています。 ・たんぽぽセンターにおいて、原則、障害者手帳をお持ちの18歳～64歳の方で介護保険の対象ではない方に、機能訓練の提供や、中途障がい、高次脳機能障がいの相談及び生活訓練を行っています。
子ども	地域子育て支援拠点事業◎	0歳～概ね3歳未満の乳幼児及び保護者に対して、身近な場所に交流とつながりを持つ場を提供します。
その他	生活困窮者支援等のための地域づくり事業◎	荒川区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターにより、「ふれあい絆・活サロン」の開催に係る支援を行うほか、地域の居場所づくりや地域活動の活性化に向けた支援を実施します。

※ 表中の◎の付いた事業は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業です。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

困りごとを抱えながらも相談機関に相談や支援を求めることができないなど、支援が届きづらい対象者に対し、訪問等によるアウトリーチを行い、適切な相談支援や参加支援につなげることで、潜在的な支援ニーズの掘り起こしにつなげます。



⑤多機関協働事業

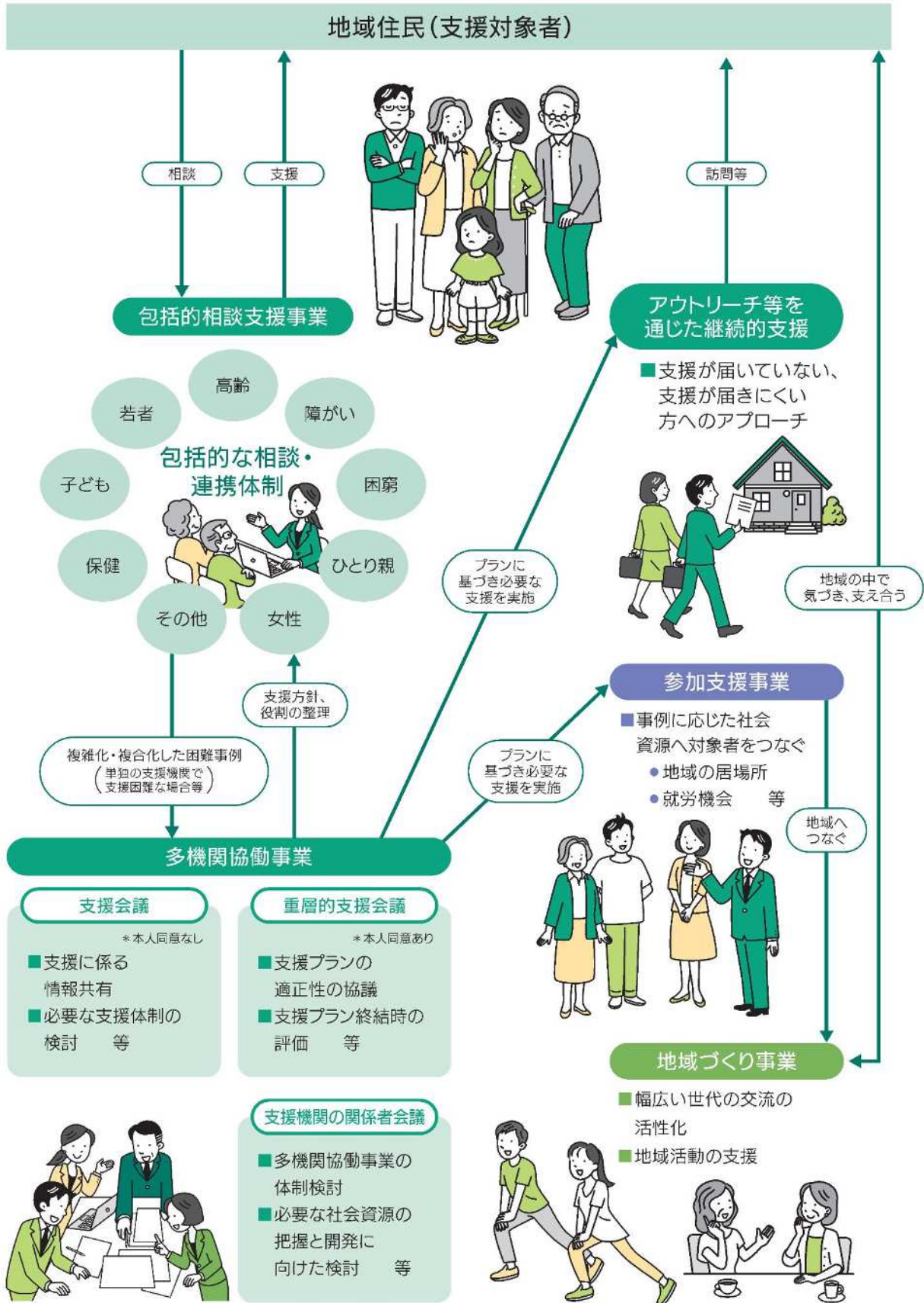
各分野における単独の相談支援機関のみでは対応が困難となる、課題が複雑化・複合化した事例に対し、支援の方向性や支援に係る関係機関の役割分担を整理するなど、課題の解決に向けた事例全体の調整を行います。調整に当たっては、主に関係機関同士の情報共有や支援方針の検討を行う支援会議や、重層的支援対象者の支援プランの検討等を行う重層的支援会議において連携・協議します。また、包括的な支援体制に係る関係者会議を実施し、支援に係る連携体制の検討を進めます。

(4) 区における重層的支援体制整備に係る事業評価・見直し

- 関連する分野別計画に基づく既存の取組の進捗状況を踏まえながら、包括的な支援体制に係る関係者会議等を通じて、重層的支援体制整備事業における各事業の取組状況や方向性を定期的に確認し、効果的な支援につなげるための実施体制の見直しや新たな取組の必要性について検討を行っていきます。



■区における重層的支援体制整備事業のフロー図





第4章 各施策の方向性

基本方針1 つなぎ支え合う地域づくり

(1)地域の多様な活動の推進

①ボランティア活動・地域活動の支援

主な取組

事業名等	内容
荒川ボランティアセンター★	誰もが安心して暮らし続けられる街を目指して、以下の取組を進めています。 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な立場の人々や団体、機関を「つなぐ」 ・ボランティア活動や地域活動を「ひろめる」「ささえる」 ・福祉や共生社会、心のバリアフリー等を「まなぶ」 また、同センターでは、小学生から大人までを対象に、夏休みの期間を利用してボランティア活動を体験する機会を提供しています。
生涯学習センター	区民が学びを通して人や地域とつながるための機会をつくり、地域への関心を深めるとともに、主体的に生涯学習活動や地域活動に取り組めるよう支援を行っています。
認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座	認知症に関して多くの区民が正しく理解し、認知症の人やその家族等を支える地域づくりを進めています。
荒川ころばん体操・ばん座位体操リーダー養成講座	区民の健康増進を目的として、区と都立大学で共同開発したオリジナルの体操を区民に広めていただける方を養成しています。
住民主体の地域介護予防活動（地域パートナーの会）への支援	地域住民が主体となり、高齢者に対して軽度な介護予防活動を提供できる団体を、区が募集、選定、登録し、運営経費を助成しています。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです。



現状と課題

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、ボランティアの登録者数が減少傾向にあるため、ボランティアの魅力や意義を広く発信し、より多くの方にボランティアへの関心を持っていただく必要があります。
- ▶ 地域活動に参加しやすい環境づくりに向けては、生涯学習を通じた区民への情報提供や、活動の場の提供等も充実させていく必要があります。
- ▶ 地域に愛着を持ち、地域活動に取り組む意識が醸成されるよう、子どもたちにもボランティア活動への参加機会を提供していくことが必要です。
- ▶ ボランティア活動や地域活動の中には、高齢者や障がい者の方々の生活の質を支えているものも数多くあり、こうした活動が継続していけるよう支援を充実していく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 地域の様々な課題に対応している団体の活動を区民に広く紹介していくとともに、これまでボランティア活動や地域活動に携わったことがない方も参加できるような環境づくりを進めるため、荒川区社会福祉協議会等と連携して、団体への助言や支援を行っていきます。
- ▶ 子どもたちが参加しやすい活動や、親子で参加できる活動など、提供するプログラムの内容を工夫し、子どもの頃から地域活動へ興味を持ち、参加を促せるよう取り組んでいきます。
- ▶ ボランティア活動や地域活動に関する養成講座を実施するほか、活動を行っている個人や団体の情報交換、交流等ができる機会や場所を提供することで、ボランティア活動の参加者の裾野を広げていきます。

【社会福祉協議会】とは

「地域福祉活動の推進を図る」中核組織として社会福祉法に規定されています。地域に支えられる“公共性”と、民間としての“自主性”という二つの側面を持った、非営利の団体です。地域に暮らす住民の皆様をはじめ、町会・自治会、民生・児童委員、行政、福祉・保健・医療・教育など関係機関の参加及び協力のもとで、「福祉の街づくり」を実現するため、地域の特性に応じた活動から、全国的な取組まで、幅広い様々な福祉事業を行っています。



②高齢者や障がい者の社会参加の促進

主な取組

事業名等	内容
住民主体の地域介護予防活動（地域パートナーの会）への支援（再掲）	地域住民が主体となり、高齢者に対して軽度な介護予防活動を提供できる団体を、区が募集、選定、登録し、運営経費の助成等を行っています。
荒川シルバー大学への支援	教養や趣味の講座等を行うシルバー大学に対し、運営に関する助言や運営費の助成等を行うことを通じて、学習意欲や仲間との出会いを促し、心身ともに健康な生活の実践を支援しています。
シルバー人材センターへの支援	運営に関する助言や運営費の助成等を行うことを通じて、安定的な経営を確保し、高齢者の福祉の向上に寄与するとともに、受注と会員数拡大を図り、高齢者の就業を促進しています。
高年者クラブへの支援	区内各地域においてボランティアや健康増進等の活動を行っている高年者クラブと、高年者クラブ相互の連絡調整等を行う連合会に対し、運営に関する助言や運営費の助成等を行うことを通じて、高齢者の社会参加を支援しています。
アクロスあらかわ★	障がいのある方の社会参加を支援する地域の拠点として、また、障がいのある方・ない方の枠を超えた様々なコミュニケーションの場としての事業を推進しています。
支援センターアゼリア	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会参加を促進するとともに、地域交流の場を提供しています。



<p>障害者就労支援センター (じょぶ・あらかわ)★</p>	<p>就労を希望する障がい者の一般就労に向けて、就労面、生活面の支援を一体的に提供しています。また、就労中の方に対しては、職場定着の支援をしています。</p>
<p>障がい者の文化芸術活動の促進</p>	<p>生活実習所や福祉作業所等において、障がい者が文化芸術に触れる機会の充実に努めるとともに、社会参加・交流を促進しています。</p>

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです（区からの受託業務を含む。）。

現状と課題

- ▶ 高齢者や障がい者が「支えられる」だけではなく、「支える」立場となって活動できる場を拡充していく必要があります。
- ▶ 住民や地域団体が主体となって、高齢者の健康増進や生きがいづくりに寄与する事業等を実施しており、区ではこの活動を支援していますが、各個人が希望する活動に円滑に結び付け、社会参加へのモチベーションを高めていけるようにしていく必要があります。
- ▶ 一部の団体においては参加者等が減少しているほか、活動の場の確保が難しくなっている状況も生じていることから、事業の内容や運営方法等を工夫していく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 当事者や事業を運営する団体の意見を汲み取りながら、高齢者や障がい者が「支える」立場としても参加が可能な場の拡充に向けて、関係団体等と連携して検討を進めていきます。
- ▶ 参加者の希望に添えるよう、活動内容についての情報提供を強化するとともに、様々な事業と利用者をマッチングさせる仕組の構築を進めていきます。
- ▶ 高齢者や障がい者のニーズを踏まえ、オンラインでの参加が可能な事業を実施するなど、より多くの方に参加していただける事業の実施に向けて、関係団体等と連携して検討を進めていきます。



③民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援

主な取組

事業名等	内容
民生委員・児童委員の活動支援	委員の活動に要する事務費等の支援及び協議会に対する補助金を交付するとともに、協議会の運営を支援することによって、組織体制の強化を図るとともに、より良い活動が展開されるよう環境を整えています。
町会・自治会の活動支援	町会・自治会の活動に要する事務費等や町会会館に対する支援を行うとともに、町会活動への参加促進を図る施策を行っています。

現状と課題

- ▶ 社会構造が変化し、人々の生活課題も多様化する中で、区民と行政との橋渡し役を担う民生委員・児童委員の活動の重要度は増している一方、各委員の負担も増大しており、十分なサポートが必要です。
- ▶ 地域生活課題の複雑化・多様化に伴う活動の困難性や、民生委員・児童委員の役割や活動内容についてあまり知られていないことで、新たな委員のなり手不足等の問題が生じています。活動しやすい環境づくりや、区民の理解を深め、関心を持てるような周知活動が必要です。
- ▶ 区が行政サービスを実施していく上で、町会等を通じて情報提供や協力依頼などを行うことも多いことから、町会未加入者への情報提供等について、どのようにカバーするかが今後の課題となっています。
- ▶ 地域のコミュニティ形成が多様化する中で、町会等が担う役割は重要となっていますが、町会等が中心となり地域全体で取り組む必要がある防犯・防災活動や環境問題等の活動において、地域住民の参加協力が十分とはいえない現状もあり、地域力の向上を図る上で、町会等に対する支援は重要となっています。

今後の方向性

- ▶ 委員となっただけの方を増やしていけるよう、民生委員・児童委員の役割や活動内容を分かりやすく区民に周知していきます。
- ▶ 民生委員・児童委員の負担を軽減するため、依頼業務の見直し、関係機関との連携の強化等、委員の声を聴きながら活動環境を整えていきます。
- ▶ 地域の安全や安心が町会・自治会の活動により支えられていることを区民に広



く周知し、加入者離れを防止するとともに、町会・自治会の活動が安定的に進められるよう、必要な支援を継続して行っていきます。

【民生委員・児童委員の日々の活動】

民生委員・児童委員は、担当区域に住む方の生活上の心配事や困りごとについての「相談相手」となり、相談内容に応じて地域の方が適切な支援を受けられるよう、行政や専門機関などへ「橋渡し役」を担います。

○日々の見守り活動

高齢者みまもりネットワークの登録者を対象に訪問・声かけを行う「ひと声運動」に協力しています。

○ふれあい粋・活サロンへの協力

区内各所で行われている「ふれあい粋・活サロン」の運営に協力し、居場所や相談の機会を提供しています。

○双子の会

主任児童委員(子どもや子育てに関することを専門的に担当する委員)が主催している、双子・三つ子等を育てている保護者のための交流の場です。育児の息抜きや友達づくりの機会として、区内3か所で開催しています。



④再犯防止に関する活動の推進

主な取組

事業名等	内容
荒川区保護司会との連携	保護司は、犯罪をした人等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。区は、保護司の活動について理解を深めるための広報や、保護司会の活動に対して補助金を交付し、その活動を支援しています。
“社会を明るくする運動” （“社会を明るくする運動” 荒川区推進委員会）	犯罪の防止と犯罪をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、区と各地区の推進委員会が啓発運動を展開しています。
仕事・生活サポートデスク	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
安心居住推進事業 （再犯防止支援）	区と関係団体で組織する居住支援協議会と保護司会が連携し、民間賃貸住宅や公営住宅に円滑に入居できるよう、必要となる支援を行っています。
就労支援事業 （あらかわ就労支援センター）	求職者の就職活動に関する相談等を受け付け、就職活動をサポートするおしごと相談の窓口を設置しているほか、「JOBコーナー町屋」において職業紹介を行っています。
「あらかわの心」推進運動	郷土と地域を愛し、人を思いやる温かくやさしい心「あらかわの心」を、子どもたちに受け継いでいく区民運動です。大人が良き手本となり、互いを尊重し支え合う地域社会の実現を目指した取り組みを、地域全体で推進しています。

現状と課題

- ▶ 犯罪をした人等の社会復帰のためには、同者が地域社会において孤立することがないように、保護司会や民間団体等と連携し、区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する必要があります。
- ▶ 再犯防止のためには、適切な就労の確保や就労後の確実な職場定着を行うこ



とが重要です。一人一人の状況に応じ、就労意欲の喚起をはじめ、就労能力の形成、心のケア等きめ細やかな支援を継続的に行う必要があります。

- ▶ 再犯防止のためには、定住先の確保が不可欠です。住居確保のためには本人に対する支援をはじめ、住居提供体制の確保・充実を図る必要があります。
- ▶ 子どもの非行を防止するためには、学校・家庭・地域が連携して、子どもを見守り育てていくことが重要です。悩みや不安を抱える子どもが誰一人取り残されることのないよう、相談支援体制の充実や居場所づくり、学習支援等のきめ細やかな支援が必要です。

今後の方向性

- ▶ 犯罪をした人等が地域社会において孤立することがないように、また、犯罪被害者の心情等にも最大限に配慮し、犯罪被害に遭う人を減らすという視点を持って、現状の取組を充実させていきます。
- ▶ 犯罪をした人等が再び犯罪や非行に陥ることがないように、生活基盤の安定に向けて必要な情報の提供や支援を、関係機関との連携をさらに強化して推進していきます。

【保護司】とは

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、法務大臣から委嘱されたボランティア(非常勤の国家公務員)です。

《保護司の仕事》

○保護観察

更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと(遵守事項)を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

○生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受入態勢を整えるものです。

○犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、毎年7月の“社会を明るくする運動”強調月間などの機会を通じて、「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。



【居住支援協議会】とは

居住支援協議会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき設置される会議体で、地方公共団体が、不動産関係団体、福祉関係団体などと連携して、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な事項についての協議や、情報の発信等を行うものです。

区においては、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会や荒川区社会福祉協議会、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等が構成員となって運営しています。



(2) 身近な地域の居場所づくり

① 高齢者のサロン活動の推進

主な取組

事業名等	内容
ふれあい絆・活サロン	一人暮らし等の高齢者、障がいのある方、子育て中の方、地域の中で孤立しがちな方々が気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場として、地域団体により主体的に運営されています(荒川区社会福祉協議会が自主事業として、そのサポートを行っています)。孤独感の解消、ひきこもりの状況を未然に防ぐ等、生活課題の解決につながる効果もあります。
オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の人やその家族、地域住民、医療・介護・福祉の専門職等の誰もが参加でき、認知症に関する情報を交換したり、お互いを理解し合いながら交流を楽しむ集いの場です。認知症の人やその家族が社会的に孤立することを防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、支援の輪が広がることが期待されています。
老人福祉センター	高齢者の日常生活や健康の相談に応じるとともに、機能訓練や健康づくりを推進しています。また、文化教養教室を開催し、教養の向上を図るとともに、レクリエーションの機会を提供し、生きがいと社会参加の機会を提供しています。

現状と課題

- ▶ 地域団体が主体となって、地域のニーズ等を把握しながら、関係者と協力して「ふれあい絆・活サロン」の運営を行っており、介護予防型や地域食堂などテーマ別のサロンも増加しています。今後は、「ふれあいの場」の機能のほか、「見守り」や「支え合い」の場としての役割を充実させていくため、地域の様々な関係団体等との連携をさらに強化していく必要があります。
- ▶ 今後認知症の増加も予想されることから、認知症に対する正しい理解を区民に啓発し、地域で認知症の人やその家族を支える仕組みを充実させていく必要があ



ります。

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行によって、高齢者のサロン活動の多くが一時休止したことで、健康増進や介護予防に関する取組が停滞しました。今後、再び感染症が拡大した場合に備え、感染症の予防対策や活動方法等を工夫していく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 「ふれあい粋・活サロン」が「見守り」や「支え合い」の場としての役割も担っていきけるよう、荒川区社会福祉協議会等とも連携を図りながら、必要な支援を行っていくとともに、より多くの方に参加していただけるよう、周知活動を強化していきます。
- ▶ 認知症に関して多くの区民が正しく理解し、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進していきます。
- ▶ 感染症が拡大するような状況下においても介護予防事業等のサロン活動を継続し、高齢者の健康増進に関する取組が停滞することのないよう、デジタル技術等を活用し、自宅からでも参加できるような事業内容の構築を進めていきます。



②子どもや若者の居場所づくりの推進

主な取組

事業名等	内容
子どもの居場所・子ども食堂への支援	子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等を行う団体への支援を通じて、子どもの自立支援や健やかな成長を促進するとともに、地域全体で子どもを支える機運の醸成を図っています。
若者相談「わか」(若者支援体制整備事業)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。
ひろば館・ふれあい館における児童・中高生対象事業	児童の発達に応じた遊びの場を提供し、健康増進や知的・社会適応力を高めて情操を豊かにするとともに、中高生の居場所づくりや自主性・社会性を育む活動の拠点となる事業を展開しています。

現状と課題

- ▶ 食事の提供や学習支援等を行う団体への支援を通じて、子どもや家庭の見守りを行うとともに、必要な支援につなげ、子どもの自立支援や健やかな成長を促進してきました。今後もこのような取組を通じて、地域全体で子どもや家庭を支える環境の整備等を進める必要があります。
- ▶ 中途退学、若年無業者(ニート)やひきこもり等、若者が抱えている課題は複雑かつ複合化している中、若者が地域社会とつながりながら交流や活動ができ、安心して過ごすことができる居場所が求められています。
- ▶ ひろば館・ふれあい館は、地域の児童健全育成事業の拠点として、その事業の実施に当たっては、子どもの心身の発達や子育て家庭と保護者が抱える問題の発生予防及び早期発見に努めており、今後もこの役割を充実させていく必要があります。
- ▶ ふれあい館では、イベントの企画や運営のほか、地域行事にボランティアとして参加するなど、中高生の社会参画の機会も提供しています。



今後の方向性

- ▶ 子どもの居場所づくり事業については、関係団体同士の連携を強化する取組への支援を行うとともに、団体の活動の支援のさらなる充実を図ります。また、若者相談「わか」等と連携するほか、子どもや若者が参加しやすい事業を合わせて開催することにより、気軽に相談できる環境を整えていきます。
- ▶ 課題や困難を抱える若者に対し、自分らしく安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、気軽に相談できる体制を充実させ、生活面と就労面を一体的に支援することにより、若者の社会参加を促進していきます。
- ▶ ふれあい館をより多くの中高生に活動場所として利用してもらえるよう、中高生にとって魅力的な事業等を企画するとともに、SNS等中高生の利用頻度が高い広報ツールを活用した周知を行っていきます。



③誰もが集える居場所づくりの推進

主な取組

事業名等	内容
生活支援体制整備事業	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
ふれあい館	乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が交流し、区民の自主的な活動や地域コミュニティの拠点として運営しています。
ふれあい粋・活サロン(再掲)	一人暮らし等の高齢者、障がいのある方、子育て中の方、地域の中で孤立しがちな方々が気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場として、地域団体により主体的に運営されています(荒川区社会福祉協議会が自主事業として、そのサポートを行っています)。孤独感の解消、ひきこもりの状況を未然に防ぐ等、生活課題の解決につながる効果もあります。
チームオレンジ	地域の認知症サポーター等で支援チームをつくり、認知症の人とその家族が安心して地域で暮らせるよう、カフェ等の居場所づくりや早期からの支援体制の構築を推進しています。
アクロスあらかわ(再掲)★	障がいのある方の社会参加を支援する地域の拠点として、また、障がいのある方・ない方の枠を超えた様々なコミュニケーションの場としての事業を推進しています。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです(区からの受託業務等を含む。)

現状と課題

- ▶ 地域の中での「支え手」・「受け手」という関係を超えたつながりや、コミュニティ活動の活性化を促進するため、様々な世代や属性の住民が地域で交流できる場の拡充を進めていく必要があります。
- ▶ 今後も見込まれる転入者の増加や高齢化の進展等を踏まえ、多くの区民に親しまれるコミュニティ施設として、ふれあい館の一層の充実を図る必要があります。



す。

- ▶ 地域団体が主体となって、地域のニーズ等を把握しながら、関係者と協力して「ふれあい粋・活サロン」の運営を行っており、介護予防型や地域食堂などテーマ別のサロンも増加しています。今後は、「ふれあいの場」の機能のほか、「見守り」や「支え合い」の場としての役割を充実させていくため、地域の様々な関係団体等との連携をさらに強化していく必要があります。
- ▶ 障がいのある方もない方も誰もが一緒に参加できるようなイベント等を開催し、相互の理解を促進していく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 地域における社会資源や人材を発掘し、そのコーディネートを行いながら、誰もが集える居場所づくりの拡充を図っていきます。
- ▶ 地域コミュニティの拠点となるふれあい館については、地域間の偏在を生じさせることなく、区内全域をカバーできるよう、計画的な整備を進めていきます。
- ▶ 「ふれあい粋・活サロン」が「見守り」や「支え合い」の場としての役割も担っていくよう、荒川区社会福祉協議会等とも連携を図りながら、必要な支援を行っていくとともに、より多くの方に参加していただけるよう、周知活動を強化していきます。
- ▶ 地域福祉コーディネーター等との連携を強化することにより、地域活動に関する支援をよりきめ細やかに行い、「ふれあい粋・活サロン」をはじめとした通いの場や生活相談の場としての機能を充実させ、生きづらさや生活に困難を抱える方たちが地域とつながる機会を増やしていきます。
- ▶ 障がいの有無にかかわらず誰もが参加できるイベント等の開催を通じて、交流の機会の創出や相互理解を促進するとともに、地域の関係団体等と連携を図りながら、障がい者の社会参加や自立を地域全体で支え合うことができる地域づくりを進めていきます。

【生活支援体制整備事業】とは

区では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、互助関係を大切に、地域の力を高めるための地域づくりを目指しています。

日常生活の中で人と人とのつながり、お互い様の関係づくり、地域の課題は地域で解決できる仕組みづくりを推進しています。

また、健康づくり・介護予防活動として、体操や脳トレ、園芸などの趣味活動を通じて介護予防に取り組む団体を「地域パートナーの会」として、団体の活動を支援しています。



(3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築

① 地域における見守り・防犯活動の推進

主な取組

事業名等	内容
高齢者みまもりネットワーク	登録いただいた高齢者の情報を名簿化し、警察・消防と緊急時に円滑に対応できる体制や、地域住民及び事業者と連携して、高齢者を日常的にみまもっていくための体制づくりを行っています。
生活支援体制整備事業(再掲)	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
地域包括支援センター	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるように、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。
チームオレンジ(再掲)	地域の認知症サポーター等で支援チームをつくり、認知症の人とその家族が安心して地域で暮らせるよう、カフェ等の居場所づくりや早期からの支援体制の構築を推進しています。
民生委員・児童委員	担当区域に住む方の生活上の心配事や困りごとについての「相談相手」となり、相談内容に応じて地域の方が適切な支援を受けられるよう、行政や専門機関などへ「橋渡し役」を担っています。
防犯活動「いつ活」の推進	区民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現のため、「買い物・散歩・ランニング」などのついでに行う防犯活動「いつ活」を推進しています。
「あらかわの心」推進運動(再掲)	郷土と地域を愛し、人を思いやる温かくやさしい心「あらかわの心」を、子どもたちに受け継いでいく区民運動です。大人が良き手本となり、互いを尊重し支え合う地域社会の実現を目指した取り組みを、地域全体で推進しています。



現状と課題

- ▶ 今後、見守りが必要となる高齢者等の増加が想定されるため、高齢者みまもりネットワーク事業や生活支援体制整備事業、地域包括支援センターでの新たな取組として、既存の関係機関に加え、医療機関、商店街等地域の社会資源を有効活用した、見守りの担い手を含めたネットワークを再構築しています。
- ▶ 子どもの非行や犯罪は様々な要因から生じ家庭だけでは問題の解決はできないため、関係機関等と連携し、地域で支える体制を整備することが必要です。

今後の方向性

- ▶ 既存の各種ネットワーク会議等と連携して、より広範な関係機関との顔の見える関係を構築し、包括的な支援や地域のつながりの強化を行うことで、自分の周りでSOSを発している人の存在に気づき、声をかけ合える地域づくりを進めていきます。
- ▶ 子どもの非行や犯罪を防ぐには、各家庭における教育や地域における見守りが大切です。非行や犯罪に陥った子ども・若者がいち早く地域社会に復帰できるよう必要な支援を行っていきます。

【いつ活】とは

いつ活は、“いつもの”“いつでも”行える防犯活動です。何か特別なことを新たにやっていたかどうかというのではなく、「買い物・散歩・ランニング」などのいつもの日常生活の中で、「声掛け」や、「見守り」、「街なかのチェック」など少しだけ防犯を意識した行動をお願いしているものです。



「いつ活」ロゴマーク



②社会福祉協議会等との連携・協働

主な取組

事業名等	内容
ふれあい絆・活サロン(再掲)	一人暮らし等の高齢者、障がいのある方、子育て中の方、地域の中で孤立しがちな方々が気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場として、地域団体により主体的に運営されています(荒川区社会福祉協議会が自主事業として、そのサポートを行っています)。孤独感の解消、ひきこもりの状況を未然に防ぐ等、生活課題の解決につながる効果もあります。
成年後見・権利擁護センター あんしんサポートあらかわ★	適切な福祉サービスを選択し、利用するための手続や支払いのお手伝いを行う「福祉サービス利用援助」をはじめ、福祉サービスの利用に関するトラブル・苦情や疑問、認知症の人や知的・精神障がいのある方等の権利侵害の相談に対応する「福祉サービスの苦情・権利擁護の相談」を行っています。合わせて、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の契約や手続を保護・支援する「成年後見制度」の利用の支援促進等を行っています。
荒川ボランティアセンター(再掲) ★	誰もが安心して暮らし続けられる街を目指して、以下の取組を進めています。 ・様々な立場の人々や団体、機関を「つなぐ」 ・ボランティア活動や地域活動を「ひろめる」 「ささえる」 ・福祉や共生社会、心のバリアフリー等を「まなぶ」
あらかわ子ども応援ネットワーク	地域の活動団体と区、 <u>教育機関</u> 、社会福祉施設等が連携して、支援を必要とする子どもたちのサポートなどを行っています(荒川区社会福祉協議会が事務局機能を担っています)。



荒川区社会福祉法人連絡会によるフードパントリー事業	毎月実施している「フードパントリー事業」を通じて、利用される区民の方に対して、社会福祉士・介護福祉士・保育士などの専門職が困りごとの相談に応じるなど、見守り支援を行っています（荒川区社会福祉協議会が事務局機能を担っています。）。
地域福祉コーディネーターによる支援★	ふれあい絆・活サロン等の居場所（つながりづくりの場）に集う方々や個別での相談等を通じて、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らせるためのネットワークづくりに取り組んでいます。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです（区や都からの受託業務を含む。）。

現状と課題

- ▶ 荒川区社会福祉協議会では、ボランティアセンターや成年後見・権利擁護センターの運営、ふれあい絆・活サロンのサポート等、地域の福祉に関する幅広い活動を行っていますが、区民の生活課題が複雑化する中で、近年は担い手が不足しています。
- ▶ 近年課題となっている、ひきこもりや社会的孤立、権利侵害など、制度の狭間に陥り、必要な支援につながりにくい方への支援の強化に向けて、区や関係機関と連携して取り組むことが求められています。

今後の方向性

- ▶ 地域の福祉を支える社会福祉法人等と連携し、経済的困窮や社会的孤立などの課題を解決できるよう、環境の整備や必要な支援を行っていきます。
- ▶ 制度の狭間にあるケースについては、地域住民の力や様々な関係機関の連携が欠かせず、今後ますます地域のネットワークや支え合いの仕組づくりが要となるため、地域福祉コーディネーター活動の充実を図っていきます。



【地域福祉コーディネーターの活動】

地域福祉コーディネーターは、『誰もが安心して暮らせるまちづくり』をテーマに、サロン等の居場所(つながりづくりの場)に集う方々や個別でのご相談等を通じて、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らせるためのネットワークづくりに取り組んでいます。

また、暮らしに必要な情報を広報紙などで周知しています。

地域福祉コーディネーターは、

- ・「つくる」=居場所づくり(サロンや地域でのネットワーク等)地域づくり
- ・「つなげる」=居場所や人と人
- ・「つたえる」=安心して暮らせるための必要な地域情報

以上の三つを支援のキーワードに、高齢分野や障がい分野だけではなく、ひきこもり・不登校・生活困窮者・ヤングケアラー等、悩める地域住民の相談に対応し、困りごと解決の糸口を関係機関と一緒に探す役割を担っています。



③民間事業者等との連携・協働

主な取組

事業名等	内容
包括連携協定等を通じた民間事業者等との連携	区民の多様なニーズや地域の諸課題への対応に向けて、事業者や地域団体等と、健康・医療・福祉・防災・防犯・産業・環境・文化・観光など、区政の様々な分野において連携・協働を推進しています。
大学等の専門機関との連携	大学や高等専門学校等と連携し、それぞれの専門分野の知見を活かして、区民の健康増進や地域の活性化等に協力をいただいています。

現状と課題

- ▶ 民間事業者等が持続可能な社会の実現を目指し、社会貢献活動等を推進していますが、地域や区民のニーズとマッチングする機能や活動の周知について不足している部分があります。
- ▶ 地域資源を生かしたイベント等を民間事業者等や大学等と連携して開催し、地域の活性化や、区の魅力の向上を推進していますが、このような取組をより多くの地域で展開していくことが求められます。
- ▶ 食生活から区民の健康をサポートするため、区内の飲食店や大学と連携し、健康に配慮された“あらかわ満点メニュー”を開発し、区内の飲食店で提供しています。今後は、そのエッセンスを家庭の食環境の改善に広げていくことも必要です。

今後の方向性

- ▶ 民間事業者等の社会貢献活動等を分かりやすく区民に周知していくとともに、地域や区民のニーズを的確に捉えながら、民間事業者等がそれぞれの得意分野を区政に活かしていただける場面を創出できる仕組の構築を進めていきます。
- ▶ 民間事業者等や大学等との連携・協働によるイベント等の取組については、関係者の協力の下、地域の活性化等につながる新たな地域資源の発掘を進めていくとともに、周知広報にも注力し、区民への波及効果をさらに高めていきます。



【東京都立大学との連携・協働について】

区は、区内に健康福祉学部のキャンパスを有する都立大学と、様々な分野において連携・協働を行っています。特に健康・福祉の分野においては、パラスポーツの普及や、区民の健康増進を目的としたオリジナルの体操（荒川ころばん体操、ばん座位体操等）の開発及び普及啓発のほか、高齢者を対象とした健康長寿や認知症予防に関する調査等を協働で行っています。



④多文化共生の推進

主な取組

事業名等	内容
生活情報等の多言語化	多言語に対応した区ホームページや電子ブックアプリで区政情報を届けるほか、行政手続や日常生活を送る上でのマナー等を記載した「外国人のための生活便利帳」を、やさしい日本語・英語・中国語・韓国語に対応させた形で冊子として作成し、配付しています。
窓口等における多言語対応	区役所の窓口等においては、外国語でも意思疎通を円滑に行えるよう、タブレット端末を活用した外国語通訳サービスを導入しています。また、学校等においては、外国語を母語とする子どもや保護者との意思疎通を円滑に行えるよう、携帯型の通訳機を配備しています。
在住外国人支援・文化交流事業	言葉の壁を取り払い、外国人住民が地域に溶け込むことができるよう、荒川区国際交流協会と連携して、地域のボランティアが日本語で教える側となった日本語教室・日本語サロンの開催や、「国際交流バスハイク」、「世界の料理教室」等の草の根の交流事業を実施することにより、文化の相互理解を深める取組を実施しています。

現状と課題

- ▶ 多言語化した生活情報等が外国人住民に十分に行き渡っていない現状もあることから、周知の方法や媒体等をさらに工夫していく必要があります。
- ▶ 外国人住民に対して日本の文化や生活習慣を理解していただくとともに、日本人住民に対しても異文化への理解を求めていく必要があります。そのためには、それぞれの草の根交流を契機としてコミュニケーションを深めていくことが大切であるとともに、相互理解を進めるための取組が重要です。



今後の方向性

- ▶ 区政や生活の情報については、転入時のほか様々な機会を捉えて周知するとともに、多言語翻訳や、やさしい日本語翻訳機能等も活用し、外国人住民への理解促進につなげていきます。
- ▶ 様々な国の人々と文化・習慣に対する相互理解を深めるために、言葉の壁をなくす取組を進めるとともに、オンラインでの交流等新しい時代に合わせた方法も取り入れながら、外国人住民との交流を広げていきます。
- ▶ 外国人住民も参加しやすいイベント等を通じて日本人住民との交流の機会を増やし、住民同士がお互いの文化や生活習慣を認め合い、理解を深めることで、外国人住民が地域社会に溶け込み、共に安心して暮らせる地域社会を築くことにつなげていきます。



(4) 包括的な相談・支援体制の構築

主な取組

事業名等	内容
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。
障害者基幹相談支援センター	障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を行うほか、地域での支援のネットワークづくりを進めるなど、障がいのある方々が身近な地域で適切なサービスを受けることができるよう相談支援体制の充実を行っています。
子ども家庭総合センター(区児童相談所)	子どもの悩みごとや困りごとのほか、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく相談窓口として専門のスタッフが相談にあたり、育児不安の解消や虐待の未然予防、地域における子育て世代への適切な助言や支援に取り組んでいます。
仕事・生活サポートデスク(再掲)	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
ひきこもり支援の推進	ひきこもりに関する窓口「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置し、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を受け、必要な支援につなげるなど、関係機関と連携しながら事業を推進しています。
地域福祉コーディネーターによる支援★(再掲)	ふれあい粋・活サロン等の居場所(つながりづくりの場)に集う方々や個別での相談等を通じて、住み慣れた地域の中で支え合いながら安心して暮らせるためのネットワークづくりに取り組んでいます。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです(区からの受託業務を含む。)



現状と課題

- ▶ 子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等分野ごとに包括的な相談窓口（相談支援機関）を設置していますが、近年の区民が抱える多様な課題に対応するために、各相談窓口の支援力を強化していく必要があります。
- ▶ 区民の複雑化・複合化した課題に対応するため、各分野の制度や支援を連携・活用し、必要なときには一体的に適用する等、関係機関との連携を強化し、より強固で組織的な対応ができる体制を構築する必要があります。
- ▶ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な場所に気軽に相談できる窓口を増やしていくとともに、区民により分かりやすく周知していく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯に対する支援を一層円滑に進めるため、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等の既存の相談窓口で受け止めた相談や困りごとに対し、その解決に向けて適切な支援につなぐことができるよう、各相談支援機関等との協働と連携を推進することにより、属性を問わない相談の受け止めと包括的な支援ができる体制の整備を図り、多機関協働を推進していきます。
- ▶ 多機関協働を推進するに当たっては、社会福祉法に基づく支援会議や重層的支援会議の実施により、支援が困難な事例の情報共有や支援方針の検討等を各相談支援機関等と実施します。また、包括的な支援体制に係る関係者会議を実施し、支援に係る連携体制の検討を進めていきます。
- ▶ 地域の医療機関や介護事業者等の関係団体とも連携を図りながら、高齢者や障がい者を地域全体でケアし支え合うことができる体制の整備を進めていきます。
- ▶ 区民にとっての相談のハードルを低くするために、身近に立ち寄れる場所で相談ができる環境を整備していくとともに、専門知識を要するケースを適切な機関につなげていくために、職員の専門性の向上を図っていきます。



基本方針2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

(1)住宅確保要配慮者への支援

主な取組

事業名等	内容
安心居住推進事業	区と関係団体で組織する居住支援協議会を中心に、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住まいに関する相談から入居前・入居中・退去時の支援まで総合的・包括的な居住支援を行っています。
住居確保給付金事業	離職等により住居を失い、又は失うおそれのある方に、求職活動をすること等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給しています。
民間賃貸住宅活用事業	民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者に対し、物件探しの支援や保証会社を利用した場合の保証料補助、住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等の助成を行うとともに、貸主に対して、入居する高齢者の死亡により生じる残存家財の片付け費用等を補償する保険の保険料の助成を行うことにより、高齢者が安全で安心な住まいを確保できるよう支援しています。
ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するために、民間賃貸住宅の物件探しの支援とともに、保証料の補助を行っています。
障がい者グループホーム費の支給事業	グループホームの入居者や運営事業所に対し、家賃や運営経費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減及びグループホームの安定的運営の支援を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。

現状と課題

- ▶ 不動産関係団体、福祉関係団体などの関係団体と連携し、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に



特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、情報共有・協議及び情報発信を行っています。

- ▶ 住宅確保要配慮者の支援を推進するため、各種支援・制度等の周知を図るとともに、関連団体と連携し、実際の支援につなげる必要があります。
- ▶ 民間賃貸住宅への入居が難しい高齢者やひとり親世帯等を対象に、物件探しの支援、保証人が立てられない方に対する債務保証料等の支援を行うとともに、高齢者世帯には一定の要件の下、転居後の家賃の一部助成の支援を行っています。
- ▶ ひとり親家庭の子どもの相対的貧困率(令和3(2021)年度国民生活基礎調査)は44.5%で、子どものいる家庭の全体での相対的貧困率11.5%より高くなっており、住宅に関する悩みも多く、関係部署が連携して、生活基盤となる住宅を確保するための支援を行っていく必要があります。
- ▶ 親なき後の居住確保のために、グループホーム新設に係る整備費補助や運営事業者への運営費補助を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。特に医療的ケアを要する等、重度障がいの方を対象とした施設の整備が必要です。
- ▶ グループホームは、障がい者の居住の場となり、夜間も含めると、支援の時間数も多くなるため、支援体制の確保は重要となります。また、障がいの程度によって、支援方法も異なるため、事業所の質の向上を図ることが必要になります。

今後の方向性

- ▶ 住宅確保に関する地域の様々な課題について、情報、人材、ネットワーク、ノウハウ等を持ち寄って整理し、発展的に活用する方法を協議していきます。
- ▶ 関係団体とのつながりを生かして地域の居住支援体制を整備し、地域資源の発掘や制度の充実など居住支援の取組の拡大につなげていきます。
- ▶ 高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの確保のほか、民間賃貸住宅の入居支援等、様々な状況や課題等を考慮しながら、住居支援及び施設の確保に取り組んでいきます。
- ▶ ひとり親家庭が抱える課題を把握し、ニーズを的確に捉え、就労、経済、住宅等の様々な支援を通じて、安定した生活への総合的かつ継続的な支援に、関係機関等と連携しながら取り組んでいきます。
- ▶ 障がい者の地域における自立した生活の促進のため、グループホームの運営事業者に対し運営費の補助を行う等、グループホームの安定的な運営や支援体制の確保をさらに進めていきます。



- ▶ グループホームの新設に当たっては、重度障がい者を受け入れ可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、共生型サービスを提供する施設としての整備について検討していきます。



(2)生活困窮者への総合的な支援体制の整備

主な取組

事業名等	内容
仕事・生活サポートデスク(再掲)	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
生活福祉資金貸付事業★	所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に、利用目的に応じた資金の貸付(東京都社会福祉協議会による貸付)と必要な相談支援を行っています。
子どもの学習・生活支援事業	経済的な問題等により、家庭での学習が困難であったり、基礎学力等の取得に支援が必要であったりする児童や生徒を対象に、個別相談を通じて一人一人にあった学習指導を行い、学習習慣の定着と学力向上等のサポートを行っています。
受験生チャレンジ支援貸付事業★	入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用や、高等学校、大学等の受験料を準備できない一定所得以下の世帯に対して、これらに必要な資金の貸付(東京都社会福祉協議会による貸付)に関する申込手続や償還の相談等の支援を行っています。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです(区からの受託業務を含む。)

現状と課題

- ▶ 平成 27(2015)年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、区における生活困窮者自立相談支援機関として、仕事・生活サポートデスクにおける相談支援を実施しています。新型コロナウイルス感染症の流行の影響による生活困窮の状況は落ち着きを取り戻しつつあるものの、離職、収入減少、住まいの確保等に課題を抱える相談者は増加傾向にあり、課題に応じた適切な支援を継続して実施していく必要があります。
- ▶ 社会課題の多様化に伴い、相談者から寄せられる困りごとは複雑化・複合化す



る傾向にあるため、相談支援を行う相談支援員の支援力向上と、関係機関との緊密な連携を図る必要があります。

- ▶ 生活困窮の状態にある子育て世帯の自立を推進し、貧困の連鎖を防止するためには、子どもたちへの学習支援等を通じて、安定した学習や相談の場を提供するとともに、将来の展望が描けるようなサポートを行っていく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 相談者の困りごとを解きほぐし、個々の支援ニーズに応じた適切な支援を行うことができるよう、住居確保給付金の支給、地域居住支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を着実に実施していきます。
- ▶ 複雑化・複合化した課題に対し、適切な支援を実施することができるよう、研修機会を確保するなど、相談支援員の支援力の向上を図るとともに、多様な支援が可能となるよう、関係機関との連携をさらに強化していきます。
- ▶ 支援を必要とする世帯が、漏れなく支援の窓口につながるができるよう、周知啓発を強化するとともに、将来の展望が描けるように継続的なサポート体制を構築していきます。



(3)多様な地域生活課題への対応

①高齢者への支援

主な取組

事業名等	内容
生活支援体制整備事業(再掲)	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
地域ケア会議	高齢者の介護予防等における個別の課題から、地域ごとの課題等について、行政と地域がそれぞれの役割の中でできる支援を検討・創出し、課題の解決に向けて取り組んでいます。
チームオレンジ(再掲)	地域の認知症サポーター等で支援チームをつくり、認知症の人とその家族が安心して地域で暮らせるよう、カフェ等の居場所づくりや早期からの支援体制の構築を推進しています。
介護予防・フレイル予防事業	高齢者の健康寿命延伸と社会参加促進を図るため、荒川ころばん体操をはじめ、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上等、様々な事業を行っています。
民間賃貸住宅活用事業(再掲)	民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者に対し、物件探しの支援や保証会社を利用した場合の保証料補助、住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等の助成を行うとともに、貸主に対して、入居する高齢者の死亡により生じる残存家財の片付け費用等を補償する保険の保険料の助成を行うことにより、高齢者が安全で安心な住まいを確保できるよう支援しています。
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。



<p>単身高齢者等総合相談支援事業★</p>	<p>家族や親族がおらず、又は家族や親族がいてもそれらの方から必要な支援を受けることができない高齢者等が日常生活を送る上で将来に生じることが想定される医療、福祉等に関する諸問題に関し、将来にわたり安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な相談対応や情報提供を行っています。</p>
------------------------	---

※ 表中の★の付いた取組は、区からの委託により、荒川区社会福祉協議会が運営する成年後見・権利擁護センター あんしんサポートあらかわ(以下「あんしんサポートあらかわ」という。)が実施しているものです。

現状と課題

- ▶ 家族形態やコミュニティの変化により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、見守りが必要となる高齢者は今後も増加していくことが予想されていることから、心身の不調等をきっかけとした孤立や生活困窮、閉じこもり生活の長期化などのケースに対して、迅速かつ包括的に支援できる体制を整備する必要があります。
- ▶ 単身の高齢者等が健康上の理由等により居所に戻れなくなった場合に、残された家財の処分等が課題となっています。
- ▶ 高齢者を地域や家庭の中で孤立させず、生き生きとした心を持続してもらうため、高齢者の社会参加や地域での生きがいがいづくりの場を拡充していく必要があります。
- ▶ 今後認知症の増加も予想されることから、認知症に対する正しい理解を区民に啓発し、地域で認知症の人やその家族を支える仕組みを充実させていく必要があります。
- ▶ 高齢者本人を対象とした支援をはじめ、老老介護の問題なども見据えて、高齢者を支える家族や介護者に対する支援も含めた包括的な支援を強化していく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の既存の関係機関に加え、医療機関、商店街等、地域の社会資源を有効活用し、新たな見守りの担い手を含めたネットワークを構築していきます。また、相談窓口となる高齢者みまもりステーションのさらなる周知と効果的な見守り方法について検討を進めていきます。



- ▶ 民間賃貸住宅活用事業や単身高齢者等総合相談支援事業の枠組みも活用しながら、残された家財の処分等も含め、単身の高齢者等が将来にわたって安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な情報提供や支援策の充実を図っていきます。
- ▶ 認知症に関して多くの区民が正しく理解し、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進していきます。
- ▶ 認知症サポーター養成講座を小学校など様々な世代を対象に開催する等、認知症に対する区民の理解のさらなる促進に取り組んでいきます。
- ▶ 地域住民が自ら実施する自主活動の広がりを後押しする支援を行うこと等により、高齢者の社会参加を図る地域での生きがいつくりの仕組みを構築していきます。
- ▶ 要支援者や事業対象者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを基に、訪問型や通所型のサービス等を提供し、生活機能の向上を図っていきます。
- ▶ 居住支援協議会等を通じて、高齢者の安心・安全な住まいの確保を支援していきます。



②障がい者(児)への支援

主な取組

事業名等	内容
障がい者の相談・支援体制の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、関係機関等のネットワークを構築するとともに、障がいに係る様々な相談に応じ、総合的な相談支援を実施しています。また、障がい者が地域において安心して生活し、社会参加ができるよう、入所施設等で生活する障がい者の地域移行を支援しています。
バリアフリーの推進 ※基本方針3-(4)に施策項目としても設定しています。	共生社会実現のためには円滑な意思疎通が重要なため、手話言語条例の制定をはじめ、コミュニケーション支援事業等を実施しています。また、誰もが安心して共に暮らせる社会を実現するため、障がいへの理解促進について、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を実施しています。
障がい者の住まい・日常生活に対する支援	地域での安心した生活を確保するため、グループホームの誘致等に努めています。さらに、重度障がい者を受け入れるグループホームを増やすため、施設整備費等の補助を実施し、開設を促進しています。
障がいのある子どもの健全育成	障がい児支援の充実を図るため、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を行い、高度な専門性に基づく支援や療育の質の向上、インクルージョンの推進等、障がい児支援の中核となる機関として、地域支援体制の構築を進めています。また、医療的ケア児等地域コーディネーターの配置や留守番看護師派遣事業等を実施し、医療的ケア児等の支援を行っています。
障がい者の自立・就労支援、生きがいの創出	障がい者の就労機会が拡大される中、就労面での支援や生活面でのさらなる支援が必要なため、障害者就労支援センター(じよぶ・あらかわ)をはじめ、就労移行支援や就労定



	着支援を通じた就労支援の強化を進めています。また、障がい者の社会参加や地域交流等を促進するため、生活実習所等の施設で制作した作品の展覧会等を定期的を開催しています。
--	--

現状と課題

- ▶ 身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病など、様々な障がいがある方が安心して地域で暮らしていけるよう、関係機関が連携して相談支援体制をさらに充実させていくとともに、地域全体で障がい者を支える体制を構築するために、地域資源を積極的に活用していく必要があります。
- ▶ 障がいの有無に関わらず、全ての人にとって暮らしやすい環境を整備していくため、公共施設等のバリアフリー化を進めるほか、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援を充実させていく必要があります。
- ▶ 区内のグループホームの整備数は増加してきており、軽度障がい者のグループホームについては、居住の場の確保が一定進んできていますが、今後は重度障がい者を対象とした施設を整備していく必要があります。
- ▶ 医療的ケア児への支援に当たっては、必要な支援を適切に提供できるよう、支援のニーズを把握するとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。
- ▶ 障がい児通所支援利用者が増加傾向にあるため、障がい児通所支援の体制を充実させていく必要があります。
- ▶ 就労を希望される方は今後も増加することが想定されるため、就労支援体制のさらなる強化とともに、就労場所の確保を進めていく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 地域での生活を継続するための適切なサービスを必要とする方に届けられるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に、関係機関等との支援ネットワークの構築・強化を行い、地域全体の相談支援体制の充実を図っていきます。
- ▶ 障がいの特性を踏まえながら、ICTを活用したコミュニケーション支援等について、さらに研究を進めていきます。
- ▶ グループホームの新設に向けては、重度障がい者を受け入れ可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や施設入浴といった地域に不足する機能のほか、共生型サービスを提供する施設としての整備について検討していきます。



- ▶ 医療的ケア児やその家族が地域において安心して生活できるよう、医療的ケア児等地域コーディネーターを中心に支援のニーズを把握するとともに、関係機関と必要な支援の内容について調査検討を行い、適切な支援につなげていきます。
- ▶ 児童発達支援センターの支援機能の強化を図るとともに、障がい児通所支援の利用者の受け皿の拡大を進めていきます。
- ▶ 障害者就労支援センター(じよぶ・あらかわ)による支援を行うとともに、就労移行支援や就労定着支援、就労選択支援事業を行う事業所と関係機関との連携体制を構築し、さらなる就労支援の強化を図っていきます。



③子ども・子育て家庭・若者への支援

主な取組

事業名等	内容
子どもの権利条例	区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的として「荒川区子どもの権利条例」を令和5(2023)年に制定し、相談窓口「あらかわ子どもほっとらいん」の開設、「荒川区子ども議会」の開催、子どもの権利の普及啓発など、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。
子ども家庭総合センター(区児童相談所)(再掲)	子どもの悩みごとや困りごとのほか、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく相談窓口として専門のスタッフが相談にあたり、育児不安の解消や虐待の未然予防、地域における子育て世代への適切な助言や支援に取り組んでいます。
子育て交流サロン	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりを持つ場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図っています。
妊婦面接・相談(ゆりかご面接)、新生児訪問事業	妊婦が安心して出産を迎え、子育てができるよう、助産師や保健師による妊婦面接・相談を行っています。また、出産後は全家庭を助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんや家族の健康について伺い、相談をお受けしています。
幼児教育・保育事業	区立幼稚園の運営や私立幼稚園等への支援、保育が必要な子どもへの保育の実施のほか、延長保育や病児・病後児保育事業などを実施し、多様化する幼児教育・保育ニーズに対応しています。
放課後等の児童への支援事業	放課後等に適切な遊びと生活の場を提供する学童クラブ、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供するにこにこすくーる、それらを総合的に展開する放課後子ども総合プランの実施により、放課後等に安心して安全に利



	用できる子どもの居場所を提供し、子どもの健やかな成長を支援しています。
若者相談「わか」(若者支援体制整備事業)(再掲)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。

現状と課題

- ▶ 子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子どもと家庭に関する相談件数は増加しています。子どもの最善の利益を守るためにも、子どもの権利の理解をより一層深め、区全体で子どもを守り、育てていく機運の醸成を図る必要があります。
- ▶ 共働き家庭のニーズに応えるために適切な供給体制を確保するとともに、一時保育の拡充等保育サービスの充実に努め、多様なライフスタイルによる保育ニーズの変化に、柔軟かつ円滑に対応できるように努めていく必要があります。
- ▶ 中途退学、若年無業者(ニート)やひきこもり等、若者が抱えている課題は複雑かつ複合化しており、これらの課題に対応するためには、福祉、教育、就労等様々な分野において包括的な支援を提供する必要があります。また、若者が地域社会とつながりながら交流や活動ができ、安心して過ごすことができる居場所が求められています。

今後の方向性

- ▶ 多様なライフスタイルの変化に対応しつつ、妊娠から出産、子育て、子どもの成長段階を通じて切れ目のない支援を行うため、関連部署が連携して、子どもと子育て家庭に対する支援、児童虐待の未然防止と、子どもの貧困対策、困難を抱える若者の支援を一体的に推進していきます。
- ▶ 子ども権利について、様々な事業や学校での取組等を通じて、子ども自身が理解し、自分や他者を大切にする意識を高めます。また、地域全体で子どもを育むために、子ども権利に関する研修・講座等により、子どもの人権を考える機運の醸成を図っていきます。
- ▶ 課題や困難を抱える若者に対し、自分らしく安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、気軽に相談できる体制を充実させ、生活面と就労面を一体的に支援することにより、若者の社会参加を促進していきます。



④ケアラーへの支援

主な取組

事業名等	内容
ヤングケアラーに関する啓発等	チラシやパネル展等によるヤングケアラーの啓発活動を行うとともに、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭総合センター等が連携してヤングケアラーの早期発見に努め、適切な支援につなげています。
ヤングケアラーコーディネーターによる支援	18歳未満のヤングケアラーを支援するため、子ども家庭総合センターにヤングケアラーコーディネーターを配置しています。ヤングケアラーや関係機関からの相談を受け、本人や家庭の意思を尊重しつつ、必要な機関や支援につなげています。
スクールソーシャルワーカーによる支援	家庭環境等に起因する課題やその他困難を抱える児童・生徒に対して、学校や地域で孤立することのないよう、スクールソーシャルワーカーが福祉的な見地から個々の相談に応じ、適切な関係機関等へとつなげています。また、区立小中学校全校で長期休業明けに実態調査を行い、ヤングケアラーの疑いがある児童・生徒に対して、学級担任やスクールソーシャルワーカーが聞き取りを行い、不登校や希死念慮といった重大事態の未然防止のために、チームとして早期対応に当たっています。
子どもの居場所・子ども食堂への支援(ケアラー支援)	子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等を行う団体への支援を通じて、身近な相談場所でのヤングケアラーの早期発見につなげています。
若者相談「わか」(若者支援体制整備事業)(再掲)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福



	祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。
障害者基幹相談支援センター (再掲)	障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を行うほか、地域での支援のネットワークづくりを進めるなど、障がいのある方々が身近な地域で適切なサービスを受けることができるよう相談支援体制の充実を行っています。
障がい者相談員・ペアレントメンターによる相談	障がい者相談員(身体・知的障がい者の福祉の増進に熱意を有し、奉仕的活動ができる方)や、ペアレントメンター(自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた方)が、障がい者とその家族からの相談に応じ、必要な助言や援助を行っています。

現状と課題

- ▶ ヤングケアラーについては、本人や家族が自覚していない場合もあることから、支援が必要な方が潜在化してしまうという課題があります。
- ▶ 若者期まで状態が継続することが多いヤングケアラーについては、子どものライフステージに合わせて行政の各分野(保健、保育、教育、福祉等)が連携し、支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見するとともに、当該家庭が抱える複合的な課題に対する包括的な支援体制を構築し、それぞれのニーズに応じた支援を行っていく必要があります。
- ▶ ヤングケアラーについては、成人以降も支援が必要となるケースもあり、このような方への切れ目のない支援が必要です。
- ▶ 仕事をしながら家族等の介護を行うビジネスケアラーが介護と仕事が両立できるよう、介護サービスの相談や調整を行うほか、再就職等の支援を行っています。
- ▶ 各相談支援事業所では、障がい福祉サービスの利用計画の作成のほか、困りごとの相談等にも応じており、困難なケースについては、障害者基幹相談支援センターが早期に適切な機関につなげています。今後は、障がい分野だけではなく、子育てや保健、教育機関等の関係機関との連携体制を強化していく必要があります。



今後の方向性

- ▶ ヤングケアラーの早期の把握に向けては、関係者がいち早く「気づく」ということが重要であるため、チェックリスト等を活用しながら、関係の窓口でヤングケアラーの確認を行い、適切な支援につなげていきます。
- ▶ ケアラーの早期発見に当たっては、介護家族と接する機会の多いケアマネジャーが家族の介護状況を含めてアセスメントできるよう支援するとともに、得られた情報等を関係機関と共有し、適切な支援に向けて関係機関と連携を図っていきます。
- ▶ 18歳以上となるヤングケアラーへの支援については、その前段階で、重層的支援体制の枠組みの中で関係機関が連携し、進学や就職などの課題も含め、その方に必要な支援が切れ目なく提供できるよう、調整を図っていきます。
- ▶ 子どもの居場所や食事の提供、学習支援等を行う団体への支援の充実や連携の強化を図ることにより、身近に相談しやすい場所を増やし、地域全体でヤングケアラーの早期発見や支援が行える環境づくりをさらに推進していきます。
- ▶ 各相談支援事業所については、障害者基幹相談支援センターによる助言等を通じて支援力強化につなげるとともに、障がい分野だけでなくその他関係機関や地域を含めた支援体制の構築を図っていきます。
- ▶ 障がい者相談員やペアレントメンターによる相談対応等により、介護者へのケアを拡充します。また、地域の関係団体や住民の方々、事業者等との連携・協働を図りながら、障がい者の社会参加に向けた取組を地域全体でケアし支え合うことができる体制整備を進めていきます。



⑤ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援

主な取組

事業名等	内容
ひとり親家庭の自立のための支援	ひとり親家庭又はこれからひとり親家庭になる保護者からの生活や経済、住宅等様々な相談に応じ、適切な支援につなげています。また、ひとり親家庭の自立を促進するため、より良い就業のための資格取得等を支援しています。
ひとり親家庭の居住支援	「母子生活支援施設」において、様々な事情で入所した母子の心身と生活を安定するための相談・援助を行い、自立を支援しています。また、「ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業」において、保証料を補助する住宅支援を行っています。
困難な問題を抱える女性への支援	DV被害や性暴力・性被害、経済・住宅困窮等様々な問題を抱える女性からの相談に応じて、自立に向けた支援を行うとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいた支援調整会議を設置して関係機関の連携を密にしながら、当事者の意思を尊重した支援を行っています。また、区男女共同参画社会推進計画においても課題として位置付け、支援体制等の充実を図っています。

現状と課題

- ▶ ひとり親家庭の子どもの相対的貧困率(令和3(2021)年度国民生活基礎調査)は44.5%で、子どものいる家庭の全体での相対的貧困率11.5%よりも高くなっており、ひとり親家庭への一層の支援に努めていく必要があります。
- ▶ 女性をめぐる課題は、生活困窮やDV、親族からの暴力等多様で複雑化していることから、令和6(2024)年4月に施行された「困難な問題を抱える女性を支援するための法律」に基づき、関係機関との連携を図って適切な支援につなげていくことが必要です。



今後の方向性

- ▶ ひとり親家庭又はこれからひとり親家庭となる保護者からの相談を受けて、資格取得などの就労支援のほか、住宅支援等様々な支援策につなげるなど、ひとり親家庭の自立及び安定した生活のために、さらに支援を充実させていきます。
- ▶ 様々な問題を抱える女性からの相談に応じ適切な支援を行うため、支援調整会議を通して関係機関のさらなる連携に努め、当事者の自己決定を尊重しながら自立に向けた一層の支援を行っていきます。



⑥在宅医療に関する支援

主な取組

事業名等	内容
在宅療養連携推進会議	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けているよう、在宅での医療環境の整備、看取り対応の強化など、地域医療と介護の連携による在宅療養体制の整備、支援について検討を行っています。
医療連携会議	高齢者の入退院時の医療と福祉の連携の円滑化などを目的として、現場における情報共有方法の検討や顔の見える関係性の構築を行っています。
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。

現状と課題

- ▶ 在宅での療養や介護を希望する高齢者の増加が予想されることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携の仕組づくりを進めていく必要があります。
- ▶ 単身高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療や看取りについては、多くの課題があります。自身がどのような医療や介護を受けたいかをあらかじめ考えておくなど、幅広い世代にACP(アドバンス ケア プランニング・人生会議)やエンディングノートの認知度を高めるなどの取組を進めていく必要があります。
- ▶ 医療ニーズが高い高齢者の在宅生活に欠かせない在宅療養診療所や訪問看護ステーションの箇所数は増加していますが、こうした地域資源の一層の充実を図る必要があります。
- ▶ 在宅療養に必要な医療、介護等の情報収集と、区民及び関係機関への分かりやすい情報提供の仕組を構築するとともに、相談機能の充実を図る必要があります。
- ▶ かかりつけ医をはじめ、医療や介護に関わる多職種 of 専門職の連携を十分に図り、高齢者の在宅療養を支える体制を整備していく必要があります。
- ▶ 医療機関、介護サービス事業者が把握している高齢者に関する情報について、



双方が効果的に共有できるように、さらに連携を強化していく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 医療資源の状況と今後の需要を分析し、高齢者分野だけでなく、医療的ケア児や若年性疾患を抱える方への対応など、在宅医療を必要とする方を支えるための地域医療体制を、医師会をはじめとした地域医療機関と連携して整備していきます。
- ▶ 医療と介護の関係者間で、患者又は利用者である高齢者についての情報共有を十分に行い、高齢者が必要な時期に必要な医療を受診し、退院後も在宅において速やかに適切な医療と介護のサービスを利用できる入退院支援体制を整備していきます。
- ▶ 在宅療養連携推進会議や医療連携会議を活用し、高齢者の在宅療養を支える医療機関や介護サービス事業者等と顔の見える関係をつくり、関係者間の緊密なネットワークを構築していきます。
- ▶ 高齢者自身が希望する医療や介護の提供内容等を家族等が繰り返し話し合い、共有する ACP(アドバンス ケア プランニング・人生会議)とともに、将来の医療等に関する希望とあわせて御自身の情報を整理し、書き留めていただくエンディングノート等の普及啓発を進めていきます。



⑦ 自殺対策

主な取組

事業名等	内容
こころの健康相談	心に不安を抱えている方やその家族からの相談に対応するため、精神科医師や保健師による相談を受け付けているほか、相談支援事業所「アゼリア」「コンパス」を開設しています。
ゲートキーパーの育成事業	ゲートキーパーを担う人材を育成するため、様々な機会を捉えてゲートキーパーの役割に関する周知活動を行うとともに、区民等を対象とした研修会を開催しています。
自殺防止に関する啓発	多くの方が命の大切さや自殺予防の意識を持てるよう、関係機関等と協力して、「こころと命のカード」の配布や講演会の開催等を通じた啓発活動を実施しています。
自殺未遂者への支援	医療機関や関係機関と連携し、自殺未遂者とその家族や関係機関からの相談を受け、再び自殺を凶ることがないように支援を行っています。

現状と課題

- ▶ 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、地域住民がこころの健康に関心を持ち、かつ、こころの病気や悩みに早期に対処でき、そして、こころの健康の保持増進ができるよう、専門医や保健師等によるこころの健康相談や薬物・酒害相談、ママのこころ相談等の相談事業を実施しています。
- ▶ 自殺のサインに「気づく」「つなげる」「支える」をキーワードに、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることができる「いのちの門番」となるゲートキーパーの役割を担う人材を育成していく必要があります。
- ▶ 自殺や精神疾患に関する正しい知識を地域全体で共有し、自分自身や身近な人の心の不調に気づいたときに、誰かに援助を求めることが大切であることを共通認識としていくため、自殺予防啓発活動をさらに充実させていく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 医療機関や相談機関で早い段階で支援が受けられるよう、専門医等による精



神保健相談や保健師等による相談を充実させるなど、悩みの相談や支援を受けやすくするための相談体制を整備していくとともに、自殺に関する相談に対応する職員等の資質の向上に取り組んでいきます。

- ▶ 様々な悩みを抱えた方が、誰にも相談できずに、自らの命を絶つことのないよう、本人やその家族について、行政や医療機関、各種民間団体等の関係者が連携して支援を行っていきます。そのため、引き続き関係機関と連携し、自殺の危険を示すサインに気づき、声掛けなど適切な対応を図ることができるゲートキーパーを育てる研修等を実施していきます。また、残された人の心理的影響を和らげるために、自死遺族への支援に関する情報提供の取組を進めていきます。
- ▶ 自殺対策のため、ストレスマネジメントや睡眠・休養の重要性について、様々な情報媒体を活用し、普及啓発を図ります。また、心身ともに健康であるために、こころの健康に欠かせない要素である「バランスのとれた食生活」、「十分な睡眠」、「適度な運動」の重要性について普及啓発を進めていきます。
- ▶ 自殺未遂者は、その後再び自殺企図を繰り返し、さらには自殺既遂となるリスクが高いと言われているため、医療機関等との連携を強化し、自殺未遂者の心のケアや見守り体制を充実させていきます。



⑧社会的孤立をなくすための支援

主な取組

事業名等	内容
ひきこもり支援の推進(再掲)	ひきこもりに関する窓口「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置し、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を受け、必要な支援につなげるなど、関係機関と連携しながら事業を推進しています。
仕事・生活サポートデスク(再掲)	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
若者相談「わか(若者支援体制整備事業)」(再掲)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。
こころの健康相談(再掲)	心に不安を抱えている方やその家族からの相談に対応するため、精神科医師や保健師による相談を受け付けているほか、相談支援事業所「アゼリア」「コンパス」を開設しています。

現状と課題

- ▶ 本人や家族からひきこもりに関する相談等があった場合には、個々の状況に応じて、関係機関やひきこもり保護者会等と連携を図りながら、必要な支援につなげています。今後は、様々な事例の蓄積を通じて、より迅速かつ適切な支援につなげられるよう、関係機関等との連携をさらに強化していく必要があります。
- ▶ ひきこもり当事者の方の中には、様々な要因により精神的な疾患を抱えている場合もあるため、精神科医師や保健師による早期の相談・診断・治療につなげていくため、相談しやすい窓口の整備等に取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

- ▶ ひきこもり支援の推進に当たっては、当事者本人に直接アプローチするまでに時間を要することから、誰もが気軽に相談できる窓口の周知を行っていきます。
- ▶ ひきこもり当事者をはじめとする、困りごとを抱えながらも相談機関への相談や支援を求めることができないなど、支援が届きづらい対象者に対し、必要に応じ



てアウトリーチ等を行いながら信頼関係を構築し、継続的、かつ、きめ細やかな支援を行うとともに、支援へ円滑につなげる体制を整備していきます。

- ▶ 何らかの要因で、中途退学した方や、働くことに悩みを抱える方、家族以外との接触ができなくなった方に対し、家族との信頼関係を築きながら、様々な機関と連携し、再び社会の一員として自立できるよう、個別の状況に応じた支援を行っていきます。
- ▶ 社会参加の機会につなぐ必要がある支援対象者に対しては、個々のニーズを踏まえながら、地域における社会資源とのマッチングを推進するなど、参加支援を行っていきます。



(4) 権利擁護の推進(荒川区成年後見制度利用促進基本計画)

① 権利擁護に関する総合的な取組

【権利擁護支援】とは

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動のことです。

地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤です。

[出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室「持続可能な権利擁護支援モデル事業」説明会資料]

主な取組

事業名等	内容
福祉サービスの苦情、権利擁護相談★	福祉サービスの利用に関するトラブル・苦情や疑問のほか、認知症の人や知的障がい、精神障がいのある方等の権利侵害の相談に対応しています。
福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)★	認知症の人や物忘れの多い高齢者、知的障がいや精神障がいのある方が、適切な福祉サービスを選択し、利用するための諸手続や日常の金銭管理などの支援を行っています。
単身高齢者等総合相談支援事業(再掲)★	家族や親族がおらず、又は家族や親族がいてもそれらの方から必要な支援を受けることができない高齢者等が日常生活を送る上で将来に生じることが想定される医療、福祉等に関する諸問題に関し、将来にわたり安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な相談対応や情報提供を行っています。
虐待等の防止対策の推進	関係機関と連携して虐待事案の早期の把握に努め、養護者等による虐待を防止するとともに、虐待を受けた高齢者や障がい者、子ども等の迅速かつ適切な保護及び養護者等に対する適切な支援を行っています。



子どもの権利条例(再掲)	区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的として「荒川区子どもの権利条例」を令和5(2023)年に制定し、相談窓口の開設、「荒川区子ども議会」の開催、子どもの権利の普及啓発など、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。
あらかわ子どもほっとらいん	子どもの権利侵害(学校や家庭での困りごと等)の相談を、電話やメール、チャット(LINE)で受け付けています。相談には、弁護士や臨床心理士の資格を持った「子どもの権利擁護委員」が対応し、解決を手助けしています。
配偶者暴力相談支援センター	電話や来所による相談を受け、DVに関することや被害者への支援について情報提供し、関係機関へ連携することによって、相談から被害者等の安全確保、自立に至るまでの支援を行っています。

※ 表中の★の付いた取組は、区や都からの委託等により、あんしんサポートあらかわが実施しているものです。

現状と課題

- ▶ 高齢者や障がい者の虐待の相談があった場合、事実確認、対応方針会議、弁護士による専門的助言を踏まえ、必要な対応を行っています。特に、家族や施設職員等の虐待者と生活をしていくことに危険が伴う場合は、被虐待者を緊急一時施設で保護する等の対応をとっています。また、緊急に医療が必要な場合は、契約病院での医療保護を行っています。
- ▶ 平成28(2016)年4月の障害者差別解消法施行により、区では「障がい者虐待防止・差別解消センター」を設けて虐待や差別に関する相談を受け付けています。また、障害者基幹相談支援センターと連携し、障がい者虐待や差別解消等の各種研修会を実施しています。
- ▶ 認知症の人や知的障がい者、精神障がい者のうち御自身で十分な判断をすることができない方に対しては、福祉サービス利用援助事業を通じて、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、重要な書類の預かり等の支援を行っています。
- ▶ 家庭内や施設等における虐待は、外部からは気づきにくいいため、発見が遅れて

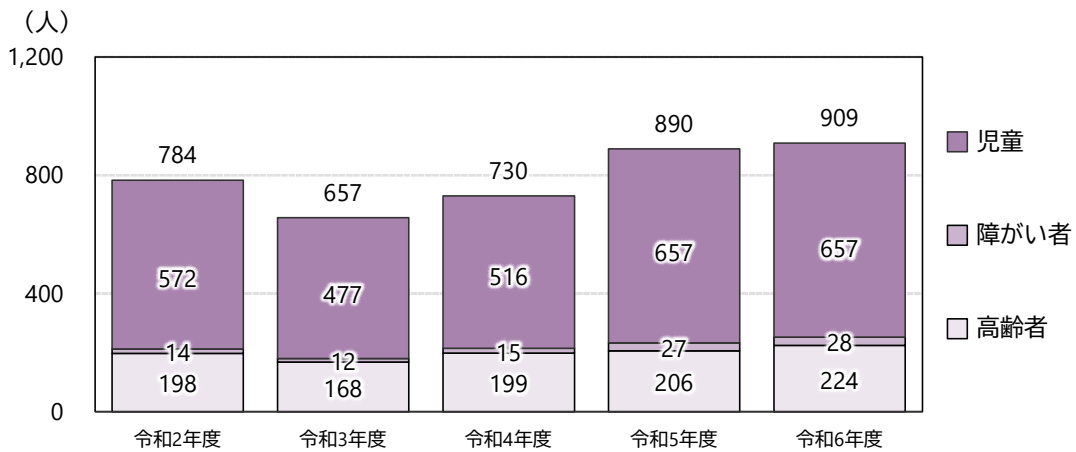


しまう場合があります。また、虐待している側に虐待の認識がない場合や、周囲の住民等が虐待に気づいても、通報する義務があることを知らないなど、虐待に対する理解が不十分な状況が見受けられます。

《荒川区における虐待相談件数の推移》

○虐待相談件数は、増加傾向にあります。また、類型については、児童虐待についての相談件数が全体の7割を超えています。

◆虐待相談件数の推移



(件)

年	高齢者	障がい者	児童	合計
令和2年度	198	14	572	784
令和3年度	168	12	477	657
令和4年度	199	15	516	730
令和5年度	206	27	657	890
令和6年度	224	28	657	909



今後の方向性

- ▶ 権利侵害に関する諸課題については、関連する事務事業の実施等を通じて、広く意識啓発を行うとともに、相談窓口の周知徹底を図り、差別解消や暴力・虐待防止等に向けた取組を推進していきます。
- ▶ 「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」等を通じて、DVの防止に関する啓発、DVに関する相談、被害者の支援等を総合的に推進していきます。
- ▶ 外部から発見されにくい家庭の場で起きている配偶者等からの暴力を防止するため、啓発等の取組を推進します。また、被害を受けた際の相談窓口の周知とともに、配偶者暴力相談支援地域協議会を構成する関係機関等との連携により、相談支援をはじめとするきめ細やかな被害者支援を行っていきます。
- ▶ あんしんサポートあらかわで実施している福祉サービス利用援助事業をはじめ、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業などとの連携を図り、必要な場合には成年後見制度につなげることで権利擁護を推進していきます。
- ▶ 成年後見制度や障がい者虐待防止・差別解消センター等に関する周知とともに、虐待の種類や虐待が疑われる場合の通報について介護支援専門員や障害福祉サービス事業所等を対象とした研修を行うなど、地域住民や関係機関への啓発等により、虐待等の早期発見、早期対応の取組を推進していきます。そして、迅速かつ適切な対応が行えるよう関係機関等との協力体制の強化を図っていきます。
- ▶ 子どもへの虐待等の根絶のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠であり、今後の人権啓発事業においては、「子どもの権利の視点」を重視して取り組んでいきます。



②成年後見制度の利用促進

【成年後見制度】とは

認知症、知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が十分でない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選任することで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には、判断能力が不十分になった後に、成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」と、十分な判断能力を有するうちにあらかじめ本人と本人が選んだ後見人との契約で決めておく「任意後見制度」があります。

また、「法定後見制度」については、本人の判断能力の程度に応じて、以下の三つの類型が用意されています。

- ・ 後見 判断能力がほとんどない方(日常的な買い物も本人ではできません。)
- ・ 保佐 判断能力が著しく不十分な方(重要な法律行為はできません。)
- ・ 補助 判断能力が不十分な方(重要な財産行為は誰かに援助してもらう必要があります。)

国の動向等

国は、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、平成28(2016)年5月に施行した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、平成29(2017)年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、令和4(2022)年3月に策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。同法では、区市町村が国の計画を勘案し、区市町村計画を定めるよう努めることを求めています。



出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画説明資料



主な取組

事業名等	内容
成年後見制度の利用相談★	成年後見の利用を考えている方に、申立手続等の説明を行うとともに、制度を利用する方については、社会福祉士会や司法書士会、弁護士会へつないでいます。
成年後見制度に関する周知及び啓発★	「後見」「保佐」「補助」のそれぞれの違いなど成年後見制度の概要やメリットなどを、パンフレットの作成や講座の開催等を通じて分かりやすく周知しています。
成年後見申立費用・報酬助成★	成年後見の申立費用や、後見人等に対する報酬を支払うことが困難な方に対し、一定の条件の下で費用助成を行っています。
区長による成年後見の申立	親族がない等の理由で申立てが困難な場合は区長による申立を行っています。

※ 表中の★の付いた取組は、区や都からの委託等により、あんしんサポートあらかわが実施しているものです。

現状と課題

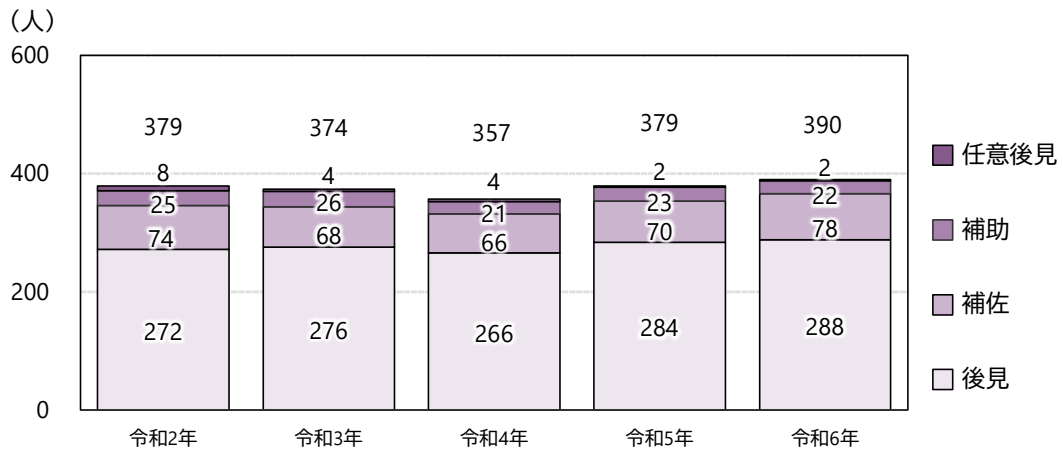
- ▶ 判断能力が低下する前の段階においても、本人の意向等を踏まえて、将来的な成年後見制度の利用につなげていけるよう、支援を行っていく必要があります。
- ▶ 福祉の窓口以外においても、成年後見制度を必要とする方を把握し、成年後見の窓口につなぐ体制を整備していく必要があります。
- ▶ 手続等の関係上、実際に後見人が就くまでに数か月の時間を要することがあり、開始されるまでの間も支援を行う必要があります。
- ▶ 制度の利用が始まってからも、類型の見直し等適切な対応が行われるよう後見人へのサポートを行うなど、関係機関がネットワークをつくり、支援していく体制が必要です。



《荒川区における成年後見制度の利用実績》

○成年後見制度の利用者数は、増加傾向にあります。また、類型については、後見が全体の7割を超えています。

◆成年後見制度利用者数の推移



出典:東京家庭裁判所資料

◆成年後見関係申立件数の推移

(件)

年	後見	補佐	補助	任意後見監督人選任	合計
令和2年	46	14	5	2	67
令和3年	50	9	5	3	67
令和4年	52	11	0	2	65
令和5年	79	17	3	0	99
令和6年	69	17	3	1	90

出典:東京家庭裁判所資料



今後の方向性

▶ 地域連携ネットワークづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で、地域の人と支え合いながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援の必要な方を把握し、行政だけでなく、地域や福祉、医療、金融、法律関係者、家庭裁判所等と連携し、適切に必要な支援につなげる仕組みを構築していきます。

地域連携ネットワークの役割

- 権利擁護支援の必要な人の把握・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

このネットワークは、日常的に本人を見守る「チーム」、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームに対し必要な支援を行う「協議会」、ネットワークのコーディネートを担う「中核機関」で構成されます。

《権利擁護支援チーム》

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や嗜好、価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。

《成年後見制度利用促進基本計画に基づく協議会》

協議会は、法律・福祉の専門職団体や関係機関が権利擁護支援チームに対し必要な支援を行えるよう相互の連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。中核機関が事務局機能を担います。

《中核機関》

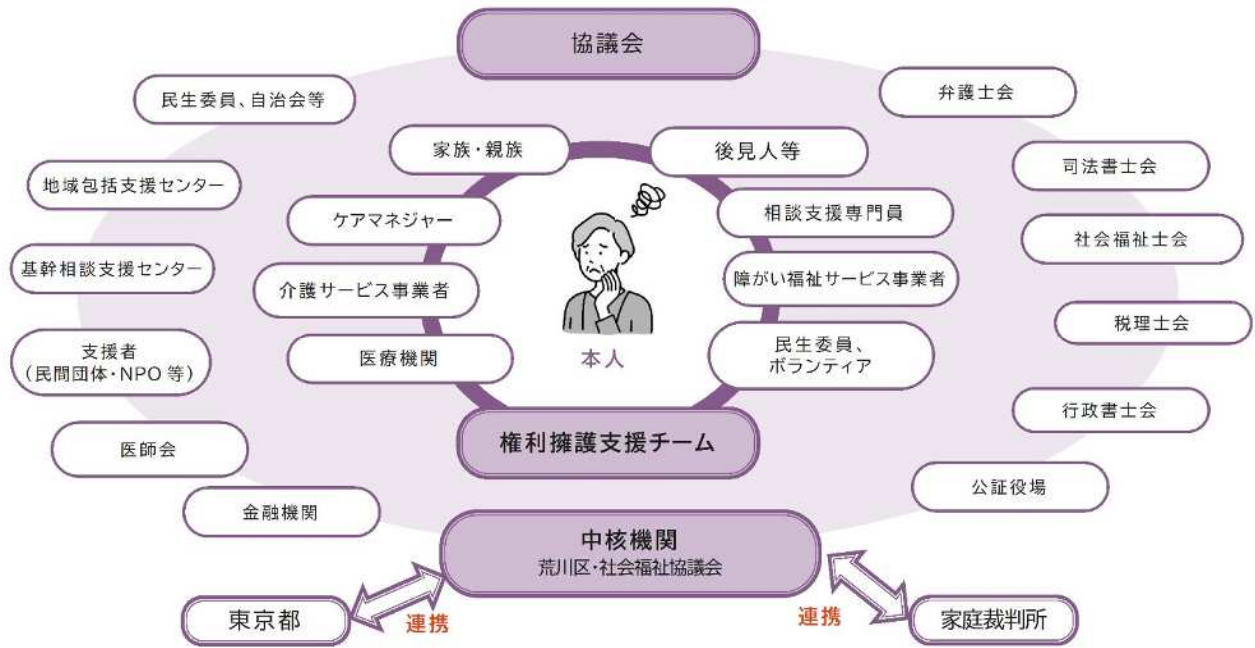
地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関で、以下の役割を担っています。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

区においては、区とあんしんサポートあらかわとが連携して、この中核機関の役割を担っています。



■地域連携ネットワーク(イメージ図)



▶ 成年後見制度の理解促進のための周知・啓発

成年後見制度の正しい理解と周知・啓発のために、より分かりやすい成年後見制度のパンフレットを作成するとともに、司法書士や社会福祉士による成年後見制度に関する説明会や地域に出向いて行う出張講座の開催、成年後見制度利用に必要な費用・手続に関する情報提供を積極的に行い、利用促進を図っていきます。

▶ 相談窓口の充実

判断能力が低下した高齢者や障がいのある方が地域での生活を継続していけるよう、各地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターで権利擁護支援に関する相談や情報提供を行い、適切な機関につなげるとともに、成年後見制度に関する相談や福祉サービス利用援助事業の利用については、あんしんサポートあらかわが相談窓口となり、司法書士による成年後見制度相談会を行う等相談窓口の充実を図っていきます。

▶ 任意後見制度の利用促進

任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ任意後見人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度であり、本制度のメリットを区民に周知し、その利用の促進を図っていきます。

▶ 成年後見人等の担い手の確保・育成等の推進

判断能力が不十分な方の本人の意思、特性、生活状況等に合わせて後見人等を選任・交代できるようにするため、多様な後見人等の担い手の確保・育成等が求められ



ています。成年後見制度が必要な高齢者等を地域で支える仕組みとして、社会貢献型後見人(市民後見人)の確保・育成のための養成講座の実施について検討を進めるとともに、親族後見人も含めた市民後見活動を推進していきます。加えて、あんしんサポートあらかわで実施している法人後見についても拡充を図っていきます。



(5) 災害時要配慮者対策の推進

主な取組

事業名等	内容
避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	自ら避難することが困難で支援が必要な方（避難行動要支援者）を名簿化し、その方の避難計画を作成し、本人同意の下、避難支援等関係者との情報共有を通じて、避難の安全確保に取り組んでいます。
福祉避難所の開設訓練の実施	福祉避難所の施設管理者である社会福祉法人等と連携して福祉避難所の開設訓練を実施し、要配慮者の避難時の支援体制等について検討を進めています。
介護職員等宿舎借り上げ支援事業	地域密着型サービス事業所に勤務する介護職員等の宿舎の借り上げに係る費用の一部を補助することにより、平時及び災害時の介護の担い手の確保・定着を図っています。

現状と課題

- ▶ 避難行動要支援者に対し、災害時における避難援助、安否確認等を円滑に行うことができるよう、避難先や避難方法、避難支援者等を個々に定める個別避難計画の作成を進めていますが、未作成の方も一定数おり、今後も作成の勧奨を行っていく必要があります。
- ▶ 災害時における避難支援を円滑に行うことができるよう、関係機関等が避難行動要支援者の暮らしの状況等を日頃から認識しておく必要があります。
- ▶ 福祉避難所の運営については、停電の発生や建物の損傷など不測の事態も想定した体制等を整備する必要があります。
- ▶ 災害時においても、要配慮者が必要な介護サービスを受けられる体制を維持するため、介護サービス事業所における事業継続計画（BCP）の充実や、災害時にも参集できる職員の確保が課題となっています。
- ▶ 災害発生時には、平時から福祉的支援が必要な方に加えて、被災により孤立、困窮、虐待などが顕在化することがあります。子どもから高齢者まで、一人一人のニーズに合った福祉的支援が行える体制を整える必要があります。



今後の方向性

- ▶ 個別避難計画については、作成が必要な方には個々に丁寧な説明を行い、計画の重要性を理解していただく取組を推進し、作成者を増やしていきます。
- ▶ 関係機関等と連携し、平時から地域における避難行動要支援者や要配慮者の情報の把握や、訓練の実施等を通じた理解の促進に努め、地域の中で避難行動要支援者等を支えていく体制を整備していきます。
- ▶ 災害関連死の予防の観点からも、包括的な支援体制の枠組みを活用し、平時から全庁で緊密に連携を図りながら災害ケースマネジメントの実施体制を整備し、民間支援団体等の協力も得て、災害時においても一人一人のニーズに合った福祉的支援が行える体制を構築していきます。
- ▶ 様々な被害を想定した当事者を交えた福祉避難所の開設訓練等の実施を通じて、支援体制の整備や必要な物資の備蓄について検討を進めていきます。
- ▶ 災害時にも必要な介護サービスが提供できるよう、介護サービス事業者に対する事業継続計画（BCP）の充実のための支援を継続するとともに、災害時の協力体制について平時から連携を図っていきます。



基本方針3 地域福祉を支える基盤づくり

(1)福祉人材の確保・定着・育成

主な取組

事業名等	内容
福祉のしごと相談・面接会	介護事業者や保育事業者に求人活動の機会を提供し、福祉や保育職場の人材確保の支援を行っています。
介護サービス事業所・職員に関する人材育成事業	介護サービス事業所の職員を対象に、現場の課題などに対応した多様なテーマの研修を区が実施することで、事業所内での人材育成の支援を行っています。また、初任者研修や実務者研修の受講料を事業者に補助することで、職員の資格取得を支援し、専門性の向上を図っています。
介護職員等宿舎借り上げ支援事業(再掲)	地域密着型サービス事業所に勤務する介護職員等の宿舎の借り上げに係る費用の一部を補助することにより、平時及び災害時の介護の担い手の確保・定着を図っています。
障がい者サービスに関する人材確保・育成事業	指定特定相談支援事業所に対して、新規事業所の開設及び新規雇用に要する経費の一部を補助することで、相談支援専門員の人材確保の支援を行っています。また、障がい者の同行援護、行動援護及び移動支援の従事に必要な資格取得に係る費用を補助することで、ガイドヘルパーの人材確保と障がい者の外出支援の充実を図っています。
保育士等に関する人材育成事業	区内の公私立保育施設等に対し、保育の質の向上に向けた様々なテーマでの研修を区として実施し、区内で勤務する保育士等の育成を支援しています。
保育士等に関する人材確保事業	奨学金を利用して保育士資格等を取得後、区内の私立保育施設等で勤務する保育士等に対して、採用後5年間、奨学金の返済に要する費用の一部を補助することで、保育士の人材確保の支援を行っています。



現状と課題

- ▶ 要介護者の増加、虐待対応、保育の質のさらなる向上等、福祉サービスが必要となる状況が近年増加しており、サービスの継続や強化をするためには、人材の確保と定着、後進の育成が大きな課題となっています。また、障がい福祉の分野においては、利用計画を作成する相談支援専門員や、外出支援を行うガイドヘルパーの増員が急務となっています。
- ▶ 福祉サービスの利用者のニーズが多様化する中、サービスの質の向上を図るため、様々な研修や支援事業を実施していますが、社会情勢に合わせた効果的な研修等を実施し、従事職員のスキルアップに向けた支援を行っていく必要があります。
- ▶ 近年の福祉の現場では、利用者等からのハラスメントの問題も顕在化しており、従事者が安心してサービスを提供できる環境づくりを支援していく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 福祉の職場を正しく理解してもらい、ミスマッチによる早期離職を防ぐとともに、働き甲斐のある魅力的な職場であることの周知広報とともに、離職して働いていない有資格者へのアプローチなどを行っていきます。
- ▶ ゲートキーパー研修等福祉関係者だけでなく一般の方を対象とした研修についても広く実施し、より多くの区民の方に福祉に関する理解を深めてもらえる機会を提供していきます。
- ▶ 人材の確保や定着・育成に向けて、事業者との意見交換会を定期的を開催する等現場の声を聞き取り、区の支援策に適切に反映していきます。
- ▶ 地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等と区が連携して、事業者への助言、研修等の実施し、事業者の体制強化や安全な職場環境の整備、後進の育成等を支援していきます。



(2) 福祉サービスの質の向上

主な取組

事業名等	内容
福祉サービス第三者評価	提供される福祉サービスの質について、第三者機関による専門的かつ客観的な評価を行い、その結果を公表しています。また、民間事業者に対しては、第三者評価の受審費用の補助を行っています。
社会福祉法人指導監査	福祉サービスを提供する社会福祉法人の運営が適正に行われるよう、定期的に指導監査を行い、その結果を踏まえた助言・指導を行っています。
福祉サービス指導監査	福祉サービス事業者が提供するサービス内容の質の確保と給付費等に係る費用等の支給が適正に行われるよう、定期的な実地指導・監査を実施し、その結果を踏まえた助言・指導を行っています。
地域ケア会議(再掲)	高齢者の介護予防等における個別の課題から、地域ごとの課題等について、行政と地域がそれぞれの役割の中でできる支援を検討・創出し、課題の解決に向けて取り組んでいます。

現状と課題

- ▶ 福祉サービスが多様化していくなか、利用者がそれぞれのサービスについて正しく知り、適切な選択ができるよう、事業者の自主的な第三者評価の受審を勧奨し、受審率の向上につなげていく必要があります。
- ▶ 福祉サービスを提供する事業者は、法令や国の通知等に則って事業運営、利用者支援、給付費等の請求を行わなければなりません。法令や通知の改正等も度々ある中、その複雑な制度内容等を理解しないまま事業運営等が行われている場合が散見されています。
- ▶ 地域ケア会議(個別)では、多職種による個別ケースへの対応検討や助言を通じ、地域の介護支援専門員の質の向上を図っています。また、地域ケア会議(テーマ別)では、個別ケースから地域ニーズやサービスの課題を抽出し、予防的観点も含めた具体的対応策の検討を行っています。介護負担の軽減を図りながら高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、地域住民が主体とな



って介護予防に取り組むことができる地域づくりが重要となっており、行政と地域が連携し、課題の共有や具体的解決策の検討を行っていく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 福祉サービスの質の向上と、社会福祉法人の運営の適正化を図るため、関係法人等への情報提供や日々の指導・支援等を充実させていくとともに、評価結果等を区民に分かりやすく提供していきます。
- ▶ 福祉サービスの質の確保と給付費等の請求の適正化を図るため、指導監査結果を踏まえた助言・指導の他、集団指導等を充実させていくことで、事業に携わる関係者の運営基準等に対する理解を促進していきます。
- ▶ 高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの質の向上及びネットワークの構築のために、多くの専門職種に対し圏域会議への参加を促すとともに、会議をより活性化させるため、介護予防の様式や考え方について、介護事業者等と検討を進めていきます。



(3) デジタル技術の活用等

主な取組

事業名等	内容
タブレット端末を活用した遠隔手話通訳等	障害者福祉課の窓口等に、遠隔手話・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末を配置し、聴覚、言語、音声機能等の障がいがある方のコミュニケーションを支援しています。
スマホ活用講座	老人福祉センター等において、高齢者を対象としたスマートフォン・タブレット講座や相談会を、オンラインにより実施し、機器の操作方法や利便性の周知を図ることを通じて、高齢者の社会参加や、家族・友人間の交流の促進を図っています。
ケアプランデータ連携システム導入支援事業	介護現場の業務負担軽減と生産性向上が期待されているケアプランデータ連携システムについて、導入から活用までの支援を行っています。

現状と課題

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行後、日常生活の中でのデジタル技術の活用が急速に進みましたが、高齢者をはじめ、それを活用できない方が取り残されないよう、きめ細やかな支援が求められます。
- ▶ 福祉人材の不足への対応策の一つとして、福祉職場におけるデジタル技術の活用が注目され、徐々に活用する事業者等が増えてきていますが、さらに導入が促進されるよう、支援を充実させていく必要があります。

今後の方向性

- ▶ 誰もがデジタル化への恩恵が受けられるよう、デジタル機器に触れることができる機会を、より身近な場所で増やし、その価値を実感することで、利用方法等の習得につながるような取組をさらに進めていきます。
- ▶ 福祉職場での日常業務の負担軽減や離職防止、定着率の向上が図られるよう、見守り機器やタブレット端末、インカム等のICT機器やデジタル技術の導入による業務の効率化や情報の共有化等のメリットを多くの関係者に周知し、利用の促進を図っていきます。



(4) バリアフリーの推進

主な取組

事業名等	内容
心のバリアフリーの推進	様々な障がいに関する理解「心のバリアフリー」の促進に向けて、バリアフリー講演会の開催のほか、区立小中学校での道徳教育や荒川区社会福祉協議会と連携した出前授業等を実施しています。
障がい者差別解消講演会	障害者差別解消法が改正され、障がいのある方の社会参加に際し、社会における障壁を取り除くため、事業者による「合理的配慮」の提供が義務化されました。区では、事業者等を対象に、障害者基幹相談支援センターによる講演会を実施しています。
コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対し手話通訳者や要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を支援しています。また、視覚障がい者や言語障がい者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者や失語症支援者の派遣を行っています。
ユニバーサルウォーク★	街の中に存在するバリアへの気付きや、多様な特性への理解を深めてもらえるよう、子どもから高齢者まで、また、障がいのある方もない方も一緒に交流しながら、街の中の防災に関するポイントなどを巡るウォークラリーを開催しています。
荒川区バリアフリー基本構想における特定事業	荒川区バリアフリー基本構想においては、区内の4地区を重点整備地区に指定し、区をはじめとする公共施設の管理者及び公共性が高い民間施設の管理者が、バリアフリー化を推進する特定事業計画を設定し、その進捗状況を管理、評価しています。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです。



現状と課題

- ▶ バリアフリーに関する様々な啓発活動を実施していますが、雇用や住居の確保、社会参画などの場面において、当事者が無理解な対応を受けることが依然としてあり、啓発活動をさらに充実させていく必要があります。
- ▶ 荒川区手話言語条例を制定し、手話の普及や利用促進等に取り組んでいますが、今後は障がい者による情報の取得や利用、意思疎通が円滑に行われるよう、さらなる環境の整備が求められます。
- ▶ 街の中に存在するバリアを自分ごととして感じることができるよう、障がいのある方もない方も一緒に参加できるような事業等を開催し、その理解を促進していく必要があります。
- ▶ 区立施設については、新設や改修の際にバリアフリー化を積極的に進めています。加えて、道路や民間施設等のバリアフリー化については、特定事業計画に沿って進捗管理を行いながら改善を図っていますが、抜本的な解決が困難な場合もあるため、バリアフリーに対する意識・理解の向上、さらには「気付き」の醸成につながるソフト面の「心のバリアフリー」の推進が求められています。

今後の方向性

- ▶ 高齢者や障がい者の方々が日常生活を送る中で感じる困難さや制約について、障がいのある方への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の理解を踏まえながら、気付き、支え合える「心のバリアフリー」を、学校や関係機関と連携して推進していきます。
- ▶ 荒川区社会福祉協議会等と連携して、事業の内容等を工夫し、様々な特性を持った方が一緒に参加できるような事業等の実施に取り組んでいきます。
- ▶ 「荒川区バリアフリー基本構想」に基づき、誰もが移動しやすい街づくりをさらに推進するとともに、定期的実施される住民検討委員会を通じて、事業の見直しや改善に取り組んでいきます。
- ▶ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会の実現を推進していきます。



【心のバリアフリー】とは

様々な人々の立場を理解しようとせず、適切な行動を行わないことで、円滑な移動や情報入手等が困難になり、平等な社会参加の機会が確保されず、差別を受ける人がいます。

私たちがそのことに気付くことが、「心のバリアフリー」の第一歩です。

障害のある人は、常に支援が必要だと思っていないでしょうか。また、いつも支援を受ける側であり、支援をする側にはならないと思っていないでしょうか。

意識の中にこうした偏見や思い込みがあることで、人々の行動やまちの環境にバリアが作り出されます。

バリアをなくすためには、私たちの意識を改め、そのことを行動で示すことが必要です。

すべての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、そのために必要な行動を続けることが「心のバリアフリー」です。

出典：東京都「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック



資料編

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間

令和7(2025)年12月1日(月)～同月26日(金) 計26日間

(2) 実施方法

- 地域福祉計画(素案)のパブリックコメントの実施について、令和7(2025)年12月1日発行の区報や区ホームページ、SNS(Facebook、X(旧Twitter)、LINE)により周知しました。
- 概要版及び本文を区役所福祉推進課、地下1階情報提供コーナーにて閲覧に供しました。
- 意見は、持参、郵送、FAX、電子メール及び区ホームページにて受け付けました。

(3) 意見提出数

7人(25件)

【提出区分内訳】

持参1名/2件、メール2名/10件、区ホームページ4名/13件

(4) 意見の取扱い

◎	新たに計画へ意見を反映する	3件
○	既に計画に記載	10件
—	ご意見・ご要望として今後の参考にする	12件
合 計		25件



(5) 意見の概要及び意見に対する区の考え方

No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
1	全般	ここ数年でマンションの建設が急増し、その人口増に保育園・医療・災害体制等のキャパシティが追いついておらず、これを解消するため、住宅政策と福祉政策を一体的に運用していただきたい。	区全体としては、就学前人口は減少傾向にあるものの、地域ごとに特徴があるため、それぞれの地域の動向を注視し、保育園の定員の見直しや、開発事業者へ保育施設設置の協力を求めるなどし、様々な保育ニーズに応えられるよう努めてまいります。 また、災害時、マンション居住者には在宅避難を推奨しており、防災対策の重要性及び資器材や日用品等の備蓄啓発、エレベーターの耐震化等の支援に取り組んでまいります。 あわせて、災害時に配慮が必要な方への医療や福祉の提供体制の整備を進めてまいります。	—	70～71 93～94
2	全般	医療・保育・住宅・行政運営など、日常生活の基盤となる部分を現状に合わせて整えることで、子育て世帯・現役世帯にとって安心して暮らせる地域になると思う。	本計画及び関連の各分野の計画を踏まえて、区民の皆様が相互に信頼し合い、助け合いながら生活することができる「地域共生社会」の構築に向けて取り組んでまいります。	—	—
3	全般	素案全体の「主な取組」が一項目でも多く実現達成されることを望む。	—	—	—
4	全般	福祉を充実させるには、企業誘致や高所得世帯の転入増により、財源となる税収を高める必要がある。 企業誘致に関しては、障害者雇用における税制優遇や、子育て世帯の雇用による補助金による支援、低所得層への起業支援などが考えられる。	企業誘致や、障がい者雇用における税制優遇、子育て世帯の雇用における補助金による支援等につきましては、国や東京都の施策等も活用しながら、事業者の方々とも情報交換や連携を図ってまいります。	—	67～69



5	重層的支援	高齢者や障がい者、子どもなどの各分野にまたがる「重層的支援体制整備事業」については、事業の評価や見直しの方法の大枠は、この計画の中で一定示しておくべきではないか。	いただいたご意見を踏まえ、「重層的支援体制整備事業」の今後の評価や見直しの方法の方向性について追記しました。	◎	31
6	多文化共生	急増している外国人住民の窓口対応について、日本語が通じず、窓口の混雑や職員の負担の増大が見られるため、専用窓口の設置や、手続の予約制など、外国人が相手でも現場が無理なく対応できるような仕組の整備が必要と感じる。	現在窓口等においては、外国語でも意思疎通を円滑に行えるよう、タブレット端末を活用した外国語通訳サービス等を導入しておりますが、体制の強化等さらなる改善に取り組んでまいります。	○	55～ 56
7	障がい者	「バリアフリーの推進」において、心のバリアフリーの文言が出てくるが、バリアフリーの推進には、「やさしさ」や「思いやり」といった心的なものではなく、行動の変容が求められるため、当該ページ以降の適切な個所に「障害の社会モデル」をキーワードとした記述を入れ、具体的な取組を進める旨を追記していただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、「バリアフリーの推進」に関する記載の今後の方向性の文中に、「障害の社会モデルの理解」に関する文言を追記しました。	◎	100～ 102
8	障がい者	現在のグループホーム制度では終の住みかとならず、重度障がい児者の親亡き後の不安があるが、今後設立されるグループホームの制度はどのようなものになるのか。	現在、建設を予定しているグループホームについては、重度障がい者の受入れが可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、入居の期限を設けない滞在型の施設とする予定です。	○	59～ 61 67～ 69
9	障がい者	令和11年に開設予定の重度グループホームが、ショートステイ、トワイライトサービスを兼ね備え、強度行動障害にも対応できる施設となるよう願っている。また、軽度グループホームも足りているわけではないため開設	現在、建設を予定しているグループホームについては、重度障がい者の受入れが可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、入居の期限を設けない滞在型の施設とす	○	59～ 61 67～ 69



		への援助を願いたい。	る予定です。また、軽度のグループホームについても、施設整備費等の補助を実施し、開設を促進してまいります。		
10	障がい者	ペアレントメンターや相談員として伺った相談が、なかなか区につなげるまでに至らないが、相談支援専門員もいるので、支援につながっているといいと思っている。	ペアレントメンターや障がい者相談員、相談支援専門員の皆様と緊密な連携を図りながら、障がい者やそのご家族に寄り添った支援を行ってまいります。	—	67～69 72～74
11	障がい者	ペアレントメンター等の研修もお願いしたい。	ペアレントメンター等の研修につきましては、関係団体との調整を含め検討してまいります。	—	67～69 72～74
12	障がい者	令和8年頃の成年後見制度に係る民法改正が可決された際には周知を願いたい。	今後の民法改正の動向を注視し、障がい者やそのご家族をはじめ、成年後見制度の利用が必要となる方々に、制度の利用等に関する情報を適切にお伝えしてまいります。	—	87～92
13	障がい者	成年後見制度は財産管理が主になり身上監護の部分が弱いように思えるため、何か方策があればと思う。	障がい者やそのご家族にとって、成年後見制度の利用がより有益なものとなるよう、制度に関する今後の民法改正の動向を注視するとともに、制度がより適切に運用されるよう、関係者への支援や情報提供に努めてまいります。	—	87～92
14	障がい者	成年後見の申告費用や報酬に対する助成制度の継続を願いたい。	成年後見制度を必要とする方に適切に利用していただけるよう、今後も必要な支援を行ってまいります。	○	87～92
15	障がい者	知的障がい者や高齢者を抱えている家族等について、保護者等の負担軽減の観点から、当事者のみではなく、その家族が関わる全ての機関とのケース会議の開催等ネットワーク化を願いたい。	障がい者や高齢者、ひとり親家庭など、複数の要因が関係する場合は、適宜関係課や関係機関と連携をして対応しております。また、さらに解決が困難なケースに備えて、現在、重層的支援体制の整備に向けた準備を進めております。	○	67～69



16	障がい者	知的障がい者の場合、心のバリアフリーの推進は難しいが、知的障がい者やその家族について社会に少しでも理解してもらうことが必要である。	知的障がいも含めた様々な障がいに関する理解の促進に向けて、差別解消講演会の開催などを通じ、学校なども含めた関係機関への啓発活動をさらに推進してまいります。	○	100 ～ 102
17	障がい者	本人の意思決定が重要と言われているが、親、支援者は当事者に良かれと誘導してしまいがちである。保護者への浸透には時間が必要とも思われ、当事者の思い通りにならない事もあるかもしれないが、当事者の意思をできるだけ尊重する社会になるよう願っている。	障がい者本人の意思決定や権利行使が尊重され、適切に行われるよう、障害者権利条約や障害者総合支援法の趣旨も踏まえ、関係機関や支援者と連携しながら、講演会や研修等のテーマに取り入れる等、ご本人、ご家族、支援者に対する、理解促進や啓発活動に取り組んでまいります。	○	83～ 86
18	子ども子育て	区内には、初産の無痛分娩に対応できる産婦人科や産後ケア施設、365日対応の小児科がほぼ整備されていないため、有事の際には他区の施設を利用する必要があり、関係機関の設置、誘致等は喫緊の課題である。 周産期・乳幼児医療体制は地域福祉の最重要領域であり、計画の中心課題と明記いただきたい。	無痛分娩や産後ケア施設に関する情報につきましては、妊婦面接・相談(ゆりかご面接)や電話相談等を通じて情報提供を行っており、今後も情報収集に努め、安心して妊娠出産が迎えられよう、相談支援を行ってまいります。 また、産後ケア施設の整備につきましては、「荒川区子ども・若者総合計画」に沿って、施設のさらなる確保に向けて取り組んでまいります。 小児医療につきましては、医師会こどもクリニックや輪番体制により365日の体制を整備しております。 夜間の診療についても区内5か所の二次救急医療機関のほか、準夜間帯において、東京大学医学部附属病院や日本医科大学付属病院等との連携により、医師会こどもクリニックで小児初期救急医療を行っております。 周産期や乳幼児に関する医療体制については、東京都や近隣区とともに、地域医療圏	—	70～ 71



			単位で検討を行っており、東京都保健医療計画等を踏まえて今後も検討を進めてまいります。		
19	子ども子育て	計画案では高齢者施策の比率が高いが、区の持続可能性を長期的な視点で見た場合、現役世帯・子育て世帯に対する医療・保育・教育などの生活の土台への投資を強化すべきではないか。	子どもや若者、ひとり親家庭など若い世代の支援につきましても、「荒川区子ども・若者総合計画」などの関連計画との整合性を図りながら推進してまいります。	○	44～ 45 70～ 71 75～ 76
20	子ども子育て	福祉を充実させるには、企業誘致や高所得世帯の転入増により、財源となる税収を高める必要がある。保育園やベビーシッター支援、教育環境の充実など子育て環境を整備することで、高所得の子育て世帯の転入が増え、それによる税の増収により、区民全体への福祉の充実へとつながる。	保育園や教育環境の充実など子育て環境の充実につきましては、本計画及び関連の各分野の計画等との整合性を図りながら推進してまいります。	—	70～ 71
21	子ども子育て	「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体については、食事提供のみでなく、学習、環境などの支援をする団体もあり、最近はそのような団体が子どもに直接的に効果を上げた支援を行っているケースが多い。そのため、「子どもの居場所・子ども食堂」の文言の後ろに「等」を追記して欲しい。	現状の「主な取組」に記載しております「子どもの居場所・子ども食堂への支援」に関しましては、様々な支援もあわせて実施する団体がありますが、本件で支援の対象としております事業は、「子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等」としてしておりますので、ご理解をいただければと存じます。	—	44～ 45 72～ 74
22	子ども子育て	「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体については、学習の支援に留まらず、「体験をする機会」を提供していくことで、広い視野を持つことができ、成長の過程で学習がより生きてくると感じている。そのため、団体の活動の説	本計画における「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体の活動の説明文には、当該団体の主な活動を列記した形で「子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等」と記載しております。当該団体の皆様の様々な活動の全てを記載できてはおりま	○	44～ 45 72～ 74



		明文に「体験をする機会の提供」を追記して欲しい。	せんが、「学習支援等」の「等」中には、ご意見にあります「体験をする機会の提供」についても含めて考えております。		
23	子ども子育て	「子どもの居場所づくり事業」に関する記載には、「関係団体同士の連携を強化する取組への支援」との文言があるが、「関係団体同士の連携」というフレーズが何を意味しているのか不明である。	「関係団体同士の連携」については、食事の提供や学習支援等「子どもの居場所づくり事業」に係る事業を実施していただいている団体同士の連携のことを指しており、区では、この連携の強化に資する団体の皆様の取組を支援することを通じて、子どもたちが気軽に相談できる環境を区内に整えてまいります。	—	44～45
24	子ども子育て	「子どもの居場所づくり事業」に関して、「わか等と連携」とありますが、現状では「わか」の支援活動が効果的に広がっているとはあまり感じられず、連携先の記載に「わか」に加えて、「地域での子ども若者の支援活動」を追記して欲しい。	「子どもの居場所づくり事業」の連携先として「わか等」と記載しておりますが、この「等」には「地域での子ども若者の支援活動」も含めて考えております。また、「子どもの居場所づくり事業」において「わか」による支援の効果を感じていただけるよう、今後も様々な活動に取り組んでまいります。	○	44～45
25	子ども子育て	「あらかわ子ども応援ネットワーク」は、教育と福祉の混ざり合った支援を行っていることから、ネットワーク内で連携している機関の説明の中に、「教育機関」・「大学」を追記して欲しい。	いただいたご意見を踏まえ、「あらかわ子ども応援ネットワーク」内で連携している機関の説明の中に、「教育機関」を追記しました。	◎	50～51



2 計画の策定経過

(1) 荒川区地域福祉計画策定委員会

開催年月日	議題
令和7(2025)年6月9日	荒川区地域福祉計画の骨子について
令和7(2025)年10月7日	<ul style="list-style-type: none">・ 関係団体への意見聴取の結果について・ 荒川区地域福祉計画素案について
令和8(2026)年1月9日	<ul style="list-style-type: none">・ パブリックコメントの実施結果について (提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について)・ 荒川区地域福祉計画(案)について

(2) 荒川区地域福祉計画策定委員会幹事会

開催年月日	議題
令和7(2025)年7月8日	荒川区地域福祉計画の骨子について
令和7(2025)年9月10日	荒川区地域福祉計画の素案について
令和8(2026)年1月8日	<ul style="list-style-type: none">・ パブリックコメントの実施結果について (提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について)・ 荒川区地域福祉計画(案)について



(3) 荒川区地域福祉計画策定委員会設置要綱

荒川区地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和7年4月1日制定
(7荒福福第423号)
(副区長決定)

(設置)

第1条 荒川区地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に係る検討を行うため、荒川区地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び改定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定等に関して区長が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長等)

第4条 委員長は、福祉部長の職にある者とする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の内から委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、やむを得ない事由により前項の規定による招集をすることが適当でないと認めるときは、委員に対して書面による協議をすることにより会議を開くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌事項に係る調査検討を行うため、委員会に幹事会を置くことが



できる。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 幹事会について必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

委員長	福祉部長
委員	学識経験者
委員	関係団体代表者等
委員	総務企画部長
委員	区民生活部長
委員	地域文化スポーツ部長
委員	産業経済部長
委員	健康部長
委員	健康推進担当部長
委員	子ども家庭部長
委員	防災都市づくり部長
委員	土木担当部長
委員	教育部長

別表第2(第6条関係)

総務企画課長、区民課長、文化交流推進課長、
産業振興課長、地域共生推進担当課長、
高齢者福祉課長、介護保険課長、障害者福祉課長、
生活衛生課長、健康推進課長、子育て支援課長、
都市計画課長、マンション対策等担当課長、
教育総務課長



(4) 荒川区地域福祉計画策定委員会委員名簿

令和7年度 荒川区地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

		氏名	役職
1	委員長	堀 裕美子	福祉部長
2	委員 (学識経験者)	小林 法一	東京都立大学健康福祉学部 学部長 一般社団法人東京都作業療法士会 副会長
3	委員 (関係団体代表者等)	梅原 一彦	荒川区社会福祉協議会事務局長
4	委員	小堀 明美	総務企画部長
5	委員	上田 望	区民生活部長
6	委員	中野 猛	地域文化スポーツ部長
7	委員	小林 弘幸	産業経済部長
8	委員	辻 佳織	健康部長
9	委員	大森 重紀	健康推進担当部長
10	委員	本木 理恵子	子ども家庭部長
11	委員	松崎 保昌	防災都市づくり部長
12	委員	川原 宏一	土木担当部長
13	委員	菊池 秀幸	教育部長



3 用語解説

区分	用語	解説
A～Z	ACP	将来自身が病気になったり介護が必要になったりしたときに備え、これまでに大切にしてきたことや、これから誰とどのように過ごしたいか、希望する医療や介護のことなどについて、家族や大切な人、医療・介護関係者とともにあらかじめ考え、話し合うプロセスのこと。
	DV	配偶者や交際相手など親密な関係にある者からの暴力を指します。体力や経済力、社会的影響力などで優位な立場の人が弱い立場の人を力で支配し、自分の思い通りに相手を動かすためにふるわれる暴力のこと。
	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術)の略
あ行	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
	荒川区民総幸福度(GAH)	区民の皆さんの幸福実感を測るための指標を作成し、それを測定・分析することで、皆さんの幸福実感が更に向上するような、より良い区政運営につなげていくもの
	荒川ころぼん体操	区と東京都立大学が共同開発したオリジナルの体操。椅子を使って音楽に合わせて、無理なく楽しく体を動かすことで、足腰の筋力と柔軟性を高め、バランス能力や敏捷性を向上させ、転びにくい体づくりを目指します。
	医療的ケア児等地域コーディネーター	医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。
	エンディングノート	将来の医療や福祉に関する希望とともに、御自身の情報を整理し、書き留めてもらうもの



か行	共生型サービス	障がい者が65歳以上になっても同一事業所を継続利用できるようにすること等を目的に、介護保険サービスと障がい福祉サービスの両方を同一事業所において提供すること。
	業務継続計画 (BCP)	大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。令和3(2021)年度の介護保険制度の改正により、介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう、介護施設・事業所における業務継続計画の作成が義務付けられた。
	ケアプラン(介護サービス計画)	介護保険においてサービスを利用するに当たり、本人の希望や状況に応じて、どのような介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決め、作成される介護サービスの計画
	ケアマネジメント	高齢者の要望や心身の状態を考え合わせ、保健・医療・福祉の多様なサービスを、迅速かつ効果的に提供するために調整すること。
	健康寿命(65歳健康寿命)	現在65歳の人々が、何らかの障がいのために要介護認定を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障がいのために要介護認定を受けた年齢を平均的に表すものをいう。東京では、東京保健所長会方式で算出しており、それによると、荒川区の65歳健康寿命(要支援1以上)は、男性で80.63歳、女性で83.08歳(令和5(2023)年データ)である。
	高齢者みまもりステーション	区から委託を受けて、社会福祉士等の資格を持った相談員が、地域の高齢者に関する相談を受け付ける身近な相談窓口。相談員は、電話相談や、訪問して相談に応じるほか、介護や福祉に関するサービスの情報提供等を行う。また、緊急通報システムを活用し、システムの発報情報があった際は、必要に応じて対象者の状況を確認する。



さ行	障害の社会モデル	<p>「障がい＝バリア」は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障がいがあいまって作り出されているものであるという考え方を「障害の社会モデル」という。</p> <p>これに対して、障がいは個人の心身機能の障がいによるものであるという考え方を「医学モデル」という。</p> <p>「障害の社会モデル」の考え方は、2006年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に示されており、日本ではこれを2014年に批准している。</p>
た行	ダブルケア	育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けていること。
	団塊の世代	昭和22（1947）年から昭和24（1949）年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。令和7（2025）年には75歳以上となる。
	地域密着型サービス	平成18（2006）年4月の介護保険法の改正に伴って導入され、要介護者等が住み慣れた地域において、生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスのこと。地域密着型サービスは、事業所の指定や指導監督を区市町村で行うため、原則として事業所のある区市町村在住の方が対象となる。（認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や小規模多機能型居宅介護等）
	特定事業計画	特定事業（バリアフリー法で定める六つの主としてハード整備に関する事業（公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業）と、令和2（2020）年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）のこと。）の実施に関する計画
な行	認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者を対象として、5～9人程度の小さなユニット（単位）で共同生活を送りながら、家庭的な環境や地域との交流の中で、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活上の世話や機能訓練等を提供するサービス
	認知症サポーター	キャラバン・メイトが行う「認知症サポーター養成講座」を受講した方。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族



		を温かく見守り、地域で支える応援者で、目印としてオレンジリングを着けている。
は行	8050問題	親が80代、子が50代を迎える中で孤立し、生活が立ち行かなくなる問題
	バリアフリー化	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計にすること。また、障がい者に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともその一つとして捉えられている。
は行	ビジネスケアラー	仕事をしながら家族等の介護に従事する方
	フレイル	日本老年学会が平成26(2014)年2月に決定し5月にプレスリリースされた概念で、加齢に伴う様々な機能変化や予備能力低下によって健康障害に対する脆弱性が増加した状態であるが、適切な介護予防・健康づくりによってふたたび健常な状態に戻ることができる。 フレイルには、身体的側面(筋肉量減少、骨粗しょう症等)の他、精神的側面(うつや認知症等)や社会的側面(孤立化等)があり、それぞれ身体的フレイル、精神的フレイル、社会的フレイルという。さらに、近年、噛む、飲み込む等の歯と口の健康状態が健康寿命に大きく関与することが判明し、オーラルフレイルが加わった。
や行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、大人に代わって日常的に行っている子ども
	要介護者	要介護状態(食事、入浴、排せつ等の日常生活における基本的な動作に助けが必要で、その状態が6か月にわたって続いており、常時介護が必要と見込まれる状態)にある65歳以上の人又は政令で定められた特定疾病(末期がん、脳血管疾患、アルツハイマー病、パーキンソン病、骨折に伴う骨粗鬆症、その他)が原因で要介護状態にある40歳以上65歳未満の人
	要支援・要介護認定	区市町村による訪問調査(被保険者の状態や程度を調査)と、被保険者のかかりつけ医師による主治医意見書をもとに、どのくらいの介護が必要なのかを区市町村で判定すること。非該当、要支援(2段階)、要介護(5段階)、再審査のいずれかの結果が出る。

庁議説明資料	
8.1.30	福祉部国保年金課

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

1 改正・提案理由																
<p>後期高齢者医療の保険料を軽減するに当たり、令和8年度から2年間、その実施に係る経費を関係区市町村の分賦金により支弁するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき、この案を提出いたします。</p>																
2 内容																
<p>後期高齢者医療制度の保険料を軽減するために必要な経費を、令和6・7年度に引き続き、令和8・9年度も関係区市町村の分賦金により支弁するために、附則の改正を行う。 なお、関係区市町村が負担する経費の項目は、令和6・7年度と同様である。 (参考)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料相当額 (レセプト審査支払手数料を各団体推計値により負担し、実績により清算する。)</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>財政安定化基金拠出金相当額 (都が設置する基金へ各団体の医療給付費の実績により過不足を調整し、清算する。)</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料未収金補填分相当額 (予定収納率が100%を下回る場合の不足分について各団体が負担し、収納実績により清算する。)</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料所得割額減額分相当額 (年金収入173万円(旧ただし書所得20万円)の階層までの被保険者に対する保険料減額推定値を各団体が負担し、減額実績により清算する。)</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>葬祭費相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>					項 目	負担割合	審査支払手数料相当額 (レセプト審査支払手数料を各団体推計値により負担し、実績により清算する。)	100パーセント	財政安定化基金拠出金相当額 (都が設置する基金へ各団体の医療給付費の実績により過不足を調整し、清算する。)	100パーセント	保険料未収金補填分相当額 (予定収納率が100%を下回る場合の不足分について各団体が負担し、収納実績により清算する。)	100パーセント	保険料所得割額減額分相当額 (年金収入173万円(旧ただし書所得20万円)の階層までの被保険者に対する保険料減額推定値を各団体が負担し、減額実績により清算する。)	100パーセント	葬祭費相当額	100パーセント
項 目	負担割合															
審査支払手数料相当額 (レセプト審査支払手数料を各団体推計値により負担し、実績により清算する。)	100パーセント															
財政安定化基金拠出金相当額 (都が設置する基金へ各団体の医療給付費の実績により過不足を調整し、清算する。)	100パーセント															
保険料未収金補填分相当額 (予定収納率が100%を下回る場合の不足分について各団体が負担し、収納実績により清算する。)	100パーセント															
保険料所得割額減額分相当額 (年金収入173万円(旧ただし書所得20万円)の階層までの被保険者に対する保険料減額推定値を各団体が負担し、減額実績により清算する。)	100パーセント															
葬祭費相当額	100パーセント															
3 施行期日																
令和8年4月1日																
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見												
2月19日 福祉・区民生活 委員会	議決後	—	—	—												

後期高齢者医療制度における保険料率等の改定について

内 容	1 概要		
	令和8年1月29日に開催された東京都後期高齢者医療広域連合議会において、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正されたため、その内容を報告する。		
	2 内容		
	(1) 東京都広域連合独自の軽減対策の継続		
	区市町村の意向調査結果や被保険者等を取り巻く状況を踏まえ、次の特別対策を継続実施する。		
	【特別対策】		
	・ 審査支払手数料	約76億円	区市町村負担金合計 約232億円(2か年分)
	・ 財政安定化基金拠出金	0円	
	・ 保険料未収金補填	約53億円	
	・ 所得割額独自軽減	約5億円	
・ 葬祭事業	約98億円		
(2) 保険料率等			
	区 分	改正後 (医療分：令和8・9年度) (子ども分：令和8年度)	改正前 (令和6・7年度)
均等割額	医療分	53,300円 (+6,000円)	47,300円
	子ども・子育て支援分	1,300円 (+1,300円)	-
所得割率	医療分	9.88% (+0.21pt)	9.67%
	子ども・子育て支援分	0.26% (+0.26pt)	-
1人当たり平均保険料額		127,400円 (+16,044円)	111,356円
※括弧内は改正前からの増減を表す。			
※令和9年度の子ども・子育て支援分の保険料率は、令和8年度中に定める。			

【参考】政令どおり算定した場合（特別対策を実施しない場合）

区 分		改正後 (医療分：令和 8・9 年度) (子ども分：令和 8 年度)	改正前 (令和 6・7 年度)
均等割額	医療分	55,700 円 (+8,400 円)	47,300 円
	子ども・子育て 支援分	1,300 円 (+1,300 円)	—
所得割率	医療分	10.48% (+0.81pt)	9.67%
	子ども・子育て 支援分	0.26% (+0.26pt)	—
1 人当たり平均保険料額		133,110 円 (+21,754 円)	111,356 円

※括弧内は改正前からの増減を表す。

※令和 9 年度の子ども・子育て支援分の保険料率は、令和 8 年度中に定める。

(3) 収入別保険料額

世帯 区分	本人の 年金収入	改正後 (令和 8 年度)	改正前 (令和 7 年度)
単 身	80 万円	15,200 円 (+1,100 円)	14,100 円
	168 万円	22,800 円 (+1,400 円)	21,400 円
	173 万円	42,400 円 (+4,300 円)	38,100 円
	224 万円	115,500 円 (+9,100 円)	106,400 円
2 人 世帯	153 万円	30,400 円 (+2,200 円)	28,200 円
	272 万円	207,900 円 (+17,200 円)	190,700 円

※括弧内は改正前からの増減を表す。

※2 人世帯の保険料額は、配偶者の年金収入が 80 万円のもの。

今 後 の
予 定

令和 8 年 2 月 1 9 日 福祉・区民生活委員会報告

議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
2 月 1 9 日 福祉・区民生活 委員会	委員会報告後	4 月 1 日	4 月 1 日	—

庁議説明資料	
8.1.30	総務企画部総務企画課

荒川区人権推進指針（改定案）の策定について

内 容	<p>1 概要 荒川区人権推進指針（改定素案）に関するパブリック・コメントの実施結果及びその結果を踏まえた最終案について報告する。</p> <p>2 パブリック・コメント実施概要 (1) 意見募集期間 令和7年11月11日（火）～12月2日（火） (2) 素案の閲覧場所 総務企画課、情報提供コーナー、荒川さつき会館、区ホームページ</p> <p>3 パブリック・コメント実施結果 (1) 意見提出者 3名4団体・18件 （内訳／電子申請：3名1団体・14件、電子メール：1団体1件、FAX：1団体2件、その他：1団体1件） (2) 意見の内訳（18件） ①指針全般についての意見・・・・・・・・・・0件 ②各章の具体的な内容に関する意見・・・・12件 （内訳／基本理念等2件、女性2件、子ども4件、高齢者1件、障がい者2件、外国人1件） ③その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・6件 (3) 意見の取扱い（18件） ◎ 指針に新たに反映する・・・・・・・・・・5件 ○ 既に盛り込んでいる・・・・・・・・・・1件 ― 意見・要望としてお聞きする・・・・12件</p> <p>4 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方 別紙1のとおり</p> <p>5 パブリック・コメント及び総務企画委員会意見を反映した指針案 別紙2のとおり</p>			
今 後 の 予 定	令和8年2月 3日 総務企画委員会報告（パブリック・コメントの結果） 3月 改定			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
2月3日 総務企画委員会	委員会報告後	4月1日	策定後	—

荒川区人権推進指針(改定素案) パブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間:令和7年11月11日(火)~12月2日(火)

2 閲覧場所 :総務企画課、情報提供コーナー、荒川さつき会館、区ホームページ

3 意見提出者 :3名4団体・18件

(内訳 Logoフォーム:3名1団体・14件、電子メール:1団体1件、持ち込み:0件、FAX:1団体2件、その他:1団体1件)

4 意見の内訳

①指針全般についての意見	0件
②各章の具体的な内容に関する意見	12件
基本理念・人権推進指針(4項目)に関すること	2件
人権課題「女性」に関すること	2件
人権課題「子ども」に関すること	4件
人権課題「高齢者」に関すること	1件
人権課題「障がい者」に関すること	2件
人権課題「外国人」に関すること	1件
③その他	6件
合 計	18件

5 意見の取扱い

◎	指針に新たに反映する	5件
○	既に盛り込んでいる	1件
—	意見・要望としてお聞きする	12件
合 計		18件

6 提出された「意見の概要」とそれに対する「区の方考え方」

《各章の具体的な内容に関する意見》

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の方考え方	取扱	該当ページ
1	基本理念・人権推進指針	<p>第3章2 基本理念を「全ての人々が個性や違いを認め合い、互いの人権が尊重される平和な社会の実現」に改め、個性だけでなく、人種、国籍など個性で括れない問題があるので、「違いを認め合う」という文言を明記してほしい。</p> <p>また、同章3 荒川区人権推進指針(2)のタイトルにも「様々な違いを認め合い」と明記してほしい。</p>	<p>人種や国籍等は、一人の人間としての「個性」ではなく、出自による「違い」であり、その「違い」を認め合う社会としていく必要があることはご指摘のとおりであり、素案の第3章「3 荒川区人権推進指針」(2) 互いに個性を認め合い、共生できる寛容なまちを目指します」の本文中にも、「荒川区は、文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人々がそれぞれの個性や違いを認め合い、共生できる寛容なまちを目指します。」という文言を記載しています。</p> <p>素案の基本理念・指針(2)のタイトルには「違い」という文言を記載しておりませんでした。ご意見を参考に、基本理念に「違い」の文言を加えるとともに、指針(2)を「個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します」とします。</p>	◎	6 ～ 7
2		<p>第3章3(3)「人権意識が広く行き渡ったまちを目指します」の「人権意識」の中身として「あらゆる差別を許さないという人権意識が…」と明記してほしい。</p>	<p>第3章3(3)に記載している「人権意識」という文言については、全ての人々が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることができ、個性や違いを互いに認め合うことといった広範な人権に関する意識を示すものと捉えており、ご指摘のありました「あらゆる差別を許さない」という意識も含んだ内容としております。</p>	—	6 ～ 7
3	女性	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」「1 女性」<取組の方向性>の困難女性支援について、「最適な支援を行えるよう関係機関等とも連携」との記載があるが、この記載を「最適な支援を行えるよう性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターをはじめ、関係機関等とも連携」として、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」または「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(性暴力救援センター・SARC東京)」を追記してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>困難女性支援法は、売春防止法を法的根拠とした婦人保護事業の見直しの必要性から制定されたものであるが、運用面では売春防止法に基づいて設置されていた婦人相談所が「女性相談支援センター」と名称を変えて支援が行われているため、実践面では婦人保護事業が事業開始当初は想定していなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、AV出演強要、JKビジネス問題への対応(※ 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ<概要> 令和元年10月より)についてはまだ経験が浅く、性暴力・性犯罪被害者の人権救済の実効性を高めるためには、第一に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」との連携が必要不可欠であるため。そのことを行政職員、関係諸団体、すべての区民に周知するためにも、明記していただくことが重要であると考えます。</p>	<p>東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携については、区としてもその必要性を認識しており、区報人権週間特集号やホームページにおいて、犯罪被害にあった方の相談窓口として掲載し、周知に努めております。また、同センターに「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」が設置されて以降は、子どもに係る相談窓口と同ホットラインを追加し、周知しているところです。</p> <p>本項の「困難女性」は、性犯罪・性暴力被害者のほか、ひとり親や経済的に困窮状態にある方など様々な困難を抱えた女性を総称しており、それぞれが抱える困難の内容によって連携先の機関が異なることから、包括的な表現を使用しております。</p> <p>なお、改定後の指針には、本冊とは別に各人権課題の相談先一覧を添付し、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターも掲載する予定です。</p>	—	11

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
4	女性	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」1 女性<区の取組状況及び課題認識>の(困難女性支援)では、「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」のこじか触れていないが、実効性のある支援を行うためには、実態の把握が不可欠であるため、ぜひ<取組の方向性>に、「困難な問題を抱える当事者の女性の実態調査を行うことを検討する」という旨を盛り込み、できれば来年度か再来年度には実態調査が実施できるように準備を進めてほしい。</p> <p>区民に実態調査を行うことは、被害者自身が自身の被害を「被害」だと認識でき、相談窓口を把握でき、援助希求力の向上につながる、困難女性支援にとってとても有効な施策だと考える。</p>	<p>困難女性支援については、「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」での取組に加え、現在改定中の「荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)」素案において、基本目標の一つに「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への支援体制を整備する」を位置づけているところであり、今後、計画に基づいて取組を進めていくこととしています。</p> <p>困難な問題を抱える当事者の実態調査に関しては、現在「ひとり親家庭アンケート」を実施しておりますが、今後、よりよい調査の方法について検討してまいります。</p>	—	11
5		<p>「第4章 人権課題ごとの取組」2 子ども<区の取組状況及び課題認識>の最終段落2文目に、以下の【 】内を追加してほしい。</p> <p>「また、虐待やいじめ等への取組にとどまらず、【昨今増えつつある不登校の複合的な要因、】貧困やヤングケアラーの状況にあること等に起因する自己実現の阻害や体験格差等、子どもの権利に関わる問題に対し、総合的な支援を行っていくことが求められています。」</p> <p>(理由)不登校については教育分野にとどまらず、「29条:教育を受ける権利」、「3条:その子どもにとって最も良いことを優先してもらう権利」など、複合的に子どもの権利の立場についても文章を追加するべきだと思うため。</p>	<p>素案では、貧困やヤングケアラーの状態にあること等に起因する自己実現の阻害や体験格差等、子どもの権利に関わる問題に対し、総合的な支援を行っていく旨を記載していますが、ご指摘のありました「不登校」も自己実現の阻害や体験格差を生む要因の一つであることから、本文中に「不登校」の記載を追記します。</p>	◎	13 ～ 14
6	子ども	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」2 子ども<取組の方向性>「子どもの権利・意見尊重のための総合的な取組の推進」に、以下の【 】内を追加してほしい。</p> <p>(第1段落2文目)</p> <p>「また、区としても、【様々な】子どもの意見を区政に反映させる機会を設けていきます。</p> <p>(理由)家に引きこもった不登校の子ども達の意見が反映される場があることも保証、明記していただきたいため。</p>	<p>ご指摘の部分につきましては、登校しているか不登校であるかに関わらず、子どもの多様な意見を反映させるという意味で記載していることから、「子どもの多様な意見を区政に反映させる機会を設けていきます。」という表現とします。</p>	—	14
7		<p>「第4章 人権課題ごとの取組」2 子ども<取組の方向性>「子どもの権利・意見尊重のための総合的な取組の推進」に、以下の【 】内を追加してほしい。</p> <p>(第2段落)</p> <p>「あらかわ子どもほっとらいん」や「荒川区子どもの悩み110番」、荒川区若者相談「わか」等の相談窓口において、子どもたちの悩みに寄り添うとともに、【地域の子どもの居場所、子ども食堂等の子ども支援の活動とも連携し、】課題解決の手助けを行い、子どもの権利擁護を図ります。</p> <p>(理由)地域にて具体的に日々寄り添いをしている子どもの居場所、子ども食堂の存在を明記していただきたいため。(児童相談所や学校などからも支援が必要な子どもについてご紹介いただき、子どもの居場所、子ども食堂は、学校に行く事が出来ない子ども、学校生活の中では生きにくいが頑張って登校している子どもなど、日常毎日の寄り添いを長期にわたって行っている。具体的に寄り添って毎日を支援しているのは子どもの居場所や子ども食堂などだと感じている。)</p>	<p>区では、子どもの居場所づくり事業を行う団体や、食事の提供・学習支援等を行う団体への支援を行うとともに、関係者同士の連携を強化し、地域全体で子どもを支える環境の整備に取り組んでいます。</p> <p>活動団体の皆様には、区と連携して、様々な背景から支えを必要としている子どもたち一人一人の状況に寄り添い、日々の支援を行っていただいていることから、ご指摘を踏まえ、地域の様々な団体との連携について文中に追記します。</p>	◎	14

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
8	子ども	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」「2 子ども」(取組の方向性)「いじめ防止及び早期発見・相談体制の整備」の第1段落に、以下の【 】内を追加してほしい。</p> <p>区・学校・家庭・関係機関・地域【の子ども支援の活動】との連携強化を図り、いじめの防止・早期発見・適切な対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。</p> <p>(理由)地域にて具体的に日々寄り添いをしている子どもの居場所、子ども食堂の存在を明記していただきたいため。</p>	<p>子どもの居場所・子ども食堂等の子ども支援活動に取り組みされている団体につきましては、子どもたちの心に寄り添い、個々の状況に応じたきめ細やかな対応を行っていただいていることから、要保護児童の早期発見や保護を目的として関係機関の連携を図る「荒川区要保護児童対策地域協議会」に、団体の代表者の参画をいただいております。</p> <p>そのため、子ども支援活動をしている団体は、いじめの防止・早期発見のために連携する主体として列記している「区・学校・家庭・関係機関・地域」のうち、「地域」だけでなく、「関係機関」にも含まれているものと認識しております。</p> <p>子ども支援活動をされている方以外にも、多様な関係機関や地域で活動をされている方々もいらっしゃることから、当該部分につきましては、包括的な表現とさせていただきます。</p>	—	14
9	高齢者	<p>高齢者の住宅施策について</p> <p>住まいは、人権である。公的住宅の充実を求める。</p> <p>人は、急に高齢者になるわけではない。経済が年金頼みの高齢者は多くなった。壮年期から、仕事の退職後を見越した住宅政策を実施してほしい。住み慣れた地域で、人生の後半を生きられるようにしてほしい。掛け声だけでは不十分である。</p> <p>高齢になって、自分の住宅がある方は幸せである。しかし、仕事を退職するまでに自分の住宅を持ってない、あるいは持たなかった人もいる。近年、派遣社員、パートタイム労働などで生活してきた、せざるを得なかった労働者は沢山いる。老後の資金を充実させることが難しい人のために、区は、特に高齢者の公的住宅を建設すべきである。</p> <p>民間の賃貸住宅入居希望の方への年齢差別をやめさせなくてはならない。賃貸住宅の大家や不動産関係者の意識改革を求める。</p> <p>どんなに広い住宅を所有しても、家族の人数が変われば、必要な住宅面積が変わる所有者も多いと想像する。所有者は、住宅を墓場まで持つて行くことはできない。</p> <p>経済活動が活発なときは、所得税、住民税や消費税などで納税義務を果たしてきた労働者に、人生の後半にはそれに報いる形で、必要な公的住宅を建設すべきである。</p>	<p>区では、高齢者用区営住宅の提供と併せ、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯への物件探し支援等を行い、高齢者が住まいを確保できるよう取り組んでおります。</p> <p>今後も、不動産関係団体等を構成員に含む居住支援協議会での議論を進め、高齢者が住宅の確保に苦慮することのないよう、取組を進めてまいります。</p>	—	15 ～ 16

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
10		<p>障がい者も地域で生活していく方向となっているが、当事者や家族にとっては難しく、入院が必要なケースもある。入院しなくてよければ、地域でのびのび生活できればよい。地域の理解が必要。</p> <p>ヘルパー不足や、体を支えるために力が必要なことなどから、麻痺のある若い女性の入浴介助を男性ヘルパーが行っているケースがある。本人は自分の意思を伝えることのできない障がい状態にあるとはいえ、一般的な感覚として人権侵害にあたるように思われ、周囲が代弁していく必要があると考える。</p> <p>支援ではなくサービスを受けたい(居宅介護、タクシー券等)。</p> <p>以前は民生委員が地域を回っていたが、最近は訪問がなく、障がい者の存在が把握されていないので、訪問を行ってほしい。障がい者が安心して暮らせるまちは、地域の支援がないと実現できない。</p>	<p>区では、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いを尊重し、安心して社会生活を送ることができるよう、学校での人権教育、職員や支援者に対する研修、区民への啓発等を通じて、障がいに対する地域の理解促進を図るとともに、障がい者の権利擁護に努めていくこととしております。</p> <p>ご意見をいただきました、障がい者に対するサービスや見守りの実施等につきましては、具体的施策の中で対応を検討してまいります。</p>	—	17 ～ 19
11	障がい者	<p>障害者への差別解消、虐待防止等更なる推進を願っている。虐待防止コールセンターまたは相談窓口の周知徹底をお願いする(この素案に周知ではなく、これからの周知を願いたい)。差別解消に関しては相談の窓口の明記がないが、虐待防止コールセンター、相談窓口と同様か。</p> <p>親亡き後も荒川区に住めるよう更なる住居の整備をお願いする。居住支援協議会があるとの事なので、よろしく願いたい。</p> <p>「さくら教室」は参加者も多く内容もとても充実しており、ありがたい。今後ともよろしく願いたい。</p> <p>児童・生徒の復籍交流時の問題は聞いており、架け橋となる大人の配慮が必要と思われる。通常級の教員の学習などが必要かと思う。</p> <p>発達に課題のある児童及び障害児及び保護者の支援は、ぜひ今後とも更なる支援をお願いしたい。本当に大変な時ほど目が離せない、手が離せない時もある。私自身、相談に行きたくとも行けない、そんな時もあった。また保護者の心のケアも必要と思う。保護者に支援をいただく事で保護者の力になり、障害児も健やかに、と願っている。</p>	<p>ご指摘のありました差別解消に関する相談窓口につきましては、P17<区の取組状況及び課題認識>の(障がいを理由とする差別の禁止・合理的配慮)に、「障がい者差別の解消に向け、障がい者及びその家族等を対象とした相談窓口・コールセンターの設置」と記載しております。構成上、虐待防止の項(P18)と別立ての記載となっておりますが、実際の窓口は、差別解消・虐待防止コールセンターとして一体的に運用しております。</p> <p>障がいの有無に関わらず互いの人権を尊重し合い、「親なき後」においても安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、学校での人権教育や職員・支援者に対する研修、区民への啓発の実施、相談・支援体制の充実等、具体的施策の中で対応してまいります。</p>	○	17 ～ 19
12	外国人	<p>外国人に対するヘイトスピーチがひどくなっている。外国人が優遇されているかのようなデマを流すことに対し、区として、しっかりと対応していただきたい。</p> <p>外国人差別をおおるようなチラシのポスティングや、ビラまきが見受けられる。こういったことも、荒川区では行えないような取り決めをしてほしい。</p> <p>また、言語や習慣の違いによるトラブルが起らないよう、区としての取り組みも願いたい。</p>	<p>区では、人権週間パネル展等の実施や区報人権週間特集号の発行・周知等により、外国人への偏見やヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>また、言語や文化、生活習慣の違いによるトラブルを防ぐための方策として、多言語による外国人のための生活便利帳やごみの分別チラシ等の作成のほか、日本語学校等への周知啓発を行っています。</p> <p>さらに、区役所窓口への外国語が話せる職員の配置やタブレット端末等を利用した通訳サービスの導入等により、外国人の方々が相談できる体制も整備しております。</p> <p>区といたしましては、全ての人が個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指してまいります。</p>	—	22 ～ 24

≪その他の意見≫

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
13	その他	<p>基本理念について、私は素晴らしい理念だと思う。ぜひ実現してほしい。</p> <p>現在、出生届の父母との続柄に「嫡出子／嫡出でない子」とあるが、記載を義務付ける戸籍法第49条2項1号は、法の下での平等を保障する日本国憲法第14条1項に違反する。国際人権条約の自由権規約第24条1項にも違反している。</p> <p>現在の出生届では人権を保障できないので、人権を保障する観点から、新しい出生届を要求すべきである。</p> <p>理念を理念のまま終わらせてはならない。実行してほしい。</p> <p>窓口対応の職員の教育も、徹底してほしい。</p>	<p>出生届における父母との続柄の欄は、「嫡出子」「嫡出でない子」の選択の他、出生の順序や性別を記入する欄となっております。嫡出の別については、戸籍法第49条第2項第1号により記載が求められていることに加え、記載内容により届出者の規定が異なること(同法第52条)から、確認をさせていただいているものです。</p> <p>また、長男・長女等の記載は同じ父母を持つ子ども間の兄弟関係を明らかにするものであり、それ自体が差別にあたるものではないと認識しております。</p> <p>区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基づいた対応に努めるとともに、人権意識を高めるための啓発に取り組んでまいります。</p>	—	6
14		<p>女性と子どもの人権に関して、出生届の子と父母との続柄の欄は、こういった根拠で記入する必要があるのか。</p>			
15		<p>国と行政は、現状の出生届で婚外子差別を作っている。</p> <p>親が法律婚しているかないかで、子どもを公的書類で差別記載することや、親の生き方で子どもを差別することは、子どもの人間としての尊厳を踏みにじり、人権侵害以外の何ものでもない。</p> <p>同時に、母である女性の尊厳をも踏みにじるものである。非婚で子どもを産むかは、女性の選択の権利であり、他人や国から非難されるものではない。</p> <p>嫡出概念を廃止すべきと考える。</p>			
16		<p>出生届の子と父母との続柄を問う欄は、婚外子差別につながる。</p> <p>国際条約の児童の権利に関する条約第2条は、出生差別を禁止している。</p> <p>全ての人の人権を尊重するのであれば、現在使用している出生届のこの欄は、国際条約に鑑みると違法だと思う。</p> <p>法務省の指示でこの届書を使っていると思うが、出生届を所与のものとするのではなく、人権推進の理念に基づき、法務省に人権を尊重する出生届を要望すべきである。</p>			
17		<p>出生届の父母との続柄の欄において、「嫡出子、嫡出でない子」の後、記入例をみると「長男」と記入がある。これは子どもの序列化で、差別である。</p> <p>子は平等であり、すべて「子」で良いのではないか。</p> <p>家父長制の残滓を取り除くべきである。</p> <p>例えば、ある人が10人の人と結婚離婚を繰り返し、結婚の度に子どもが生まれた場合、長男長女が10人いることになる。子どもを長男長女と記す意味がない。</p> <p>法務省へ、出生届のこの欄の修正変更を求めるべきである。</p>			

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
18	その他	<p>巻末の「【資料】国・都における人権に関する主要年表」について、令和5(2023)年の欄に、「刑法改正(「不同意性交等罪・不同意わいせつ罪」への改正及び「性的姿態撮影罪」などの新設)」と追記してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>平成17年(2005)年の欄には「刑法改正(「人身売買罪」の新設)」との記載があるが、上記の大きな人権に関わる刑法改正の記載がないのは不自然であるため。</p> <p>2023年の刑法改正前までは、性暴力という人権侵害が行われても、性犯罪と認められずに人権侵害が放置されてきた経緯があり、それを大きく転換する画期的な改正を、ここに明記し行政にかかわる者や区民全体に周知することで、性暴力被害者への人権侵害をさらに抑止・防止し、人権侵害の被害者を支援・救済することに資するという意味でも重要であると考えている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、巻末の「国・都における人権に関する主要年表」に、令和5(2023)年の刑法改正を追記します。</p>	◎	66

荒川区人権推進指針 目次及び各章概要（案）

第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって(改定案 P1)

新たな人権問題をはじめ、人権を取り巻く社会状況が変化中、現行の指針の基本的な考え方は継承しつつ、人権に関する理解を促進するための各種施策をさらに推進し、寛容で温かな地域社会づくりを進めていくため、指針の改定を行います。

第2章 人権をめぐる国内外の動向(改定案 P2～5)

1 国外の動向

人権課題ごとの国際法の整備が進むとともに、企業が人権の保護・尊重に取り組むための国際的な基準である「ビジネスと人権に関する指導原則」や「持続可能な開発のための目標(SDGs)」等の設定により、誰一人取り残さず、全ての人の人権の実現を目指すことが示されています。

2 国内(国・都)の動向

国や都においても、女性・子ども・障がい者・部落差別・外国人・性的マイノリティ等、各人権課題に対する個別法や条例の整備、啓発・教育等の人権施策が総合的に推進されています。

3 区の動向

区でも、子どもの権利条例の制定、同性パートナーシップ制度の導入等、各分野における施策とともに人権啓発の取組を継続してきましたが、社会情勢や人権意識の変化、人権問題の複雑化・多様化等に適切に対応していくことが求められています。

第3章 荒川区の人権推進指針(改定案 P6～8)

1 人権推進指針の性格及び改定の方向性 (1)指針の性格

本指針は、日本国憲法や世界人権宣言等の精神に基づき、区が施策を推進するための基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区と区民、事業者・関係機関とが協働し、人権尊重の理念の行き渡ったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示すものです。また、区民をはじめとする人々が人権擁護に取り組んでいく上での基本的な指針でもあります。

2 基本理念

「全ての人が個性や違いを認め合い、互いの人権が尊重される平和な社会の実現」

3 荒川区人権推進指針

(1)差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します

全ての人が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることのできるまちを目指します。

(2)個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します

文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人が多様な個性や違いのある他者の存在を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します。

(3)人権意識が広く行き渡ったまちを目指します

地域の方々とも連携しながら人権啓発を一層推進し、人権意識が広く行き渡ったまちを目指します。

(4)平和を願う心をつなぐまちを目指します

平和都市宣言を行った区の使命として、世界の恒久平和を希求し、平和の大切さを次代に伝え、永遠の平和を願う心をつなぐまちを目指します。

第4章 人権課題ごとの取組(改定案 P9～38)

新たな人権課題や法務省の啓発活動強調事項等を踏まえ、以下の 18 項目の人権課題を取り上げ、各人権課題について、各種調査結果や関係団体へのヒアリング結果等を踏まえ、社会動向、区の取組状況及び課題認識、今後の取組の方向性を示します。

1 女性	10 犯罪被害者やその家族
2 子ども	11 インターネット上の人権問題
3 高齢者	12 北朝鮮による拉致問題
4 障がい者	13 ホームレス
5 部落差別(同和問題)	14 性的マイノリティ
6 アイヌの人々	15 人身取引(トラフィッキング)
7 外国人	16 災害に伴う人権問題
8 感染症(HIV・ハンセン病・新興感染症等)	17 ハラスメント
9 刑を終えて出所した人やその家族	18 個人情報の流出・プライバシー侵害

第5章 人権施策の推進のために(改定案 P39～40)

1 人権施策推進のための具体的な取組

区は、区民一人一人が互いの人権を尊重し、個性や違いを認め合うことのできる、人権意識が醸成された寛容で温かな地域づくりに取り組んでいきます。

(1)区民意識の把握

区政世論調査や啓発事業におけるアンケート調査等を行い、区民の人権意識の把握や啓発事業の効果検証に努め、各種人権施策の推進に反映させていきます。

(2)人権啓発の推進

人権課題の多様化・複雑化、新たな人権課題等を踏まえ、正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。啓発活動にあたっては、より効果的な方法を調査・研究し実施していきます。

(3)人権教育・研修の充実

学校におけるいじめ防止や児童生徒への人権教育、教員の人権意識の向上に取り組めます。また、社会教育における人権意識の醸成、区職員の人権研修の充実を図ります。

(4)相談・支援の連携

相談窓口間や関係機関との情報共有・連携強化により、複合的な相談や新たな課題に対応していきます。区内外の各種相談窓口の一層の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。

(5)人権ネットワークの形成

国・都及び近隣自治体との連携を強化し、広域的な対応が必要な人権課題への対応を図ります。人権擁護委員や関係団体等と連携・協働し、地域全体で人権啓発活動等の取組を推進します。

2 人権施策推進の体制

(1)庁内の組織体制

多岐にわたる人権課題や複合的な課題に適切に対応できるよう、全庁で情報共有を図り、組織横断的に課題解決に向けた取組を推進していきます。

(2)取組の点検・評価と改善

本指針に関連する庁内各部の取組について、庁内の横断的な組織において、それぞれの実施状況の点検・評価に加え、新たに発生した課題等について定期的に意見交換を行うことにより、各取組の改善につなげていきます。

荒川区人権推進指針

(令和7年度改定版)

案

令和8(2026)年 月

荒川区

目次

第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって	1
第2章 人権をめぐる国内外の動向	2
1 国外の動向	2
2 国内の動向	2
3 区の動向	3
4 区における人権意識の現状と認識	3
第3章 荒川区の人権推進指針	6
1 人権推進指針の性格及び改定の方向性	6
2 基本理念	6
3 荒川区人権推進指針	6
(コラム)人権の礎「平和」～荒川区の平和事業～	8
第4章 人権課題ごとの取組	9
1 女性	9
2 子ども	11
3 高齢者	15
4 障がい者	17
5 部落差別(同和問題)	20
6 アイヌの人々	21
7 外国人	22
8 感染症(HIV感染者・ハンセン病元患者・新興感染症等)	24
9 刑を終えて出所した人やその家族	26
10 犯罪被害者やその家族	27
11 インターネット上の人権問題	28
12 北朝鮮による拉致問題	30
13 ホームレス	31
14 性的マイノリティ	32
15 人身取引(トラフィッキング)	33
16 災害に伴う人権問題	34
17 ハラスメント	36
18 個人情報の流出・プライバシー侵害	37

第5章 人権施策の推進のために	39
1 人権施策推進のための具体的な取組	39
(1)区民意識の把握	39
(2)人権啓発の推進	39
(3)人権教育・研修の充実	39
(4)相談・支援の連携	40
(5)人権ネットワークの形成	40
2 人権施策推進の体制	40
(1)庁内の組織体制	40
(2)取組の点検・評価と改善	40
【資料】	41
荒川区人権推進指針(改定素案)パブリック・コメントの実施結果	42
第48回荒川区政世論調査(抜粋)	52
第50回荒川区政世論調査(抜粋)	60
国・都における人権に関する主要年表	63

第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって

我が国においては、多くの人々の生命が失われた痛ましい戦争を経て、基本的人権の尊重や平和主義を基本原理の一つとする憲法が定められ、その実現に向けて各種の取組が進められてきました。

近年では、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、「LGBT 理解増進法」等の個別の人権課題の解決に向けた法整備が進むとともに、国際連合で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けて、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある社会の実現を目指した取組が、行政、民間を問わず広がりを見せています。

区においては、「人権の世紀」と呼ばれる 21 世紀を迎え、人権の尊重と平和な社会の実現を願い、平成 13 (2001)年に「荒川区人権推進指針」を策定し、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現に向けて、区政の各分野で取組を推進してきました。

その一方で、現実の世界では、今なお国際的な紛争や内紛が繰り返されることにより人権や平和が脅かされ、国内では、21 世紀の幕開けから四半世紀が経過した今日においても、女性や子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、外国人等に関する様々な人権課題が存在し、インターネット上の人権侵害や性的マイノリティに対する差別等、新たな人権課題も発生している状況にあります。

このような状況の中で、偏見や差別をはじめとする人権課題を解消していくためには、国や都と連携し、区民や各種団体・企業、区政の各分野における具体的な取組をより一層推進していく必要があります。

こうした認識の下で、現行の指針の基本的な考え方は継承しつつ、人権に関する理解を促進するための各種施策をさらに推進し、寛容で温かな地域社会づくりを進めていくため、この度、荒川区人権推進指針を改定することとしました。

第2章 人権をめぐる国内外の動向

1 国外の動向

悲劇と破壊をもたらした二つの世界大戦の反省から、国際連合(国連)は、昭和23(1948)年に「世界人権宣言」を採択し、以来、「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」等を採択し、国際的な人権規範を整備して、人権が尊重される社会の実現に向けた取組を進めてきました。

平成6(1994)年には、平成7(1995)年からの10年間(1995～2004年)を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、各国に対して、行動計画の実施に貢献すること等を求め、その精神は、平成17(2005)年に開始された「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。

さらに、平成元(1989)年には「児童の権利条約」、平成18(2006)年には「強制失踪条約」及び「障害者権利条約」、平成19(2007)年には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際規範の整備が進んできました。

ビジネスと人権の分野では、平成23(2011)年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」が、企業が人権の保護・尊重に取り組むための国際的な基準となっています。

また、平成27(2015)年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標(SDGs)では、「誰一人取り残さない」という理念を掲げ、全ての人の人権の実現を目指すことが示されています。

このような人権保障の取組が進む一方で、世界各地で様々な戦争や紛争等が発生しており、多くの人々が今もなお基本的人権を脅かされている現状があります。

2 国内の動向

(1) 国の動向

憲法において、人が生まれながらにして持つ権利である基本的人権の尊重を基本原理の一つとして保障するとともに、人権に関する条約の批准や法の整備等が進められてきました。

平成6(1994)年に国連で決議された「人権教育のための国連10年」を受け、平成9(1997)年に国内行動計画を策定するとともに、平成12(2000)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、国・地方公共団体及び国民の責務等が具体的に定められ、各自治体で地域の実情に合わせた様々な取組が進められてきました。

近年では、平成24(2012)年に「障害者虐待防止法」、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策法」が、平成28(2016)年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されたほか、令和5(2023)年には「こども基本法」「LGBT理解増進法」、

令和 6(2024)年には「認知症基本法」「困難女性支援法」が施行されるなど、社会経済情勢の変化等を踏まえ、各人権課題に対する個別法の整備が進んでいます。

(2) 東京都の動向

東京都では、都が取り組むべき人権施策の基本理念や施策展開に当たっての考え方を示した「東京都人権施策推進指針」を平成 12(2000)年に策定し、平成 27(2015)年に同指針を改定しました。

東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を踏まえ、平成 30(2018)年には、オリンピック憲章にうたわれる「いかなる種類の差別も許されない」という理念が広く都民に浸透した都市の実現を目指す「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、啓発・教育等の人権施策を総合的に実施しています。

また、「東京都障害者への理解促進及び差別解消に関する条例」(平成 30(2018)年)や「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」(令和元(2019)年)、「東京都犯罪被害者等支援条例」(令和2(2020)年)、「東京都こども基本条例」(令和 3(2021)年)、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」(令和 6(2024)年)の制定等、人権が尊重される都市の実現を目指した具体的な取組が進められています。

3 区の動向

区においては、平成 13(2001)年に、「荒川区人権推進指針」を策定し、区の人権施策の基本的な考え方と施策の方向性を明らかにするとともに、人権課題の解決に向けて、女性や子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、性的マイノリティ等に対する差別や偏見等の解消を目指した取組を進めてきました。

例えば、女性の分野では荒川区配偶者暴力相談支援センターの設置(平成 27(2015)年)、子どもの分野では児童相談所機能を有する子ども家庭総合センターの開設(令和 2(2020)年)や「荒川区子どもの権利条例」の制定(令和 5(2023)年)、性的マイノリティの分野では専門相談窓口の設置(平成 31(2019)年)や荒川区同性パートナーシップ制度の導入(令和 4(2022)年)等、偏見・差別の解消や相談機能の充実に向けた取組を推進してきました。

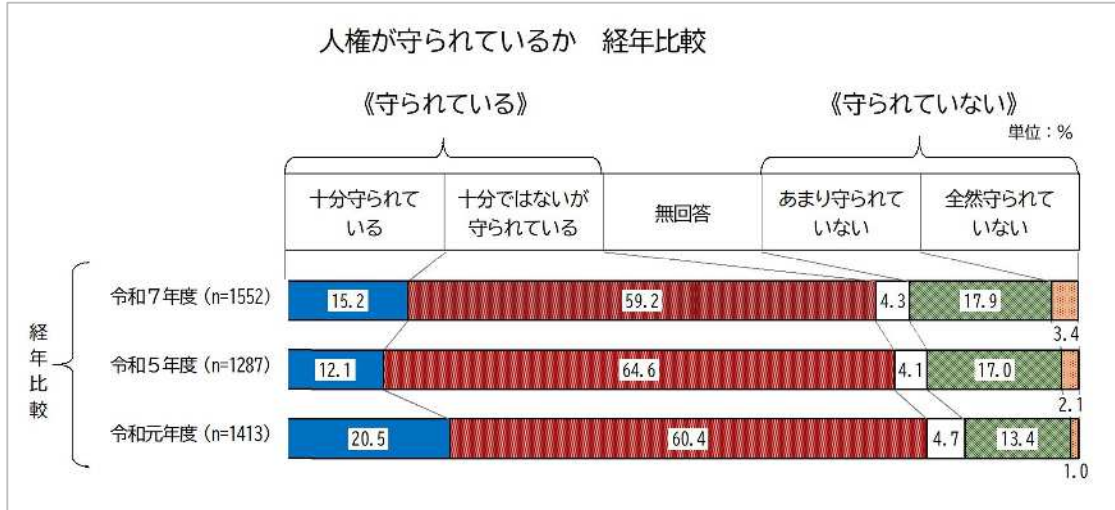
4 区における人権意識の現状と認識

令和 5(2023)年度の第48回荒川区政世論調査、令和7(2025)年度の第50回荒川区政世論調査における人権に関する意識の調査結果は以下のとおりです。

- 人権が守られているか(令和元(2019)・令和 5(2023)・令和7(2025)年度調査)
経年比較でみると、「十分守られている」と「十分ではないが守られている」を合わせた《守られている》は、前回の令和元(2019)年度が 80.9%、令和5(2023)年度が 76.7%、令和7(2025)年度が 74.4%で、年々減少しています。一方、「あまり守られていない」と「全然守られていない」を合わせた《守られていない》は、令和元

(2019)年度が 14.4%、令和5(2023)年度が 19.1%、令和7(2025)年度が 21.3%と、年々増加しています。

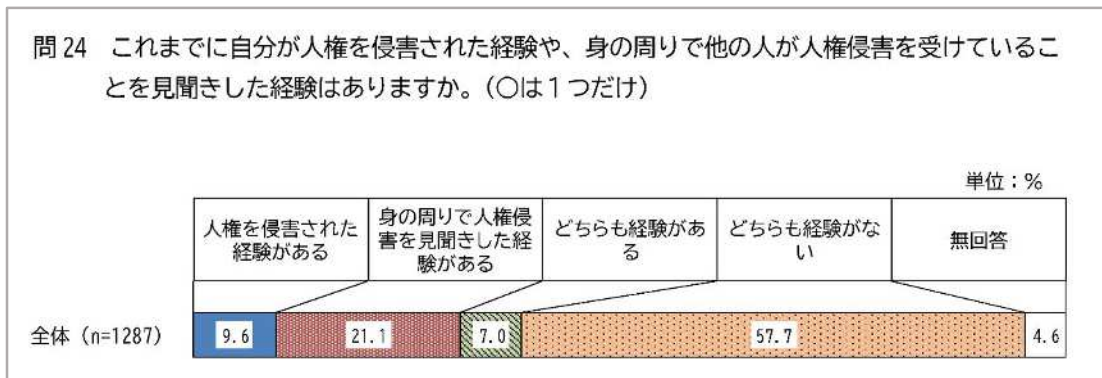
この背景には、社会全体における人権侵害事案の顕在化や、これに伴う人権意識の高まり等があるものと考えられ、人権が守られる社会の実現に向け、啓発等の取組を一層推進していく必要があります。



●人権を侵害された経験(令和 5(2023)年度調査)

「人権を侵害された経験がなく、身の周りで見聞きした経験もない」(57.7%)と回答した人が5割半ばを超えて最も多く、次いで「身の周りでは人権侵害を見聞きした経験がある」(21.1%)、「人権を侵害された経験がある」(9.6%)、「どちらも経験がある」(7%)と回答した人が続いています。自身の人権を侵害された経験がある人の合計は16.6%で、およそ6人に1人となっています。

「どちらも経験がない」と回答した5割半ばを超える人にも、人権侵害は他人事ではなく、身近にも侵害を受けている人がいること、人権侵害にあたる言動は許されないものであることを意識できるような啓発の実施等により、人権侵害のない、互いの人権を尊重する社会を築いていくことが求められています。

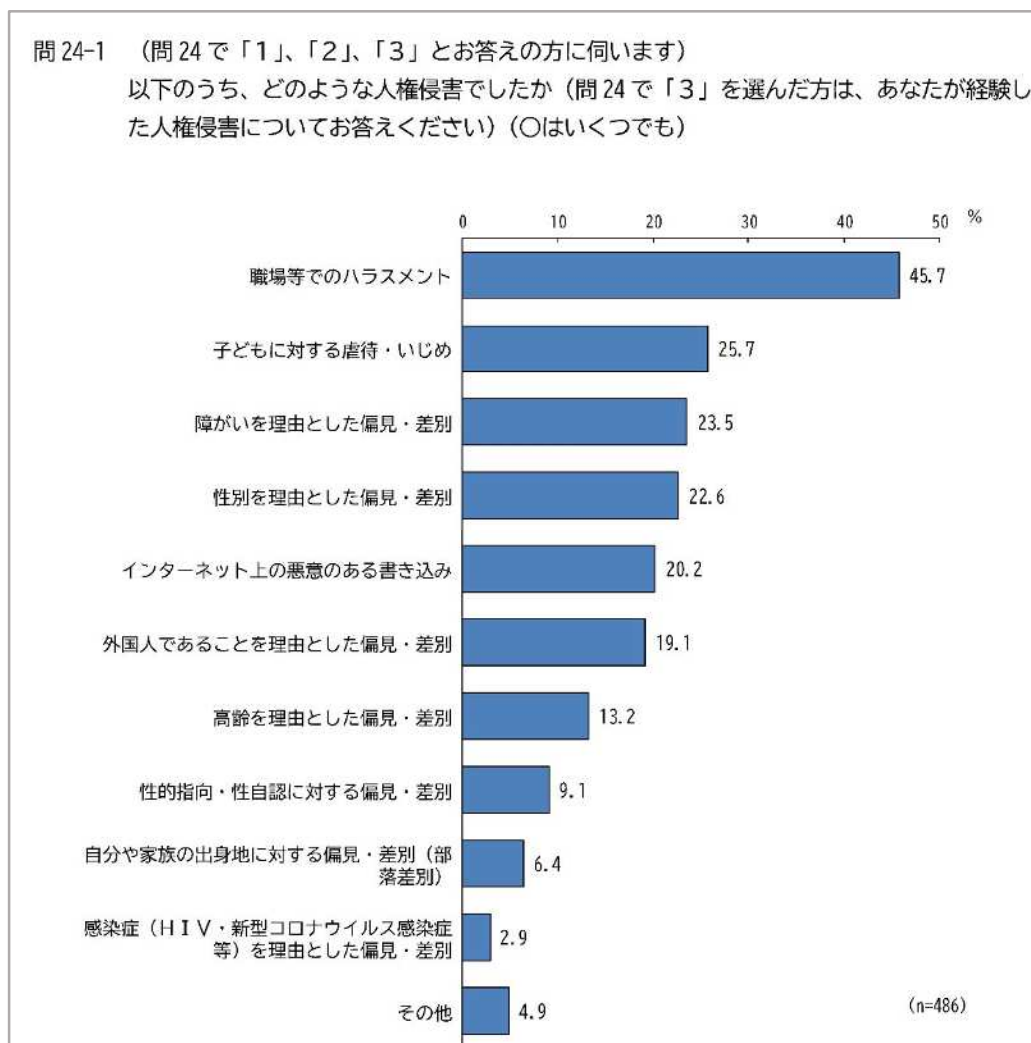


●どのような人権侵害だったか(令和 5(2023)年度調査)

「人権を侵害された経験がある」、「身の周りで人権侵害を見聞きした経験がある」、「どちらも経験がある」と回答した人に対し、どのような人権侵害であったかを尋ねた

ところ、「職場等でのハラスメント」(45.7%)が4割半ばで最多であり、「子どもに対する虐待・いじめ」(25.7%)、「障がいを理由とした偏見・差別」(23.5%)が続きました。

職場等でのハラスメント防止に向けた取組の推進とともに、子どもに対する虐待・いじめ防止や、障がいに対する理解促進のための取組を一層進めていくことが必要です。



以上の結果から、人権を取り巻く社会情勢の変化や人権問題の複雑化・多様化、社会の人権意識の変化等に適切に対応しながら、効果的かつ継続的に啓発を推進していくことが求められています。

また、人権を侵害された際の相談窓口やさまざまな支援制度の周知等にも引き続き力を入れていく必要があります。

第3章 荒川区の人権推進指針

1 人権推進指針の性格及び改定の方向性

(1) 指針の性格

この指針は、日本国憲法や世界人権宣言等の精神に基づき、区が施策を推進するための基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区と区民、事業者・関係機関とが協働し、人権尊重の理念の行き渡ったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示すものです。

また、区民をはじめとする人々が人権擁護に取り組んでいく上での基本的な指針でもあります。

(2) 改定の方向性

現行の指針の理念は普遍的なものであることから、基本的な考え方は継承しつつ、新たな人権課題を踏まえて、時代に即した内容に改めます。

2 基本理念

「全ての人々が個性や違いを認め合い、
互いの人権が尊重される
平和な社会の実現」

3 荒川区人権推進指針

- (1) 差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します
- (2) 個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します
- (3) 人権意識が広く行き渡ったまちを目指します
- (4) 平和を願う心をつなぐまちを目指します

(1) 差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します

個人の生命、自由及び身体の安全が尊重される社会で生活することは、全ての区民が幸せに生きる上で欠かすことのできない基本原理です。

荒川区は、全ての人々が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることのできるまちを目指します。

(2) 個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します

自己を大切にすると同時に、多様な個性や違いのある他者の存在を認めて生きることが人権尊重の基本です。他者の存在を認め、理解し合う心を育み、連帯を深め、ともに生きる豊かな人間関係を築くことは、寛容な地域社会の基盤となるものです。

荒川区は、文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人が多様な個性や違いのある他者の存在を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します。

(3) 人権意識が広く行き渡ったまちを目指します

人権課題の解消に当たっては、人権意識を地域全体に行き渡らせ、全ての人に人権の大切さを認識してもらうことが必要です。

荒川区は、人権擁護委員をはじめ地域の方々とも連携しながら、人権啓発を一層推進し、人権意識が広く行き渡ったまちを目指します。

(4) 平和を願う心をつなぐまちを目指します

人権が守られる社会の実現には、平和が守られていることが不可欠です。荒川区は、第2次世界大戦において本土初の空襲を受け、その後も多数の犠牲者を出しました。こうした国と国との争いによって尊い命を奪われた教訓を、世界平和に生かしていくことが区民の願いです。

世界の恒久平和を希求し、平和の大切さを次代に伝えていくことは、平和都市宣言を行った区の使命でもあります。

荒川区は、永遠の平和を願う心をつなぐまちを目指します。

荒川区平和都市宣言

「平和」それは
私たちが願ってやまないもの
「平和」それは
私たちが育むもの
「平和」それは
私たちが明日の世代に伝えるもの
私たちは永遠の平和を願い
荒川区が平和都市であることを
宣言する

平成7年10月24日 荒川区

人権の礎「平和」～荒川区の平和事業～

区では、戦後50年の節目にあたる平成7年に「荒川区平和都市宣言」を行い、平和は私たち自身が育み、明日の世代に伝えるものであることを謳うとともに、永遠の平和を願い、荒川区が平和都市であることを宣言しています。

宣言文は、荒川公園内に記念碑として設置しているほか、町屋駅前の平和のバラ「ピース」の植栽コーナー内・あらかわ遊園前のバラ花壇の2か所にも銘板を設置しています。

区では、平和都市宣言の理念に基づき、毎年、バラの市における平和のバラパネル展示のほか、憲法週間パネル展、人権・平和パネル展、東京空襲パネル展等の平和事業を実施しています。東京空襲パネル展の会期中には「夏休み子ども平和映画会」を開催し、アニメ映画や平和絵本の読み聞かせを通して、子どもたちに平和の大切さを伝えています。

また、平成26年には、広島市長の呼びかけにより設立された平和首長会議に加盟しました。平和首長会議には、国内1,700、世界 8,500 超の都市が加盟しており、政府への核兵器廃絶に関する要請等に取り組んでいます。区においても、毎年、同会議が主催する「子どもたちによる“平和なまち” 絵画コンテスト」への出品作品を区内小・中学校から募集し、人権週間パネル展と併せて作品展を行う等、平和への思いをつなぐ取組を行っています。

令和7年は平和都市宣言30周年・戦後80年にあたりますが、世界では今も戦争や紛争で多くの命が奪われ、人権が侵害されている現状があります。

区では、今後も東京大空襲をはじめ、身近な地域の歴史を通じて戦争の悲惨さや平和の大切さを多くの区民に伝え、次代につないでいけるよう、取り組んでいきます。



町屋駅前 平和のバラコーナー 平和都市宣言銘板と平和のバラ「ピース」

第4章 人権課題ごとの取組

本指針では、平成13(2001)年の策定以降に顕在化した新たな人権課題や法務省の啓発活動強調事項等を踏まえ、以下の18項目の人権課題を取り上げ、各人権課題について、各種調査結果や関係団体へのヒアリング結果等を踏まえ、社会動向、区の取組状況及び課題認識、今後の取組の方向性を示します。

今後も、時代の変遷とともに新たな人権課題の発生が見込まれますが、本指針に基づき、適宜、必要な対応を行ってまいります。

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がい者
- 5 部落差別（同和問題）
- 6 アイヌの人々
- 7 外国人
- 8 感染症（HIV感染者・ハンセン病元患者・新興感染症等）
- 9 刑を終えて出所した人やその家族
- 10 犯罪被害者やその家族
- 11 インターネット上の人権問題
- 12 北朝鮮による拉致問題
- 13 ホームレス
- 14 性的マイノリティ
- 15 人身取引（トラフィッキング）
- 16 災害に伴う人権問題
- 17 ハラスメント
- 18 個人情報の流出・プライバシー侵害

1 女性

<社会動向>

（男女共同参画）

国は、日本国憲法で男女の同権・平等を定めるとともに、批准した「女性差別撤廃条約」において社会における様々な場面での女性差別の禁止が求められていること等を踏まえ、「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」の施行等、男女共同参画社会の実現に向けた法整備を行ってきました。

世界各国で、ジェンダー平等を達成するため、政策・事業・組織運営の全てのプロセスにおいてジェンダーの視点に立った対応を行う「ジェンダー主流化」が進む中、我が国においても長年の取組により少しずつ進展がみられるものの、国連開発計画

(UNDP)の「人間開発報告書2025」に基づくジェンダー不平等指数は172か国中 22位、世界経済フォーラムが令和7(2025)年に公表したジェンダー・ギャップ指数は148か国中 118位と、課題がある状況です。

(配偶者等暴力)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、国は平成13(2001)年にDV防止法を制定以降、数次にわたる改正により強化・充実を図ってきました。

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、DV)に対する全国の相談件数は依然として高水準で推移しており、被害者の多くが女性である状況が続いています。

(困難女性支援)

女性をめぐる問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化・多様化・複合化しており、女性支援の強化が喫緊の課題となる中、国は「困難女性支援法」を制定し、令和6(2024)年4月に施行しました。法律の目的として「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点が規定されています。

<区の取組状況及び課題認識>

(男女共同参画)

区では、平成2(1990)年に「男女共同参画をめざす あらかわ 推進計画」を、平成13(2001)年には男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「荒川区男女共同参画社会推進計画」を策定し、以降、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化を踏まえて5年ごとに計画改定を行い、社会のあらゆる分野において、性別に関わらず、協力し合える社会の実現を目指して取組を推進しています。また、女性活躍のための就労支援や、就労環境の整備にも取り組んでいます。

(配偶者等暴力)

平成19(2007)年に、「荒川区配偶者等からの暴力防止及び被害者支援のための関係機関連絡会」を設置するとともに、平成22(2010)年に「荒川区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定し、平成25(2013)年の改定を経て、現在は「荒川区男女共同参画社会推進計画(第5次)」に包含された計画に基づき、配偶者暴力の未然防止や相談支援等に取り組んでいます。

区では、平成27(2015)年度に「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を設置し、被害者からの相談はもとより、自立や回復までの支援等を総合的に推進しています。令和5(2023)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されたことにより、「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を法定協議会に位置付け、関係機関相互の情報共有の円滑化等を図っています。

(困難女性支援)

区では、困難女性支援法に基づき、令和7(2025)年度に「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」を新設し、代表者会議については、女性支援と関連の深い「要保護児童対策地域協議会」及び「配偶者暴力相談支援地域協議会」との合同開催により関係機関の一層の連携強化を図っています。

男女共同参画の実現に向けた法改正が行われ、女性活躍に対する社会の機運が高まりつつある一方、配偶者等からの暴力や、様々な要因による困難・生きづらさ等、女性をめぐる問題が複雑化・多様化・複合化していることから、女性に関する多様な人権の課題に取り組んでいくことが求められています。

<取組の方向性>

◆ジェンダー平等の意識啓発・教育の推進

家庭、企業、地域と協力し、ジェンダー平等意識を醸成するための取組を推進するとともに、性別に関わらず、互いの違いを認め合い、尊重し合う意識を育てるための教育を推進し、職員に対する啓発・研修も継続実施していきます。

あわせて、区の政策・方針の決定過程における附属機関等の各種会議体において、女性の活躍を推進します。また、女性の就労支援や女性が働きやすい職場づくりの推進、ジェンダー・ギャップの解消、ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる意識啓発にも継続して取り組みます。

◆配偶者等暴力防止・被害者支援の取組の推進

外部から発見されにくい家庭の場で起きている配偶者等からの暴力を防止するため、啓発等の取組を推進します。

被害を受けた際の相談窓口の周知とともに、配偶者暴力相談支援地域協議会を構成する関係機関等との連携により、相談支援をはじめとするきめ細やかな被害者支援を行っていきます。

◆困難女性支援

困難な問題を抱える当事者の女性の意思を尊重することを基本に、個々の状況に応じた最適な支援を行えるよう関係機関等とも連携しながら、自立を目指した伴走型支援を行っていきます。

2 子ども

<社会動向>

(子どもの権利)

国においては、子どもの権利や自由を保障し、子どもの最善の利益を考慮しなければならないとする「児童の権利条約」を踏まえ、平成28(2016)年に「児童福祉法」を改正し、子どもを権利の主体として位置付けました。

令和 5(2023)年には「こども基本法」を施行するとともに、こども家庭庁を創設し、子どもの視点による環境整備と子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を支える社会づくりを進めています。

東京都では、令和 3(2021)年、国に先立ち「東京都こども基本条例」を制定し、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先とするために、子どもの施策を総合的に推進しています。

(児童虐待)

子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、全国的に児童虐待の相談件数は増加傾向であり、虐待による死亡事例等の重篤な事案も発生しています。こうしたことを踏まえ、国では平成 12(2000)年に「児童虐待防止法」を制定し、数次にわたる「児童福祉法」の一部改正を行う等、未然防止に向けた取組が行われてきました。

東京都においても、平成 31(2019)年に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行し、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向け、取組を進めています。

(いじめ)

いじめにより心身に重大な影響を及ぼす事例が増加しており、近年では SNS 等を利用したインターネット上のいじめも深刻化しています。自死に至る事例も報告されており、国では平成 25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」等を制定し、各自治体で防止に向けた取組が行われています。しかし、このような取組の下においても、学校におけるいじめは、依然として発生しています。

(子どもの貧困)

経済的に困難な状況にある家庭の子どもたちが、衣食住の不十分な状態に置かれたり、経済的な理由で希望の進路を諦めたりすることや、習い事や旅行等の体験格差が生じていることなどが問題となっています。

国は、平成 26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、取組を進めてきましたが、令和 5(2023)年のこども家庭庁の創設を契機として、こども大綱に「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられないような社会をつくる」ことを明記し、子どもの貧困の解消及び予防の取組をより一層推進するため、同法を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称し、取組を強化しています。

(ヤングケアラー)

国は、「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーを明記しました。法の中で、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。東京都も、「こども未来アクション 2024」の中で、ケアラーの子どもが直面する実情に寄り添ったきめ細かな支援を展開していくことを掲げています。

<区の実施状況及び課題認識>

(子どもの権利)

区では、令和5(2023)年に、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的として「荒川区子どもの権利条例」を制定するとともに、令和7(2025)年には、「荒川区子ども・若者総合計画(第3期荒川区子ども・子育て支援計画)」を策定し、子どもの権利擁護のための相談窓口の開設、子どもの意見を区の施策に反映させる「荒川区子ども議会」の開催、子どもの権利の普及啓発等、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。

(児童虐待)

区では、令和2(2020)年に、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設として「荒川区子ども家庭総合センター」を開設し、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを活かし、関係機関との緊密な連携により、子どもの安全確保を第一とした迅速で切れ目のない支援体制づくりに取り組んでいます。

また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から育児期までを通した支援を行い、子育て支援の充実と虐待の防止・早期発見に取り組んでいます。

(いじめ)

令和7(2025)年9月に改定した「荒川区いじめ防止基本方針」に基づき、区、教育委員会及び学校が、地域や家庭等と連携協力し、いじめ防止対策を推進しています。

学校においては、定期的なアンケートや行動観察により、いじめ認知の感度を高めるとともに、校内委員会(サポートチーム)での組織的な早期解決を図っています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制を整備し、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対処等に取り組んでいます。

(子どもの貧困)

区では、関係機関との連携により、経済的に困難な状況にある親子をはじめ、必要な人が利用できる子ども食堂事業や、ひとり親家庭への生活支援・居住支援のほか、次世代育成支援事業(通塾等費用補助)や就学援助費・就学奨励費の支給等の経済的支援を行っています。

(ヤングケアラー)

区では、ヤングケアラーを把握するための調査を実施し、ケアを担っている子どもの遊びや勉強が制約されたり、健やかに過ごす権利が阻害されたりすることのないよう、子ども本人や関係機関からの相談を受け、本人の意思を尊重しつつ必要な機関や支援に繋げる、ヤングケアラーコーディネーターを配置しています。

子どもたちの尊厳と権利が守られ、健やかに育つことができるよう、様々な事業等を通じ、子ども自身も周りの大人も、子どもの権利についての理解を深めていく必要があります。また、児童虐待やいじめ等への取組にとどまらず、貧困やヤングケアラー、不登

校の状態にあること等に起因する自己実現の阻害や体験格差等、子どもの権利に関する問題に対し、総合的な支援を行っていくことが求められています。

<取組の方向性>

◆子どもの権利・意見尊重のための総合的な取組の推進

全ての子どもの権利が守られ、意見が尊重される環境づくりのため、教員・保育士・職員に対する人権研修を推進し、更なる意識向上を図るとともに、多くの人に「子どもの権利」についての理解と関心を深めてもらうための取組を推進します。また、区としても、子どもの多様な意見を区政に反映させる機会を設けていきます。

「あらかわ子どもほっとらいん」や「荒川区子どもの悩み110番」、荒川区若者相談「わっか」等の相談窓口において、子どもたちの悩みに寄り添うとともに、地域の様々な活動団体とも連携し、課題解決の手助けを行い、子どもの権利擁護を図ります。

子どもとその家族が抱える複合的で多岐にわたる課題に対し、全庁をあげて、個別の分野を超えた総合的な取組を推進していきます。

◆児童虐待の防止・支援体制の充実

荒川区子ども家庭総合センターが中核となり、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関の連携による支援体制の構築など、児童虐待等の相談や未然防止に関する支援体制の強化を図ります。

◆いじめ防止及び早期発見・相談体制の整備

区・学校・家庭・関係機関・地域との連携強化を図り、いじめの防止・早期発見・適切な対応のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

学校における人権教育を推進し、偏見や差別、いじめを許さない豊かな人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図ります。また、教員による児童・生徒の SOS の察知、児童・生徒や保護者が相談しやすい相談体制の整備に努めます。

◆経済的困難を抱える子どもや家庭への支援

経済的困難を抱える子どもや家庭に対し、状況に応じた相談体制の整備や支援内容の充実、関係機関同士の連携強化等により、子どもが健やかに成長できる環境整備を図ります。また、ひとり親家庭への総合的・継続的な支援に取り組みます。

◆ヤングケアラーの周知・支援

パネル展等によるヤングケアラーの啓発活動を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭総合センター等が連携して実態を把握し、必要に応じて適切な支援につなげます。また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関同士のさらなる連携強化により、支援体制の強化を図ります。

3 高齢者

<社会動向>

(高齢化の進行)

平均寿命の伸びや少子化等を背景に我が国の高齢化率は年々高まっており、団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となり、介護や支援を必要とする人が増加しています。また、家族形態やコミュニティの変化により高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、高齢者の孤立や家族支援が課題となっています。高齢者が生き生きと活躍できる社会としていくための社会参加・就労支援の推進も重要となっています。

このような実情を踏まえ、国は「高齢社会対策基本法」をはじめとする、豊かな高齢社会を実現するための様々な法律を整備しています。

(高齢者虐待)

高齢者への虐待の要因は、介護疲れやストレス、介護知識の不足など様々ですが、虐待を受けている人の多くは認知症の症状があると言われており、総合的な認知症施策により認知症の人や、その介護者を支援していくことが必要です。国は、「高齢者虐待防止法」の改正、「認知症基本法」の施行等により、取組を進めてきました。

(高齢者に関する様々な人権問題)

年齢等を理由に、一律に就職や社会参加、賃貸住宅への入居を拒まれるといった問題や、高齢者を狙った悪質商法、デジタル格差、高齢者に対する無理解により尊厳が損なわれるなどの問題が発生しています。国は「高年齢者雇用安定法」の改正等により、高齢者の就労の安定化を図っています。また、令和6年度に住宅セーフティネット法を改正し、高齢者をはじめ住宅の確保が困難な要配慮者の方々が、安心して賃貸住宅に入居できるよう取組を進めています。

<区の実施状況及び課題認識>

(高齢化の進行)

令和8(2026)年1月現在の区の高齢者人口は48,537人、高齢化率は21.6%であり、高齢人口に占める前期高齢者の割合は41.3%、後期高齢者の割合は58.7%と、後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回っており、今後、後期高齢者の割合が更に増えると見込まれています。

区では、令和6(2024)年3月に「第9期荒川区高齢者プラン」を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。区内8か所に地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーションを設置し、圏域ごとに高齢者に関する相談・支援・見守りを行っています。また、地域住民や区内で活動する団体等と連携を図り、趣味やスポーツ等の地域活動の場づくりや、介護予防・フレイル予防等に取り組んでいます。

(高齢者虐待・高齢者の権利擁護)

高齢者の虐待相談・通報に対し、区では速やかに調査・指導・保護(措置)を行っています。早期発見・早期対応の体制づくりのため、担当職員の研修の実施や警察・医療機

関等との連携強化に取り組んでいます。また、判断能力が不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の活用や後見報酬助成を行っています。

(高齢者に関する様々な人権問題)

区では、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対し、物件探し支援や、保証会社を利用した保証料の補助、住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等の助成を実施しています。令和6年度には、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要な措置を協議する場として、荒川区居住支援協議会を設立し、高齢者が安心して住み続けられる環境整備に取り組んでいます。

そのほか、区民の認知症に対する理解を深めるための認知症サポーター養成講座の実施、高齢者が悪質商法等の消費者被害に遭わないための相談窓口の設置や個別訪問による注意喚起等により、啓発に努めています。

団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の割合が高まる中、引き続き、高齢者の社会参加の推進、虐待防止・権利擁護をはじめ、高齢者に関する様々な人権問題に取り組んでいくことが求められています。

<取組の方向性>

◆高齢者が生き生きと暮らす社会の実現に向けた啓発等の実施、相談窓口の周知

高齢者が社会の一員として生き生きと暮らし、就労や社会参加ができる社会の実現を目指し、高齢者の人権について理解を深めるための区民向けの啓発や教育、職員・支援者に向けた研修等を実施します。また、認知症をはじめ、高齢者が抱える生きづらさへの理解促進に取り組みます。

高齢者自身が、デジタルの活用や地域活動の場等を活用し、主体的に活動できる環境を整えるとともに、高齢者本人や家族等に困りごとが発生した際は気軽に相談できるよう、引き続き、相談窓口の充実と周知を図っていきます。

◆関係機関との連携による高齢者虐待の防止

区の各課、地域包括支援センター、介護事業所、警察、医療機関等の関係機関と連携し、介護負担の軽減や地域全体での見守り等を行うことにより、高齢者虐待の未然防止や早期発見・支援、高齢者の安全確保につなげます。また、第三者が虐待等に気づいた際の相談・通報窓口の一層の周知を図るとともに、成年後見制度の利用促進等、高齢者の尊厳を守る権利擁護の取組を推進します。

◆高齢者を取り巻く様々な人権問題への対応

高齢者が住まいの確保に苦慮したり、高齢者を標的とした特殊詐欺や悪徳商法等の被害が発生したりすることを防ぐため、今後も居住支援協議会等において議論を行い、対応を協議するとともに、高齢者宅の個別訪問による注意喚起や地域における見守り等を継続し、安全な生活の確保や人権侵害の予防を図ります。

4 障がい者

<社会動向>

(障がいを理由とする差別の禁止・合理的配慮)

国連総会において、平成 18(2006)年に「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成 26(2014)年に批准しました。批准に先立ち、国は平成 23(2011)年に「障害者基本法」を改正し、平成 25(2013)年に「障害者差別解消法」を成立させるなど、国内法の整備を進めました。

そして、平成 28(2016)年に「障害者差別解消法」を施行し、障がいを理由とする不当な差別的扱いの禁止とともに、社会的障壁(バリア)を取り除くために必要な合理的配慮を行うことを定めました。

(障がい者の就労)

国は、障害者差別解消法の施行と同時に「障害者雇用促進法」を一部改正し、雇用分野における障がいを理由とする差別の禁止を定めたほか、事業主に対し、合理的配慮の提供を義務付けました。さらに、平成 30(2018)年には、精神障がい者を雇用義務の対象とするなどの措置を追加しました。

しかし、就職等に際して、障がい者に対する差別や障がいを理由とした偏見、差別を助長するような行為が依然として存在しています。

(障がい者虐待の防止・横断的な支援)

障がい者虐待の防止に関しては、平成 24(2012)年に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止や虐待の早期発見のための施策が進められています。

障がい者の高齢化や障がいの重複、重度化などにより、障がい者やその家族を取り巻く環境はより複雑になっており、施策の推進及び支援に当たっては、関係機関の横断的な連携が求められています。

(発達に課題のある児童や障がい児への支援等)

国は、平成17(2005)年に「発達障害者支援法」を施行し、自閉症・アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の障がい特性のある人に対し、学校等においてそれぞれの特性やライフステージに応じた支援を行うことを定めました。

また、障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるよう、平成 24(2012)年に児童福祉法を一部改正し、2法にまたがっていた障がい児の通所サービスを一元化しました。近年では、サービス利用に係る費用負担の軽減等のほか、医療的ケア児支援法に基づく支援が行われています。

<区の取組状況及び課題認識>

区では、「荒川区障がい者総合プラン」に基づき、障がい者が尊厳と生きがいを持ちながら自立した生活を営み、いわゆる「親なき後」においても安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、障がい者施策を推進しています。

(障がいを理由とする差別の禁止・合理的配慮)

令和5(2023)年度の荒川区政世論調査では、身の周りで人権侵害を見聞きした経験のある人のうち約3割の人が、その内容が「障がいを理由とした偏見・差別」であったと回答しており、障がい当事者からも差別があるとの声が聞かれます。このような現状に対し、区では障がい者差別の解消に向け、障がい者及びその家族等を対象とした相談窓口・コールセンターの設置のほか、障がいのある人もない人もともに楽しむことのできる啓発事業、「荒川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の策定、職員及び教員を対象とした研修の実施など、各方面に向けた事業を複合的に推進しています。

(障がい者の社会参加・交流)

区では、知的障がいのある方がクラブ活動や行事等を通して多面的に余暇を楽しむ「さくら教室」を開催しているほか、アクロスあらかわでのイベント開催・貸室、支援センターアゼリアでの事業実施などを通じて、障がい者団体等の活動を支援し、社会参加や交流を促進しています。

(障がい者の就労)

雇用促進においては、障がい者就労支援センター(じょぶ・あらかわ)による当事者支援をはじめ、障がい者が働きやすい職場環境整備のための中小企業への一部補助等を行っています。雇用主としての取組では、精神障がい・発達障がいのある職員が働きやすい環境を整備するため、係長級等を対象とした研修を実施しています。

(障がい者虐待の防止・横断的な支援)

障がい者の虐待相談・通報に対し、区では速やかに調査・指導・保護(措置)を行っています。

障がい者虐待の防止については、障がい者虐待防止センターを設置し、時間外や休日でもコールセンターを通じて速やかに対応できる体制を確保しています。また、各種研修の実施等、障がい福祉事業者に対する支援、家族の介護負担軽減のための支援や、成年後見制度の周知・案内を行っています。

(発達に課題のある児童や障がい児への支援等)

発達に課題のある児童や障がい児、その保護者に対しては、児童発達支援センター(たんぼぼセンター)において、発達段階に応じた療育や相談支援を実施しているほか、小・中学校においては、特別支援教育で児童生徒に寄り添った支援を行うとともに、複籍制度等により該当学年の児童生徒との交流・相互理解を図っています。

また、障害者基幹相談支援センターに医療的ケア児等地域コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な児童とその家族、関係機関をつなぐサポートを行うほか、保育所・区立幼稚園や小・中学校等での受入れ体制を整え、医療的ケア児が地域で生活できるように、環境整備を図ってきました。

令和6年には、旧優生保護法の違憲判決により、障がいのある人を排除しようとする優生思想はあってはならないとの司法判断が示されているように、このような誤った考え方が再び生じることのないよう、区においても障がい者に対する偏見や差別をなくすための一層の取組を行っていく必要があります。

<取組の方向性>

◆障がいを理由とする偏見・差別の解消、バリアフリーの推進

障がいの有無に関わらず、誰もがお互いを尊重し、安心して社会生活を送ることができるよう、学校での人権教育、職員や支援者に対する研修、障がい理解の促進に向けた区民への啓発を行います。併せて、障がい特性に配慮した情報取得・意思疎通や施設におけるバリアフリーの環境整備等を行い、ソフト・ハードの両面から取組を進めます。

住まいについては、グループホームなどの住居の整備のほか、荒川区居住支援協議会において、関係所管及び関係機関が連携して、民間住宅への入居支援策の検討等を行っていきます。

◆障がい者の社会参加・交流の促進

「さくら教室」やアクロスあらかわ・支援センターアゼリアの運営等により、引き続き障がい者団体等の活動を支援し、障がい者の社会参加や、障がいの有無に関わらない相互交流を促進します。

◆障がい者の雇用促進・働きやすい職場環境の整備

障がい当事者に対する就労支援や、中小企業に対する職場環境整備の補助の取組と併せ、雇用主として障がいのある職員が働きやすい職場づくりに取り組みます。

◆障がい者虐待の防止・権利擁護、当事者を支える事業者や家族への支援

虐待通報受理時に速やかに対応できる体制を確保していくほか、当事者を支える事業者や家族への支援による虐待予防、相談窓口の周知、成年後見制度の利用促進等に取り組んでいきます。

◆発達に課題のある児童や障がい児及び保護者への支援

地域における療育支援の拠点である児童発達支援センター(たんぼぼセンター)を中核とした専門職等による療育・相談支援の実施や、荒川区医療的ケア児等支援協議会における支援の検討等、発達に課題のある児童や障がい児が、必要な支援を受けながら地域でともに成長していくために必要な取組を進めていきます。また、幼稚園や保育所、小・中学校等において、関係機関同士の連携を密に行い、医療的ケア児への支援体制の充実を図ります。

学校教育においては、子どもの個々の特性や教育ニーズを把握し、子どもの能力や個性を伸ばし、互いを認め合う教育を行っていきます。

5 部落差別（同和問題）

<社会動向>

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的・社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れている我が国固有の重大な人権問題です。

国は同和問題の解決を図るため、特別措置法に基づいた地域改善対策を実施し、同和地区の生活環境は整備・改善され、住民の生活水準も向上しました。

しかし現在もなお、同和地区（被差別部落）の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

近年では、情報化の進展により、インターネット上において、被差別部落出身者を差別する書き込みや、差別的な意図をもって特定地域を被差別部落であると指摘するなどの深刻な差別事件が発生しています。こうした情報は、不正確なものであっても急速に拡散され、部落差別に対する無知・無理解と相まって、旧来からの結婚差別や土地差別、身元調査及びこれらに係る戸籍の不正取得等の行為を誘発するものとなり、差別の助長につながりかねない重大な問題となっています。

こうした状況から、平成28(2016)年に、部落差別解消に向けた国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。第1条には、現在も部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることが明示され、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることが示されています。

令和6(2024)年度の人権に関する都民の意識調査では、同和問題を知らない人が全体の3割を占めており、誤った情報に流されないよう、正しい知識を伝えていく必要があります。

一方で、同和問題を口実に不当な要求をする「えせ同和行為」は、誤った認識を植え付け、解決の妨げになっています。

また、同和問題に関連して、皮革産業や食肉加工、清掃事業の従事者に対する差別事案の発生なども見られます。

<区の実施状況及び課題認識>

（区民への啓発・職員研修）

区では、部落差別の解消に向けて、当事者団体と連携・協力し、区民への啓発事業や人権教育、職員研修等、正しい知識の普及と理解促進に向けた取組を行っています。

（差別事案への対応）

被差別部落やその出身者等に対するインターネット上の悪質な差別的書き込みや落書き等の事案は、依然として存在しています。また、調査会社からの依頼を受けた者等が、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本を不正に取得する事件も起きています。区で

は、差別的な落書やインターネット上の書き込みが発見された際には、国や都と連携し、被覆・消去や削除要請の実施等、迅速な対応を行っています。

(学校における取組)

学校教育では、部落差別をはじめとするあらゆる偏見や差別をなくし、お互いの人権を認め合う人権教育を推進しています。また、教員の人権意識を高めるため、教職員に対する人権同和教育研修や研究発表を定期的実施しています。

継続的に同和問題に関する正しい知識の啓発・教育に取り組むとともに、差別事案に対しては毅然とした対応を行っていく必要があります。

<取組の方向性>

◆職員及び区民に対する啓発活動の推進

同和問題を知らない人が増えている中で、「部落差別解消推進法」に基づき、部落差別についての正しい知識・理解を深め、差別や偏見をなくしていくため、引き続き、職員研修はもとより、広く区民に向けた啓発活動に取り組んでいきます。

◆差別事案への迅速・適切な対応

部落差別事案には、ポスター等の掲示物や落書き、インターネット等、様々な形態がありますが、いずれについても国・都及び関係機関等と連携・協力し、迅速かつ適切な対応を図ります。とりわけ、インターネット上の差別事案については、法務局への削除要請を定期的実施するなど、必要な対応を行っていきます。また、都が設置している専門相談窓口の周知・案内を行います。

◆学校教育における人権研修・教育の推進

学校教育においては、人権感覚を育むことのできる学習内容の選定や指導方法の研究に努め、同和問題をはじめとするあらゆる偏見や差別をなくし、互いを認め合う人権教育を推進します。また、教職員に対する人権教育研修を継続的に実施していきます。

6 アイヌの人々

<社会動向>

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、固有の言語や伝統的な生活様式、口承文学(ユカラ)など、独自の豊かな文化を育んできました。しかし、近世以降の同化政策等により、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、生活の基盤や独自の文化を失ったアイヌの人々は、いわれのない差別の中で貧困に苦しんできました。

平成 19(2007)年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、平成 20(2008)年に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、令和元(2019)年には、日本の法律としてアイヌの人々を

初めて先住民族と明記した、生活格差を解消するための「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

しかしながら、アイヌの人々に対する理解不足から、今もなお偏見や差別が残っているため、正しい知識の普及啓発が大切です。

<区の取組状況及び課題認識>

(アイヌの伝統文化に対する理解促進)

区では、アイヌの人々の固有の文化や伝統についての理解を広げるため、パネル展や区報等において啓発活動を行っています。

一人一人がアイヌの歴史や伝統、文化などについて正しく理解することにより、差別や偏見をなくしていくことが必要です。

<取組の方向性>

◆区民及び職員等への啓発の実施

アイヌの人々の歴史や伝統文化についての理解を深め、地域との連携を図りつつ、差別や偏見をなくしていくため、パネル展やパンフレット等により、今後も区民及び職員等への啓発を続けていきます。

7 外国人

<社会動向>

国際化の進展や外国人労働者の増加等により、日本に在留する外国人は増加傾向にあり、社会において身近な存在となっています。外国人が地域社会の構成員として、国籍等に関わらず日本人とともに安心して暮らすことのできる多文化共生の地域社会づくりが求められています。

しかし、言語・文化・宗教・生活習慣等の違いや無理解から、住まいが借りられない、就労に関して不合理な扱いを受けるなど、生活する上で様々な課題が生じています。

また、ヘイトスピーチと言われる特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動も問題となっています。ヘイトスピーチに関しては、国連の人種差別撤廃委員会から日本政府に対し、「人種差別撤廃条約」に基づき対処の勧告があり、平成 28 (2016)年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策が示されました。

東京都は「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において、ヘイトスピーチ解消に向けた取組を推進するため、公の施設の利用制限、拡散防止措置、事案等の公表、第三者機関(審査会)の設置等を明記しています。

<区の実施状況及び課題認識>

(外国人数の増加と相互理解の促進)

令和8(2026)年1月現在、区内の在留外国人数は25,576人となっており、平成13(2001)年1月時点の2.3倍以上、9人に一人の割合となっています。

区では、従前より、荒川区国際交流協会を通じて、日本語教室等の支援事業や日本語サロン等の交流事業のほか、海外友好交流都市であるオーストリア共和国ウィーン市ドナウシュタット区との高校生相互派遣事業など、多文化共生を目指して、様々な草の根の交流活動を行ってきましたが、以下のように区内で生活する外国人には来日の経緯や居住歴等が異なる方々があり、それぞれの状況に応じた対応が求められています。

○ 数世代前から日本に居住している外国人

区内には、かねてから在日韓国人・朝鮮人の方々が多く居住しています。日本で生まれ育ち、幼い頃から日本語や日本の生活習慣に接していることから、言葉や習慣の違いによるトラブル等もなく地域社会で生活しています。

しかし、一部で、国籍等を理由とした偏見や差別が発生していることが問題となっており、区では、人権週間パネル展等を通じて啓発に取り組んでいます。

○ 近年日本に居住するようになった外国人

近年、アジア圏を中心とした区内の在留外国人数が増加しています。このような中、一部で、生活習慣の違い等を背景とした外国人に対する苦情や外国人と地域住民との間でのトラブルが発生しています。また、言葉の壁により行政の情報が正確に伝わらずに困っていても必要な支援を受けられないケースや、災害時に不安を抱えているケースもあります。

区では、これらの生活習慣の違い等を背景としたトラブルを防ぐための方策として、多言語による外国人のための生活便利帳やごみの分別チラシ等の作成のほか、日本語学校等への周知啓発を行っています。また、言葉の壁による課題を低減させるため、区役所の窓口でタブレット端末を活用した外国語通訳クラウドサービスを導入しているほか、保育園や学校においても携帯型の通訳機を配備し、外国語を母語とする子どもや保護者との意思疎通が円滑に行えるよう配慮するなど、外国人の方が様々な困りごとについて相談できる体制を整備しています。併せて、区報やわたしの便利帳の外国語配信、区ホームページの外国語への自動翻訳・「やさしい日本語」への変換機能の搭載等、外国語を母語とする区民が住みやすいまちづくりを推進しています。

このほか、区内には認定NPO法人多文化共生センター東京の事務局と「たぶんかフリースクール荒川校」があり、日本語の習得が必要な生徒に対し、高校に入学するための「日本語」や「教科(数学・英語)」の学習、高校進学相談も行っています。

(ヘイトスピーチ等の差別的言動への対応)

区では、パネル展や区報特集号を通じ、外国人に対する偏見やヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動等に取り組んでいます。また、差別事案が発生した場合には、国や都と連携して対応を行っています。

近年の区における外国人人口の増加に伴い、国籍や人種による差別をすることなく、互いを尊重し、地域社会でともに暮らしていくための取組の必要性が高まっています。

<取組の方向性>

◆外国人との交流促進による相互理解の推進

荒川区国際交流協会等と連携し、文化・習慣に対する相互理解を深めるため、語学講座や多文化理解講座を実施するほか、オンライン等を活用した海外友好都市との交流等、新しい時代に合わせた方法も取り入れながら、国籍に関わらず、多様な区民同士の交流を広げます。また、教育の場においても、子どもたちに互いの文化を尊重しあうことの大切さを伝えていきます。

これらの取組を推進することにより、多様な文化や民族の違いを理解して認め合い、誰もが個性と能力を発揮できる暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指します。

◆近年居住するようになった外国人への生活ルール等の啓発、困りごとへの相談対応

多言語対応や「やさしい日本語」の活用による生活情報の提供とともに、地域における生活ルール等の啓発の取組を進め、トラブルをなくしていくことで、共生社会の実現を図ります。また、様々な困りごとへの相談対応を行います。

◆ヘイトスピーチ等の人権侵害防止の啓発

特定の民族や国籍の人々をおとしめたり、差別や暴力行為をあおったりする言動、いわゆるヘイトスピーチがなくなるよう、国・都等と連携して意識啓発に努めるとともに、差別事案に対しては迅速かつ適切な対応を行います。また、人権研修等を通じ、職員等に対する啓発や研修を継続的に実施します。

8 感染症（HIV感染者・ハンセン病元患者・新興感染症等）

<社会動向>

HIV感染・エイズ、ハンセン病、新興感染症等については、周囲の知識や理解不足から、患者や感染者、さらにはその家族が偏見の目で見られたり、差別されたりすることがあります。

これらの人権侵害をなくすため、疾病に対する正しい知識と理解を深めることや、プライバシーに配慮することが求められています。

（HIV感染・エイズ、新興感染症等）

エイズは、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染し、免疫が低下することにより発症する病気で、都内のHIV感染者数・エイズ患者数は増加しています。まだ完治させる方法は見つかっていませんが、医学の進歩により、適切な治療をすることでエイズの発症が抑えられ、感染前とほぼ同様の生活が可能となっています。

HIV は日常生活で感染することはありませんが、誤った知識や無理解から、就職をはじめ、日常生活で差別や偏見が見られます。

近年では、令和 2(2020)年頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、SNS 等における感染者や医療従事者等に対する誹謗中傷が問題となりました。また、ワクチン未接種者等に対する差別や偏見も見られました。

(ハンセン病)

ハンセン病は、らい菌によって皮膚や末梢神経が侵される感染症ですが、感染力は非常に弱く、現在は外来治療だけで確実に治癒します。かつて不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和 6(1931)年以降、患者は法律により療養所へ強制隔離され、家族も厳しい偏見や差別にさらされました。

平成 8(1996)年、ハンセン病患者を隔離することを認めた「らい予防法」が廃止され、平成 21(2009)年に施行された「ハンセン病問題基本法」の下で患者や回復者の名誉回復の取組が行われていますが、その後も療養所入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起こるなど、ハンセン病元患者やその家族に対する差別や偏見が残っています。

<区の実施状況及び課題認識>

(早期発見・相談)

区では、無料かつ匿名で受けられる HIV 検査・クラミジア抗体検査・梅毒検査や、健康に関する様々な相談(保健師等による健康相談等)を実施しています。

(教育・啓発の推進)

教育委員会と保健所が連携し、区立中学校で「エイズ・性感染症予防教育講演会」を開催しているほか、世界エイズデーに合わせ、区ホームページ・SNS での普及啓発活動を行っています。このほか、人権週間パネル展や区報特集号等においても、HIV 感染者やハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行っています。

令和 5(2023)年度の荒川区政世論調査において、感染症に関連する偏見・差別に関心があり、解消に向けて取り組むべきと考える人の割合は、コロナ禍前に比べて増加しており、引き続き取組を進めていく必要があります。

<取組の方向性>

◆HIV 等の検査機会の提供による早期発見・相談への橋渡し

無料かつ匿名で受けられる HIV 検査・クラミジア抗体検査・梅毒検査を継続的に実施し、感染の早期発見・早期治療により従前と変わらない日常生活を送れるようにするとともに、不安や悩みを打ち明けられる相談窓口の周知につなげます。

◆感染症に対する正しい理解を広げるための教育・啓発の推進

感染症罹患者や回復者、その家族に対する偏見や差別をなくすため、引き続き、区民及び職員等に対し、HIV・ハンセン病・新興感染症等に対する正しい理解を広げるための教育・啓発を行っていきます。

9 刑を終えて出所した人やその家族

<社会動向>

刑を終えて出所した人に対しての偏見から、住居確保や就職が困難であったり、悪意のある噂が流されたりするなどの問題が起きており、社会復帰の障害となっています。中には医療機関に入院の受入を拒否されるケースもあります。社会に復帰する努力を重ねても、経歴に係る風評等により、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくありません。また、家族に対する偏見や差別もあります。

国においては、平成20(2008)年に「更生保護法」が施行され、法務省保護局等の公的組織による対応に加え、保護司や更生保護法人等の民間組織により、保護観察、更生緊急保護、生活環境の調整及び犯罪予防活動などの更生保護の取組が行われています。

また、平成28(2016)年には「再犯防止推進法」を制定し、国民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止等に関する施策を推進しています。

令和7(2025)年6月には、刑法の改正により、受刑者を作業に従事させることを前提としたこれまでの懲役刑に代わり、新たに拘禁刑を導入し、個々の受刑者の特性に応じて作業と指導・教育を柔軟に組み合わせた処遇を実施する等、受刑者の更生と再犯防止に重点を置いた更生指導を行っていくことが示されています。

<区の取組状況及び課題認識>

(活動団体の支援等)

区では、刑を終えて出所した人たちの居場所の確保や就労支援、その家族への偏見を見逃さない取組を進めるため、保護司の活動支援、更生保護サポートセンターの運営支援等のサポートを行っています。また、荒川区保護司会と連携し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を実施しています。

(区としての取組)

区と保護司会との連携を図るため、区職員から保護司候補者を推薦したほか、令和4(2022)年に「荒川区における再犯防止に関する取組方針」を策定し、就労・住居の確保支援、保健医療・福祉サービスの利用促進、学校・家庭・地域と連携した非行の防

止、民間協力者との連携・活動に対する支援の充実及び安全・安心なまちづくりに向けた取組の推進を重点課題として様々な取組を行っています。また、区報特集号やパネル展等において、刑を終えて出所した人や家族の方が相談できる窓口の周知、出所者本人・家族に対する偏見や差別をなくすための啓発を実施しています。

刑を終えて出所した人の自立・再犯防止に向けた支援とともに、地域社会の理解促進に取り組んでいくことが必要とされています。

<取組の方向性>

◆更生保護活動に対する支援の実施

保護司の活動支援を通じ、出所者の就労等に資するとともに、区内の更生保護施設との連携を一層強化し、区の各所管で更生保護活動への支援を行います。

◆当事者及び家族が相談できる窓口の周知

本人のみならず、家族の方も対象として、相談窓口の周知を図っていきます。

◆区民・職員等への人権啓発・教育の推進

「社会を明るくする運動」や保護司会の活動の紹介等を通じて、区民や職員等への人権啓発及び教育を推進します。

10 犯罪被害者やその家族

<社会動向>

犯罪被害者やその家族は、被害者の心身の被害だけでなく、メディアの過剰取材や周囲の人々からの心ない噂、中傷・偏見による精神的苦痛、生計者を失うことにより家族の収入が途絶えるといった財産的被害等の二次的被害に遭うことがあります。

特に、性犯罪・性暴力の被害は、心身への大きなダメージや人に知られたくないという心理から、誰にも相談できず、適切な支援につながりづらい傾向があります。犯罪被害に遭われた方やその家族が、被害後に直面する負担や困難を軽減し、二次的被害を防止する取組や支援の推進が求められています。

国は、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」を施行するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等の権利・利益の保護や支援に取り組んでいます。

また、東京都では、令和2(2020)年に施行した「東京都犯罪被害者等支援条例」等に基づき、相談窓口の設置や見舞金の給付、転居費用の助成等の支援策を実施し、区市町村や関係機関との連携強化を図っています。

<区取組状況及び課題認識>

(関係機関及び庁内各部署との連携)

区では、犯罪被害者とその家族がスムーズに必要な支援につながるができるよ

う、東京都や庁内関係各課との連携を図る体制を整備しています。

(犯罪被害者やその家族が置かれた状況への理解促進)

パネル展や区報特集号における啓発活動、犯罪被害当事者講師による講演会の開催等により、犯罪被害者やその家族が置かれた状況の理解促進に取り組んでいます。

区においては、職員が電話や窓口等で犯罪被害者やその家族であることを認識した際、その心情に寄り添った対応を行えるよう、職員研修や庁内の連携を推進するとともに、区民が犯罪被害者やその家族の置かれた状況や心情について理解を深められるよう、啓発を行っていくことが求められています。

<取組の方向性>

◆適切な支援のための関係機関との連携強化

犯罪被害者等総合的対応窓口の周知を図るとともに、当事者や家族を適切な支援につなぐことができるよう、関係各課や関係機関との連携強化を図ります。また、庁内でワンストップサービスの体制構築に向けた取組を行っていきます。

◆犯罪被害者やその家族への理解を深めるための啓発

犯罪被害者やその家族の置かれた状況や心情を理解し、支援の必要性や配慮すべきことについて理解促進を図るため、引き続き、犯罪被害当事者を講師とする職員研修や、区民への啓発活動を実施します。

11 インターネット上の人権問題

<社会動向>

近年のスマートフォンやタブレット端末等の普及により、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになりました。しかし、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネットを利用して他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見・差別を助長する情報を発信したりといった悪質な事案が増えています。

インターネット上で掲示板等へ書き込みが行われると、その内容がコピー・転載され、急速に世界中に広まり、かつ、長期間にわたって公開されるなど、回復しがたい重大な人権侵害につながります。

さらに、子どもたちの間にもスマートフォンや SNS が普及し、インターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど、子どもたちが犯罪の被害者となるケースが発生しているほか、SNS 上におけるいじめなど、犯罪の加害者になるケースも生じています。

令和 4(2022)年に改正された「プロバイダ責任制限法」で、プロバイダや掲示板サイト管理者等に対する発信者情報の開示請求が、裁判所を通じた1回の開示請求手続きで済むようになったことにより、全国の地方裁判所への申立件数が大幅に増加しました。

また、「プロバイダ責任制限法」を一部改正・改称し令和6(2024)年に公布された「情報流通プラットフォーム対処法」では、大規模プラットフォーム事業者(SNS運営事業者等)に対し、削除申出に対する対応の迅速化、削除基準の策定・公表等の運用状況の透明化に係る措置が義務付けられ、令和7(2025)年4月に施行されました。

インターネット上の人権侵害は、各人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題であり、その解消は各人権課題を解消する上でも不可欠となっています。

<区の取組状況及び課題認識>

(区民への啓発・相談窓口の周知)

区では、区民がインターネットによる人権侵害に巻き込まれることを防ぐため、パネル展や区報特集号等において啓発活動を行うとともに、被害を受けた場合の相談窓口を周知しています。

(学校・職場における研修・教育の推進)

教職員や保護者向け情報モラル研修の実施及び児童・生徒への情報モラル教育の推進など、児童・生徒の健全育成やネットトラブル等の未然防止の取組を実施しています。区職員に対しても啓発・研修を行っています。

(区に係る差別的な書き込み等への対応)

インターネット上には区や区内の地域に関する差別的な書き込み等も存在しており、社会的問題となっています。このような人権侵害のおそれのある事案を確認した場合には、関係機関とも連携し、法務局への削除要請等を行っています。

デジタル化が一層進んでいく中、地域社会においてもインターネット上の人権侵害は許されないことを強く訴えていくとともに、ネットリテラシーや情報モラル等の啓発を推進していくことが求められています。

<取組の方向性>

◆ネットリテラシーの啓発・相談窓口の周知

インターネットの利用に当たり、利便性を享受するだけでなく、他者の人権にも配慮するよう心がけること、適切な情報セキュリティ対策をとることなど、ネットリテラシーに関する啓発を行います。また、被害を受けた場合に相談できる窓口の周知に努めます。

◆情報モラル教育の推進

児童・生徒が情報社会において正しい判断や考えをもって行動できる能力を育むため、年齢に応じた情報モラル教育の推進を図ります。

◆職員等に対する啓発・研修の実施

職員に対し、引き続き、ネットリテラシーや情報モラル等に関する啓発や研修を行い、意識向上に努めます。

◆人権侵害事案への迅速な対応

荒川区に関する差別的な書き込み等について、定期的にチェックを行うとともに、人権侵害にあたる可能性のある投稿に対しては、法務局への削除要請等を行います。

12 北朝鮮による拉致問題

<社会動向>

1970年代から1980年代にかけて多くの日本人が北朝鮮当局によって拉致されました。平成14(2002)年の日朝首脳会談で、北朝鮮は、長年否定していた日本人の拉致を認めて謝罪し、5名の拉致被害者の帰国が実現しましたが、残る被害者は現在も拉致されたままです。このほかにも、拉致の可能性を排除できない特定失踪者が多く存在します。

拉致問題は、我が国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

国は、平成18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。この法律では、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるなど、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。啓発週間には、政府主催国際シンポジウムをはじめとする様々なイベントの開催や、各種メディアによる周知・広報等、様々な活動を行っています。

<区の取組状況及び課題認識>

(拉致問題に対する意識啓発)

特定失踪者の中には当時荒川区に在住していた人もおり、区では、拉致問題に対する区民の関心や理解を促進するため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、パネル展や区報特集号による啓発活動を行っています。また、職員研修の中でも、拉致問題について取り上げています。

拉致被害者の帰還を待ち望む家族が高齢化する中、区においても、拉致問題を風化させることなく、区民の意識を高めていく必要があります。

<取組の方向性>

◆拉致問題への関心を高め、理解を促進するための啓発の実施

拉致問題の解決には、政府の取組を後押しする世論の高まりが必要であることから、今後も国や都等と連携しながら、区民の関心を高め、理解を促進するための啓発活動に取り組めます。

13 ホームレス

<社会動向>

路上生活者(ホームレス)は、全国的に減少傾向にあるものの、高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、心身の健康に不調を来すなど、厳しい生活を送っています。また、偏見や差別に基づく暴力や嫌がらせ等の人権侵害が発生しています。

最近では、路上生活ではなく、終夜営業の施設等を転々として暮らし、住まいをもたない人々が増えているという新たな問題も認識されています。

国は、平成14(2002)年に制定した「ホームレス自立支援法」に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、ホームレスの自立支援施策を推進しており、近年のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等を踏まえ、令和5(2023)年に新たな基本方針を策定しました。

東京都は、令和6(2024)年に「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第5次)」を策定し、23区や関係機関と連携してホームレス問題の解決に向けた取組を行っています。

<区の取組状況及び課題認識>

(当事者に対する支援)

東京都と23区は共同で、路上生活者の就労による自立と社会生活への復帰に向けて、巡回相談事業・緊急一時保護事業・自立支援事業・地域生活継続支援事業等を実施しています。このほか、山谷地域においては、ホームレスの方々に年末年始の宿所や入院先を確保する等の越年越冬対策事業も実施しています。

(ホームレスに対する偏見や差別をなくすための啓発)

ホームレスの方々への理解の促進と人権擁護のため、パネル展や区報特集号による啓発活動を行っています。

ホームレスへの継続的な支援とともに、ホームレスの人々の置かれた状況を理解し、差別や暴力等の人権侵害が発生することのないよう、啓発を続けていくことが必要です。

<取組の方向性>

◆路上生活者対策事業の継続的な実施

東京都と23区で、引き続き、巡回相談事業をはじめ自立支援センターでの一時保護事業や自立支援事業、山谷地域における越年越冬対策事業等を実施し、路上生活者の自立や社会生活への復帰を支援していきます。

◆ホームレスへの偏見や差別解消に向けた啓発

ホームレスに対する理解は十分とは言えず、偏見から差別が生じています。相談窓口の周知とともに、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について理解を広げるための啓発を行います。

14 性的マイノリティ

<社会動向>

性は、出生時に判定された性別だけではなく、自分自身の性別を自分でどのように認識しているか(性自認)、また、恋愛対象や性的関心が主にどのような方向に向かうのか(性的指向)等、様々な要素から構成されます。

性的マイノリティに対する社会の理解は少しずつ広がりつつありますが、まだ十分とは言えず、同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見や、からだの性とところの性が一致しない等、性自認に関する偏見から、家庭や学校、職場等で嫌がらせやいじめを受けたり、不当な扱いを受けたりする状況があります。

このような現状を踏まえ、国は、性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に向け、性的指向や性自認に対する国民の理解を増進するため、令和5(2023)年に「LGBT理解増進法」を公布・施行しました。同法の基本理念には、「国民の理解の増進に関する施策は、性的指向及びジェンダーアイデンティティ(性自認)を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に行われなければならない」と記されています。

東京都は、国に先立ち「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を明記し、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、令和元(2019)年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しています(令和5(2023)年改定)。令和4(2022)年には「東京都パートナーシップ宣誓制度」が導入されました。

<区の取組状況及び課題認識>

区では、荒川区男女共同参画社会推進計画(第5次)において、「人権の尊重と多様な生き方を認めあう意識を高める」を基本目標の一つとして、関係部署と連携し、以下のような取組を行っています。

(当事者支援)

令和4(2022)年に荒川区同性パートナーシップ制度を導入し、更に、相談事業や当事者の居場所づくり等を行っています。相談事業に当たっては、悩んでいる人が相談しやすい環境づくりに努めています。

また、区役所での手続に使用する各種申請書等の様式について、法令で定められているもの等を除き、不要な性別欄は設けないよう配慮しています。

(区民・事業者・職員等の理解増進に向けた啓発)

区民や事業者、職員等に向け、性的マイノリティに関する正しい理解や意識の醸成を図るための啓発や、学習機会の提供を行っています。事業者に対しては、中小企業において性的マイノリティが働きやすい職場環境を整備する経費の一部補助を行っています。職員に向けては、性自認及び性的指向に関する職員対応ガイドラインを作成し、研修を実施しています。

(学校における取組)

学校においては、男女混合名簿の使用や、性別に関わらず制服を選択できる標準服選択制の採用、教職員への研修会やガイドライン研修の実施等の取組を進めています。

今後も、当事者支援及び地域社会における理解増進に継続して取り組んでいく必要があります。

<取組の方向性>

◆関係機関との連携による相談窓口の周知・当事者に寄り添った支援

性的マイノリティの方が抱える悩みや困難に対応した相談窓口を継続的に設置し、他の相談機関とも連携して窓口の周知・相談対応に努めるとともに、「レインボーサロン」(性的マイノリティやそのご家族の方が、多様な性の悩みや疑問を話せる集いの場)の開催等、当事者に寄り添った支援に取り組んでいきます。

◆区民や事業者・職員に向けた正しい情報の提供・理解増進のための啓発

引き続き、性的マイノリティに関する正しい情報の提供や理解促進に努め、区民や事業者に向けた情報誌等の発行、講座やパネル展の実施をはじめとする理解促進事業、中小企業への職場環境整備補助等を行っていきます。職員に向けた研修も継続して実施します。

◆教員等に対する研修の実施、子どもたちへの正しい知識の普及

教員等に対しては研修等により理解増進を図り、教育の場においても、子どもたちが正しい知識を得て自己や他者に接することのできるよう、教育活動を進めていきます。

15 人身取引(トラフィッキング)

<社会動向>

人身取引(トラフィッキング)とは、国際的な犯罪組織等が、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。

人身取引は、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり、国境を越えて行われる犯罪でもあることから国際社会の関心も高くなっています。

国は、平成16(2014)年に「人身取引対策行動計画」を策定し、実態把握の徹底、入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止、人身取引被害者の認知の推進、取締りの徹底等による人身取引の撲滅、人身取引被害者の保護・支援、国際的取組への参画や広報啓発など、関係省庁と協力して取組を進めてきました。令和4(2022)年には「人身取引対策行動計画2022」を策定し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を推進しています。

<区の実施状況及び課題認識>

(区民に向けた啓発)

区では、人身取引問題への関心や理解促進を図るため、パネル展や区報特集号により、啓発を行っています。

人身取引は非人道的な犯罪であることについて、区においても引き続き啓発を行っていく必要があります。

<実施の方向性>

◆人身取引の撲滅・防止に向けた理解促進のための啓発

人身取引の撲滅や防止のためには、一人一人が人身取引について関心を持ち、社会全体の問題として受け止め、対応することが大切であることから、区民の理解や関心を高めていくための啓発活動に取り組みます。

16 災害に伴う人権問題

<社会動向>

東日本大震災や熊本地震、平成30(2018)年7月豪雨、能登半島地震等の災害においては、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。

避難所等では、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等への十分な配慮が行き届かないことにより、プライバシーが確保されず、対象者のニーズにあった物資や支援が提供されないケースが多く見られ、長期にわたる避難生活によるストレス等から、嫌がらせやいじめ、DV等の人権侵害も発生しやすい状況があります。

福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対しても、偏見や根拠のない思い込み、風評に基づく人権侵害が生じています。

災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場所を奪い、被災者は大きな被害を受け、その不安やストレスは計り知れません。そうした被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら、支援していくことが大切です。

近年、国において「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインに関する内閣府通知」、「女性の視点に立った防災・復興の実施促進について(内閣府通知)」の発出や、「防災基本計画への災害ケースマネジメントに関連する記載」及び「災害ケースマネジメント実施の手引き」の発行がなされています。

<区の実施状況及び課題認識>

区では、偏見や根拠のない思い込み、風評に基づく災害時の人権侵害を防ぐため、パネル展や区報特集号等において啓発を行っており、被災地との交流事業等も実施しています。

また、「荒川区地域防災計画」に基づき、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方を含めた多様な性の視点に配慮した防災対策を推進しています。

発災時に避難の支援が必要と思われる高齢者や障がい者等の避難行動要支援者については、警察署・消防署や町会等の避難支援等関係団体との連携による支援体制の整備を図っています。また、一般の避難所での生活が困難な妊産婦・乳児・高齢者・障がい者を対象とした二次避難所、重度の高齢者・障がい者を対象とした福祉避難所を設置しています。外国人に対しては、外国語対応の生活ガイドブックの作成及び配布等、防災意識の啓発を推進しています。また、外国語の表記の街区表示板、避難標識の設置も進めています。

災害に伴う風評被害や、配慮を必要とする人々に対する人権侵害の防止、防災分野における女性参画の推進等に引き続き取り組んでいく必要があります。

<取組の方向性>

◆災害の発生に伴う人権侵害を防ぐための啓発の実施

偏見や根拠のない思い込み、風評による特定の人々や被災者を傷つける言動を防ぐため、引き続き、パネル展や区報、イベント等を通じて区民への啓発に取り組みます。

◆避難所におけるプライバシーの確保・要配慮者への配慮

災害時の避難所運営に当たっては、プライバシー（更衣、授乳、トイレ、就寝スペース等）の確保や、配慮を必要とする多様な人々の人権に配慮するとともに、周囲への啓発に努めます。また、悩みや相談の対応窓口を明示する等、配慮を必要とする当事者が困りごとを伝えられるよう留意し、運営の改善につなげていきます。

◆防災対策への女性参画の推進、多様な性への配慮

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方をはじめ、多様な性のあり方に配慮した防災対策の推進・啓発に取り組みます。

◆要支援者への支援体制の強化

関係各課や関係機関、町会等が連携し、災害予防から避難、応急対策等のそれぞれの段階における、高齢者や障がい者等の要支援者への支援体制を強化します。平常時から、地域における要支援者の情報把握や訓練の実施等による要支援者への理解促進に努め、地域の共助力の向上を図ります。

◆対象者の特性に配慮した二次避難所・福祉避難所の運営

一般の避難所での生活が困難な対象者を受け入れる二次避難所・福祉避難所を確保し、対象者の特性に配慮した避難所運営を行います。

17 ハラスメント

<社会動向>

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場など様々な場面で、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言・行動が問題となっています。

ハラスメントは、相手の尊厳や人権を傷つける行為であるとともに、時には心身の健康や命を危険にさらす可能性があり、組織全体の生産性や意欲の低下など組織環境を悪化させるものです。

ハラスメントの種類には、「セクシュアルハラスメント」(不快な性的言動等)、「パワーハラスメント」(職場等での優位性を利用した嫌がらせ等)、「マタニティハラスメント」(妊娠・出産・育児休業を理由とした不利益な扱いや嫌がらせ等)、「カスタマーハラスメント」(顧客の不当な要求や悪質なクレーム)などがあります。

国は、平成 19(2007)年の「改正男女雇用機会均等法」によりセクシュアルハラスメント防止対策を、平成 29(2017)年の「改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法」によりマタニティハラスメントの防止対策を事業主に義務付けました。また、令和 2(2020)年には「改正労働施策総合推進法」(通称:パワハラ防止法)の施行により、初めて事業主にパワーハラスメント対策が義務付けられるなど、ハラスメント防止対策の強化が図られています。

東京都では、近年、社会的問題となっているカスタマーハラスメントを防止するため、令和 7(2025)年 4 月から「東京都カスタマーハラスメント防止条例」が施行されています。

<区の取組状況及び課題認識>

令和 5(2023)年度の荒川区政世論調査で、「人権侵害を受けたことがある」又は「見聞きしたことがある」と回答した人(37.7%)に、どのような人権侵害だったかを聞いたところ、「職場等でのハラスメント」と回答した人(45.7%)が最も多い結果でした。

(事業主としての区の取組)

区では、「荒川区職員のハラスメントの防止及び対応に関する基本方針」等を策定し、職員を対象としたハラスメント防止研修を行っています。また、庁内に相談対応窓口を設置し、相談体制を整備しています。

(区民等に向けたハラスメント防止の啓発)

区民に向けては、パネル展や区報特集号における啓発活動により、ハラスメント防止のための意識啓発を図るなど、ハラスメントのない環境づくりに取り組んでいます。

職員を雇用し、行政サービスを提供する事業主としての取組はもとより、区民や区内事業者に向けた各種ハラスメント防止の啓発、被害を受けた際の相談窓口の案内等を行っていくことが求められています。

<取組の方向性>

◆職員研修等の実施によるハラスメントの抑止、対応策の実施

職員研修等の実施により、職場におけるハラスメントの発生防止に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。

また、カスタマーハラスメントを正しく理解し、正当なクレームと混同することのないよう留意した上で、ハラスメント行為全般への対策を行います。

◆ハラスメントのない社会に向けた理解促進と意識啓発

ハラスメントのない環境づくりを推進するため、区民に対し、ハラスメントに関する意識啓発を実施するとともに、相談窓口の周知を図ります。

18 個人情報の流出・プライバシー侵害

<社会動向>

近年の情報通信技術の飛躍的な進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析が可能となっており、個人の行動・状態等に関する情報は特に利用価値が高いとされています。これらの個人情報が漏えいし、悪用されると、人権侵害につながるおそれがあります。

また、本人の了解を得ずに公にしている秘密を暴露されてしまうアウティング行為や、インターネット上の掲示板等に個人情報を無断で公開されるなど、他人のプライバシーを侵害する行為が問題となっています。

国は、「個人情報の保護に関する法律」により、自治体の責務や、個人情報取扱事業者が個人情報を取得・利用するに当たっての義務、個人情報の漏えい等の不適正な取扱いを行った場合の罰則等を定めています。

<区の取組状況及び課題認識>

(事業主及び行政としての区の取組)

区では、「荒川区個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定め、情報セキュリティ対策を進めるなど、区が管理する個人情報の適正な取扱いに努めています。また、職員への情報セキュリティや個人情報保護に関する研修を実施しています。

(区民に向けた啓発・相談窓口の周知)

区民に向けては、プライバシーの侵害防止に係る啓発や、相談窓口の周知を行っています。

区民や職員等、多くの個人情報を取り扱う事業主、また、制度を運用する行政として、個人情報の適正な利用・管理を実施することに加え、区民に向けた侵害防止の啓発・相談窓口の周知等を行っていく必要があります。

<取組の方向性>

◆事業主としての安全管理措置の実施

保有個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の安全管理のために、適切な安全管理措置を講じていきます。

◆区民に向けた侵害防止の啓発、侵害を受けた際の相談窓口の周知

他人の個人情報を漏洩したり、プライバシーを侵害したりすることのないよう、区民への意識啓発を行うとともに、個人情報保護委員会が設置している「個人情報保護法相談ダイヤル」等、侵害を受けた場合の相談窓口の周知を行います。

第5章 人権施策の推進のために

1 人権施策推進のための具体的な取組

荒川区は、地域の中でともに助け合い、人を思いやる温かさが培われてきたまちであり、区民一人一人が身の周りで人権を侵害されている人の存在や地域における人権課題の存在に気づき、解決に向けた取組を行うためには、更に人権意識の啓発を進めていくことが重要です。

区は、人権に関する啓発、教育・研修、相談、支援等を積極的に行い、区民一人一人が互いの人権を尊重し、個性や違いを認め合うことのできる、人権意識が醸成された寛容で温かな地域づくりに取り組んでいきます。

(1) 区民意識の把握

人権意識の現状や人権問題の解決に向けた啓発のあり方を探るため、区政世論調査等による区民意識調査や啓発事業におけるアンケート調査等を行い、区民の人権意識の把握や啓発事業の効果検証に努め、各種人権施策に反映させていきます。

(2) 人権啓発の推進

区では、これまで様々な人権課題を取り上げ、講演会やパネル展の実施及び区報特集号の発行等を通して、区民に人権について考える機会を提供することにより、人権啓発に努めてきました。今後も、人権課題の多様化・複雑化や新たな人権課題等を踏まえ、正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。

啓発活動に当たっては、インターネットをはじめとする様々な媒体の活用や、当事者の講師の登用、参加体験型のイベントの実施等、より効果的な方法を調査・研究し、実施していきます。

(3) 人権教育・研修の充実

区では、区立小・中学校全校に人権教育推進担当教員を配置し、東京都教育委員会の「人権教育プログラム」に基づく人権教育を実施しています。引き続き、児童・生徒一人一人の人権を尊重できるよう、定期的な研修や研究活動等を通じて、教員の理解促進・人権意識の向上を図り、人権教育の充実につなげていきます。

令和7(2025)年には、いじめ対策推進法に基づく「いじめ防止基本方針」を改定し、各学校においても方針を定め、いじめ防止に取り組んでいます。今後も、全ての教育活動を通じて、互いの人格を尊重し合い、偏見や差別、いじめを許さない人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図ります。

社会教育においては、人権尊重の理念を根底に置き、各種生涯学習事業の推進に取り組むとともに、区民が人権について考えるきっかけづくりを行います。

また、区職員一人一人があらゆる場面において人権に配慮し、職務を遂行できるよう、引き続き、人権感覚を高める研修の実施・研修内容の充実に取り組んでいきます。

(4) 相談・支援の連携

区民が人権に関する課題に直面したときには、早期に相談窓口につながり、専門的な助言や適切な支援を得ることが重要です。区では、各人権課題に応じた様々な相談事業を実施していますが、最近では複合的な人権課題を抱える相談や新たな人権課題に関する相談への対応が求められています。

こうした状況に対応するため、分野ごとの相談窓口間や関係機関との情報共有・連携強化に努めるとともに、東京法務局や公益財団法人東京都人権啓発センター等の公的機関等の団体が設けている相談窓口との連携や活用を図り、幅広い課題に対応していきます。

誰もが早期に相談窓口につながるができるよう、区内外の各種相談窓口のより一層の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めていきます。

(5) 人権ネットワークの形成

近年では、インターネットによる人権侵害をはじめ、広域的な対応が必要となる人権課題が多くあります。このため、国・都との役割分担を踏まえ、積極的に情報共有を行い、近隣自治体を含め、関係機関との人権ネットワークの一層の連携強化に努めます。

人権尊重の理念を地域に浸透させていくためには、区民や事業者等との協働が欠かせません。人権擁護委員や民生委員、保護司、差別解消のために運動している団体等と連携・協働し、地域全体で人権啓発活動等の取組を推進します。また、区民や民間事業者が実施する人権啓発活動や人権研修の支援等、地域の人権にかかわる自主的な取組を促し、人権施策における協働を推進していきます。

さらに、人権課題に取り組む団体等との連携を強化し、効果的な啓発事業の実施、必要な支援につながる相談事業の実施に向けて取組を進めていきます。

2 人権施策推進の体制

(1) 庁内の組織体制

人権課題は、個別課題が多岐にわたり、複雑化・多様化していることに加え、近年では、複合的な課題への対応が求められています。こうした状況に対応するため、全庁で情報共有を図り、組織横断的に課題解決に向けた取組を推進していきます。

(2) 取組の点検・評価と改善

本指針に関連する庁内各部の取組について、庁内の横断的な組織において、それぞれの実施状況の点検・評価に加え、新たに発生した課題等について定期的に意見交換を行うことにより、各取組の改善につなげていきます。

資料

荒川区人権推進指針(改定素案) パブリック・コメントの実施結果

(1)意見募集期間

令和7(2025)年11月11日(火)~12月2日(火)

(2)閲覧場所等

区役所4階総務企画課・地下1階情報提供コーナー、荒川さつき会館、荒川区ホームページ

(3)意見提出数

3名4団体・18件

内訳 Logo フォーム:3名1団体・14件、電子メール:1団体1件、持ち込み:0件、FAX:1団体2件、その他:1団体1件

(4)意見の内訳

①指針全般についての意見	0件
②各章の具体的な内容に関する意見	12件
基本理念・人権推進指針(4項目)に関すること	2件
人権課題「女性」に関すること	2件
人権課題「子ども」に関すること	4件
人権課題「高齢者」に関すること	1件
人権課題「障がい者」に関すること	2件
人権課題「外国人」に関すること	1件
③その他	6件
合 計	18件

(5)意見に対する区の考え方

◎	計画に新たに反映する	5件
○	既に盛り込んでいる	1件
—	意見・要望としてお聞きする	12件
合 計		18件

(6)意見の概要と意見に対する区の考え方

《各章の具体的な内容に関する意見》

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
1	基本理念・人権推進指針	<p>第3章2 基本理念を「全ての人が個性や違いを認め合い、互いの人権が尊重される平和な社会の実現」に改め、個性だけでなく、人種、国籍など個性で括れない問題があるので、「違いを認め合う」という文言を明記してほしい。</p> <p>また、同章3 荒川区人権推進指針(2)のタイトルにも「様々な違いを認め合い」と明記してほしい。</p>	<p>人種や国籍等は、一人の人間としての「個性」ではなく、出自による「違い」であり、その「違い」を認め合う社会としていく必要があることはご指摘のとおりであり、素案の第3章「3 荒川区人権推進指針」(2) 互いに個性を認め合い、共生できる寛容なまちを目指します」の本文中にも、「荒川区は、文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人がそれぞれの個性や違いを認め合い、共生できる寛容なまちを目指します。」という文言を記載しています。</p> <p>素案の基本理念・指針(2)のタイトルには「違い」という文言を記載しておりませんでした。ご意見を参考に、基本理念に「違い」の文言を加えるとともに、指針(2)を「個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します」とします。</p>	◎	6 ～ 7
2		<p>第3章3(3)「人権意識が広く行き渡ったまちを目指します」の「人権意識」の中身として「あらゆる差別を許さないという人権意識が…」と明記してほしい。</p>	<p>第3章3(3)に記載している「人権意識」という文言については、全ての人が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることができ、個性や違いを互いに認め合うことといった広範な人権に関する意識を示すものと捉えており、ご指摘のありました「あらゆる差別を許さない」という意識も含んだ内容としております。</p>	—	6 ～ 7

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
3	女性	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」「1女性」<取組の方向性>の困難女性支援について、「最適な支援を行えるよう関係機関等とも連携」との記載があるが、この記載を「最適な支援を行えるよう性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターをはじめ、関係機関等とも連携」として、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」または「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（性暴力救援センター・SARC 東京）」を追記してほしい。 (理由) 困難女性支援法は、売春防止法を法的根拠とした婦人保護事業の見直しの必要性から制定されたものであるが、運用面では売春防止法に基づいて設置されていた婦人相談所が「女性相談支援センター」と名称を変えて支援が行われているため、実践面では婦人保護事業が事業開始当初は想定していなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、AV出演強要、JKビジネス問題への対応(※ 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ<概要> 令和元年10月より)についてはまだ経験が浅く、性暴力・性犯罪被害者の人権救済の実効性を高めるためには、第一に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」との連携が必要不可欠であるため。そのことを行政職員、関係諸団体、すべての区民に周知するためにも、明記していただくことが重要であると考え</p>	<p>東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携については、区としてもその必要性を認識しており、区報人権週間特集号やホームページにおいて、犯罪被害にあった方の相談窓口として掲載し、周知に努めております。また、同センターに「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」が設置されて以降は、子どもに係る相談窓口と同ホットラインを追加し、周知しているところです。</p> <p>本項の「困難女性」は、性犯罪・性暴力被害者のほか、ひとり親や経済的に困窮状態にある方など様々な困難を抱えた女性を総称しており、それぞれが抱える困難の内容によって連携先の機関が異なることから、包括的な表現を使用しております。</p> <p>なお、改定後の指針には、本冊とは別に各人権課題の相談先一覧を添付し、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターも掲載する予定です。</p>	—	11

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
4	女性	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「1 女性」<区の実態調査及び課題認識>の(困難女性支援)では、「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」のことしか触れていないが、実効性のある支援を行うためには、実態の把握が不可欠であるため、ぜひ<取組の方向性>に、「困難な問題を抱える当事者の女性の実態調査を行うことを検討する」という旨を盛り込み、できれば来年度か再来年度には実態調査が実施できるように準備を進めてほしい。</p> <p>区民に実態調査を行うことは、被害者自身が自身の被害を「被害」だと認識でき、相談窓口を把握でき、援助希求力の向上につながる、困難女性支援にとってとても有効な施策だと考える。</p>	<p>困難女性支援については、「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」での取組に加え、現在改定中の「荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)」素案において、基本目標の一つに「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への支援体制を整備する」を位置づけているところであり、今後、計画に基づいて取組を進めていくこととしています。</p> <p>困難な問題を抱える当事者の実態調査に関しては、現在「ひとり親家庭アンケート」を実施しておりますが、今後、よりよい調査の方法について検討してまいります。</p>	—	11
5	子ども	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「2 子ども」の<区の実態調査及び課題認識>の最終段落2文目に、以下の【 】内を追加してほしい。</p> <p>「また、虐待やいじめ等への取組にとどまらず、【昨今増えつつある不登校の複合的な要因、】貧困やヤングケアラーの状況にあること等に起因する自己実現の阻害や体験格差等、子どもの権利に関わる問題に対し、総合的な支援を行っていくことが求められています。」</p> <p>(理由)不登校については教育分野にとどまらず、「29 条:教育を受ける権利」、「3 条:その子どもにとって最も良いことを優先してもらおう権利」など、複合的に子どもの権利の立場についても文章を追加すべきだと思うため。</p>	<p>素案では、貧困やヤングケアラーの状態にあること等に起因する自己実現の阻害や体験格差等、子どもの権利に関わる問題に対し、総合的な支援を行っていく旨を記載していますが、ご指摘のありました「不登校」も自己実現の阻害や体験格差を生む要因の一つであることから、本文中に「不登校」の記載を追記します。</p>	◎	13 ～ 14
6		<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「2 子ども」<取組の方向性> 「子どもの権利・意見尊重のための総合的な取組の推進」に、以下の【 】内を追加してほしい。 (第1段落2文目)</p> <p>「また、区としても、【様々な】子どもの意見を区政に反映させる機会を設けていきます。」</p> <p>(理由)家に引きこもった不登校の子ども達の意見が反映される場があることも保証、明記していただきたいため。</p>	<p>ご指摘の部分につきましては、登校しているか不登校であるかに関わらず、子どもの多様な意見を反映させるという意味で記載していることから、「子どもの多様な意見を区政に反映させる機会を設けていきます。」という表現とします。</p>	—	14

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
7	子ども	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」「2 子ども」〈取組の方向性〉「子どもの権利・意見尊重のための総合的な取組みの推進」に、以下の【 】内を追加してほしい。 (第2段落)</p> <p>「あらかわ子どもほっとらいん」や「荒川区子どもの悩み110番」、荒川区若者相談「わかっか」等の相談窓口において、子どもたちの悩みに寄り添うとともに、【地域の子どもの居場所、子ども食堂等の子ども支援の活動とも連携し、】課題解決の手助けを行い、子どもの権利擁護を図ります。</p> <p>(理由)地域にて具体的に日々寄り添いをしている子どもの居場所、子ども食堂の存在を明記していただきたいため。(児童相談所や学校などからも支援が必要な子どもについてご紹介いただき、子どもの居場所、子ども食堂は、学校に行く事が出来ない子ども、学校生活の中では生きにくいが頑張って登校している子どもなど、日常毎日の寄り添いを長期にわたって行っている。具体的に寄り添って毎日を支援しているのは子どもの居場所や子ども食堂などだと感じている。)</p>	<p>区では、子どもの居場所づくり事業を行う団体や、食事の提供・学習支援等を行う団体への支援を行うとともに、関係者同士の連携を強化し、地域全体で子どもを支える環境の整備に取り組んでいます。</p> <p>活動団体の皆様には、区と連携して、様々な背景から支援を必要としている子どもたち一人一人の状況に寄り添い、日々の支援を行っていただいていることから、ご指摘を踏まえ、地域の様々な団体との連携について文中に追記します。</p>	◎	14
8	子ども	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」「2 子ども」〈取組の方向性〉「いじめ防止及び早期発見・相談体制の整備」の第1段落に、以下の【 】内を追加してほしい。</p> <p>区・学校・家庭・関係機関・地域【の子ども支援の活動】との連携強化を図り、いじめの防止・早期発見・適切な対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。</p> <p>(理由)地域にて具体的に日々寄り添いをしている子どもの居場所、子ども食堂の存在を明記していただきたいため。</p>	<p>子どもの居場所・子ども食堂等の子ども支援活動に取り組まれている団体につきましては、子どもたちの心に寄り添い、個々の状況に応じたきめ細やかな対応を行っていただいていることから、要保護児童の早期発見や保護を目的として関係機関の連携を図る「荒川区要保護児童対策地域協議会」に、団体の代表者の参画をいただいております。</p> <p>そのため、子ども支援活動をしている団体は、いじめの防止・早期発見のために連携する主体として列記している「区・学校・家庭・関係機関・地域」のうち、「地域」だけでなく、「関係機関」にも含まれているものと認識しております。</p> <p>子ども支援活動をされている方以外にも、多様な関係機関や地域で活動をされている方々もいらっしゃることから、当該部分につきましては、包括的な表現とさせていただきます。</p>	—	14

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
9	高齢者	<p>高齢者の住宅施策について 住まいは、人権である。公的住宅の充実を求める。</p> <p>人は、急に高齢者になるわけではない。経済が年金頼みの高齢者は多くなった。壮年期から、仕事の退職後を見越した住宅政策を実施してほしい。住み慣れた地域で、人生の後半を生きられるようにしてほしい。掛け声だけでは不十分である。</p> <p>高齢になって、自分の住宅がある方は幸せである。しかし、仕事を退職するまでに自分の住宅を持ってない、あるいは持たなかった人もいる。近年、派遣社員、パートタイム労働などで生活してきた、せざるを得なかった労働者は沢山いる。老後の資金を充実させることが難しい人のために、区は、特に高齢者の公的住宅を建設すべきである。</p> <p>民間の賃貸住宅入居希望の方への年齢差別をやめさせなくてはならない。賃貸住宅の大家や不動産関係者の意識改革を求める。</p> <p>どんなに広い住宅を所有しても、家族の人数が変われば、必要な住宅面積が変わる所有者も多いと想像する。所有者は、住宅を墓場まで持って行くことはできない。</p> <p>経済活動が活発なときは、所得税、住民税や消費税などで納税義務を果たしてきた労働者に、人生の後半にはそれに報いる形で、必要な公的住宅を建設すべきである。</p>	<p>区では、高齢者用区営住宅の提供と併せ、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯への物件探し支援等を行い、高齢者が住まいを確保できるよう取り組んでおります。</p> <p>今後も、不動産関係団体等を構成員に含む居住支援協議会での議論を進め、高齢者が住宅の確保に苦慮することのないよう、取組を進めてまいります。</p>	—	15 ～ 16

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
10	障がい者	<p>障がい者も地域で生活していく方向となっているが、当事者や家族にとっては難しく、入院が必要なケースもある。入院しなくてよければ、地域でのびのび生活できればよい。地域の理解が必要。</p> <p>ヘルパー不足や、体を支えるために力が必要なことなどから、麻痺のある若い女性の入浴介助を男性ヘルパーが行っているケースがある。本人は自分の意思を伝えることのできない障がい状態にあるとはいえ、一般的な感覚として人権侵害にあたるように思われ、周囲が代弁していく必要があると考える。</p> <p>支援ではなくサービスを受けたい(居宅介護、タクシー券等)。</p> <p>以前は民生委員が地域を回っていたが、最近では訪問がなく、障がい者の存在が把握されていないので、訪問を行ってほしい。障がい者が安心して暮らせるまちは、地域の支援がないと実現できない。</p>	<p>区では、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いを尊重し、安心して社会生活を送ることができるよう、学校での人権教育、職員や支援者に対する研修、区民への啓発等を通じて、障がいに対する地域の理解促進を図るとともに、障がい者の権利擁護に努めていくこととしております。</p> <p>ご意見をいただきました、障がい者に対するサービスや見守りの実施等につきましては、具体的施策の中で対応を検討してまいります。</p>	—	17 ～ 19
11		<p>障害者への差別解消、虐待防止等更なる推進を願っている。虐待防止コールセンターまたは相談窓口の周知徹底をお願いする(この素案に周知ではなく、これからの周知を願いたい)。差別解消に関しては相談の窓口の明記がないが、虐待防止コールセンター、相談窓口と同様か。</p> <p>親亡き後も荒川区に住めるよう更なる住居の整備をお願いする。居住支援協議会があるとの事なので、よろしく願いたい。</p> <p>「さくら教室」は参加者も多く内容もとても充実しており、ありがたい。今後ともよろしく願いたい。</p> <p>児童・生徒の復籍交流時の問題は聞いており、架け橋となる大人の配慮が必要と思われる。通常級の教員の学習などが必要かと思う。</p> <p>発達に課題のある児童及び障害児及び保護者の支援は、ぜひ今後とも更なる支援をお願いしたい。本当に大変な時ほど目が離せない、手が離せない時もある。私自身、相談に行きたくとも行けない、そんな時もあった。また保護者の心のケアも必要と思う。保護者に支援をいただく事で保護者の力になり、障害児も健やかに、と願っている。</p>	<p>ご指摘のありました差別解消に関する相談窓口につきましては、P17<区の取組状況及び課題認識>の(障がいを理由とする差別の禁止・合理的配慮)に、「障がい者差別の解消に向け、障がい者及びその家族等を対象とした相談窓口・コールセンターの設置」と記載しております。構成上、虐待防止の項(P18)と別立ての記載となっておりますが、実際の窓口は、差別解消・虐待防止コールセンターとして一体的に運用しております。</p> <p>障がいの有無に関わらず互いの人権を尊重し合い、「親なき後」においても安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、学校での人権教育や職員・支援者に対する研修、区民への啓発の実施、相談・支援体制の充実等、具体的施策の中で対応してまいります。</p>	○	17 ～ 19

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
12	外国人	<p>外国人に対するヘイトスピーチがひどくなっている。外国人が優遇されているかのようなデマを流すことに対し、区として、しっかりと対応していただきたい。</p> <p>外国人差別をあおるようなチラシのポスティングや、ビラまきが見受けられる。こういったことも、荒川区では行えないような取り決めをしてほしい。</p> <p>また、言語や習慣の違いによるトラブルが起こらないよう、区としての取り組みもお願いしたい。</p>	<p>区では、人権週間パネル展等の実施や区報人権週間特集号の発行・周知等により、外国人への偏見やヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>また、言語や文化、生活習慣の違いによるトラブルを防ぐための方策として、多言語による外国人のための生活便利帳やごみの分別チラシ等の作成のほか、日本語学校等への周知啓発を行っています。</p> <p>さらに、区役所窓口への外国語が話せる職員の配置やタブレット端末等を利用した通訳サービスの導入等により、外国人の方々が相談できる体制も整備しております。</p> <p>区といたしましては、全ての人々が個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指してまいります。</p>	—	22 ～ 24

《その他の意見》

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
13	その他	<p>基本理念について、私は素晴らしい理念だと思う。ぜひ実現してほしい。</p> <p>現在、出生届の父母との続柄に「嫡出子／嫡出でない子」とあるが、記載を義務付ける戸籍法第49条2項1号は、法の下での平等を保障する日本国憲法第14条1項に違反する。国際人権条約の自由権規約第24条1項にも違反している。</p> <p>現在の出生届では人権を保障できないので、人権を保障する観点から、新しい出生届を要求すべきである。</p> <p>理念を理念のまま終わらせてはならない。実行してほしい。</p> <p>窓口対応の職員の教育も、徹底してほしい。</p>	<p>出生届における父母との続柄の欄は、「嫡出子」「嫡出でない子」の選択の他、出生の順序や性別を記入する欄となっております。嫡出の別については、戸籍法第49条第2項第1号により記載が求められていることに加え、記載内容により届出者の規定が異なること(同法第52条)から、確認をさせていただいているものです。</p> <p>また、長男・長女等の記載は同じ父母を持つ子ども間の兄弟関係を明らかにするものであり、それ自体が差別にあたるものではないと認識しております。</p> <p>区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基づいた対応に努めるとともに、人権意識を高めるための啓発に取り組んでまいります。</p>		6
14		<p>女性と子どもの人権に関して、出生届の子と父母との続柄の欄は、こういった根拠で記入する必要があるのか。</p>			
15		<p>国と行政は、現状の出生届で婚外子差別を作っている。</p> <p>親が法律婚しているかないかで、子どもを公的書類で差別記載することや、親の生き方で子どもを差別することは、子どもの人間としての尊厳を踏みにじり、人権侵害以外の何ものでもない。</p> <p>同時に、母である女性の尊厳をも踏みにじるものである。非婚で子どもを産むかは、女性の選択の権利であり、他人や国から非難されるものでない。</p> <p>嫡出概念を廃止すべきと考える。</p>			
16		<p>出生届の子と父母との続柄を問う欄は、婚外子差別につながる。</p> <p>国際条約の児童の権利に関する条約第2条は、出生差別を禁止している。</p> <p>全ての人の人権を尊重するのであれば、現在使用している出生届のこの欄は、国際条約に鑑みると違法だと思う。</p> <p>法務省の指示でこの届書を使っていると思うが、出生届を所与のものとするのではなく、人権推進の理念に基づき、法務省に人権を尊重する出生届を要望すべきである。</p>			

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
17	その他	<p>出生届の父母との続柄の欄において、「嫡出子、嫡出でない子」の後、記入例をみると「長男」と記入がある。これは子どもの序列化で、差別である。</p> <p>子は平等であり、すべて「子」で良いのではないか。</p> <p>家父長制の残滓を取り除くべきである。</p> <p>例えば、ある人が10人の人と結婚離婚を繰り返し、結婚の度に子どもが生まれた場合、長男長女が10人いることになる。子どもを長男長女と記す意味がない。</p> <p>法務省へ、出生届のこの欄の修正変更を求めるべきである。</p>	<p>(再掲)</p> <p>出生届における父母との続柄の欄は、「嫡出子」「嫡出でない子」の選択の他、出生の順序や性別を記入する欄となっております。嫡出の別については、戸籍法第49条第2項第1号により記載が求められていることに加え、記載内容により届出者の規定が異なること(同法第52条)から、確認をさせていただいているものです。</p> <p>また、長男・長女等の記載は同じ父母を持つ子ども間の兄弟関係を明らかにするものであり、それ自体が差別にあたるものではないと認識しております。</p> <p>区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基づいた対応に努めるとともに、人権意識を高めるための啓発に取り組んでまいります。</p>	—	—
18	その他	<p>巻末の「【資料】国・都における人権に関する主要年表」について、令和5(2023)年の欄に、「刑法改正(「不同意性交等罪・不同意わいせつ罪」への改正及び「性的姿勢撮影罪」などの新設)」と追記してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>平成17年(2005)年の欄には「刑法改正(「人身売買罪」の新設)」との記載があるが、上記の大きな人権に関わる刑法改正の記載がないのは不自然であるため。</p> <p>2023年の刑法改正前までは、性暴力という人権侵害が行われても、性犯罪と認められずに人権侵害が放置されてきた経緯があり、それを大きく転換する画期的な改正を、ここに明記し行政にかかわる者や区民全体に周知することで、性暴力被害者への人権侵害をさらに抑止・防止し、人権侵害の被害者を支援・救済することに資するという意味でも重要であると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、巻末の「国・都における人権に関する主要年表」に、令和5(2023)年の刑法改正を追記します。</p>	◎	66

第 48回荒川区政世論調査(抜粋)

(調査区域)荒川区全域

(調査対象)荒川区在住の満 18 歳以上の個人(住民基本台帳による)

(標本数)3,000 人

(抽出方法)層化2段階無作為抽出(7地区に分類し対象者を抽出)

(調査期間)令和5(2024)年8月 29 日～令和5(2024)年9月 29 日

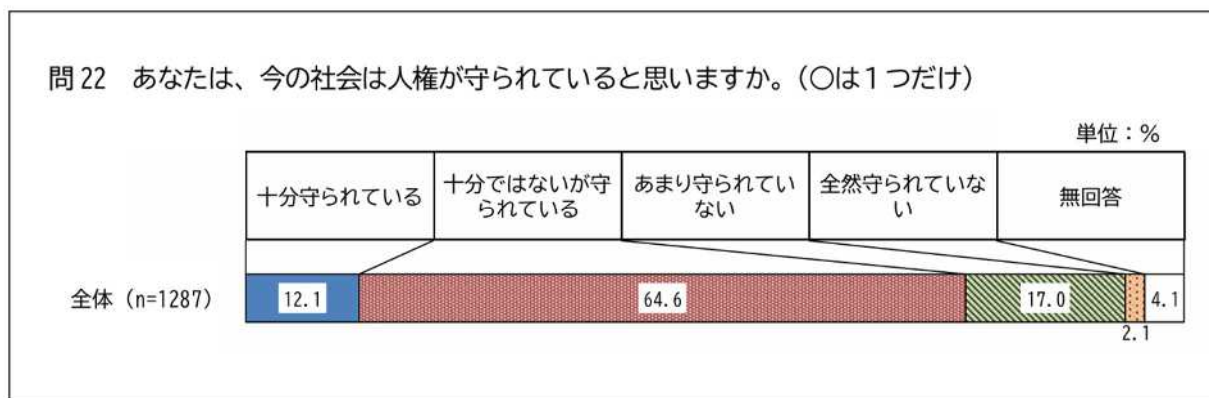
(調査方法)郵送配布／郵送またはインターネット回答による回収

(有効回答)1,287 件

(有効回答率)42.9%

(1)人権が守られているか

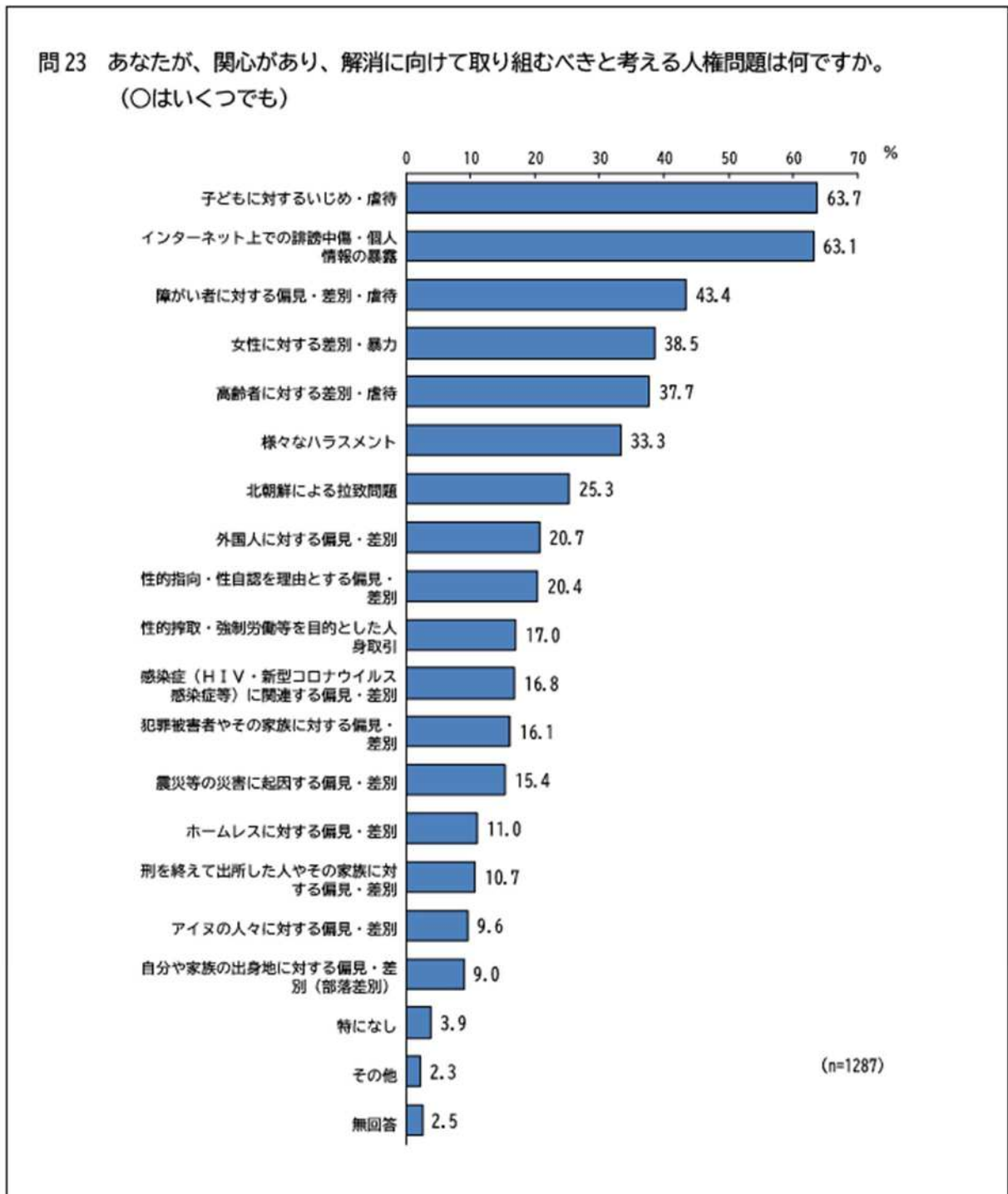
◇「十分ではないが守られている」が6割半ば近く



人権が守られているか聞いたところ、「十分ではないが守られている」(64.6%)が6割半ば近くと最も高く、次いで「あまり守られていない」(17.0%)、「十分守られている」(12.1%)と続いている。

(2) 関心のある人権問題

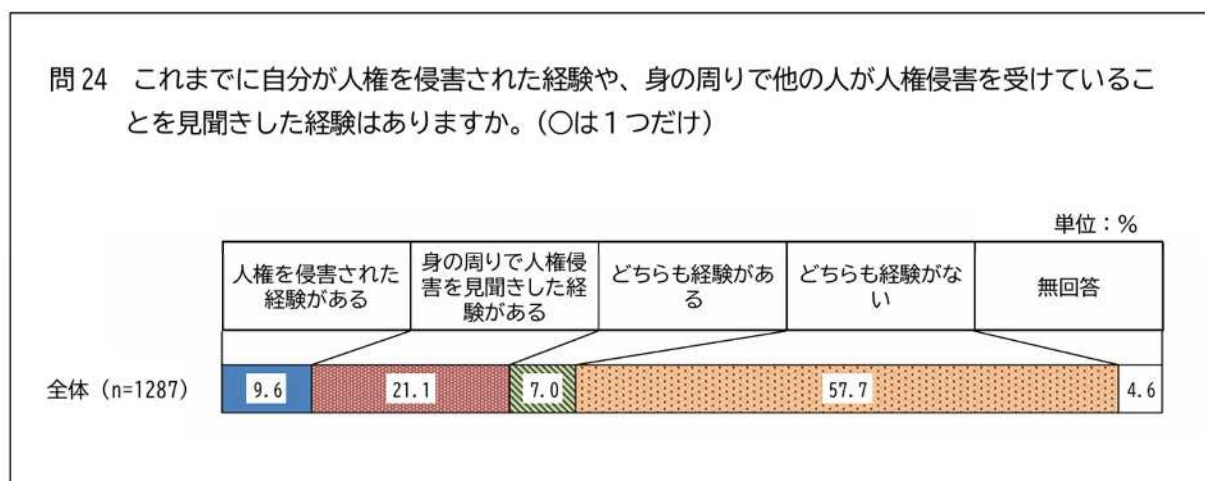
◇「子どもに対するいじめ・虐待」が6割半ば近く



関心のある人権問題について聞いたところ、「子どもに対するいじめ・虐待」（63.7%）が6割半ば近くと最も高く、次いで「インターネット上での誹謗中傷・個人情報の暴露」（63.1%）、「障がい者に対する偏見・差別・虐待」（43.4%）と続いている。

(3)人権を侵害された経験

◇「どちらも経験がない」が5割半ばを超える

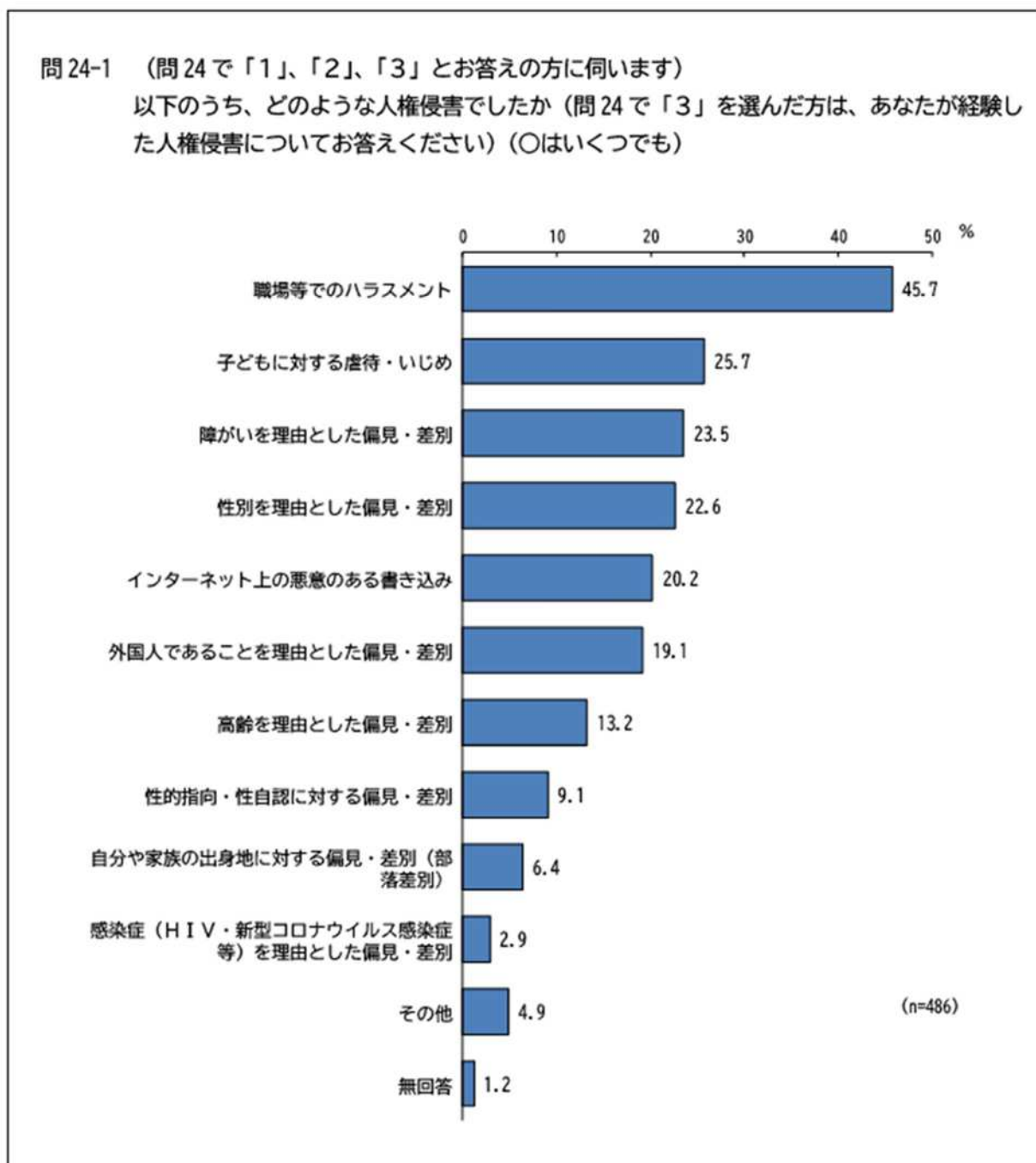


人権を侵害された経験の有無について聞いたところ、「どちらも経験がない」(57.7%)が5割半ばを超えて最も高く、次いで「身の周りで人権侵害を見聞きした経験がある」(21.1%)、「人権を侵害された経験がある」(9.6%)と続いている。

また、「人権を侵害された経験がある」と「どちらも経験がある」をあわせた人権を侵害された経験がある人の総数(16.6%)は、1割半ばを超えている。

(3-1)どのような人権侵害だったか

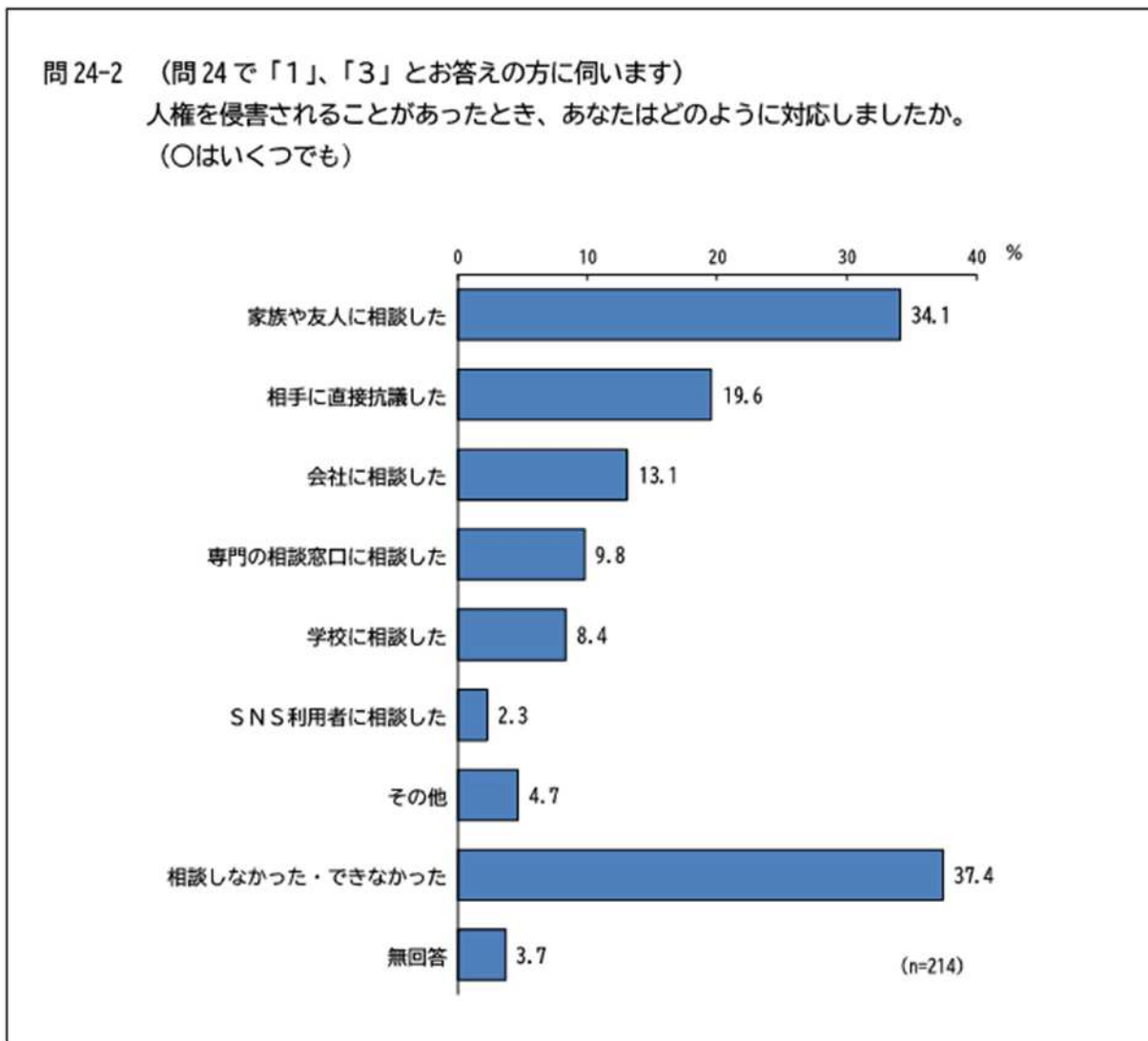
◇「職場等でのハラスメント」が4割半ば



どのような人権侵害だったか聞いたところ、「職場等でのハラスメント」(45.7%)が4割半ばと最も高く、次いで「子どもに対する虐待・いじめ」(25.7%)、「障がいを理由とした偏見・差別」(23.5%)と続いている。

(3-2)人権侵害の対応

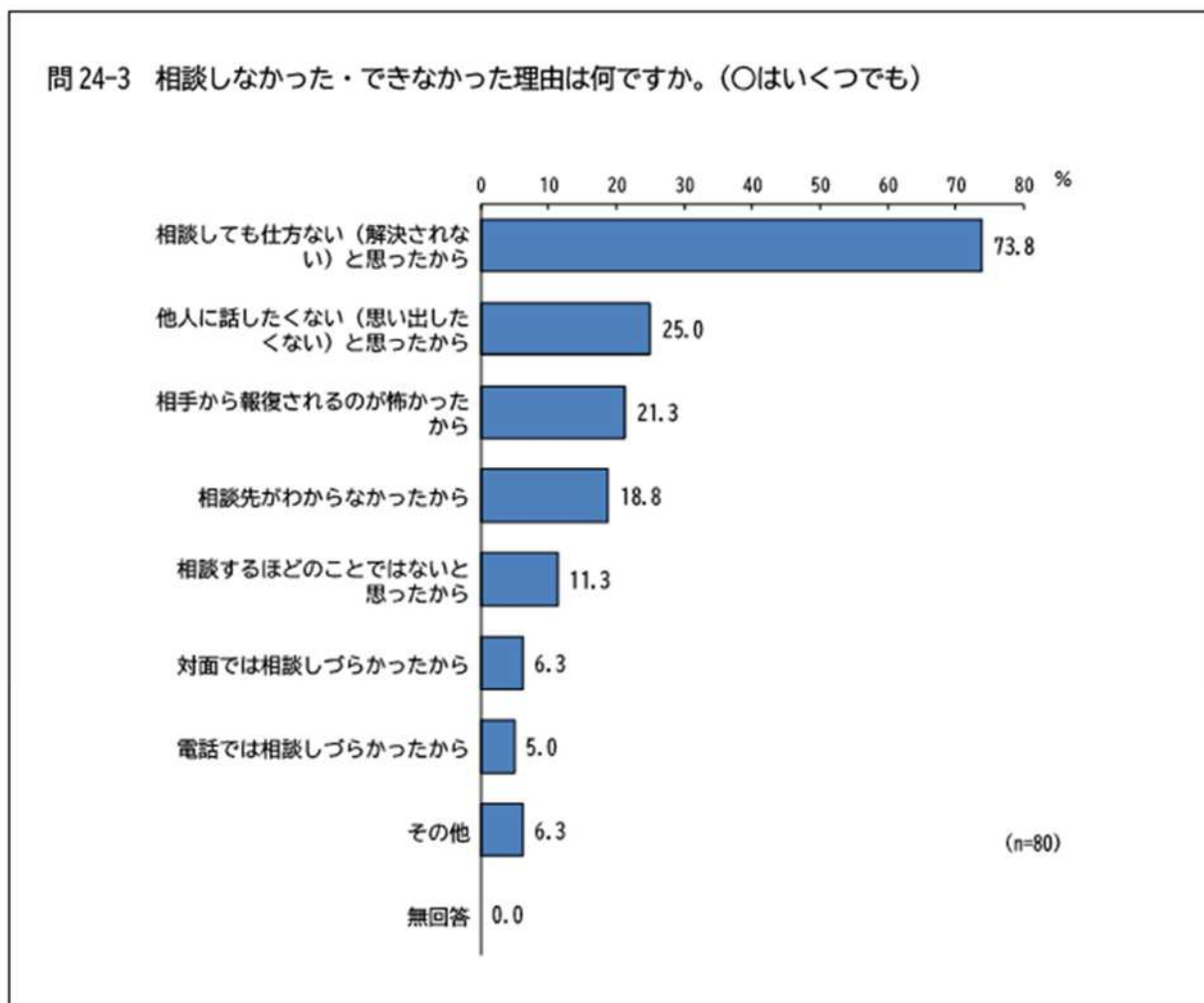
◇「相談しなかった・できなかった」が3割半ばを超える



人権侵害の対応について聞いたところ、「相談しなかった・できなかった」(37.4%)が3割半ばを超えて最も高く、次いで「家族や友人に相談した」(34.1%)、「相手に直接抗議した」(19.6%)と続いている。

(3-3) 相談できなかった理由

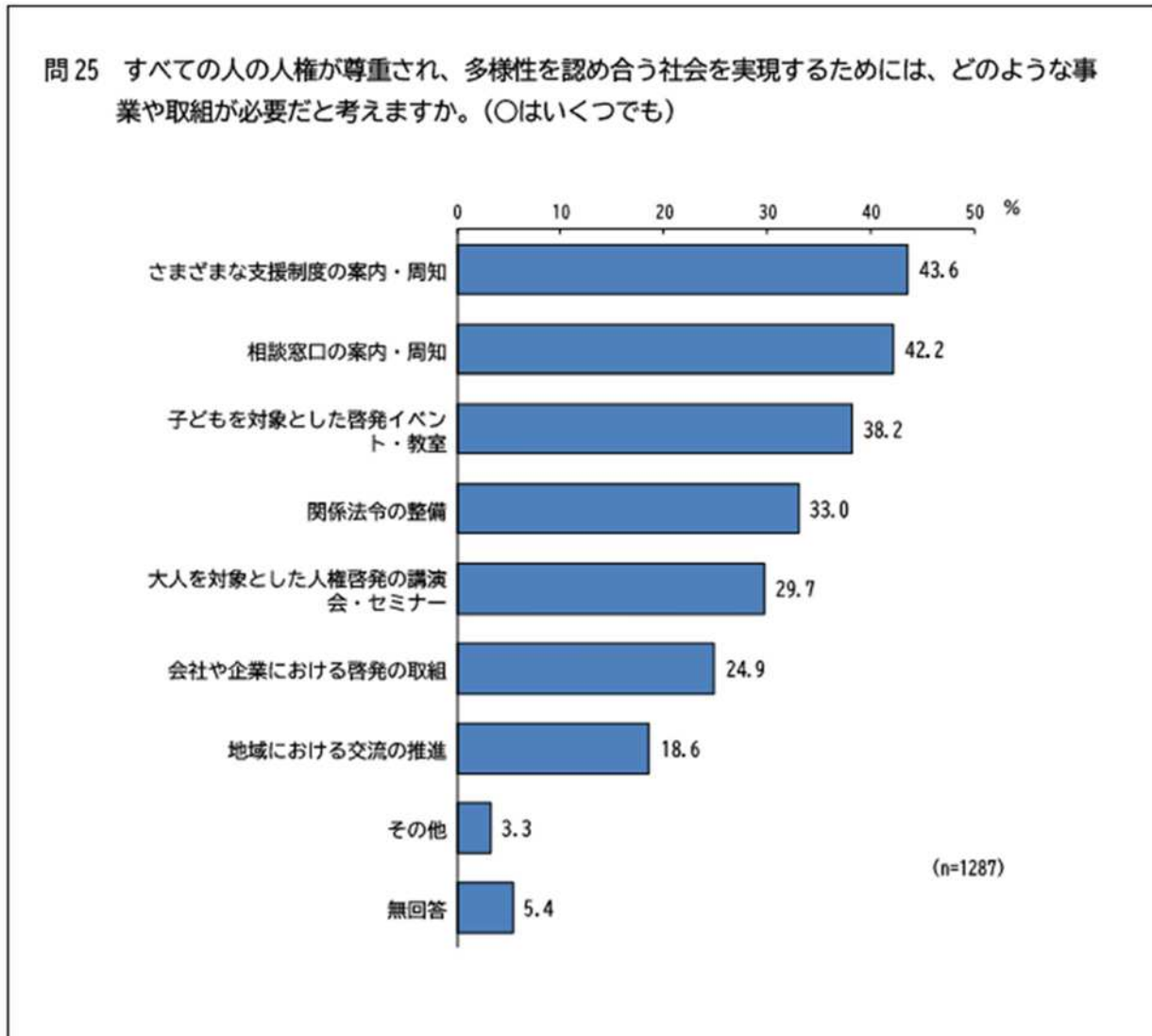
◇「相談しても仕方ない(解決されない)と思ったから」が7割半ば近く



相談できなかった理由について聞いたところ、「相談しても仕方ない(解決されない)と思ったから」(73.8%)が7割半ば近くと最も高く、次いで「他人に話したくない(思い出したくない)と思ったから」(25.0%)、「相手から報復されるのが怖かったから」(21.3%)と続いている。

(4)多様性を認め合う社会への取組

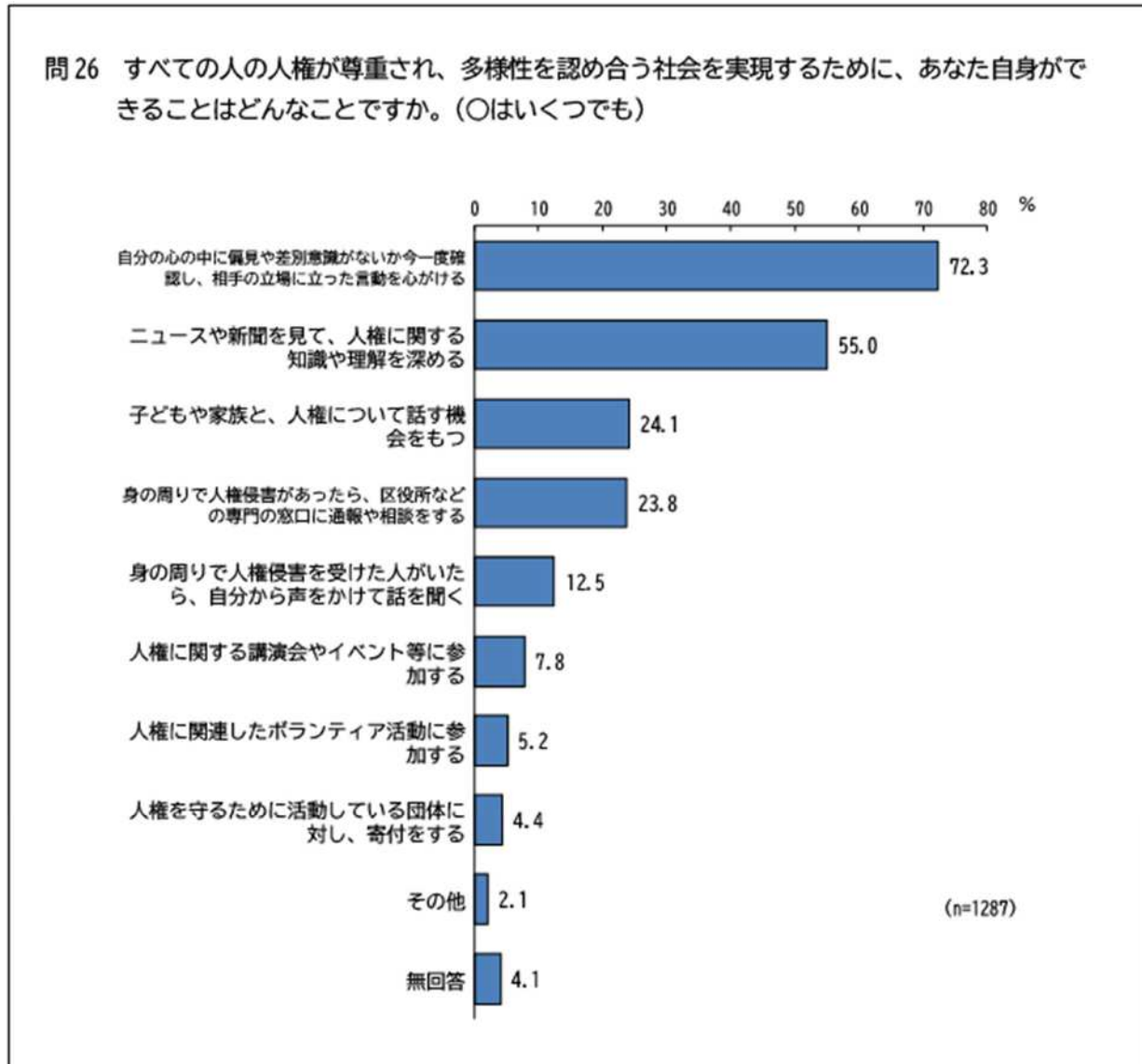
◇「さまざまな支援制度の案内・周知」が4割半ば近く



多様性を認め合う社会への取組について聞いたところ、「さまざまな支援制度の案内・周知」(43.6%)が4割半ば近くと最も高く、次いで「相談窓口の案内・周知」(42.2%)、「子どもを対象とした啓発イベント・教室」(38.2%)と続いている。

(5)多様性を認め合う社会へ自身ができること

◇「自分の心の中に偏見や差別意識がないか今一度確認し、相手の立場に立った言動を心がける」が7割強



多様性を認め合う社会へ自身ができることについて聞いたところ、「自分の心の中に偏見や差別意識がないか今一度確認し、相手の立場に立った言動を心がける」(72.3%)が7割強と最も高く、次いで「ニュースや新聞を見て、人権に関する知識や理解を深める」(55.0%)、「子どもや家族と、人権について話す機会をもつ」(24.1%)と続いている。

第 50 回荒川区政世論調査(抜粋)

(調査区域)荒川区全域

(調査対象)荒川区在住の満 18 歳以上の男女(住民基本台帳による)

(標本数)3,000 人

(抽出方法)層化2段階無作為抽出(7地区に分類し対象者を抽出)

(調査期間)令和7(2025)年8月 30 日～令和7(2025)年9月 30 日

(調査方法)郵送配布／郵送またはインターネット回答による回収

(有効回答)1,552 件

(有効回答率)51.7%

(1)人権が守られているか

◇《守られている》が7割を超え、《守られていない》が2割強

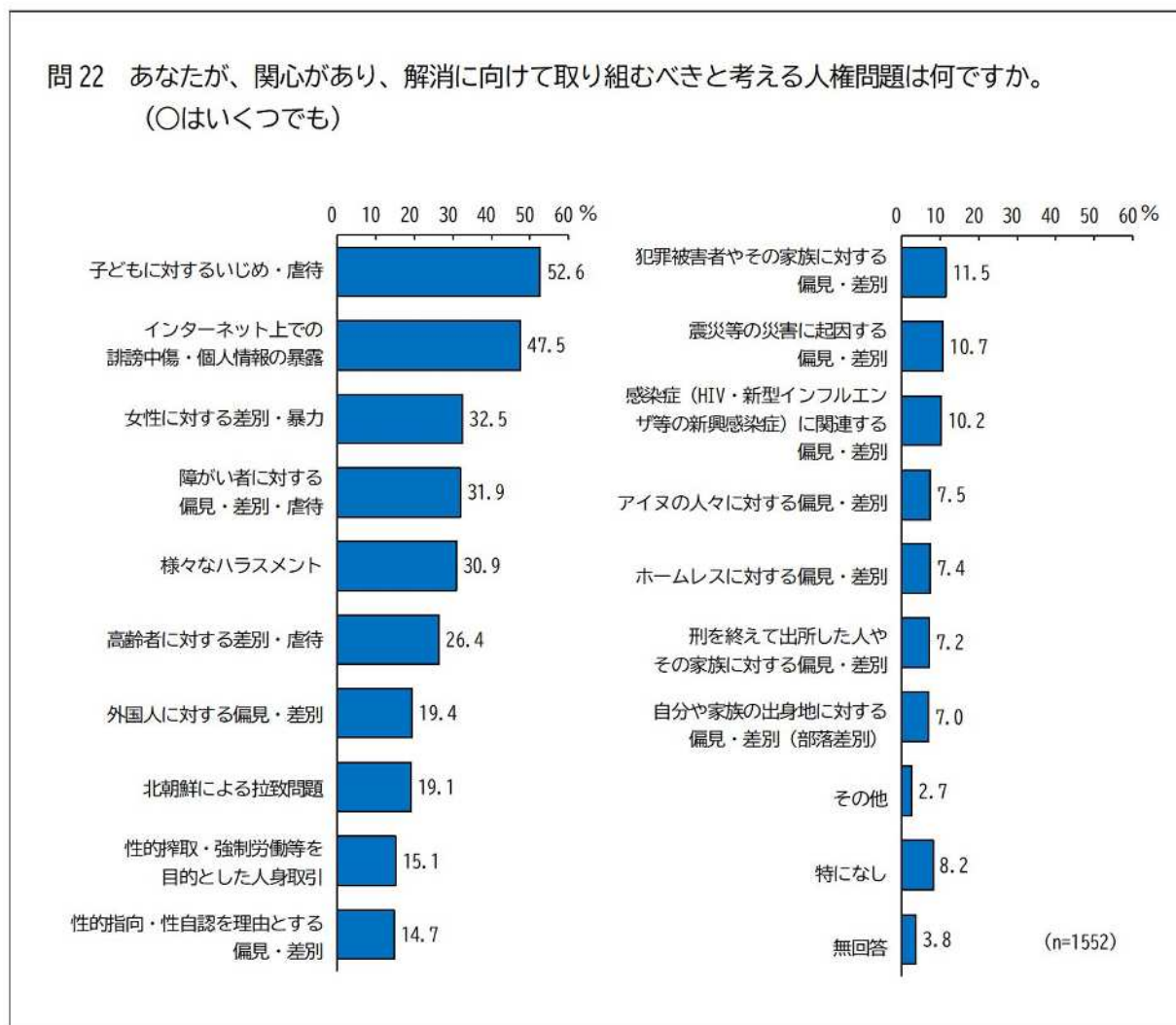


人権が守られているか聞いたところ、「十分守られている」(15.2%)と「十分ではないが守られている」(59.2%)を合わせた《守られている》(74.4%)の割合は7割を超えている。

一方、「あまり守られていない」(17.9%)と「全然守られていない」(3.4%)を合わせた《守られていない》(21.3%)は2割強となっている。

(2) 関心のある人権問題

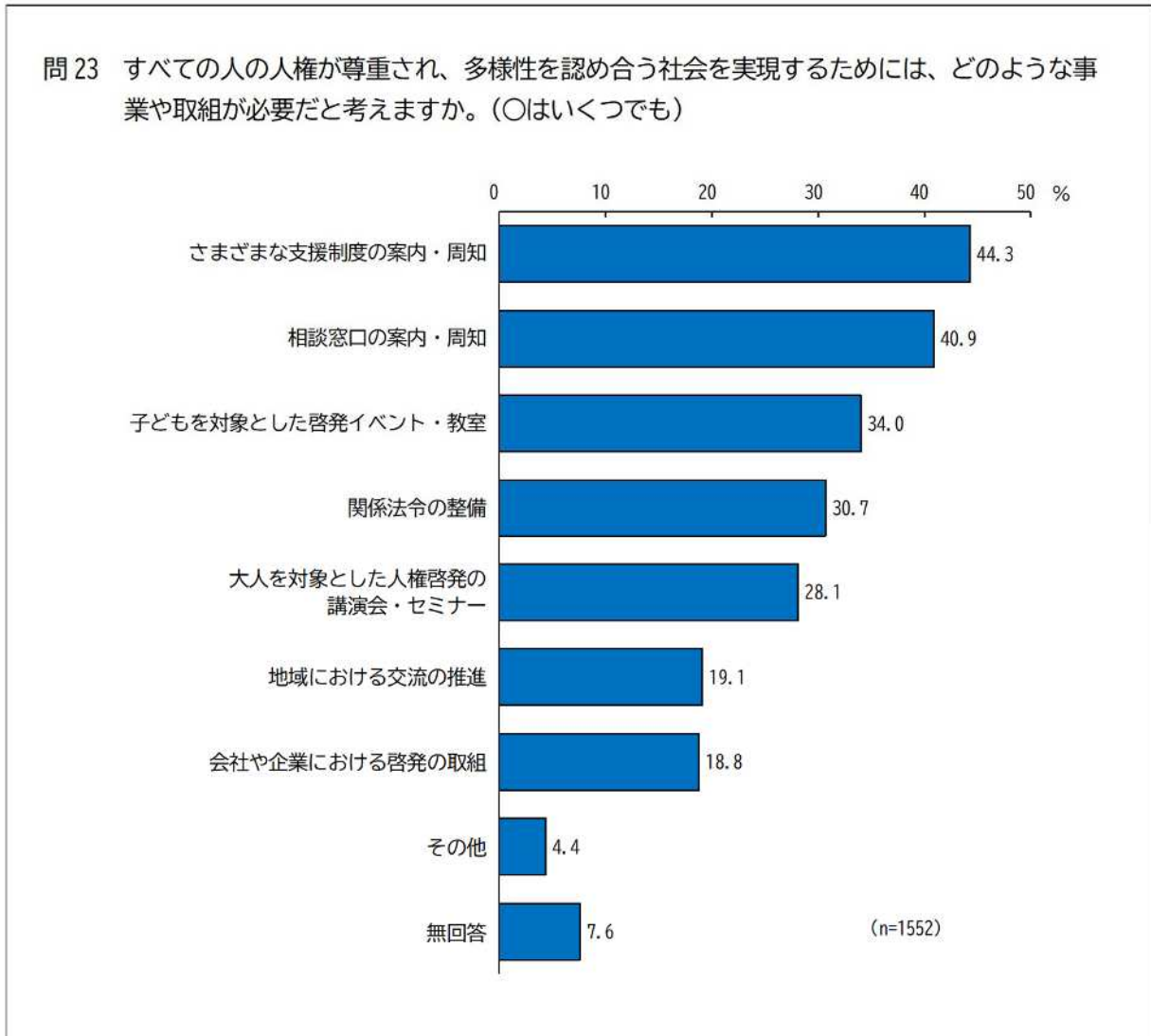
◇「子どもに対するいじめ・虐待」が5割強



関心のある人権問題について聞いたところ、「子どもに対するいじめ・虐待」(52.6%)が5割強と最も高く、次いで「インターネット上での誹謗中傷・個人情報の暴露」(47.5%)が5割近くで高くなっている。

(3)多様性を認め合う社会の実現に必要な取組

◇「さまざまな支援制度の案内・周知」が4割超



多様性を認め合う社会の実現に必要な取組について聞いたところ、「さまざまな支援制度の案内・周知」(44.3%)が4割を超え最も高く、以下、「相談窓口の案内・周知」(40.9%)、「子どもを対象とした啓発イベント・教室」(34.0%)が続いている。

国・都における人権に関する主要年表

昭和 22 (1947)年	日本国憲法施行
昭和 23 (1948)年	国連総会で世界人権宣言採択
昭和 40 (1965)年	同和対策審議会答申
昭和 44 (1969)年	同和対策事業特別措置法施行
昭和 54 (1979)年	国際人権規約批准
昭和 56 (1981)年	難民の地位に関する条約加入
昭和 60 (1985)年	女子差別撤廃条約締結
昭和 61(1986)年	男女雇用機会均等法施行(平成 9、18、28、令和 2 年改正)
昭和 62 (1987)年	地对財特法施行(平成 13 年度末終了)
平成 4 (1992)年	育児・介護休業法施行(平成 17、21、令和 3 年改正)
平成 5 (1993)年	障害者基本法施行(平成 16、23 年改正)
平成 6 (1994)年	人権教育のための国連 10 年を決議
	児童の権利条約批准
平成 7 (1995)年	人種差別撤廃条約加入
	東京都福祉のまちづくり条例施行(平成 21 年改正)
平成 8 (1996)年	らい予防法廃止
平成 9 (1997)年	「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画策定
	人権擁護施策推進法施行
	アイヌ文化振興法施行(令和元年廃止)
平成 11(1999)年	男女共同参画社会基本法施行(令和7年改正)
	児童買春・児童ポルノ禁止法施行(平成 16、26 年改正)
	拷問等禁止条約加入
平成 12 (2000)年	児童虐待防止法施行(平成 19、令和元年改正)
	ストーカー規制法施行(平成 25、28 年改正)
	犯罪被害者保護法施行
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行
	東京都人権施策推進指針策定
	介護保険法施行(平成 17 年改正)
	東京都男女平等参画基本条例施行(令和4年改正)

平成 13 (2001)年	配偶者暴力防止法施行(平成 16、19、25、令和元、5年改正)
平成 14 (2002)年	人権教育・啓発に関する基本計画策定(平成 23 年一部変更)
	ホームレス自立支援法施行
	プロバイダ責任制限法施行(令和 3、6年改正)
平成 15 (2003)年	身体障害者補助犬法施行
	個人情報の保護に関する法律施行(令和 3 年改正)
平成 16 (2004)年	出会い系サイト規制法施行
平成 16 (2004)年	性同一性障害者性別特例法施行(平成 20 年改正)
平成 17 (2005)年	犯罪被害者等基本法施行
	発達障害者支援法施行
	児童福祉法改正(児童虐待防止対策の充実・強化)
	刑法改正(「人身売買罪」の新設)
平成 18 (2006)年	国連人権理事会設置
	高齢者虐待防止法施行
	障害者自立支援法施行(平成 23、25年改正)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律施行(平成 19 年改正)
	バリアフリー新法施行
平成 19 (2007)年	探偵業の業務の適正化に関する法律施行
平成 20 (2008)年	東京都犯罪被害者等支援推進計画策定
	更生保護法施行
平成 21(2009)年	ハンセン病問題基本法施行
	強制失踪条約批准
平成 23 (2011)年	東京都犯罪被害者等支援計画策定
	国連「ビジネスと人権に関する指導原則」決議
平成 24 (2012)年	入管法等改正法施行
	住民基本台帳法改正法施行
	子ども・子育て支援法成立
	障害者虐待防止法施行

平成 25 (2013)年	国連に北朝鮮人権調査委員会を設置
	障害者総合支援法施行
	高年齢者雇用安定法改正法施行(令和 3 年改正)
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行
	障害者差別解消法成立
	障害者雇用促進法改正
	いじめ防止対策推進法施行
	民法の一部を改正する法律施行(嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になる)
平成 26 (2014)年	障害者権利条約批准
	ハーグ条約批准
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律施行
	アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針閣議決定(平成 29 年一部変更)
	東京都いじめ防止対策推進条例施行
平成 27(2015)年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立
	東京都人権施策推進指針改定
平成 28 (2016)年	障害者差別解消法施行(令和 3 年改正)
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律施行
	部落差別の解消の推進に関する法律施行
平成 29 (2017)年	特定異性接客営業等の規制に関する条例施行
	刑法改正(性犯罪の厳罰化)
平成 30 (2018)年	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行
	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例制定(令和 4 年一部改正)

平成 31・令和元 (2019)年	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための 施策の推進に関する法律施行
	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を 図るための関係法律の整備に関する法律成立
	東京都子供への虐待の防止等に関する条例施行
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関す る法律施行
令和 2 (2020)年	東京都犯罪被害者等支援条例施行
	東京都新型コロナウイルス感染症対策条例施行
	「ビジネスと人権」に関する行動計画策定
令和 3 (2021)年	東京都こども基本条例施行
令和 4 (2022)年	東京都手話言語条例施行
令和 5 (2023)年	こども基本法施行
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に 関する国民の理解の増進に関する法律施行
	刑法改正(罪名や成立要件変更など性犯罪関係)
令和6 (2024)年	共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行
令和7 (2025)年	情報流通プラットフォーム対処法(旧プロバイダ責任制 限法)施行
	手話に関する施策の推進に関する法施行
	こども性暴力防止法施行
	東京都カスタマー・ハラスメント防止条例施行
	障害者情報コミュニケーション条例施行
	人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)策定

令和 年 月

登録(07)00●●号

荒川区人権推進指針

(令和7年度改訂版)

発行 荒川区 総務企画部 総務企画課 人権推進係
〒116-8501
東京都荒川区荒川2-2-3
TEL 03(3802)3111 内線2271

庁議説明資料	
8.1.30	総務企画部総務企画課

荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）（案）の策定について

内 容	<p>1 概要 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）素案に関するパブリック・コメントの実施結果及びその結果を踏まえた最終案について報告する。</p> <p>2 パブリック・コメント実施概要 （1）意見募集期間 令和7年11月11日（火）～12月2日（火） （2）素案の閲覧場所 男女平等推進センター、総務企画課、情報提供コーナー、区ホームページ</p> <p>3 パブリック・コメント実施結果 （1）意見提出者 11名・14件 （内訳／電子申請：9名・12件、電子メール：1名・1件、持参：1名・1件） （2）意見の内訳（14件） ①計画全般についての意見・・・・・・・・・・7件 ②計画の具体的な内容に関する意見・・・・7件 （内訳／基本目標Ⅰ：4件、基本目標Ⅱ：3件） （3）意見の取扱い（14件） ◎ 計画に新たに反映する・・・・・・・・・・2件 ○ 既に盛り込んでいる・・・・・・・・・・5件 — 意見・要望としてお聞きする・・・・・・7件</p> <p>4 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方 別紙1のとおり</p> <p>5 パブリック・コメントを反映した計画案 別紙2のとおり</p>			
今 後 の 予 定	令和8年2月 3日 総務企画委員会報告（パブリック・コメントの結果） 3月 改定			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
2月3日 総務企画委員会	委員会報告後	4月1日	策定後	—

荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次) パブリック・コメントの実施結果について

- 1 意見募集期間:令和7年11月11日(火)~12月2日(火)
- 2 閲覧場所 :男女平等推進センター、総務企画課、情報提供コーナー、区ホームページ
- 3 意見提出者 : 11名・14件
 内訳 Logoフォーム 9名・12件、電子メール 1名1件、持ち込み 1名1件、FAX 0名)

4 意見の内訳

①計画全般についての意見		7件
②計画の具体的な内容に関する意見		7件
基本目標 I	人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	4件
基本目標 II	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への支援体制を整備する	3件
合 計		14件

5 意見の取扱い

◎	計画に新たに反映する	2件
○	既に盛り込んでいる	5件
-	意見・要望としてお聞きする	7件
合 計		14件

6 提出された「意見の概要」とそれに対する「区の方考え方」

《計画全般について》

No.	意見の概要	意見に対する区の方考え方	取扱	該当ページ
1	<p>出生届の父母との続柄欄に「嫡出子」「嫡出でない子」のどちらかにチェックさせているが、これは人権侵害にあたらないか。</p> <p>女性が非婚で子を出産するかは、女性の権利である。それを国や他人から問われる筋合いはない。</p> <p>子が一生を通じて差別的な扱いや精神的苦痛を受ける原因となる可能性があり、子の人権を侵害するとして、現行の出生届では人権尊重の立場から使用できないと法務省に言えるのか。</p>	<p>出生届における父母との続柄の欄(嫡出の別)については、戸籍法第49条第2項第1号により記載が求められていることに加え、記載内容により届出者の規定が異なること(同法第52条)から、確認をさせていただいているものです。</p> <p>区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基いた対応に努めてまいります。</p>	—	—
2	<p>国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」を直ちに批准するように、国に要求や意見をすべきである。</p>	<p>女性の権利保障やジェンダー平等の推進は、区としても非常に重要な課題であると認識しております。</p> <p>ご指摘のとおり「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は1985年に締結していますが、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」については未批准となっております。しかし、国際条約の批准は、国において総合的な判断のもとで進められるものであり、区が直接的に関与できる事務ではございません。</p> <p>今後も国の動向を注視しつつ、区民に最も身近な基礎自治体として取り得る施策を着実に進め、男女共同参画の推進に努めてまいります。</p>	—	—
3	<p>荒川区には、人口の1割以上の外国出身者がいるため、西暦を併記したほうがよい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、全ての方にとってより分かりやすい計画とするため、元号表記に併せて、西暦も表記することとします。</p>	◎	1 ～ 72
4	<p>LGBTQの多様化が過度に進みすぎなければいいと思う。</p>	<p>近年、性別や性自認・ジェンダーアイデンティティに関する法令や制度の整備、理解が進む一方で、社会全体が大きく変化していくことに戸惑いを感じる方もいらっしゃるについては認識しております。</p> <p>一人ひとりが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、互いの個性や違いを尊重する意識醸成が重要であると考えております。</p> <p>そのため区といたしましては、性の多様性に関する知識を深めることができるよう正確な情報発信や啓発を進めてまいります。</p>	—	—
5	<p>計画には賛同する。</p> <p>ただ、昨今の国政選挙などをみると逆行しているような結果が見受けられる。</p> <p>基本的人権の公平性の推進には多大な難問があると認識するが、それでも強く進めていただきたい。</p>	<p>本計画に基づき、誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自分らしい生き方を選択できる社会の実現に向け、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境の整備に、取り組んでまいります。</p>	—	—

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
6	<p>計画に「包括的性教育」を追加してほしい。 包括的性教育は人権を知るための教育であり、ジェンダーは幼少期から日常的に形成されるため、大人になってから学び直すには限界がある。 幼少期から包括的性教育を学ぶことで、人権意識、ジェンダー平等の意識、ハラスメントの抑制などにつながると考える。</p>	<p>性に関する正しい知識の習得や人権・ジェンダー平等に関する理解を深めることは、ハラスメントのない社会づくりの土台であると認識しております。 本計画においても、中学校保健体育において「性教育の手引」を参照して互いに尊重し合うことの大切さを学習することや、啓発・相談体制の充実等を位置づけており、関係各部署と連携しながら、区民の理解促進に取り組んでまいります。</p>	○	30 ～ 31
7	<p>分かりやすくなるように、用語解説がほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、計画をより分かりやすくお示しするため、専門用語をはじめ、注釈が必要と考えられる用語について、コラム欄・用語解説を付すこととします。</p>	◎	

《基本目標1》 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
8	<p>学校では男女平等が進んでいるが、社会に出ると一気にそうでなくなるという話を見聞きする。 学校では10年くらい前から「名前順では男子が先」ではなくなった変遷を見ても、教育現場では男女平等がなされているため、就職の際、職場での男女の不平等さにショックを受けた等のSNS投稿が、今も春になると散見される。 だからこそ、当たり前前を当たり前にしていくことは険しい道なのかもしれないが、今後も粘り強く(男女平等推進施策を)進めてほしい。</p>	<p>本計画においては、基本目標Ⅰの指標として、「学校教育における男女の平等意識」と「社会全体における男女の平等意識」の両方を設定し、あらゆる分野における男女平等意識が醸成されるよう目標値を定めるとともに、区民への様々な啓発施策を実施していく考えです。 今後も、いただいたご意見を参考にしながら、男女共同参画の推進に着実に取り組んでまいります。</p>	○	28 ～ 37
9	<p>荒川区の第6次男女共同参画社会推進計画素案に賛同する。 近年、SNSやグループラインを通じて写真や動画が拡散される事例が増えている。悪意がなくても一度拡散された情報は完全には消えず、いわゆる「デジタルタトゥー」として将来に影響を及ぼす可能性がある。 子どもや若者への教育に「デジタルタトゥー」や情報モラルを体系的に組み込み、SNS利用のリスクを理解させることが必要と感じる。 区として学校や地域と連携し、啓発活動を強化していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、一度インターネット上に拡散された情報は完全に消去することが難しく、その被害の当事者となった方に深刻な影響を及ぼす可能性があります。 こうしたリスクを理解し、自分や他者を守る情報モラルを身につけることは、現代社会において非常に大切な課題であると区としても認識しております。 本計画においても、基本目標Ⅰの施策として、インターネットでの人権侵害防止を図るため、あらかじめSNS学校ルールに則り、SNSを利用する上でのルールに関する啓発チラシを各家庭に配布するとともに、教員対象の人権研修を実施し、人権教育の推進を図る旨を記載しております。 今後とも、関係部署や地域と連携しながらネットリテラシーの啓発や相談窓口の周知、情報モラル教育の推進を行い、インターネットによる被害を軽減することができるよう努めてまいります。</p>	○	30 ～ 31

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
10	もっとLGBTQの理解を深める為の活動をしてほしいと思う。また、LGBTQの方々がもっと表に堂々と立てるといいなと思う。	性の多様性に関する理解を広げることは重要であり、本計画においても、基本目標Ⅰにおいて、「人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり」、「多様性の理解促進と地域における協働の促進」に取組む方向性を示し、情報発信や啓発、教育、地域活動における多様な人の活躍の場の拡大、LGBTQに関する専門相談の充実等の施策を推進していく旨を記載しております。 引き続き、LGBTQに関する理解促進や当事者の方々がより安心して自分らしく社会に参加できる環境づくりを推進してまいります。	○	28 ～ 37
11	35ページの「Ⅰ-2(4)多様な生き方への理解促進と相談体制の充実」「同性パートナーシップ制度を通じて当事者の方々の社会的な困難を可能な限り解消できるよう努めるとともに、制度の周知と理解促進を図ります。」 36ページの「同性パートナーシップ制度やLGBTQ理解促進に関する取組を強化し、LGBTQ当事者の性的指向・ジェンダーアイデンティティに起因する社会的困難の解消に向けた意識啓発を行い、多様な性に関する理解促進を図ります。」 上記には「同性パートナーシップ制度」について書いてあるが、同性パートナーシップ制度は違法になるのでやめるべきと考える。	荒川区が導入している同性パートナーシップ制度は、婚姻とは異なるものであり、戸籍制度や民法上の婚姻に影響を及ぼすものではなく、あくまで、日常生活における様々な場面で当事者の方々が置かれている困難の一部を軽減することを目的として、法令に抵触しない範囲で運用しているものです。 ご指摘にある「制度が違法である」という点につきましては、国においても制度を違法とする見解は示されておらず、区が同性パートナーシップ制度を導入することが法律に反しているという認識はございません。 区といたしましては、本計画に基づき、誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現に向け、取り組んでまいります。	—	—

《基本目標2》 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・
困難を抱える女性への支援体制を整備する

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
12	DVおよびモラルハラスメントについては、加害者本人に加害意識が欠如していることが多く、啓発活動は本人に届く形で実施してほしい。 さらに、本人がその行為を容認する家庭環境で育つケースがあるため、学校教育において将来を見据えた啓発を推進してほしい。 そのために、学校の教職員も男女共同参画の研修を多く受けるべきとも考える。	DVに関する啓発につきましては、本計画において、広報や周知活動の推進を施策として掲げており、DVやデートDVに関する気づきを得られるようなハンドブックの作成・周知や、怒りを上手にコントロールする手法を学ぶ「アンガーマネジメント講座」等を実施し、意識啓発を図っております。 また、本計画では、子どもが人権意識を身につけられるよう、教職員の人権意識の向上のための研修の充実等を記載しております。 今後も、引き続き多くの方々への啓発や研修の充実にも努めてまいります。	○	38 ～ 42

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
13	<p>荒川区におけるショートステイ事業の対象年齢が中学生までとなっており、高校生は利用できない現状には問題があると認識する。</p> <p>DV、モラハラ等の問題があつて、家から一時的に離れたい時にも高校生が利用できないので、家庭環境に苦しんでいても家から離れられないことも多いと推察される。</p> <p>家出を防止し、サードプレイスを提供する意味でも、18歳または20歳まで対象年齢を拡大することが望ましいと考える。</p>	<p>家庭環境に困難等を感じる若年層に対して、一時的に安心して過ごせる場や居場所を提供することは、重要であると認識しております。</p> <p>ショートステイ事業につきましては、対象年齢が中学生までとなっておりますが、DVやモラハラ等で深刻な課題を抱える18歳までのお子さんについては、児童相談所が相談に応じ、適切な支援や関係機関につなげていくとともに、緊急性や家庭環境等の状況に応じて一時保護なども行っております。児童相談所設置区として、今後も子どもが安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。</p>	—	—
14	<p>アクト21一階でのパネル展を通して、デートDV等を知ることができた。情報誌も様々な理解が進む。</p> <p>早い年代から、暴力を受けそうになった時にできることを伝えておくことは、被害者を出さない社会実現につながる。まずは正しい情報が大切と思う。今まで以上に多岐にわたる講座実施を希望する。</p> <p>男女共同参画は、とかく女性だけがと言われがちであるが、ポジティブに考えてほしい。</p> <p>誰もが私らしく生きることを実現するために、啓発講座等引き続きの実施を望む。</p>	<p>デートDVをはじめとする暴力の予防には、早い年代から正しい知識を伝え、早い段階で気づきを得られるような教育が重要であると認識しております。</p> <p>本計画においても、基本目標Ⅱの施策として、「デートDVをはじめとする「暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実」を掲げ、デートDV防止講座や啓発パネル展等の講座・啓発活動を推進していく旨を記載しております。また、令和6年度より男女共同参画推進講座の実施回数を充実させ、講座の内容に応じ男性も参加対象とする等事業の充実に努めております。</p> <p>今後とも、誰もが自分らしく生きることができる地域社会づくりのため、幅広いテーマに対応した啓発講座や情報提供に努め、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。</p>	○	38 ～ 42

誰もが自分らしく生きることができる 社会の実現を目指す実行プラン 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）素案【概要版】

計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが不可欠です。本計画は、その実現に向け、区政全分野で必要な施策を総合的に推進する実行計画です。

計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく市町村行動計画であり、DV防止法、女性活躍推進法、困難女性支援法に基づく市町村計画を包含しています。

計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

現状と課題

(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

男女平等意識の浸透や性的マイノリティへの理解促進をはじめとする意識啓発を進め、多様な人々が尊重され、安心して暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備

ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメント等による人権侵害を防止し、相談窓口や教育現場での啓発を強化するとともに、複合的な困難を抱える女性に対して関係部署・機関の連携による包括的な支援体制を整備する必要があります。

(3) 生活と社会活動の調和

仕事と家庭の両立や家事・育児分担の改善、子育て・介護支援の充実、出産を機に離職した人の再就職支援、生涯にわたる健康支援、災害時のジェンダー配慮等を通じて、生活と社会活動の調和を図る必要があります。

(4) 計画推進のための体制の整備

政策決定過程における女性参画の拡大により多様な視点からの意見が反映されるようにするとともに、男女平等推進センターの機能強化と区民参画の促進、職員の意識改革と組織体制の強化を進めていく必要があります。

計画の基本理念

全ての人々が自分らしく生きることができる
誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現

男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらず人権を尊重し合い、個性と能力を發揮できる社会を築く緊要の課題ですが、SDGsが掲げる教育、健康、経済成長、貧困といった目標群の達成には、単に男女の平等を確保するにとどまらず、ジェンダー平等の実現が不可欠であることから、区としてジェンダー平等の取組を推進していく必要があります。

これを踏まえ、本計画は「誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現」を基本理念とし、男女、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、誰もが自分の可能性を最大限に發揮できる包摂社会の実現を目指します。

計画指標

基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	人権意識	74.4% (令和7(2025)年度)	100.0% (令和12(2030)年度)	区政世論調査における人権に関する調査項目。「十分守られている・十分ではないが守られている」と回答する割合
2	男女の地位の平等意識(社会全体)	17.2% (令和6(2024)年度)	30.0% (令和12(2030)年度)	区政世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合
	男女の地位の平等意識(学校教育)	61.6% (令和6(2024)年度)	75.0% (令和12(2030)年度)	
3	性的マイノリティに対する地域社会の理解が進んだと考える人の割合	47.6% (令和6(2024)年度)	60.0% (令和12(2030)年度)	区政世論調査における性的マイノリティに関する調査項目。性的マイノリティに対する地域社会の理解が「着実に進んだ・一定程度進んだ」と回答する割合

基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	配偶者や交際相手等の間でのあらゆる暴力について、暴力に当たると考える割合	71.5% (令和6(2024)年度)	100.0% (令和12(2030)年度)	区政世論調査における配偶者や交際相手等の間での行為に関する調査項目。全ての暴力行為について「どんな場合でも暴力に当たる」と回答する割合

基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合	28.5% (令和6(2024)年度)	45.0% (令和12(2030)年度)	荒川区民総幸福度(GAH)調査におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査項目。5段階評価で仕事と生活とのバランスが取れていると感じている上位2段階(選択肢5・4)を選択する人の割合
2	男女の地位の平等意識(職場)	25.8% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)	世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合
3	家庭内で家事労働が家族で分担できていると感じている人の割合	24.5% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)	世論調査における家庭内における役割分担意識に関する調査項目。家事(炊事・洗濯・掃除など)が家族で分担できていると回答する割合

基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	女性委員のいる審議会等の割合	91.8% (令和6(2024)年度)	100.0% (令和12(2030)年度)	地方自治法(第202条の3)に定める附属機関や地方自治法(第180条の5)に定める行政委員会等に女性委員が所属している割合
2	審議会等における女性委員数の割合	25.3% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)	審議会等における女性委員の割合
3	区職員の管理監督者における女性の割合	32.8% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)	係長級以上の区女性職員の割合

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策	
誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現 全ての人が自分らしく生きることができる	基本目標Ⅰ 人権の尊重と 多様な生き方を 認め合う意識を高める	1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり	I-1 (1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・ジェンダー平等教育の推進 (3) あらゆる機会を活用した広報 (4) 教職員等の研修の充実	
			2 多様性の理解促進と地域における協働の促進	I-2 (1) 地域活動における多様な人の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化 (3) 男女共同参画・ジェンダー平等の学習機会の提供 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実
		基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する <small>配偶者等暴力及び被害者支援計画 困難な問題を抱える女性支援基本計画</small>	1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実	II-1 (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (3) ハラスメントの防止
			2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備	II-2 (1) ひとり親家庭への支援 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実
		基本目標Ⅲ 生活と社会活動の 調和を図る <small>女性活躍推進法に基づく 市町村推進計画</small>	1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成	III-1 (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり
			2 家庭における役割分担の見直し	III-2 (1) 家庭生活における男女平等意識の推進 (2) 多様な子育て支援
			3 誰もが働きやすい環境づくり	III-3 (1) 安心して働き続けられる環境の推進 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援 (3) 事業主団体等との連携強化 (4) 就労に関する支援事業の充実 (5) 起業家の支援
			4 ライフステージに応じた健康づくり	III-4 (1) 健康づくりに関する情報提供 (2) ところや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援
			5 様々な人に配慮した防災対策の促進	III-5 (1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備
		基本目標Ⅳ 計画推進のための 体制を整備する	1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	IV-1 (1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進
			2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした男女共同参画推進体制の充実	IV-2 (1) 意識啓発・相談機能の充実 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実

誰もが自分らしく生きることができる
社会の実現を目指す実行プラン
荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）
（案）

令和8年（2026年） 月

荒川区

目次

第1章 計画の枠組み.....	1
1 計画策定の目的.....	2
2 計画策定の背景.....	2
(1) 国際社会の動き.....	2
(2) 国の動き.....	3
(3) 東京都の動き.....	6
(4) 荒川区の取組.....	7
3 計画の位置付け.....	8
4 計画の概要.....	9
(1) 計画の期間.....	9
(2) 計画策定の体制.....	9
(3) 計画の進捗管理・評価.....	9
(4) 計画の見直し.....	9
第2章 基本的な考え方.....	11
1 現状と課題.....	12
(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上.....	12
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備..	14
(3) 生活と社会活動の調和.....	16
(4) 計画推進のための体制の整備.....	21
2 計画の基本理念及び基本目標.....	22
3 計画の体系.....	24
第3章 施策の方向性と施策.....	27
基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める.....	28
1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり.....	29
2 多様性の理解促進と地域における協働の促進.....	34
基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への 支援体制を整備する.....	38
1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実.....	39
2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備.....	43
基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る.....	46
1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成.....	48
2 家庭における役割分担の見直し.....	50
3 誰もが働きやすい環境づくり.....	54
4 ライフステージに応じた健康づくり.....	58
5 様々な人に配慮した防災対策の推進.....	62

基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する.....	64
1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進.....	65
2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした全庁的な連携強化....	68
第4章 計画の推進に向けて.....	71
1 計画の推進体制と点検・評価.....	72
参考資料	73
用語解説	74
荒川区男女共同参画社会推進区民会議設置要綱.....	76
荒川区男女共同参画社会推進区民会議委員名簿.....	78
荒川区男女共同参画社会推進委員会設置要綱.....	79
荒川区男女共同参画社会推進計画策定に向けた審議経過.....	81
荒川区男女共同参画社会推進計画 パブリック・コメントの実施結果.....	82
第49回荒川区政世論調査（抜粋）	88
第50回荒川区政世論調査（抜粋）	115
令和6年度荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査(抜粋)	118
荒川区子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査(抜粋).....	120
関連法令	123
男女共同参画社会基本法.....	123
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	129
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	145
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	156

第1章 計画の枠組み

1 計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現は、全ての人の願いであり、区としても区民一人一人が充実した生活を実感できるまちを目指してきました。

こうした社会を実現するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが不可欠です。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下『配偶者暴力防止法』という。）」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下『女性活躍推進法』という。）」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下『困難女性支援法』という。）」等に基づく行動計画を包含し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、区政各分野において必要な施策を総合的に推進するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際社会の動き

国際社会では、平成7（1995）年の第4回世界女性会議における「北京宣言・行動綱領」が男女共同参画を推進する基本的な指針として位置付けられ、各国での制度整備や政策展開の出発点となりました。

その後、平成27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「ジェンダー平等を達成し、全ての女性・女児の能力強化を行う（目標5）」が掲げられています。ジェンダー平等は、教育（目標4）、健康（目標3）、貧困削減（目標1）、経済成長（目標8）、平和と公正（目標16）等、他の全ての目標の達成を支える不可欠な要素とされ、その実現は国際社会全体の共通課題となっています。

また、日本も批准している国連女性差別撤廃条約（CEDAW）に基づき、国は定期的実施状況を国連に報告しており、条約委員会から、女性の政治参画の拡大、雇用における格差是正、性暴力やハラスメントへの対策強化、教育現場での固定的性別役割意識の是正等、多岐にわたる勧告を受けています。これらの勧告は、国の政策のみならず、地方自治体の計画にも反映され、社会全体でジェンダー平等を推進していくことが求められています。

近年はさらに、社会の方向性がSDGsの目標達成から一歩進み、区民一人一人の“満足感”や“自己実現”を重視する「ウェルビーイング^{*1}」の考え方へと広がりつつあります。ジェンダー平等の実現は、単に国際的な義務にとどまらず、全ての人が

^{*1} ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

自分らしく生き、充実した生活を送ることができる社会の基盤として、世界的にも重要な位置付けを与えられています。

コラム

ウェルビーイング ～一人ひとりが「よりよく生きる」社会へ～

ウェルビーイング (Well-being) は、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを指し、文部科学省では「身体的・精神的・社会的に満たされた状態」と示されています。内閣府も、満足度や生活の質に関する調査を通じて、人々の暮らしや社会全体の状況を多面的に把握する視点を重視しており、ウェルビーイングを個人の幸福だけでなく、地域や社会の豊かさも含めて考えることが重要だとしています。経済的な指標だけでは捉えきれない生活の質や安心感、つながりなどを重視する考え方が広がっていることも背景にあります。

ウェルビーイングの向上には、心身の健康、安定した暮らし、人とのつながり、学びや挑戦の機会、自分らしさの尊重など多様な要素が関わります。また、孤立を防ぎ、安心して生活できる地域環境を整えることなど、社会全体の支えも重要です。こうした視点は、SDGs がめざす持続可能な社会づくりとも深く関連します。

男女共同参画の取組は、性別にかかわらず一人一人が安心して暮らし、自分の力を発揮できる環境づくりを進めるものであり、地域のウェルビーイングの向上に直結します。

(2) 国の動き

国は、第6次男女共同参画基本計画策定に向けた検討を進めており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、ジェンダー平等、女性活躍、ハラスメント対策、困難女性支援の強化等を重点に据えています。

また、こども基本法（令和5（2023）年施行）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下『LGBT理解増進法』という。）（令和5（2023）年施行）、配偶者暴力防止法、困難女性支援法、障害者差別解消法改正等、包摂社会の基盤となる法制度が相次いで整備されました。

さらに、女性活躍推進法は令和7（2025）年に改正され、施行期間が10年延長されるとともに、企業の行動計画や情報公表の強化が図られています。

① 男女共同参画基本計画

平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17（2005）年に第2次、平成22（2010）年に第3次、平成27（2015）年に第4次の男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の促進が図られてきました。

第1章 計画の枠組み

令和2（2020）年12月には、「第5次男女共同参画基本計画～全ての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、以下に掲げる4つの社会の実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとされました。同計画では、令和12（2030）年度末までの「基本認識」並びに令和7（2025）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

現在、第6次男女共同参画基本計画に向けた検討が進められており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、女性の経済的自立、政治・意思決定過程への参画、暴力の根絶、ハラスメント対策、困難女性支援、そしてウェルビーイングの実現などが重点に据えられています。

② 働く場における環境整備

【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）】

- ・ 昭和60（1985）年に制定され、その後、数次の改正により均等な機会・待遇の確保やセクシュアル・ハラスメント防止の強化が進められました。平成29（2017）年改正では妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止やマタニティ・ハラスメント防止措置が義務化されました。

【育児・介護休業法】

- ・ 平成3（1991）年に制定され、改正を重ねてきました。平成29（2017）年改正では介護休業制度の改善や取得しやすい環境整備が強化され、令和4（2022）年改正では「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されて分割取得が可能となり、男性の育児参加を後押しする仕組みが整いました。令和7（2025）年改正では「次世代育成支援対策推進法」とあわせて見直しにより、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが行われました。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）】

- ・ 平成 28 (2016) 年に施行され、行動計画策定や情報公表が義務化されました。令和 4 (2022) 年改正では、対象が常時雇用 101 人以上の企業に拡大され、男女間賃金格差の情報公表も義務化されました。同年には「女性デジタル人材育成プラン」も策定され、成長産業における女性活躍が推進されています。

【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）】

- ・ 令和元 (2019) 年の改正により、パワー・ハラスメント防止対策が法制化されました。

③ 家庭や地域における環境整備

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）】

- ・ 平成 13 (2001) 年に制定され、改正を重ねてきました。令和 6 (2024) 年改正では、保護命令制度の拡充や被害者支援の強化が行われました。

【児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）】

- ・ 体罰禁止の明確化等、権利擁護を強化する改正が令和元 (2019) 年までに行われました。令和 5 (2023) 年には「こども基本法」が施行され、全ての子どもの権利を保障し、社会全体で育ちを支えることが明確に位置付けられました。

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）】

- ・ これまで女性支援については、売春防止法に基づく「保護・更生」の枠組みにありましたが、令和 6 (2024) 年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に基づいて、基本的な方針が定められました。それにより、自治体に対して困難を抱える女性への包括的な支援体制の整備が求められています。

④ その他

- ・ 平成 30 (2018) 年に「民法」が改正され、婚姻開始年齢が男女ともに 18 歳に統一されました（令和 4 (2022) 年施行）。
- ・ 平成 30 (2018) 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、国会や地方議会における女性の参画促進が図られています。
- ・ 性犯罪・性暴力対策については、「刑法」が平成 29 (2017) 年に改正され、性犯罪規定の見直しが行われました。また、「性犯罪・性暴力対策の強化方針」（令和 2 (2020) 年度～ 4 (2022) 年度集中強化期間）に基づく取組が進められてきました。

- ・ 令和5（2023）年に「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する差別禁止の理念が初めて国法で明示されました。また、同性婚の法制化を求める訴訟や自治体によるパートナーシップ制度の広がりなど、多様性を尊重する動きが進展しています。
- ・ 「女性版骨太の方針」に基づき、女性管理職比率の引上げや賃金格差是正、フェムテック活用など女性の経済的自立に向けた政策が強化されています。
- ・ 令和5（2023）年には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、社会全体で孤独・孤立に対応する仕組みが整えられました。

（3）東京都の動き

東京都は、第4次男女平等参画推進総合計画（令和4（2022）年度～8（2026）年度）に基づき、誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり、固定的性別役割分担意識の変革、男女間のあらゆる暴力の根絶を重点課題に掲げ、施策を推進しています。

この計画の3本柱として、「男女平等参画の推進に向けた意識改革（マインドチェンジ）」、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「配偶者暴力対策」が位置付けられており、都内企業や地域社会での女性活躍の拡大やハラスメント防止、育児・介護と仕事の両立支援、性暴力やドメスティック・バイオレンス（DV）被害者への支援等、多岐にわたる取組が進められています。

令和7（2025）年度からは、男女平等参画審議会にて改定に当たっての基本的考え方の検討が始まり、令和8（2026）年度に、答申を踏まえた改定が行われる予定です。次期計画では、都の総合計画である「2050 東京戦略」の実現に向け、2035 年を見据えた重点施策として、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）^{*2}の払拭、経済や意思決定分野における女性参画の強化、ライフステージを通じた能力発揮の環境整備などを重点的に推進していくこととされています。令和7（2025）年12月には東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例が制定され、都内の事業所における、女性の活躍の場を広げるための枠組みが検討されています。

また、新たな人権課題にも対応しており、令和7（2025）年4月施行された「東京都カスタマーハラスメント防止条例」をはじめ、女性の健康課題に関する支援拠点（「はたらく女性スクエア」等）の整備、女子中高生向けのSTEM分野キャリア支援※や男性の家事・育児参画促進、配偶者暴力相談支援センターの拡充等、多様な層を対象とした実効的な施策が展開されています。

そのほか、令和6（2024）年3月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」

^{*2} 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうこと。男女共同参画の分野では、働き方や暮らし方の根底に長年にわたって形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念が課題となっている。

を踏まえ、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までを計画期間とする「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。

コラム

STEM教育で未来を切りひらく

「STEM教育」とは、Science（科学）・Technology（技術）・Engineering（工学）・Mathematics（数学）の4分野を統合して学ぶ教育のことです。

今、AIやIoT[※]の技術革新が急速に進む中では、これまで「理科系／文系」という枠にとらわれず、複数の知識を横断して活用する力が求められています。

たとえば、数学で学んだ数理の考え方を科学の実験に応用し、技術を使ってものを設計・工学的に作り出す——それがSTEM的な学びです。

自治体や学校では、STEMをさらに広げて「芸術・文化・倫理・政治・経済」なども含めた“STEAM教育”として展開されつつあります。私たちの地域でも、子どもたちが「知る・つくる・問いかける」機会を持てるよう、STEM教育の視点を取り入れた学びや活動を応援したいと考えています。

※IoT(Internet of Things)とは、家電や設備、各種機器などの「モノ」をインターネットに接続し、情報の収集や管理、制御を行う技術のこと。

（4）荒川区の取組

平成2（1990）年に「男女共同参画をめざす あらかわ 推進計画」を策定し、平成8（1996）年には、男女共同参画の取組の推進拠点として荒川区立男女平等推進センター（アクト21）を開設しました。

以降、平成13（2001）年には、男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「荒川区男女共同参画社会推進計画」を策定し、その後、平成23（2011）年に第3次計画、平成28（2016）年に第4次計画、令和3（2021）年には第5次計画を策定する等、計画的に取組を進めてきました。

平成27（2015）年11月には、「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を設置、令和7（2025）年度には「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」を設置して、配偶者暴力の被害者の支援を総合的に推進しています。また、平成30（2018）年には性的マイノリティの専門相談窓口を設置し、令和4（2022）年には荒川区同性パートナーシップ制度を導入する等、性的マイノリティの偏見・差別の解消や相談機能の充実に向けた取組を推進してきました。

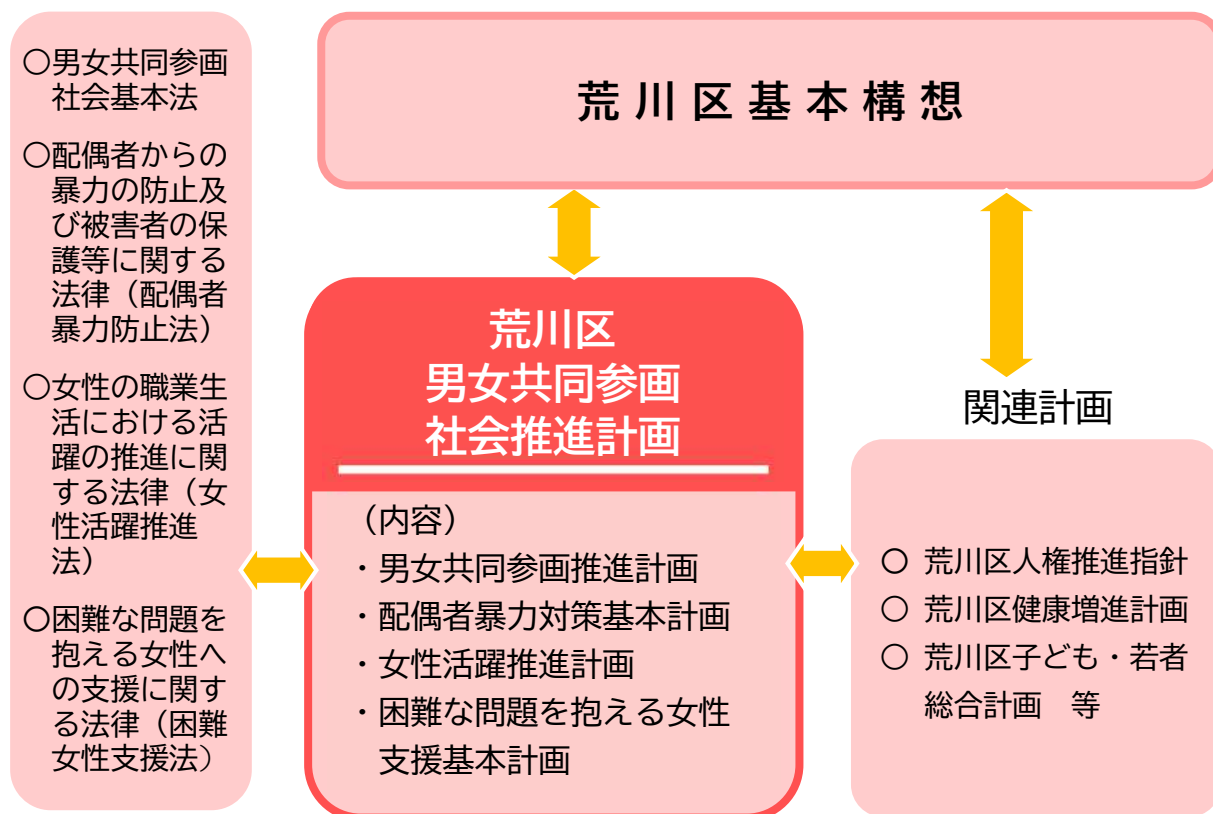
男女平等推進センター（アクト21）を拠点にした啓発や相談支援の充実を図り、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV被害者支援、子ども家庭総合センターによる児童相談機能の強化など、地域に根ざした幅広い施策を展開してきました。

3 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村行動計画であるとともに、各分野の関連計画とも連携し、全ての人が自分らしく生きることができ、誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための実行プランです。

本計画は、以下の法制度に基づく市町村計画を包含しています。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」



4 計画の概要

(1) 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

(2) 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者及び区内の様々な分野で活動をしている区民委員で構成される「荒川区男女共同参画社会推進区民会議」、庁内組織である「荒川区男女共同参画社会推進委員会」において検討を行いました。

また、荒川区政世論調査（以下「区政世論調査」といいます。）、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査の結果を参考とし、関係団体への意見聴取と併せて、広く区民の意見聴取を行い、計画の策定を行いました。

(3) 計画の進捗管理・評価

本計画に掲げた事項は、毎年度、区民参画による「荒川区男女共同参画社会区民会議」において、計画の進捗状況の点検・評価を行い、結果を公表します。

(4) 計画の見直し

本計画は、毎年度の進捗状況の点検・評価を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

第2章 基本的な考え方

第2章 基本的な考え方

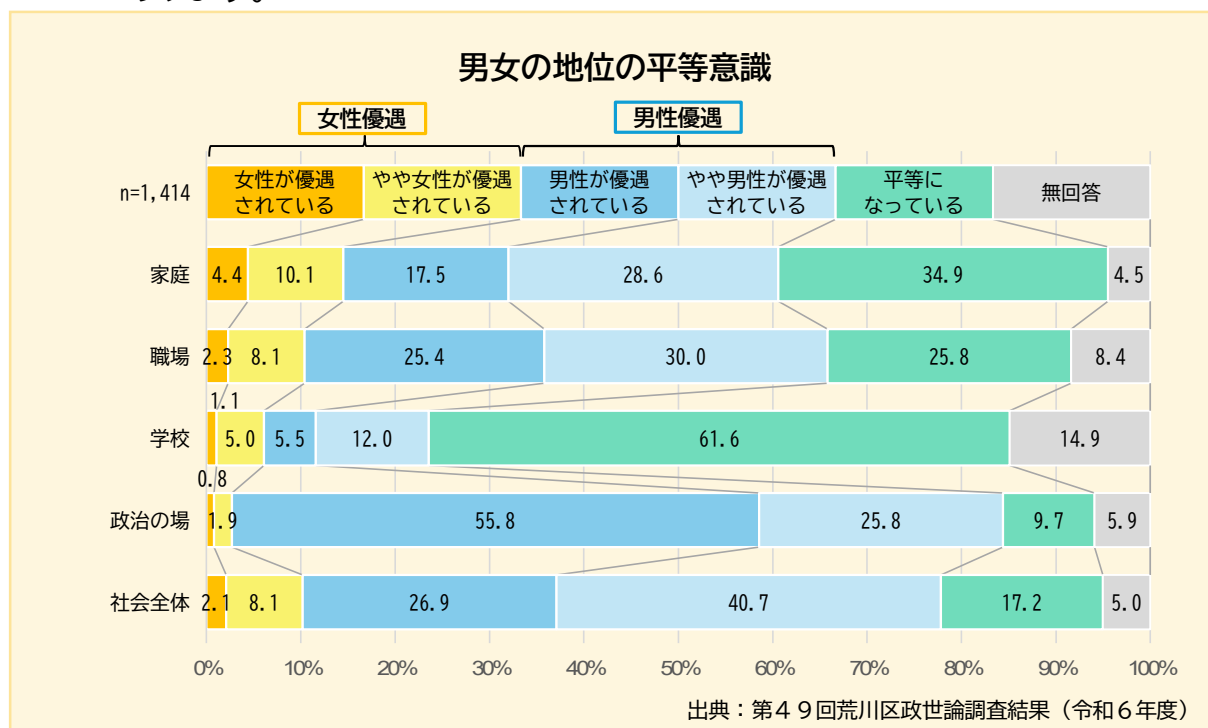
1 現状と課題

(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、多様性と包摂を一層深化させることが求められています。しかし、社会全体における男女の平等意識の定着は依然として課題であり、令和6（2024）年度に実施した区政世論調査でも、依然として男性が優遇されているとの認識や性的マイノリティへの理解促進を求める声が示されています。また、地域全体で人権尊重の意識醸成を図り、多様な人々が参画し、協働できる地域づくりを進めていく必要があります。

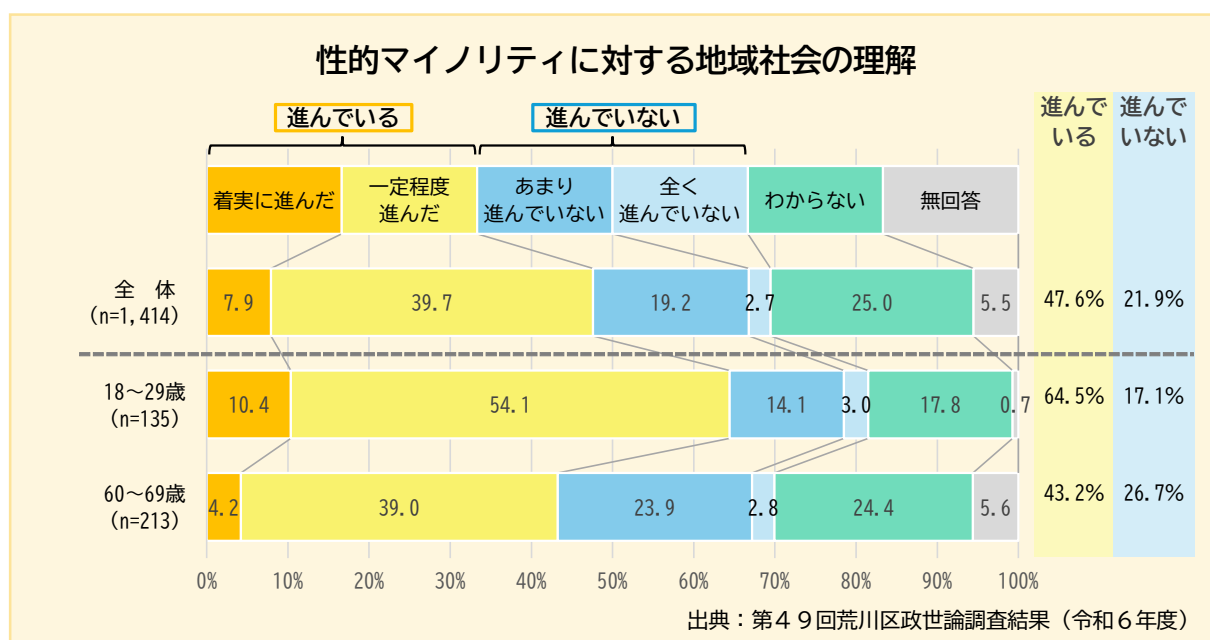
① 男女の地位の平等意識の向上

- 区政世論調査によると、男女の地位の平等意識について、学校分野では「平等」との回答が6割を超えており、学校教育の場においては男女平等の意識が一定程度定着している状況がうかがえます。幼少期から学齢期は、将来における意識形成において大切な時期でもあることから、引き続き取組を推進していく必要があります。
- 一方、同調査で男女の地位の平等意識は、社会全体では「男性優遇」と認識する割合が67.6%に達しており、特に「政治の場」では81.6%と非常に高い状況となっています。令和元（2019）年度と比較すると、社会全体で「男性優遇」と認識する割合は1.9%、政治の場で「男性優遇」と認識する割合は3.9%上昇しており、各分野における意識啓発等に積極的に取り組んでいく必要があります。



② 性的マイノリティへの理解

- 区政世論調査では、性的マイノリティに対する地域社会の理解について、「理解が進んだ」との回答が 47.6%に達する一方、「進んでいない」との回答も 21.9%存在しています。年代別で見ると、18～29 歳では 64.5%が「進んだ」と回答するなど、若い世代ほど性的マイノリティへの理解が進んでいると認識する傾向があります。一方、60～69 歳では 26.7%が「進んでいない」と回答しており、世代間で差がある状況となっています。性的マイノリティに対する地域社会の理解を深め、世代間における意識のギャップを解消していく必要があります。
- 性的マイノリティの人権を尊重するための取組として、「学校や職場における理解促進」「当事者同士が気軽に話せる場の充実」「啓発・広報活動の推進」が求められています。多様な生き方への理解促進を図り、受け入れるための広報・啓発活動に取り組んでいく必要があります。



③ 人権意識の向上

- 区政世論調査（令和7（2025）年度実施）では、人権が「十分に守られている」「十分ではないが守られている」と認識している割合が、74.4%となっています。一方、2割強の人が「あまり守られていない」「全然守られていない」と認識していることから、人権尊重意識を醸成するための啓発や広報活動を推進していく必要があります。
- 関心があり、取り組むべきと考える人権課題の上位3項目は、「子どもに対するいじめ・虐待」「インターネット上での誹謗中傷・個人情報の暴露」「女性に対する差別・暴力」となっています。

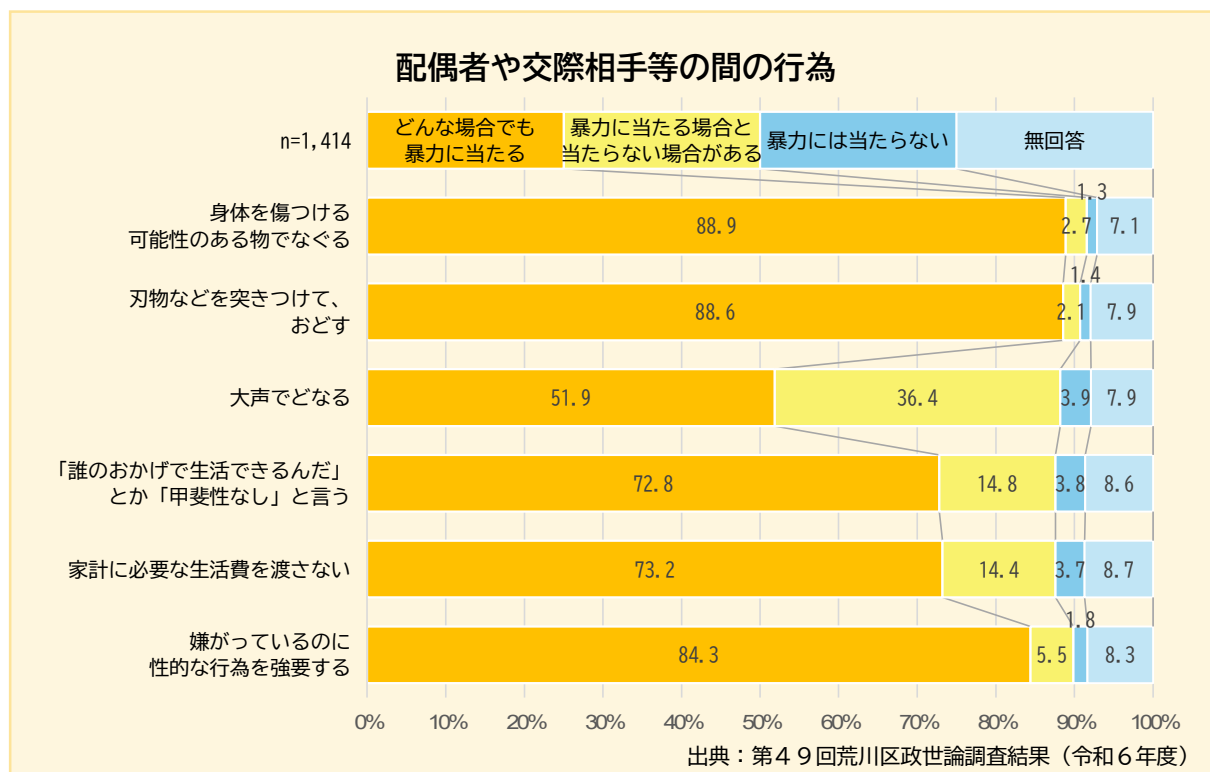
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備

性暴力、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、重大な人権侵害であり、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせる等、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来たす恐れがあります。

区政世論調査では、身近な間柄における暴力やハラスメントを人権侵害として根絶することを求める声が示されています。こうした状況を踏まえ、暴力防止や被害者支援を一層充実させることが重要です。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、困難を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を整備することが求められています。

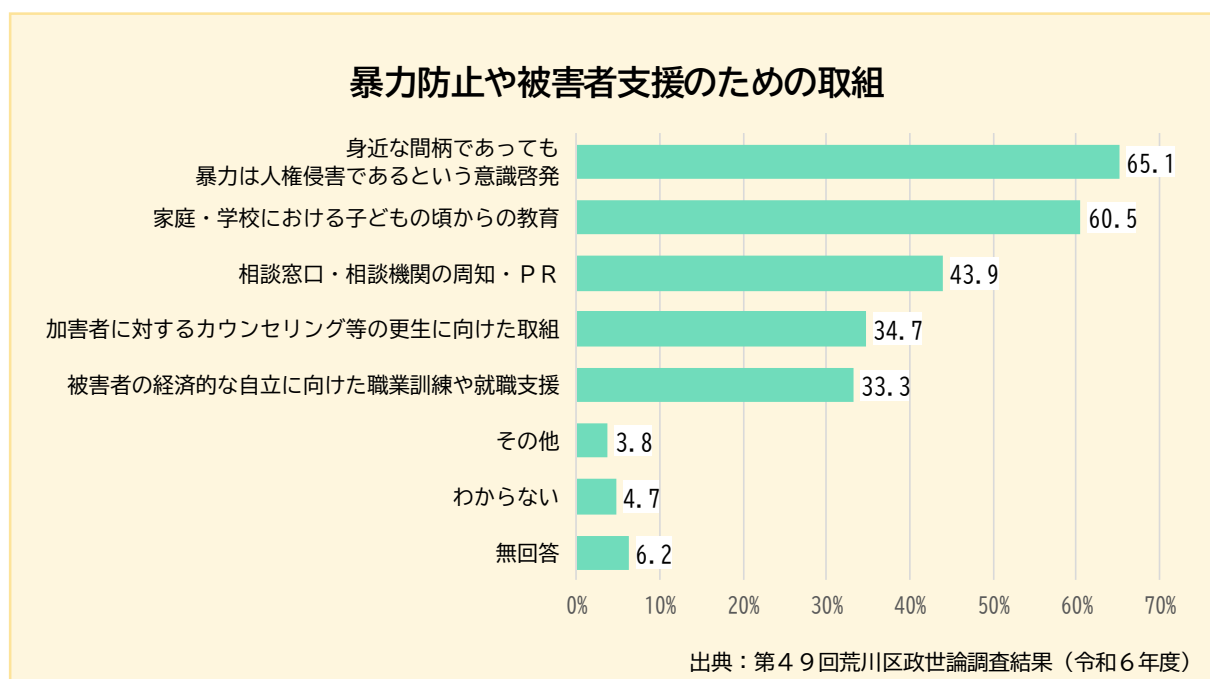
① DV・交際相手暴力の認識

- 区政世論調査では、配偶者や交際相手等の間の行為として、「物でなくぐる」（88.9%）や「刃物でおどす」（88.6%）は暴力と強く認識されているほか、「家計に必要な生活費を渡さない」も73.2%が暴力と回答しています。身体に対する暴力だけでなく、モラルハラスメントのような相手に精神的な苦痛を与える行為も暴力として捉える考え方が広がってきています。
- また、配偶者等からの暴力に関する相談は、毎年度、荒川区配偶者暴力相談支援センターを始めとする区の関連窓口に1,000件を超える相談が寄せられており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めていく必要があります。



② 暴力防止・支援に必要な取組

- 区政世論調査結果では、暴力防止や被害者支援のための取組として、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識啓発」「家庭・学校における子どもの頃からの教育」「相談窓口・相談機関の周知・PR」が重要との結果が出ており、こうした取組の一層の充実が必要です。



- あらゆる暴力の防止に向けて、配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭総合センター、男女平等推進センター（アクト21）をはじめ、関係部署、関係機関が相互に綿密に連携し合い、的確な支援を行っていく必要があります。

③ 生きづらさや困難を抱えた女性の支援

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、DV被害や性暴力・性被害、経済的困窮など、様々な状況に置かれた女性のための包括的な相談支援体制の整備が必要となっています。
- 家庭生活上で問題を抱えやすい環境にあるひとり親家庭、生活を送る上で困難を抱えている家庭等への相談・支援体制を地域で確保し、安全・安心で、自立して暮らせる地域社会をつくっていく必要があります。

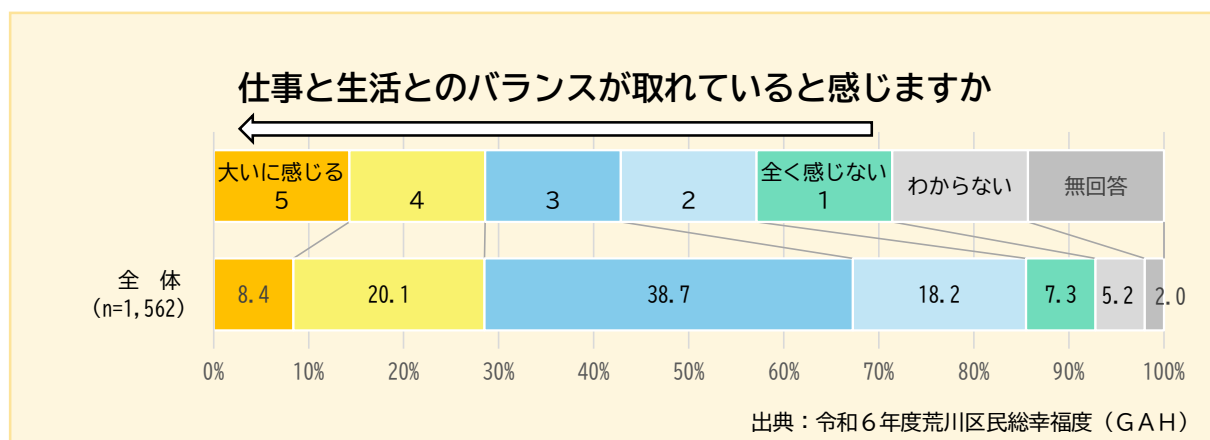
(3) 生活と社会活動の調和

仕事と生活の調和を望む声は強いものの、現状では仕事を優先せざるを得ない状況や、女性への家事・育児負担の偏りが依然として存在しています。女性活躍推進法や育児・介護休業法等の法改正を踏まえ、多様な人材が継続して就労できる環境を整えるとともに、保育・介護サービスの充実や再就職支援への要望に応じていく必要があります。あわせて、ライフステージに応じた健康支援を推進し、災害時にも多様な視点を取り入れた防災対策を進めることが課題となっています。

女性も男性も暮らしやすい多様なウェルビーイングを実現できる社会となるよう、様々な場面で男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

① ワーク・ライフ・バランスの意識と現実

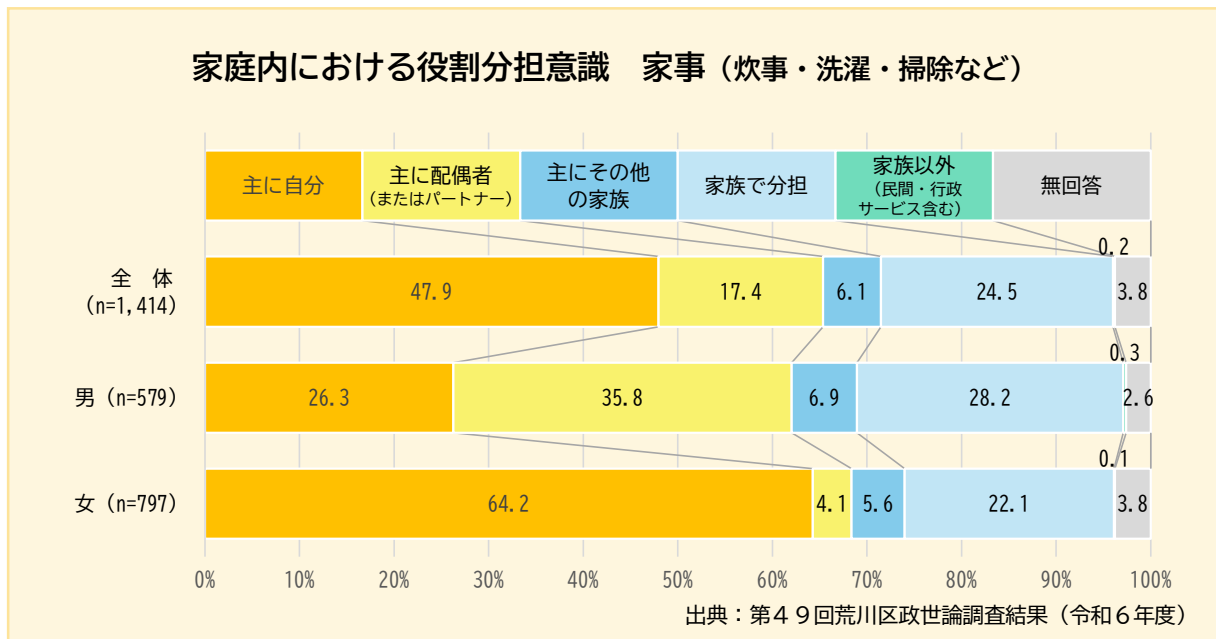
- 荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか？」との問いに「感じる」と回答した区民は28.5%（5段階評価で5及び4と回答した人の割合の合計）となっており、引き続き、誰もが仕事と生活の両立を実感できるよう、働き方の見直しや地域における支え合いの環境づくりなどを通じて、その割合を高めていくことが求められます。



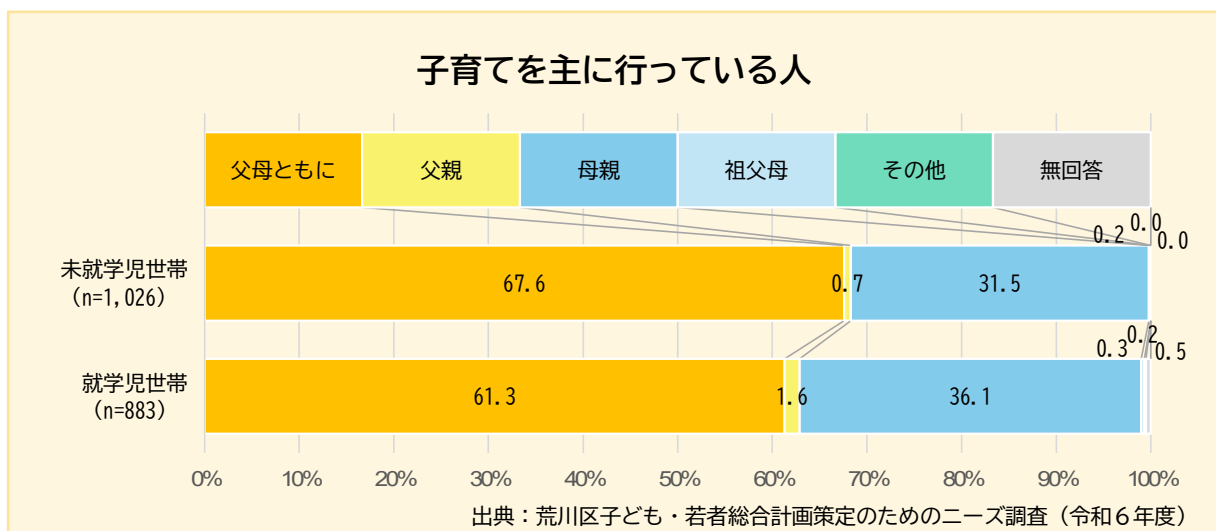
- 個人のライフステージに合わせて、バランスを取りながら、生活の質を高めるための意識啓発を推進する必要があります。

② 家庭におけるワーク・ライフ・バランス

- 区政世論調査では、家庭内における日常の家事（炊事・洗濯・掃除など）の役割分担について、「主に自分が担っている」と回答する割合は、男性の26.3%に比して女性は64.2%と高く、家庭において、性別に基づく固定的な役割意識は根強く残っています。



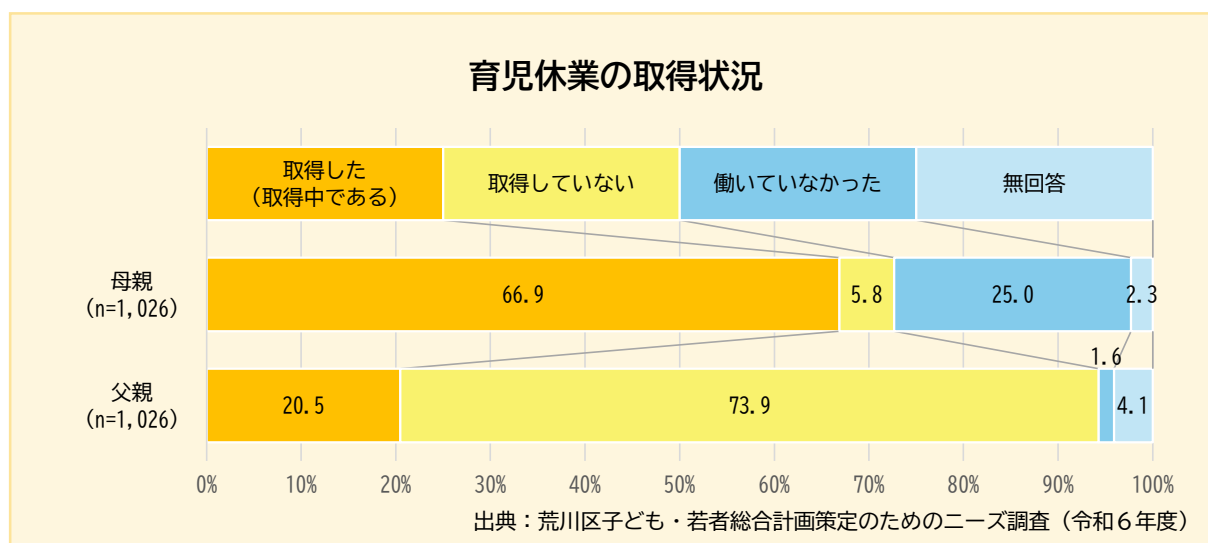
- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、子育てを主に行っている人について、未就学児・就学児世帯ともに、過半数が「父母ともに」と回答し、共同での育児意識が示されました。しかし、「母親」が単独で主たる育児者である割合も約3割と高く、一方で「父親」単独は2%未満と極めて少なくなっています。性別にかかわらず家事・育児を担える環境づくりが課題です。



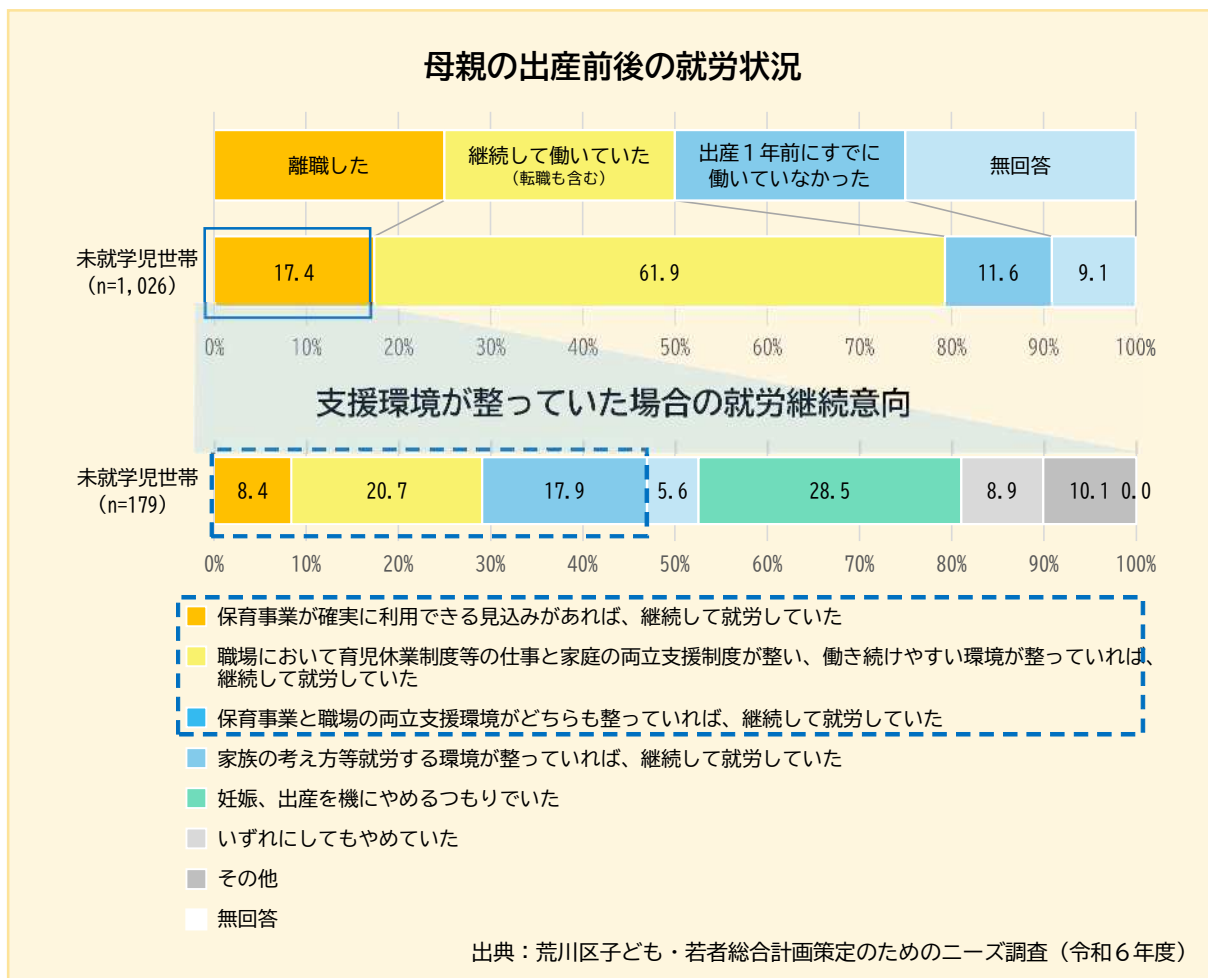
- 固定的な性別意識が根強く残っている背景には、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があると考えられ、従来の役割観が変化しにくい状況において、固定的な役割意識の解消が急務です。このような思い込みが日常生活や職場などあらゆる場面で意思決定や人間関係に影響を及ぼしていることを踏まえ、教育や啓発活動を通じて意識改革を推進し、互いの違いを尊重し合う風土を醸成していくことが重要です。

③ 働く場でのワーク・ライフ・バランス

- 区政世論調査（令和6（2024）年度実施）では、職場における男女の地位は、「男性が優遇されている」が55.4%となっており、「平等になっている」の25.8%を大きく上回っています。
- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、父親の育児休業取得は、母親と比較して取得率も期間も著しく低い状況です。主な理由として「仕事の多忙さ」や「職場の雰囲気」が挙げられており、男性の育児参加を阻む職場環境や固定的な意識が根強いことがうかがえます。

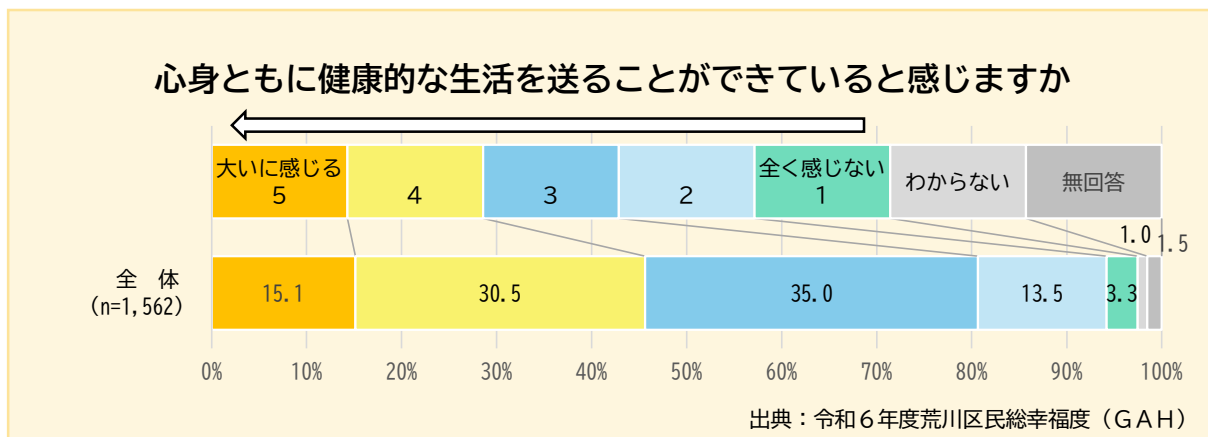


- また、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、出産を機に離職した母親のうち47.0%は、職場の両立支援制度や保育サービスが充実していれば就労を継続できたと考えており、支援の重要性が示唆されています。
- 働く人のワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、男女ともに仕事と家庭生活が両立できるとともに、活躍したいと希望する全ての人が、働き方を含め、能力を発揮できる環境の整備が必要です。



④ 生涯にわたる健康支援

- 荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか？」との問いに「感じる」と回答した区民は45.6%（5段階評価で5及び4と回答した人の割合の合計）にとどまっており、生涯を通じた健康支援が求められます。



第2章 基本的な考え方

- 長寿化が進む中、ライフステージが変化しても充実した生活を送り続けるためには、生涯を通じた健康づくりを地域全体で推進していくことが重要であり、特に女性はライフステージによって健康上の課題が変化していくことから、健康に関する支援や理解の促進を図っていく必要があります。
- ⑤ **危機管理対策の充実**
- 近年、全国的に、大規模な地震や風水害の発生等による避難所での生活など、平常時とは異なる状況を強いられる場面が増えています。
 - そのような非常時に、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められています。また、性別等によるニーズの違いや多様性に配慮した避難所運営のほか、悩みや相談を中長期的に受けられるような体制を整える等、心身のケアも重要となります。

(4) 計画推進のための体制の整備

男女共同参画を推進するためには、政策決定の場における女性参画の拡大や、審議会等における女性委員比率の向上が求められています。計画の実効性を高めるため、男女平等推進センター（アクト21）の機能を充実させるとともに、区民参画と協働を推進し、区職員の意識改革と組織体制の強化を進めていくことが重要です。

① 区の政策・方針決定等への参画の推進

- 区民生活に密着した行政サービスを担っている区の政策・方針決定の過程において、多様な人材が参画し、様々な視点や意見を反映していく意義は大きいものがあります。
- 現在、男女ともに参画している区の審議会等は9割以上となっているものの、全体に占める女性委員の割合は25.3%にとどまり、政策決定の場における女性の参画が十分ではない状況です。
- また、区の執行機関の中において中核的な立場である区の管理監督者（部長、課長、係長）における女性割合は32.8%であり、区の政策や方針等の意思決定過程に多様な視点からの意見が反映されるよう推進していく必要があります。

② 男女平等推進センター（アクト21）の機能の充実

- 男女共同参画社会を実現するための施策は、区政のあらゆる分野にわたっており、各分野を横断的に連携させながら総合的かつ効果的に展開していくことが求められています。その中心的役割を担う男女平等推進センター（アクト21）は、庁内外の調整や情報発信、関係機関との連携強化を通じて、推進の旗振り役としての機能の充実を図っていく必要があります。

2 計画の基本理念及び基本目標

男女共同参画社会基本法の前文において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が緊要の課題であると示されています。社会のあらゆる分野において、この理念を具体化していくことは、重要な使命です。

男女共同参画の推進は、単に男女の平等を確保するにとどまらず、社会全体の持続可能性を高める基盤であり、SDGsが掲げる他の目標群の達成にとって不可欠です。ジェンダー平等の実現なくして、教育、健康、経済成長、貧困といった課題解決は進展しないことが世界的に共有されており、区においてもジェンダー平等の取組を推進していく必要があります。

こうした理念を踏まえ、本計画の基本理念及びそれを実現するための基本目標を次のとおりとします。

基本理念

全ての人自分らしく生きることができる

誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現



【基本理念を実現するための基本目標】

- 基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める
- 基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す
困難を抱える女性への支援体制を整備する
- 基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る
- 基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する

区は、基本理念を実現するため、基本目標に基づき施策を推進することにより、男女、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、区民がともに支え合い、誰もが自分の可能性を最大限に発揮できる包摂社会を築いていきます。

コラム

「ジェンダーアイデンティティ」とは？
～みんな“自分らしく”生きるために～

「ジェンダーアイデンティティ」とは、自分がどの性として生きたいか、どのように感じているかという“心の性”を指します。

人によっては、戸籍上の性別と自分の感じる性が異なることもあり、「男性」「女性」のどちらにもあてはまらない、または流動的に感じる場合もあります。

令和5（2023）年に「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性の多様性を理解し合う社会の実現が国や自治体に求められています。

性別に関して「こうあるべき」という思い込みを見直し、誰もが自分らしく生活できる環境をつくることが重要です。

男女共同参画の取組においても、「男性」「女性」だけでなく、多様な性のあり方を尊重する視点を取り入れることで、すべての人が安心して参画できる社会につながります。

3 計画の体系

基本目標	施策の方向性
<p>基本目標Ⅰ</p> <p>人権の尊重と 多様な生き方を 認め合う意識を高める</p>	<ol style="list-style-type: none">1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり2 多様性の理解促進と地域における協働の促進
<p>基本目標Ⅱ</p> <p>ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への 支援体制を整備する</p> <p>配偶者等暴力及び被害者支援計画 困難な問題を抱える女性支援基本計画</p>	<ol style="list-style-type: none">1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備
<p>基本目標Ⅲ</p> <p>生活と社会活動の 調和を図る</p> <p>女性活躍推進法に基づく 市町村推進計画</p>	<ol style="list-style-type: none">1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成2 家庭における役割分担の見直し3 誰もが働きやすい環境づくり4 ライフステージに応じた健康づくり5 様々な人に配慮した防災対策の促進
<p>基本目標Ⅳ</p> <p>計画推進のための 体制を整備する</p>	<ol style="list-style-type: none">1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした男女共同参画推進体制の充実

施策

I-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・ジェンダー平等教育の推進 (3) あらゆる機会を活用した広報 (4) 教職員等の研修の充実
I-2	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域活動における多様な人の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化 (3) 男女共同参画・ジェンダー平等の学習機会の提供 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実
II-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (3) ハラスメントの防止
II-2	<ul style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭への支援 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実
III-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり
III-2	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭生活における男女平等意識の推進 (2) 多様な子育て支援
III-3	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安心して働き続けられる環境の推進 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援 (3) 事業主団体等との連携強化 (4) 就労に関する支援事業の充実 (5) 起業家の支援
III-4	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりに関する情報提供 (2) こころや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援
III-5	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備
IV-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進
IV-2	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意識啓発・相談機能の充実 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実

第2章 基本的な考え方

第3章 施策の方向性と施策

基本目標 I 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

■施策の方向性

1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

全ての人がかげがえのない存在として尊重され、自分らしく生きることができる社会を実現するため、人権を尊重し、ジェンダー平等を社会の基本的価値として定着させます。

そのため、学校・職場・地域において、子どもの頃からの人権教育や、日常生活の中に残る固定的な役割意識の解消を図るための教育、意識啓発を推進します。また、区民に向けた広報や啓発を通じて、無意識の偏見をなくし、相互に尊重しあう人権尊重意識及びジェンダー平等意識を醸成します。

2 多様性の理解促進と地域における協働の促進

性別、年齢、国籍、障がいの有無、ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、区民が多様性を認め合い、互いを理解し合う関係づくり、意識づくりを行うため、地域活動や団体と協働して学習機会の提供や相談体制の整備を行い、安心して暮らせる協働的な地域社会の形成を目指します。

■基本目標 I の指標

No	指標	現状値	目標値
1	人権意識	74.4% (令和7(2025)年度)	100.0% (令和12(2030)年度)
	※区政世論調査における人権に関する調査項目。「十分守られている・十分ではないが守られている」と回答する割合		
2	男女の地位の平等意識（社会全体）	17.2% (令和6(2024)年度)	30.0% (令和12(2030)年度)
	男女の地位の平等意識（学校教育）	61.6% (令和6(2024)年度)	75.0% (令和12(2030)年度)
	※区政世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合		
3	性的マイノリティに対する地域社会の理解が進んだと考える人の割合	47.6% (令和6(2024)年度)	60.0% (令和12(2030)年度)
	※区政世論調査における性的マイノリティに関する調査項目。性的マイノリティに対する地域社会の理解が「着実に進んだ・一定程度進んだ」と回答する割合		

■施策

1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

I-1 (1) 人権尊重意識の醸成

- ジェンダー平等に関する正しい理解と認識を深めるため、荒川区人権推進指針に基づき、人権意識の醸成に関する取組を推進します。
- 様々な機会をとらえて、多様性を尊重した社会の実現に向けた情報発信や学習機会の提供、ジェンダー・ギャップ解消のための取組を推進します。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした、性別や年齢にしばられない多様な生き方を理解できるような情報発信に努めます。
- 差別や思い込みをなくすための取組及びインターネットやテレビ等の情報を正しく受けとめる力（メディアリテラシー）を身につけられるような取組を推進します。

具体的な施策	人権・多様性に配慮した情報発信と理解促進
事業内容	区が発行する刊行物において男女・年齢・国籍等の人権に配慮した表現を用いるとともに、性自認や性的指向に配慮した表現等を学ぶ機会を設けます。また、職員に性自認等に関する対応ガイドラインを周知し、指定管理者等を含む職員を対象とした研修を行い、LGBTQ理解促進事業を通じて、多様性の理解を深めていきます。
所管課	広報課・総務企画課・関係各課

具体的な施策	ジェンダー・ギャップ解消のための区施設への生理用品の設置
事業内容	生理用品に関する経済的負担を軽減するだけに留まらず、女性の生理による身体的・精神的不調に関する社会的な理解を促し、ジェンダーに起因する不利益の解消を目指すため、区施設に生理用品を設置します。
所管課	関係各課

コラム | ジェンダー・ギャップを知ろう

「ジェンダー・ギャップ」とは、性別によって社会的な機会や待遇に差があることを指します。世界経済フォーラムが公表する「ジェンダー・ギャップ指数」によると、日本は148か国中118位（令和7（2025）年）で、政治・経済分野での女性の参画が特に遅れているとされています。

この「差」をなくすことは、単に女性の数を増やすことではなく、誰もが性別に関係なく能力を発揮できる社会になることを意味します。

家庭・職場・地域のあらゆる場で、性別による固定的な役割分担を見直し、育児や介護、意思決定の場などを共有していくことが大切です。

男女共同参画の推進は、ジェンダー・ギャップを縮める第一歩です。

一人一人が意識を変え、制度や環境を整えることで、多様な人が生きやすい公平な社会に近づくことができます。

ジェンダー・ギャップ指数

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663

参考：内閣府男女共同参画局 HP 「男女共同参画に関する国際的な指数」

I-1 (2) 子どもの権利擁護・ジェンダー平等教育の推進

- 荒川区子どもの権利条例に基づき、子どもだけでなく、大人も子どもの権利について理解を深められる取組を推進します。
- 子どもが権利を侵害されそうな時や権利侵害が起きた場合には、適切に大人や周囲が対応できる環境を整備します。
- 全ての子どもが性別に関係なく平等な教育を受けられるよう、ジェンダー平等に関する意識啓発を図り、教育現場における取組を強化します。
- 家庭や地域においても、ジェンダー平等教育の重要性を理解し、実践する機会を提供します。

具体的な施策	子どもの権利擁護の推進
事業内容	子どもの権利に関して、区報やホームページ・SNS、リーフレット、パネル展等、多様な方法で普及啓発を行い、子どもだけでなく、大人も子どもの権利について考える機運を醸成します。また、「あらかわ子どもほっとらいん」において子どもの権利侵害に関する課題解決を支援します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	児童相談所等における子どもの意見聴取等の取組
事業内容	児童相談所における一時保護等の措置の決定場面において、子どもの権利ノート等のツールを活用して子どもへ丁寧な説明をするとともに、子どもの意見や意向を尊重した支援を行います。また、社会福祉士等の資格を持った意見表明支援員が、施設等における日常生活の場面等において、子どもに寄り添いながら、児童の悩みや不安等を聴き取り、意見表明する支援を行い、子どもの権利の擁護に取り組みます。
所管課	子育て支援課・子ども家庭総合センター

具体的な施策	子どもの人権教育の推進
事業内容	小・中学校の人権尊重教育推進校での研究成果について、全学校への周知に努めます。また、インターネットでの人権侵害防止を図るため、あらかじめSNS学校ルールに則り、SNSを利用する上でのルールに関する啓発チラシを各家庭に配布するとともに、教員対象の人権研修を実施し、人権教育の推進を図ります。
所管課	教育センター

具体的な施策	教育課程、教科、道徳、特別活動等における学習内容の充実
事業内容	各校において人権教育の年間指導計画を作成し、人権教育プログラムを活用しながら教科等での指導を進めます。また、中学校保健体育では、「性教育の手引」を参照して互いに尊重し合うことの大切さを学習し、小・中学校の総合的な学習の時間や道徳では、多様性が尊重され、誰もが認め合う共生社会の実現について学習する機会の充実を図ります。
所管課	教育センター

具体的な施策	保護者向けのお知らせ等を通じた人権・ジェンダー平等意識の醸成
事業内容	保育園等の保護者会で男女が協力した育児の必要性を伝えるとともに、保護者向けのお知らせに人権に配慮した保育の記載を行い、人権意識を醸成します。小・中学校の学校だより等では「さん」付け呼称を用い、母子健康手帳には産後に父親が育休を取るための制度等を記載することで人権・ジェンダー平等意識を醸成します。
所管課	保育課・教育センター・健康推進課

I-1 (3) あらゆる機会を活用した広報

- 人権に関する区民の理解を深めるため、あらゆる情報媒体を通じて、ジェンダー平等や人権尊重に関する情報を発信し、意識の向上を図ります。
- 年齢層によって人権に対する意識に違いがみられる状況を踏まえ、様々な世代に応じた適切な広報・啓発を行います。
- 対象者の特性等に応じた広報媒体を活用し、ライフスタイルにあった日常の身近な場面で情報を取得できるようにします。

具体的な施策	アクト21インフォメーションの発行
事業内容	男女共同参画に関する情報誌「アクト21インフォメーション」を発行し、情報誌の内容に関連したYouTube動画を配信する等、啓発機会の充実を図ることにより、男女共同参画に興味のある層だけでなく、幅広い世代の区民に情報を伝えます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区報人権週間特集号の発行・人権啓発冊子等の配布
事業内容	区報人権週間特集号を発行し、女性や性的マイノリティ等、多様な人々の人権を尊重することを区民に啓発するとともに、講演会やパネル展等の機会を捉えて啓発冊子「みんなの人権」を随時配布する等により、人権意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区報やホームページ・SNS・ケーブルテレビ等の各種媒体を活用した広報・啓発の実施
事業内容	区報やホームページ等、様々な媒体を活用し、同性パートナーシップ制度やLGBTQ、DV、人権関係イベント等の情報を積極的に発信します。
所管課	広報課

I-1 (4) 教職員等の研修の充実

- 保育・教育に携わる保育士、教職員等が、男女共同参画・ジェンダー平等の理念に基づいて人権尊重とジェンダー平等の意識を高め、多様な子どもたちの権利を理解し、適切に支援できる体制を整えるため、研修等の機会を充実させます。

具体的な施策	全保育士対象の研修と各保育園における職場研修の実施
事業内容	全保育士を対象とした人権研修と各保育園での職場研修の実施に加え、子どもの人権尊重のセルフチェックの実施を通して、ジェンダー平等社会の推進に即した職員意識の醸成を図ります。
所管課	保育課

具体的な施策	小・中学校各校への情報提供及び人権教育研修会の実施
事業内容	小・中学校各校への情報提供及び校長・副校長・教職員を対象とした人権意識の向上を図る研修を行い、多様なワークショップを通じて、学校における人権尊重の重要性の啓発に努めます。
所管課	教育センター

2 多様性の理解促進と地域における協働の促進

I-2 (1) 地域活動における多様な人の活躍の場の拡大

- 個人の性別や年齢、ライフステージにかかわらず、あらゆる方が地域活動に参加することができ、自らの知識や経験を活かして地域の中で活躍できる機会を提供します。
- 区民団体等における女性の活動範囲が拡大されるよう、女性リーダーの育成を図ります。
- 様々な区民や団体との協働を通じて、より豊かで活気ある地域社会の実現を目指します。

具体的な施策	男女共同参画・ジェンダー平等の視点によるリーダー育成、研修及び活動支援
事業内容	男女共同参画・ジェンダー平等の視点を取り入れたリーダー養成講座を実施し、地域で活躍するリーダーの育成を図るとともに、父親対象の子育て支援事業を実施し、社会全体の意識向上を図ります。また、区内の女性団体に補助金を交付し、活動を支援することでリーダー育成を図ります。
所管課	総務企画課、児童青少年課、生涯学習課

I-2 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化

- 地域・社会活動団体と連携して地域で互いに支え合う相互援助活動等を促進し、区民の地域活動への参加を促します。
- あらゆる世代、性別の参加を促進し、多様性を認め合う地域の実現に向けた一体感を醸成し、地域の活性化を図っていきます。
- 定年退職後の男性がスムーズに地域社会に参加し、経験や知識を地域に還元できるようにすることをはじめ、男性の社会参加促進に取り組みます。

具体的な施策	地域で活躍する団体との連携強化
事業内容	地域団体との連携を強化し、研修の支援、町会への行政情報提供等の活動支援を実施するとともに、地域で活躍する各種団体と連携することで男性の社会参加促進にも取り組み、男女共同参画社会に根ざした地域の活性化を図ります。
所管課	区民課・文化交流推進課・高齢者福祉課・児童青少年課・総務企画課

具体的な施策	中高年世代を含めた男性の地域活動への参加促進を目的とした講座の開催
事業内容	中高年世代を含む男性の地域活動への参加促進を目的とした講座の開催、生涯学習講座を通じた地域活動を体験できる機会の提供等を行い、講座受講者の区の事業運営への参加につなげることで地域活動を促進します。
所管課	生涯学習課

I-2(3) 男女共同参画・ジェンダー平等の学習機会の提供

- 多様性とジェンダー平等に関する意識を高めるため、的確な情報を提供するとともに、学習の場と機会を設けていきます。
- 広く区民を対象とした生涯学習の場等において、多様な生き方への理解促進のための学習機会を提供します。

具体的な施策	ジェンダー平等・人権に関する情報・資料の提供
事業内容	ジェンダー平等・人権に関する情報等について、区報やホームページ・SNSへの掲載に加え、アクト21情報誌・区報人権週間特集号の発行・配布や、講演会・講座・パネル展を活用し様々な機会を通じて、参加者に必要な情報を随時提供し、意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区民の意識づくりのための講座・講演会の開催
事業内容	男女共同参画に関する講座・講演会を実施し、ジェンダー平等の理解と意識向上を促進し、地域連携の強化を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	ジェンダー平等・人権に関する図書の実施
事業内容	男女平等推進センター（アクト21）におけるジェンダー平等・人権に関する図書の充実を図り、男女共同参画・ジェンダー平等の拠点施設としての機能を向上させます。
所管課	総務企画課

I-2 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実

- 多様な生き方への理解促進を図るため、性の多様性を理解し、受け入れるための啓発活動を実施します。
- 性的マイノリティに対する偏見や差別をなくし、区民の理解を深めるため、あらゆる媒体・場所・機会を活用した広報・啓発を実施するとともに、講座やイベント等を実施します。
- 区職員や教職員が性自認・ジェンダーアイデンティティ等について理解を深め、様々な困難を抱える人々に適切に配慮・対応していくため、性自認・性的指向に関するガイドラインを適宜見直し、それに基づく研修を実施します。
- 同性パートナーシップ制度を通じて当事者の方々の社会的な困難を可能な限り解消できるよう努めるとともに、制度の周知と理解促進を図ります。
- 相談体制の充実を図るため、専門的な知識を持った相談員を配置し、個別の相談に対応できる体制を整えます。これにより、困難を抱える方々が安心して相談できる環境を提供し、必要な支援につなげられるようにします。

具体的な施策	講座、講演会等による区民への普及啓発
事業内容	性的マイノリティに関するパネル展・写真展や人権週間講演会を実施し、参加者の多様性に関する意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	職員研修の実施
事業内容	職員向け人権研修の中に性自認・性的指向に関するガイドライン研修を組み入れ、性の多様性や多様な生き方への職員の理解を深め、配慮すべき事項等に関する意識を高めます。
所管課	職員課・総務企画課

具体的な施策	教職員研修の実施
事業内容	教職員を対象に階層別人権教育研修を実施し、校長・副校長向けにLGBTQ理解を啓発し、児童・生徒への理解促進の重要性を確認します。また、特別支援教育支援員研修で幼児・児童・生徒の特性への配慮を確認することにより、多様な生き方への理解促進を図ります。併せて、新任教員や区に転入した教員等を対象として、性自認・性的指向に関するガイドライン研修を実施します。
所管課	教育センター・総務企画課

具体的な施策	対応ガイドラインの作成と理解促進
事業内容	職員向けの「性自認・性的指向に関する対応ガイドライン」を適宜見直し、研修等を通じて全庁に周知することで、職員の理解促進に努めます。区民に向けては、性的マイノリティに関するパネル展・写真展を開催し、また、LGBTQ理解促進リーフレットを区内施設やパネル展で配布し理解促進に努めます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	性自認・ジェンダーアイデンティティを理由とする社会的な困難の解消に向けた取組
事業内容	同性パートナーシップ制度やLGBTQ理解促進に関する取組を強化し、LGBTQ当事者の性自認・ジェンダーアイデンティティに起因する社会的困難の解消に向けた意識啓発を行い、多様な性に関する理解促進を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	性自認・ジェンダーアイデンティティに関する専門相談の実施・充実
事業内容	LGBTQに関する専門相談において、性自認・ジェンダーアイデンティティに関する相談の充実を図り、より多くのLGBTQ当事者に必要な支援を行います。
所管課	総務企画課

基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する

■施策の方向性

1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実

配偶者等からの暴力、性暴力、職場や地域におけるハラスメントは、いずれも重大な人権侵害であり、区民の安心・安全な生活を脅かすものです。こうした行為を決して許さないという社会的認識を広めるとともに、被害の未然防止と早期発見に取り組むことが必要です。

そのために、DV暴力被害等に関する相談体制の拡充、関係部署や関係機関等との連携強化を進め、被害者が安心して支援を受けられる環境を整えます。また、職場や地域におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど多様な形態のハラスメント防止に向けた啓発や事業者支援を進め、誰もが尊厳をもって働き、暮らせる社会を目指します。

2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備

経済的困難、ひとり親家庭、就労や居住の不安、孤立等、複合的な課題を抱える女性が増えており、切れ目のない包括的な支援が求められています。特に、困難な問題を抱える女性支援法の施行を受け、自治体としても地域における相談体制の整備や自立した生活を送るための援助等、多面的な体制づくりが急務となっています。

そこで、地域で適切な相談が受けられるよう、相談窓口の充実、関係機関との緊密な連携を図るとともに、ひとり親家庭への生活支援や就労支援等を強化します。さらに、支援が届きにくい女性や若年層のための周知・啓発を強化し、安心して地域で生活できる地域社会をつくりまします。

■基本目標Ⅱの指標

No	指標	現状値	目標値
1	配偶者や交際相手等の間でのあらゆる暴力について、暴力に当たると考える割合	71.5% (令和6(2024)年度)	100% (令和12(2030)年度)
	※区政世論調査における配偶者や交際相手等の間での行為に関する調査項目。全ての暴力行為について「どんな場合でも暴力に当たる」と回答する割合		

■施策

1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実

II-1 (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

- 配偶者等暴力は、周囲の認識不足等により発見が遅れることが多くあることを踏まえ、正しい知識と認識の普及啓発を図ります。
- 被害者の意思を尊重しながら、相談から生活再建まで、総合的・継続的な支援につなげていきます。
- 被害者の情報の管理を徹底し、加害者等からの問合せ等に対して毅然とした対応を図っていきます。
- 被害者本人並びに被害者の子ども及び親族等の安全を確保し、適切な支援を行うため、東京都や警察を始めとする関係機関と連携して取り組んでいきます。
- 被害者に寄り添い、様々な相談を受ける中で課題を解決していくため、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関で緊密に連携し、被害者を支援していきます。

具体的な施策	広報や啓発活動の推進
事業内容	配偶者等からの暴力防止と被害者支援のため、区報やホームページで情報発信を強化します。デートDV防止講座や啓発パネル展示を実施し、DV被害者支援者養成講座（初級）や区イベントでのパープルリボン活動を通じて、暴力を許さない地域社会のための啓発を推進します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	被害者の安全確保及び自立支援
事業内容	DV被害者の安全確保に努め、安定して自立した生活のために関係機関と連携を取りながら、寄り添った支援を行います。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	被害者情報の適切な管理
事業内容	被害者情報の適切な管理を行うとともに、住民基本台帳の閲覧や住民票の交付の申請内容を厳格に審査します。また、税や健康保険等の情報を適切に管理し、警察や他自治体との連携を通じて、加害者からの問い合わせに対し毅然とした対応を行います。
所管課	戸籍住民課、税務課、国保年金課

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	被害者の安全確保のための体制整備・関係機関の連携強化
事業内容	被害者の安全確保のため、配偶者暴力相談支援地域協議会を開催するとともに、要保護児童対策地域協議会や困難女性支援調整会議との合同開催を行い、関係機関の連携強化に努めます。また、緊急一時保護や生活支援、手続き代行を実施し、他自治体や医療機関との連携を図るとともに、通報先や相談窓口を周知してDV被害の早期発見に努め、被害者支援体制の充実を図ります。
所管課	子育て支援課・子ども家庭総合センター・総務企画課

具体的な施策	子どものケア体制の整備
事業内容	ひとり親の保護者からの相談に応じて、子どもの養育に課題がある場合には必要に応じて適切な施設への入所を勧め、施設内カウンセリングを提供します。また、暴力を目撃した子どもへの心理的なケア体制を推進するため、民間団体と連携した母子並行プログラムの実施等、子どもの健やかな成長を支援するための体制を整備します。
所管課	子育て支援課・子ども家庭総合センター・総務企画課

II-1 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実

- 配偶者等暴力、児童虐待、性被害等の被害者が、地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知や相談窓口相互の緊密な連携を図り、的確な支援を行っていきます。
- 配偶者等暴力への正しい理解と被害者の二次被害防止のため、職員の資質の向上を図るとともに、被害者の多様なニーズに対応できるよう、相談支援・職員対応に関する研修を実施します。
- 配偶者等暴力の未然防止・早期発見から相談・保護・自立まで、総合的かつ継続的に支援できるよう、関係機関同士の連携強化等、配偶者暴力相談支援センター機能の更なる充実を図ります。

具体的な施策	相談体制の充実
事業内容	配偶者や親族からの暴力に対する相談を実施します。「アクト21こころと生き方・DVなんでも相談事業」や区民相談、民生委員による地域の見守り活動やあらかわひきこもり支援ステーション、おとしよりなんでも相談等において、様々な困難に対応できるよう相談体制の充実を図り、幼少期から高齢者等、幅広い世代への相談体制を充実させます。
所管課	総務企画課・子育て支援課・区民課・福祉推進課・高齢者福祉課 児童青少年課教育センター・子ども家庭総合センター

具体的な施策	情報提供の充実
事業内容	暴力被害等に関する相談体制の充実と情報提供の強化を図るため、相談窓口を周知するチラシやポスターの配布、区報・ホームページへの情報掲載等を行うとともに、窓口での分かりやすい情報提供を実施します。さらに、DV防止に関するパネル展を開催する等、あらゆる機会をとらえた啓発の充実を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	研修の実施
事業内容	配偶者暴力相談支援地域協議会でDV被害の理解に関する講義を行うとともに、区職員向けの研修や人権研修を通じて、職員のDV被害者支援に関する意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課・職員課・子育て支援課

具体的な施策	配偶者暴力相談支援センター機能の充実
事業内容	配偶者相談支援センターや関係機関との連携、相談体制の充実を図ることにより、相談につながりやすい環境づくりを行い、被害の潜在化の防止や早期発見を図ります。
所管課	総務企画課・子育て支援課

II-1 (3) ハラスメントの防止

- 全ての人々が安全で人権が尊重される環境で生活し、働くことができるようにするため、ハラスメントに関する理解を深め、意識を啓発する研修を実施します。
- 職場や地域におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発や情報提供を推進していきます。

具体的な施策	ハラスメント防止に関する意識啓発と情報提供
事業内容	ハラスメントに対する相談を受けるため、「アクト21 ことごと生き方・DVなんでも相談事業」を実施します。また、パネル展や区報特集号に啓発記事を掲載する等により、ハラスメント防止に関する意識啓発を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	研修・講座の実施
事業内容	DV被害者支援者養成講座（初級）を民生委員を対象に悉皆研修として実施することにより、DVだけでなく、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント等に関する意識啓発を図り、支援につなげていきます。
所管課	総務企画課

コラム

～困難な状況にある女性を支えるための法律～
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

この法律は、女性が日常生活や社会生活を営む中で、「女性であること」によって直面しやすい様々な困難な問題を抱える、またはその可能性がある場合に、福祉の増進、自立支援及び人権の尊重の観点から支援体制を整備することを目的としています。

対象となるのは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）です。

行政・地域・区民が協力し、支援を必要とする女性が「相談できる」「つながれる」「安心して回復・自立できる」場を整えることが、この法律を生かす鍵となります。男女共同参画の視点からも、この法律は「女性だけを支援する」という枠を超え、性別・年齢・障がい・国籍などにかかわらず、誰もが尊厳をもって暮らせる地域社会づくりにつながるものと言えます。

2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備

II-2 (1) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭が、それぞれの状況に応じて最適な支援を受けられるよう、多様な支援が包括的に提供される体制の整備を図ります。
- 家庭生活における諸問題についての相談、就労や経済的な支援等をはじめ、ひとり親家庭への支援策を推進し、安心して自立して暮らせる社会の実現に取り組めます。

具体的な施策	相談事業の実施（女性相談・就労相談・家庭相談・母子相談）
事業内容	母子・父子自立支援員や就業支援専門員、家庭相談員が、住まいや就労、離婚や養育費等の様々な相談に応じ、一緒に課題の整理を行って適切な支援につなげます。また、関係部署と連携し、ひとり親家庭及びこれからひとり親家庭になる保護者が気軽に相談できる体制の充実を図ります。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭への自立支援事業の実施
事業内容	就業支援専門員が自立支援プログラムを策定し、資格取得支援や高卒認定のための学び直し支援等、様々な就労支援につなげることにより、ひとり親家庭の安定した生活のための継続的な支援に取り組めます。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭休養ホーム事業の実施
事業内容	ひとり親家庭が親子での体験機会を共有できるよう、廉価により日帰り又は宿泊でレクリエーション施設を利用できるよう助成し、心身のリフレッシュを促します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭サポート事業の実施
事業内容	ひとり親家庭の保護者の急な残業や体調不良時等に家事や育児を支援するヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の育児負担の軽減と安定した生活の維持を支援します。
所管課	子育て支援課

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	母子生活支援施設への入所支援
事業内容	困難な状況に置かれた母子世帯に対し、母子生活支援施設への入所を支援することで住環境と生活の安定を図るとともに、心身と生活を安定するための相談・援助等、子どもたちの健やかな成長と自立に向けた支援を行います。
所管課	子育て支援課

II-2 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実

- 令和6（2024）年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、対象者を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」としています。
- 困難な問題を抱えた女性が地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知や相談窓口相互の緊密な連携を行うとともに、的確な支援を行っていきます。
- 困難な問題を抱えた女性がそれぞれの状況に応じて適切かつ円滑に支援を受けられ、その福祉が増進されるよう、関係機関同士の連携強化を図ります。

具体的な施策	相談体制の充実
事業内容	DVや居所喪失など、困難な問題を抱える女性からの様々な相談に応じ、関係機関と連携を取りながら自己決定を尊重して必要な支援につなげることにより、女性の安全で安定した生活をサポートします。
所管課	子育て支援課・総務企画課

具体的な施策	情報提供の充実
事業内容	困難な問題を抱える女性に関する相談窓口の周知、情報提供、パネル展の実施等、様々な事業周知活動及び支援体制の強化を図ることにより、安心して安定した生活ができる地域環境づくりに向けた意識の向上を目指します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	困難な問題を抱える女性支援調整会議の設置
事業内容	困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、関係機関や民間団体等で構成される支援調整会議を設置し、女性が安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。
所管課	子育て支援課・総務企画課

具体的な施策	予期せぬ妊娠や特に支援が必要な妊産婦への支援の充実
事業内容	予期せぬ妊娠や経済状況等により見守りが必要な妊産婦について、関係機関が連携し、妊娠期から産後や育児に至るまで、支援を継続して行います。
所管課	健康推進課・子ども家庭総合センター・子育て支援課

具体的な施策	若者相談「わっか」の充実
事業内容	課題や悩みを抱える若者等が気軽に相談できるよう、電話やメールのほかSNS等を活用した相談体制の充実を図り、適切な支援につなげていきます。また、若者等が安心して過ごすことができる居場所づくりについて、検討・実施していきます。
所管課	児童青少年課

具体的な施策	生理用品の無償配布
事業内容	経済的な理由等により生理用品を購入できない「生理の貧困」に関わる取組として、区施設で生理用品を無償配布します。区立小・中学校でも、小・中学生が安心して学校生活を送れるよう、トイレに生理用品の設置をします。
所管課	総務企画課・子育て支援課・学務課

基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る

■施策の方向性

1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成

仕事と家庭生活を調和させる意識を社会全体に広めるため、ワーク・ライフ・バランスを推進する仕組みの充実や啓発を進めるとともに、幅広い世代が地域や社会活動への参画意識を高めることにより、仕事と生活の調和がとれ、一人一人が充実感を得られる環境づくりをめざします。

2 家庭における役割分担の見直し

家庭生活においては依然として家事・育児の負担が女性に偏る傾向がありますが、この要因の一つとして無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、男女共同参画の実現に向けて障壁となっていることから、性別にかかわらず家族が役割を分担し協力し合う意識を育てるとともに、多様な子育ての在り方を支援し、安心して家庭生活を営める環境を整えることで、家族全体の暮らしやすさを向上させます。

3 誰もが働きやすい環境づくり

働く場における男女の格差解消と多様な働き方の尊重は、経済的自立と社会参加の前提となることから、誰もが安心して働き続けられる職場環境や多様な働き方を推進し、女性の活躍を支える取組を拡充するとともに、就労支援の充実を図ります。また、就労に関する情報提供や相談窓口の充実、起業や開業への支援を推進し、多様なキャリア形成の選択肢を広げます。

4 ライフステージに応じた健康づくり

健康は、就労や生活の基盤であり、生涯を通じた支援が不可欠であることから、あらゆる世代に分かりやすい健康情報を提供し、心身の相談やサポート体制を充実させます。また、特に女性については、ライフステージごとに健康上の課題が変化することを踏まえ、ライフステージに応じた健康増進を支援します。

5 様々な人に配慮した危機管理対策の促進

災害や緊急時には、性別や年齢、障がいの有無、家族構成等によって必要とされる支援が異なることから、危機管理対策に多様な視点を取り入れ、避難所や地域での支援体制を整備することで、誰もが安心して避難・生活できる環境を確保します。また、災害時に孤立しがちな人を支える相談・支援の仕組みを整え、共助による安心な地域社会を築きます。

■基本目標Ⅲの指標

No	指標	現状値	目標値
1	ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合	28.5% (令和6(2024)年度)	45.0% (令和12(2030)年度)
	荒川区民総幸福度（GAH）調査におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査項目。5段階評価で仕事と生活とのバランスが取れていると感じている上位2段階（選択肢5・4）を選択する人の割合		
2	男女の地位の平等意識（職場）	25.8% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)
	※世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合		
3	家庭内で家事労働が家族で分担できていると感じている人の割合	24.5% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)
	※世論調査における家庭内における役割分担意識に関する調査項目。家事（炊事・洗濯・掃除など）が家族で分担できていると回答する割合		

コラム

気づいていますか？
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

私たちは、これまでの経験や周囲から見聞きしてきたことをもとに、知らず知らずのうちに「こうあるべき」と思い込んでしまうことがあります。

こうした無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、完全になくすことは難しいかもしれません。けれども、気づかないまましていると、自分や周りの人の可能性を狭めたり、誰かを傷つけてしまうことがあります。

たとえば「家庭」「職場」など、身近な場面にも思い込みが潜んでいます。

■家庭・コミュニティーで

- ✓ 女性は結婚によって経済的に安定を得る方が良い
- ✓ 共働きでも男性は家庭より仕事を優先するべきだ
- ✓ デートや食事のお金は男性が負担すべきだ

■職場で

- ✓ 育児中の女性は重要な仕事を担当すべきでない
- ✓ 組織のリーダーは男性の方が向いている
- ✓ 受付やお茶出しは女性の仕事だ

誰もがこうした思い込みを持つ可能性があります。「本当にそうだろうか？」と一度考えてみるのが、思いやりと気づきのある社会への第一歩です。

1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成

Ⅲ-1 (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり

- ワーク・ライフ・バランスについて、性別や年代によって、その捉え方や考え方が大きく異なることを踏まえたより効果的な啓発を進めていきます。
- 区民や区内事業者への個別での働きかけに加え、講座や講演会の実施、パンフレット等を活用した情報提供等を通じて、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

具体的な施策	区民・区内事業者への情報提供と意識啓発
事業内容	男女平等推進センター（アクト21）発行の情報誌を区内事業所に配布して事業者への意識啓発を行うとともに、専門家によるテレワーク・デジタル化推進の助言及び企業相談員による関連情報提供を実施することにより、区内事業所の働き方改革を支援します。
所管課	総務企画課、産業振興課、経営支援課

具体的な施策	理解を深めるための講座・講演会の開催
事業内容	区民や区内事業者を対象に、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する講座・講演会を実施し、仕事と家庭生活を調和させる意識の醸成を図ります。
所管課	総務企画課

Ⅲ-1 (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり

- 幅広い世代が地域や社会活動への参画意識を高め、仕事と生活の調和を図り、充実感が得られる環境づくりを進めるため、若年層や働く世代が地域・社会活動に参加しやすくなるよう、幅広い世代向けに情報提供や啓発を行っていきます。地域・社会活動への参加のきっかけづくりや活動の充実を図るため、必要な知識等について学習する機会を提供します。
- 区民の身近な生活に関わる地域づくりや区政への関心を高め、一人一人が知識等を活かしながら地域・社会活動に参画する機運を高める取組を推進します。

具体的な施策	地域活動・ボランティア活動やNPO等の活動情報提供
事業内容	地域活動サロン「ふらっと.フラット」の運営支援や、生涯学習センターでの講座の開催、ポスター掲示、ボランティアに係る情報コーナーの設置等を通じて、地域活動団体を支援し、区民の参画促進と多様な活動の活性化を図ります。
所管課	文化交流推進課、生涯学習課、総務企画課

具体的な施策	生涯学習活動に関する情報提供
事業内容	社会教育指導員・社会教育主事による生涯学習に関する情報提供や個別相談の実施、地域や人々をつなぐことを目的とした地域活動イベントを開催することにより、生涯学習への参加促進と地域活動の活性化を図ります。
所管課	生涯学習課

具体的な施策	生涯学習センターにおける地域活動参加につなげる講座の実施
事業内容	学びを通して地域の方と知り合い、地域とつながり、「地域活動」のきっかけを作る大人の学び場である「荒川コミュニティカレッジ」の運営を通じ、地域活動への参加促進を行います。
所管課	生涯学習課

具体的な施策	区民が参画しやすい活動の場の運営を可能にする仕組みづくり
事業内容	区民参画、協働・参加型の事業運営方法について各課で実施している事業を調査・分析し、そのノウハウを共有することで、より効果的な区民参画の促進と、事業運営の質向上を目指します。
所管課	関係各課

2 家庭における役割分担の見直し

Ⅲ-2（1）家庭生活における男女平等意識の推進

- 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加に向けて、講座の実施等により意識啓発を推進します。
- 介護者の負担軽減を図り、家庭生活と仕事等を両立し、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

具体的な施策	男性の家事・育児・介護等への積極的な参加に向けた情報提供と意識啓発
事業内容	男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、男性の家事・育児・介護等への参加の視点を取り入れた講座を開催するほか、アクト21インフォメーションを活用した啓発活動を行うことにより、家庭と職場の両立を促進します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	男性の育児への参画に向けた講座の実施（ハローベビー学級・新米パパ講座）
事業内容	妊娠中や産後の不安解消を目的とした両親学級や父親向けの講座を対面・オンラインで開催することにより、男性の育児への参画を促すとともに、夫婦間の協力体制の強化を促進します。また、講座等の場を通じて、参加者同士の交流の促進を支援し、不安や孤立の解消につなげます。
所管課	健康推進課

具体的な施策	介護者への支援の実施
事業内容	医療福祉相談事業、特別養護老人ホーム入所申請手続き支援、家族や介護者からの医療保険福祉等の相談の実施、障がい者緊急一時保護等のサービス提供等を通じて、介護者の負担軽減を図り、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。
所管課	高齢者福祉課・障害者福祉課

Ⅲ-2（2）多様な子育て支援

- 多様な保育ニーズに対応するため保育サービスの更なる充実を図るとともに、在宅で育児をしている保護者に対する支援を行います。
- 子育てを地域全体で支援する体制を充実するとともに、子育て中の保護者が地域で交流する場の提供や一時的な保育の実施により、保護者の負担軽減や育児不安解消のための取組を推進します。

具体的な施策	父親の育児に関する情報提供
事業内容	父親の育児に役立つ資料配布や父親向け講座の開催、ゆりかご面接や新生児訪問での相談対応を行うことにより、父親の育児参加促進と子育てにおける夫婦の協力を支援します。また、講座等の場を通じて、父親同士の交流を促進します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	家庭教育学級（乳幼児コース・小・中学生コース）
事業内容	乳幼児、小・中学生、PTA向けに家庭教育学級を開催することで、保護者の育児・教育に関する知識・技能向上を支援し、子どもたちの健やかな成長を育む家庭環境づくりを促進します。
所管課	生涯学習課

具体的な施策	子育て中の多様な悩み・不安に対応する相談体制の充実
事業内容	女性相談、ひとり親相談、家庭相談、資格を持った専任スタッフが24時間対応する電話相談に加え、関係機関との連携を通じて子育て中の様々な悩みや不安に対応するとともに、必要な情報や支援を提供することにより、安心して子育てができる環境づくりを促進します。
所管課	子育て支援課・子ども家庭総合センター・健康推進課

具体的な施策	親の子育て力支援事業
事業内容	保護者向けの子育て支援カウンセラーによる相談事業の実施や子育ての悩み・不安を互いに話し合う場の提供等を通じて、親子関係形成を促し、子育ての孤立防止と保護者の意識向上を図り、より良い子育て環境づくりを支援します。
所管課	児童青少年課

具体的な施策	乳幼児の親が安心して外出できる環境の整備
事業内容	「あらかわベビーステーション」の設置や、店舗等を経営する事業者向けに「(仮称) 子ども・子育て世代に優しい施設のガイドライン」を作成・周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境を整備します。
所管課	子育て支援課

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	保育サービスの更なる充実
事業内容	多様な保育ニーズへの対応と子育て中の保護者の負担軽減を図るため、0歳児保育や病児・病後児保育の拡大等保育サービスの更なる充実を図ることで、子育てと就労等の両立を支援します。
所管課	保育課

具体的な施策	地域における子育て支援（ファミリー・サポート・センター事業）
事業内容	ファミリー・サポート・センター事業を通じて地域の協力会員による一時預かりや送迎等の支援を提供することにより、子育て中の保護者の負担軽減を図り、仕事と育児の両立を支援するとともに、協力会員の養成を通じて地域における子育て支援体制を強化します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
事業内容	保護者の育児疲れや疾病等により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった0歳から中学生までの子どもを預かることにより、子どもとその家族の福祉の向上を図り、多様な子育てを支援します。
所管課	子ども家庭総合センター

具体的な施策	親子ふれあいひろば
事業内容	年齢に応じた乳幼児タイムや異年齢交流、小・中交流事業を実施することにより、子どもたちの社会性や協調性を育むとともに、世代間交流を促進し、地域全体で子どもたちを育む環境づくりを支援します。
所管課	児童青少年課・区民施設課

具体的な施策	子育て交流サロン事業
事業内容	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流の場を提供することにより、育児中の孤立の解消と親同士の交流を通じて子育ての不安や悩みの解消を図るとともに、子育て家庭を地域で支える取組を支援します。また、保護者がより気軽に立ち寄り、相談・交流できるような環境づくりを行います。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	放課後等の児童への支援事業
事業内容	放課後等に適切な遊びと生活の場を提供する学童クラブ、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供するにこにこすくーる、それらを総合的に展開する放課後子ども総合プランの実施により、放課後等の子どもの居場所を提供するとともに、児童が安心して健やかに過ごせるよう、サービスの質や利便性の向上を図ります。
所管課	児童青少年課

具体的な施策	子どもの居場所づくり事業の実施
事業内容	食事の提供や学習支援、親に対する養育の知識や情報提供、アウトリーチによる支援等を行う子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対し、経費の一部を補助します。支援を必要とする子どもたちの居場所を提供することにより、子どもたちの健全育成を支援します。
所管課	子育て支援課

3 誰もが働きやすい環境づくり

Ⅲ-3 (1) 安心して働き続けられる環境の推進

- 誰もが安心して働き続けられる環境を整備するため、小規模事業者が多い地域特性も踏まえ、区内事業者へ多様な働き方に関する情報提供や提案を行います。
- 区が事業者の立場として区内事業者の先導的な役割を果たすため、多様な働き方ができる職場環境を整備します。

具体的な施策	企業・労働者への多様な働き方の提案
事業内容	男女平等推進センター（アクト21）発行の情報誌を区内事業所に配布し、事業者への意識啓発を行うとともに、企業相談員による巡回訪問等を通じて区内事業者へのテレワークやデジタル化推進等、多様な働き方に関する情報提供と提案を行います。
所管課	総務企画課・産業振興課・経営支援課

具体的な施策	東京都の取組や労働関係法等の周知
事業内容	東京都の働き方改革に関する取組や労働関係法等について、男女平等推進センター（アクト21）での資料配布等を通じて周知を行うことにより、区民の意識啓発を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	多様な働き方の推進
事業内容	区が事業者の立場として区内事業者の先導的な役割を果たすため、テレワークや時差勤務、ICTや外部人材の活用等、職員・教職員の柔軟な働き方を推進し、健康の維持増進と働きがいのある職場環境を整備します。
所管課	職員課・教育総務課

Ⅲ-3 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援

- 女性の活躍を推進するため、区民・区内事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスを推進する意義やメリットを広く周知するとともに、柔軟な働き方に対応した職場環境整備を促します。
- 区内事業者へ様々な支援を実施することにより、多様な人材が働きやすい職場環境の整備を促進します。

具体的な施策	育児・介護休業支援制度の取得促進及び職場環境見直しについての区内事業者への働き掛け
事業内容	区内事業所向けにワーク・ライフ・バランスの啓発用リーフレットや情報誌を作成・配布することにより、育児・介護休業支援制度の取得促進や柔軟な働き方等についての啓発を行い、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	ワーク・ライフ・バランスを促進する企業への支援
事業内容	多様な人材が働きやすい職場環境整備に必要な設備の設置に対して補助すること等を通じ、企業の生産性向上と企業価値向上、企業のワーク・ライフ・バランス推進を支援し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを促進します。
所管課	経営支援課

Ⅲ-3 (3) 事業主団体等との連携強化

- 各地域における女性の活躍を地域ぐるみで応援するための協議の場として、荒川区男女共同参画社会推進区民会議に区内事業者の参画を求め、連携を強化し、効果的な取組を推進していきます。

具体的な施策	荒川区男女共同参画社会推進区民会議の設置
事業内容	男女共同参画社会推進区民会議に区内事業者が参加することにより、企業と行政、地域住民との連携を強化し、区民全体で男女共同参画社会の実現に向けて取り組む体制を構築します。
所管課	総務企画課

Ⅲ-3 (4) 就労に関する支援事業の充実

- 就職や仕事と家庭の両立支援に関する情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 子育て中の方の再就職や仕事と子育てを両立する働き方を一人一人の状況に合わせて支援するとともに、再就職を目指す方へスキルアップやキャリアアップにつながる取組を行います。
- 就労意欲の高い高齢者や障がい者、厳しい雇用環境に置かれている若年層の就労支援につながる取組を行います。

具体的な施策	仕事と家庭の両立支援に関する情報提供
事業内容	ホームページ、情報誌、パネル展、資料配布、JOBコーナー町屋での情報提供等、様々な媒体を活用して就職や仕事と家庭の両立支援、柔軟な働き方等に関する情報を広く区民に発信し、理解促進を図ります。
所管課	就労支援課・総務企画課

具体的な施策	女性の再就職支援のためのセミナー等の実施
事業内容	女性向け就労支援コーナーの設置、就労支援セミナー等を通じて再就職も含めた女性の就労支援を強化することにより、女性の経済的自立を促進し、多様な働き方を支援します。
所管課	就労支援課・総務企画課

具体的な施策	JOBコーナー町屋の運営
事業内容	身近な職業相談・職業紹介等の場としてJOBコーナー町屋において職業相談・紹介、内職相談・紹介等を行うことにより、女性を含めた就労機会の拡大を図り、誰もが能力を活かして活躍できる社会の実現を目指します。
所管課	就労支援課

具体的な施策	ひとり親家庭への自立支援事業の実施【再掲】
事業内容	就業支援専門員が自立支援プログラムを策定し、資格取得支援や高卒認定のための学び直し支援等、様々な就労支援につなげることにより、ひとり親家庭の安定した生活のための継続的な支援に取り組みます。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	おしごと相談の窓口の運営
事業内容	おしごと相談の窓口において、就職活動に関する相談や、出産・育児・介護を機に離職した女性の再就職活動・両立支援の相談を受け付け、就職活動をサポートします。また、就労中の方が抱える家庭と仕事の両立に関する悩みや今後のキャリア不安を解消し、誰もが能力を活かして活躍できる社会の実現を目指します。
所管課	就労支援課

具体的な施策	女性の自立や生活に関する相談の実施（アクト21ところと生き方・DVなんでも相談、女性相談）
事業内容	「アクト21ところと生き方・DVなんでも相談事業」や女性相談の中で就労に関する助言等を行うことにより、女性が抱える様々な悩みや困難への支援を行い、女性の自立と安心して暮らせる環境づくりを行います。
所管課	総務企画課・子育て支援課

Ⅲ-3（5）起業家の支援

- 女性を含めた起業を推進するため、区内で起業しようとする方を対象とした講座を開催する等により、ノウハウや情報を提供します。
- 起業予定者、起業後間もない事業者に対して、継続的に相談・アドバイスを行い、事業者の成長支援と経営基盤の強化を図ります。

具体的な施策	起業家支援のための講座の実施（創業支援事業・相談事業・講義・セミナーの開催等）
事業内容	起業に関する相談の実施に加え、ビジネスプランの作成知識等を学ぶセミナーや起業家交流会、若者向けワークショップ等を開催することにより、起業を志す方の支援を強化し、新たなビジネスチャンスの創出と地域経済の活性化を促進します。
所管課	経営支援課

4 ライフステージに応じた健康づくり

Ⅲ-4 (1) 健康づくりに関する情報提供

- 働き方や生活の基盤である健康について意識啓発を図るとともに、特に女性のライフステージに応じた健康づくりの意識向上を図るため、情報提供・意識啓発を行います。

具体的な施策	健康に関する冊子の発行、講演会、健康教育等の情報提供
事業内容	健康づくりや介護予防に関する講演会開催のほか、区報での特集、パンフレットやチラシ、ウォーキングマップ、リーフレット等の配布を通じて、健康情報や健康づくりに関する情報を提供し、区民の健康意識向上を図ります。
所管課	高齢者福祉課・健康推進課

具体的な施策	H I V・性感染症に関する検査・相談、啓発、情報提供
事業内容	H I V・性感染症予防に関する講演会、区報での予防情報の提供等の啓発活動のほか、保健師による相談、無料・匿名での検査等を実施することにより、性感染症に関する正しい知識の普及と予防意識の向上を図ります。
所管課	保健予防課

Ⅲ-4 (2) こころや身体についての相談の実施

- ストレスを原因とするこころや身体の不調を抱える人が増加している状況を踏まえ、メンタルヘルスの相談体制の充実を図ります。

具体的な施策	こころと生き方・DVなんでも相談の実施
事業内容	「アクト21 こころと生き方・DVなんでも相談事業」を実施することにより、家族関係や仕事、人間関係や生き方など様々な悩みを抱える方に専門の相談員がカウンセリングを行い、安全で安心して暮らせる環境づくりを行います。
所管課	総務企画課

具体的な施策	こころの健康相談の実施
事業内容	精神科医や保健師による心の健康に関する相談窓口「こころの健康相談」を実施することにより、心の病気を抱える人やその家族への支援体制を強化し、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。
所管課	健康推進課

Ⅲ-4 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進

- 自らの健康について正しい情報や知識を習得し、自己管理を行えるよう、健康増進のための取組を推進し、世代に応じたところと身体健康づくりを支援します。

具体的な施策	生活習慣病予防（疾病予防、健康増進）
事業内容	健康増進計画に基づき、健康ポイントアプリの活用により、健康に関する意識啓発と運動習慣の獲得を促し、男性を含む幅広い年齢層の健康増進を支援します。また、体組成計と血圧計を設置したまちなか測定コーナーの設置、健康情報提供店による健康情報の提供、禁煙支援、健康体操の普及、健康づくり講座等を通じて生活習慣病予防に関する啓発活動を行い、区民の健康意識向上を促進します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	女性の健康づくり講演会の実施
事業内容	プレコンセプションケア ^{※3} や更年期等に関する正しい知識普及のための講演会を実施します。これにより、女性の健康維持と社会参加促進を図ります。
所管課	総務企画課・健康推進課

具体的な施策	女性の健康の啓発
事業内容	女性の健康への理解促進のため、毎年3月に実施される「女性の健康週間」において普及啓発を行うとともに、講演会やパネル展示、キャンペーン等を開催します。
所管課	健康推進課

Ⅲ-4 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援

- 出産や育児等による健康上の影響が大きい女性が、安心して妊娠・出産・子育て期を健康で明るく過ごせるよう、検診や講座の実施、指導等の支援を行います。

^{※3}プレコンセプションケア：性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を行うよう促すこと。

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	妊娠・出産に関する支援（ゆりかご面接、母子健康手帳交付、妊婦健診、妊産婦訪問指導）
事業内容	妊娠届出時のゆりかご面接に加え、妊娠後期のアンケート、面談、電話相談、訪問を実施するほか、健診費用補助等を通じて切れ目なく支援を行い、妊婦の不安解消を図り、安心して出産・育児ができるよう支援します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	周産期うつ対策
事業内容	ゆりかご面接や新生児訪問、産婦健診、1か月児健診時に産後うつに関するアンケート等を実施し、周産期うつ病の早期発見を行い、必要に応じた受診勧奨やサービス調整を行うことで妊娠中及び産後のメンタルヘルス対策を強化します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	不妊・不育に関する支援
事業内容	ゆりかご面接や新生児訪問、産婦健診、1か月児健診時に産後うつに関するアンケート等を実施し、周産期うつ病の早期発見を行い、必要に応じた受診勧奨やサービス調整を行うことで妊娠中及び産後のメンタルヘルス対策を強化します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	入院助産措置の実施
事業内容	経済的な理由で病院に入院できない妊産婦に対し、入院費用を助成することにより、安心して出産や療養に専念できるよう支援します。相談時には家庭状況に応じて必要な支援機関につなげることにより、妊産婦の健康と安全を守ります。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	妊娠・出産・子育てに関する相談の実施
事業内容	精神科医や保健師による「ママのこころの相談」において子育て中の母親が抱える心の悩みや不安に寄り添い、必要なサポートを提供することにより、母親のメンタルヘルスの安定を支援します。また、子どもと子育ての総合的な相談機関である子ども家庭総合センターの体制強化を進め、安心して健やかな暮らしが送れる環境づくりを促進します。
所管課	健康推進課・子ども家庭総合センター

コラム

プレコンセプションケア
～理想の人生を健康からデザインする、自分メンテ
ナンスの新常識～

「プレコンセプションケア」という言葉を聞いたことがありますか。

これは、将来の妊娠や出産を「いつか」と考えるのではなく、「今」をより健やかに過ごすための自分メンテナンスのことで、理想の人生を形にするための、新しい健康の常識です。

バランスの良い食事、適度な運動、定期的な健診……。こうした日々の積み重ねは、将来のあなた、そして未来の新しい命を守る力となります。

荒川区では、専門医による講演会など、あなたの「これから」の健康作りをサポートしています。

性別やパートナーの有無に関わらず、自分の体を知り、大切にすることが自身の健康を維持する第一歩となります。

5 様々な人に配慮した防災対策の推進

Ⅲ-5 (1) 多様な視点を入れた危機管理対策

- 荒川区地域防災計画をはじめとした、各種の危機管理対策について、実際の災害から得られた教訓や想定される課題等を踏まえるとともに、多様性に配慮した視点で適宜見直し、修正を行っていきます。

具体的な施策	危機管理対策への多様な視点の反映
事業内容	女性や妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等、様々な属性の人に配慮した危機管理対策を検討の上、荒川区地域防災計画をはじめとする各種計画に反映するとともに、適宜、見直しを図ります。
所管課	防災課

Ⅲ-5 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援

- 多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアル等を整備し、それに基づき、定期的に訓練を実施し、マニュアル等を改善していきます。
- 災害時に多様性に配慮した避難所運営ができるよう、性別等によるニーズの違いに配慮した環境整備や物資の備蓄等を行っていきます。

具体的な施策	多様なニーズに応じた避難所等における環境整備や備蓄物資等の充実・強化
事業内容	災害時における女性のニーズに対応するため、避難所運営委員会に女性を積極的に配置し、女性のためのスペース設置等、運営マニュアルに基づく訓練を実施します。また、着替え・授乳用テントや生理用品、おむつ、オストメイト対応トイレ等の備蓄を充実させ、多様なニーズに応じて全ての人が安心して避難所生活を送れる環境整備を進めます。
所管課	防災課

具体的な施策	避難行動要支援者への情報伝達体制の充実
事業内容	高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が災害時に確実に情報を受け取れるよう、区報、ホームページ・SNS、防災アプリ、災害情報受信機等、様々な媒体による情報伝達体制を整備し、誰もが必要な情報を入手できるよう支援します。
所管課	防災課

具体的な施策	子育て世代の避難場所の提供
事業内容	子育て世代が安心して避難できるよう、二次避難所における支援体制の強化を図ります。避難誘導訓練の実施や備蓄倉庫内の物資点検を通じて子どもを持つ家庭が安全に避難できる環境整備を進め、必要な物資の確保と適切な情報提供を行います。
所管課	総務企画課・区民施設課・児童青少年課・ゆいの森課

Ⅲ-5 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備

- 男女平等推進センター（アクト21）を中心として、災害時や緊急時における生活環境の変化による不安や悩み、女性への暴力に対する相談を受け付け、支援を実施します。

具体的な施策	災害時・緊急時の相談・支援
事業内容	「大規模災害時における男女共同参画センター相互支援システム」に加入することで、被災地外の男女共同参画センター等と連携を図り、粉ミルクや生理用品等の物資や情報の支援体制の充実を図ります。また、避難者の多様なニーズや避難生活に対する不安等に対応するため、避難者への相談体制の整備を推進します。
所管課	総務企画課・関係各課

基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する

■施策の方向性と指標

1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画・ジェンダー平等の理念を区の政策に反映していくためには、政策決定の場に多様な人材が参画することが欠かせないことから、特に女性の参画を積極的に促進するとともに、区民の意見を反映できる仕組みを整備します。

あわせて、区職員が男女共同参画・ジェンダー平等の視点を持ち、日常業務や政策形成に活かせるよう、研修や啓発を通じて意識の向上を図ります。

こうした取組により、ジェンダー平等を達成するため政策・事業・組織運営の全てのプロセスにおいてジェンダーの視点に立った対応を行う「ジェンダー主流化」を推進し、計画の実効性を高めていきます。

2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした男女共同参画推進体制の充実

区における男女共同参画推進の拠点である男女平等推進センター（アクト21）の役割を一層強化し、区民や地域団体への啓発や学習機会の提供、相談機能の充実を図るとともに、関係団体や地域の多様な主体との連携を深めます。

また、区民の意見を反映した運営を行うことで、地域に根ざした実効性のある取組を推進します。

こうした拠点機能の充実を通じて、区民が安心して学び、相談し、参画できる環境を整備し、計画全体を支える推進力とします。

■基本目標Ⅳの指標

No	指標	現状値	目標値
1	女性委員のいる審議会等の割合	91.8% (令和6(2024)年度)	100.0% (令和12(2030)年度)
	審議会等における女性委員数の割合	25.3% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)
※地方自治法（第202条の3）に定める附属機関や地方自治法（第180条の5）に定める行政委員会等に女性委員が所属している割合及び女性委員の割合			
2	区職員の管理監督者（係長・課長・部長）における女性の割合	32.8% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)
※係長級以上の区女性職員の割合			

■施策

1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

IV-1 (1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進

- 区の政策・方針決定過程の一つである各種審議会・委員会等において、女性の参画を促進します。

具体的な施策	管理監督者に向けた女性職員の育成
事業内容	区の女性職員にキャリアアップの機会提供と意識啓発を行うことにより、女性のリーダーシップ育成を図り、組織全体の活性化を目指します。
所管課	職員課

具体的な施策	審議会等における女性の参画の推進、多様な視点・意見の反映
事業内容	審議会における多様な意見を反映するため、女性や様々な経歴を持つ方を委員に積極的に選任することにより、多角的な視点からの議論を促進します。また、女性委員の参画状況を調査し、調査結果に基づき女性の参画促進に向けた課題を分析の上、今後の委員選定における改善策を検討・実施していきます。
所管課	関係各課

IV-1 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実

- 多様な区民意見を区政に反映することができるよう、あらゆる機会を通じて区民の意見を聴取するとともに、区政に反映させる機会・手段の充実を図っていきます。

具体的な施策	パブリック・コメントの実施
事業内容	区の構想・計画・制度等を策定する際にパブリック・コメントを実施し、住民からの意見を広く募集することにより、政策決定過程における透明性と公平性を高め、男女共同参画の視点を含めた多様な意見をより良い政策づくりに反映していきます。
所管課	関係各課

具体的な施策	区民の声等、広聴活動による意見の反映
事業内容	区民の意見・要望を適切に把握し、区政運営の参考とするため、区民の声や区政世論調査を実施し、多様な意見を政策づくりに反映していきます。
所管課	秘書課

IV-1 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進

- 男女共同参画の視点に立って各施策を推進していくため、区職員の意識啓発を図る取組を推進します。
- ハラスメントが社会的に許されない行為であることを区職員に広く周知徹底するとともに、未然防止に向けて意識啓発や情報提供等を行い、良好な職場環境を整備していきます。

具体的な施策	区職員の意識啓発・研修の実施
事業内容	男女共同参画に関する情報誌「アクト21インフォメーション」を通じて人権に関する情報を発信するとともに、人権研修を実施することで、区職員の人権意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	職場における旧姓使用の実施
事業内容	職場における旧姓使用を認めることにより、ライフステージの変化に対応し、結婚により姓が変わった場合でも本人が希望する姓で業務に従事できる環境を整備します。
所管課	職員課

具体的な施策	男性職員の育児休業取得の促進、育児参加の支援
事業内容	男性職員の育児参加促進のため、育児休業取得の奨励と育児支援の強化に取り組みます。職場環境の整備や制度周知に加え、育児休業取得者の事例紹介や休暇制度の広報活動を通じて、男性職員の育児参加意識の向上を図ります。
所管課	職員課

具体的な施策	ハラスメント防止基本方針の策定と推進
事業内容	職場におけるハラスメント防止のため、「荒川区職員のハラスメントの防止及び対応に関する基本方針」「荒川区職員カスタマーハラスメントの防止及び対応に関する基本方針」に基づく相談体制を整備し、職員からの相談に対応する等により、適切な職場環境の整備を継続的に実施します。
所管課	職員課

具体的な施策	ハラスメント防止の研修、意識啓発
事業内容	ハラスメントの防止と適切な職場環境の確保のため、管理職等を対象としたハラスメント防止研修を実施し、職場におけるハラスメント防止の重要性の理解促進と発生時における対処能力の向上を図ります。
所管課	職員課

具体的な施策	苦情相談処理窓口の円滑な運用と情報提供
事業内容	職員報等での周知、苦情相談窓口の案内、人権研修等での啓発を実施することにより、職員一人一人がハラスメント防止の重要性を認識するとともに、相談しやすい環境づくりを進めます。
所管課	職員課

2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした男女共同参画推進体制の充実

IV-2（1）意識啓発・相談機能の充実

- 男女共同参画に関する区民の意識を高めるため、積極的な啓発活動と学習機会の提供を推進します。
- 生きづらさを抱えている方へカウンセラーによる心のケアを行うとともに、性自認・性的指向等に関する当事者・家族・周囲の方からの悩み等を安心して相談できる体制を充実します。

具体的な施策	男女平等に関する情報の収集と提供
事業内容	男女共同参画に関する情報提供を充実させるため、男女平等推進センター（アクト21）情報コーナーの充実、区報やホームページ・SNSでの情報発信、関連図書提供等を行うことにより、男女共同参画に関する理解を深めていきます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	アクト21インフォメーションの発行、ホームページ等による啓発
事業内容	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、情報誌「アクト21インフォメーション」を発行し、YouTube配信を行うとともに、DV防止啓発カードやLGBTQパンフレット等の配布、区報やホームページ・SNSでの情報提供を充実させ、区民への理解促進を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	男女共同参画に関する講座・講演会の実施
事業内容	男女共同参画週間に合わせた講演会やパネル展、デートDV防止やDV被害者支援に関する講座等を実施することにより、男女共同参画及びDV防止に関する意識啓発を図り、より安全で安心して暮らせる社会づくりを目指します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	アクト21・こころ生き方DVなんでも相談、性自認・ジェンダーアイデンティティに関する専門相談の実施・充実
事業内容	こころと生き方・DVなんでも相談、性自認・ジェンダーアイデンティティに関する専門相談を実施し、DV被害者やその周囲の方々に専門的な相談窓口を提供し、必要な支援につなげていきます。
所管課	総務企画課

IV-2 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実

- 男女平等推進センター（アクト21）を拠点として活動している団体との連携を強化し、団体の育成を目指した取組を推進します。
- 多様な生き方を認め合う男女共同参画社会を推進するため、全庁的な連携を更に強化します。
- 家庭や地域、働く場等において、男女共同参画を着実に推進していくため、区民、区内事業者、学識経験者で構成される区民会議を開催し、毎年度、荒川区男女共同参画社会推進計画の進捗状況の点検と必要な提言を行い、その内容を随時公表します。

具体的な施策	アクト21の事業に関する区民意見の反映
事業内容	区民の意見を施策に反映させるため、男女平等推進団体を対象にアクト21の事業に関するアンケートを実施し、結果を分析し、今後の事業展開や施策に活かします。
所管課	総務企画課

具体的な施策	男女平等推進団体の育成・交流
事業内容	男女平等社会の実現を図ることを主たる活動目的とする男女平等推進団体の育成を図るとともに、団体間の交流促進を図るため交流のつどいを開催する等により、団体間の連携強化と更なる活動促進を目指します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区民参画による男女共同参画の意識づくり
事業内容	区民の意見を政策に反映させるため、講演会等でのアンケート調査を実施し、その結果を今後の事業展開に活かしていきます。また、男女平等推進団体に男女共同参画推進講座への参加を促す等により、団体活動の活性化を図り、区民参画による男女共同参画の意識づくりにつなげていきます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	人権推進事業との連携
事業内容	人権推進部門と連携して講演会等を開催することにより、男女共同参画に関する理解促進を図るとともに、多様な立場からの意見交換や情報共有を通じて、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	荒川区男女共同参画社会推進区民会議による点検の実施
事業内容	区民参加による男女共同参画推進の強化を図るため、男女共同参画社会推進区民会議を毎年度開催し、基本目標ごとの主な取組実績を報告し、改善状況について議論するとともに、会議資料をホームページで公開し、区民への情報公開と意識共有を図ります。
所管課	総務企画課

コラム

■ 荒川区男女平等推進センター（アクト21）

荒川区男女共同参画センター（アクト21）は、区における男女共同参画の推進拠点として、多様な事業や支援を展開しています。センターでは、男女共同参画やDV防止に関する講演会・講座、パネル展などの啓発事業を行い、区民が学び、気づき、行動につなげる機会を提供しています。また、情報コーナーの充実、関連図書提供、区報やホームページ、SNSを活用した情報発信、情報誌「アクト21インフォメーション」やYouTube配信などを通じて、誰もが必要な情報にアクセスできる環境づくりを進めています。



相談支援の面では、DV被害者支援や性自認・ジェンダーアイデンティティに関する専門相談、こころと生き方の相談など、多様な困難を抱える方に寄り添う相談窓口を設置し、必要な支援につなげています。また、アクト21は全国の男女共同参画センター相互支援ネットワークに加入しており、災害時には情報提供や相談支援など、必要な支援に協力する体制を備えています。

さらに、センターを拠点に活動する地域との連携を強化し、事業への区民意見の反映を図るとともに、区内事業者の参画を得て地域ぐるみで男女共同参画を推進する体制づくりにも取り組んでいます。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と点検・評価

本計画の実効性を高めるため、区は、関係部署が連携し、区内全体で男女共同参画・ジェンダー平等の視点を区政運営に反映します。

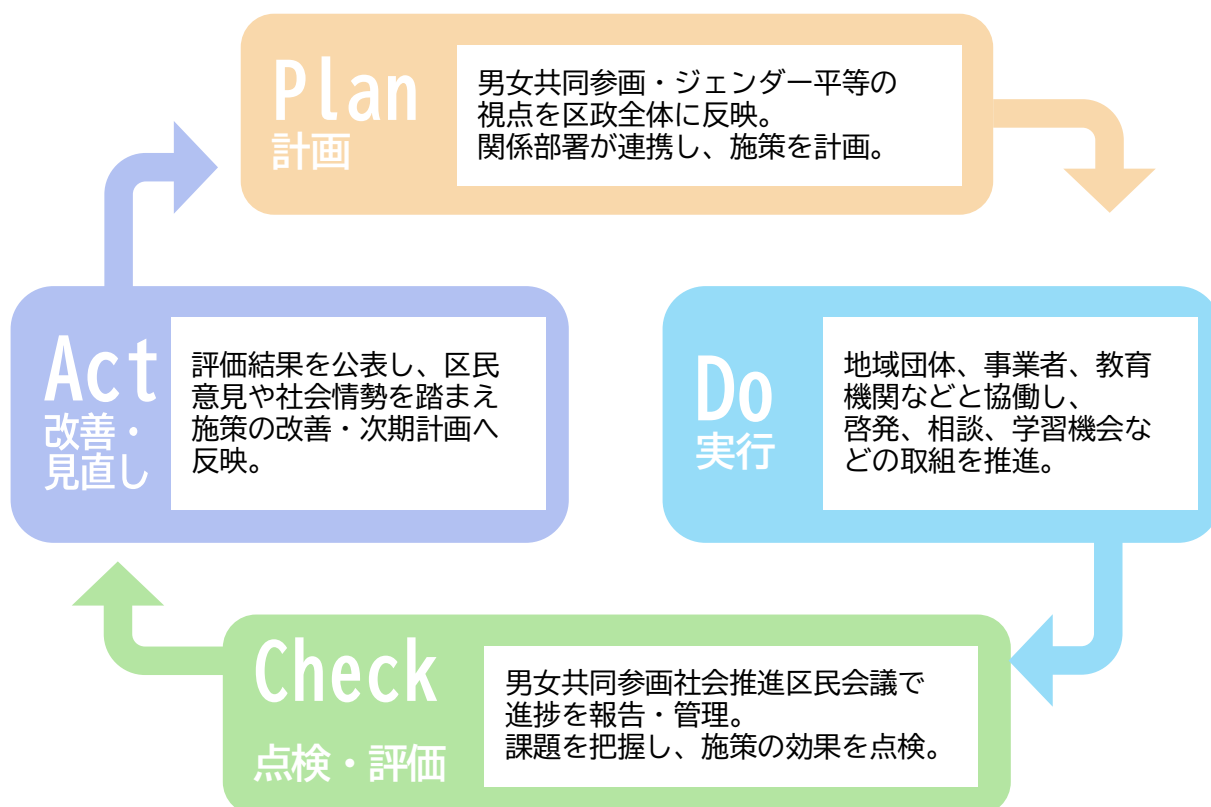
また、地域団体、事業者、教育機関など、多様な主体との協働を通じて、地域に根ざした取組を着実に進めます。

計画に掲げた施策の進捗状況については、学識経験者、区民委員、事業主団体などの幅広い関係者で構成される「荒川区男女共同参画社会推進区民会議」において定期的に報告し、進捗の管理および点検を行います。

区民会議は、区の会議体として、施策の実施状況を把握するとともに、必要に応じて課題や改善方策を検討し、計画の着実な推進を図ります。

また、PDCAサイクルに基づき、毎年度の進捗状況の点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、社会情勢や区民意見を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

さらに、男女平等推進センター（アクト21）等を拠点に、啓発、相談、学習機会の充実など、区民参画を促す活動を支援し、行政と地域が一体となって男女共同参画およびジェンダー平等の推進を進めます。



參考資料

用語解説

あ行

●アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうこと。男女共同参画の分野では、働き方や暮らし方の根底に長年にわたって形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念が課題となっている。

→コラム P. 47

●ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

→コラム P. 3

●SDGs（持続可能な開発目標）

2030年までに持続可能な社会を実現するために、国連が定めた17の国際目標。

目標5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力を強化する」ことを掲げている。また、ジェンダー平等と人権の尊重は、目標5に限らずSDGsの17すべての目標の実現に不可欠な横断的価値とされている。

さ行

●ジェンダーアイデンティティ/性自認

自分の性別をどのように認識しているかを指す概念。

「心の性」とも表現され、出生時に割り当てられた性別と一致する場合もあれば、一致しない場合もある。

なお、国際的には“Gender Identity（ジェンダーアイデンティティ）”の語が用いられ、自分がどの性のあり方に属すると感じるかという帰属意識も含む概念とされている。

→コラム P. 23

●ジェンダー・ギャップ

性別によって社会的・経済的・政治的に機会や結果に差がある状態。国際的には「ジェンダー・ギャップ指数」で各国の状況が比較される。

→コラム P. 30

●ジェンダー平等

ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

●STEM教育

Science, Technology, Engineering and Mathematics（科学・技術・工学・数学）の頭文字をとっており、理工系の教育・研究分野を示す。

→コラム P. 7

●性的マイノリティ（LGBTQなど）

多様な性自認・性的指向を表す総称の一つで、次の言葉の頭文字を取って作られた言葉。

- (L) レズビアン 女性同性愛者
- (G) ゲイ 男性同性愛者
- (B) バイセクシュアル 両性愛者
- (T) トランスジェンダー 身体の性に違和を持つ人
- (Q) クエスチョニング 性のあり方が定まっていない人、または定めていない人

た行

●男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

（男女共同参画社会基本法第2条）

は行

●ハラメント

「嫌がらせ、いじめ」を意味する。職場や日常生活

活等で、相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える発言や行動が問題となっている。

- (パワー・ハラスメント) 職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為等
- (セクシュアル・ハラスメント) 相手の意に反する不快な性的言動(性的指向・性自認関連含む)
- (マタニティ・ハラスメント) 妊娠・出産等を理由とする不利益な処遇等
- (カスタマー・ハラスメント) 顧客や取引先からの著しい迷惑行為
- (モラル・ハラスメント) モラル(道徳)による精神的な暴力・言葉・態度による嫌がらせ行為等

●フェムテック

「Female(女性)」+「Technology(技術)」の造語で、生理や更年期など女性特有の悩みを先進的な技術で解決することを指す。

●プレコンセプションケア

医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること。

→コラム P. 61

ま行

●メディアリテラシー

放送やインターネットなど多様なメディアからの情報を、自分で読み解き、判断し、活用できる能力であり、加えてメディアを通じて他者と対話・発信できる力を含む。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和のこと。

荒川区男女共同参画社会推進区民会議設置要綱

平成23年11月1日制定
23荒区文第735号
(副区長決定)
平成26年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成28年12月1日一部改正
令和4年9月22日一部改正
令和7年5月8日一部改正

(設置目的)

第1条 荒川区男女共同参画社会推進計画に基づく施策を推進し、男女共同参画の一層の充実を図るため、荒川区男女共同参画社会推進区民会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、前項に掲げる目的のほか、荒川区における女性の活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進するとともに、女性の活躍を地域ぐるみで応援するため、事業主団体等と行政が連携し、女性の活躍推進を図る協議の場の役割を担うものとする。

(協議会)

第2条 会議は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第27条第1項に基づく協議会と位置づけるものとする。

(所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 荒川区男女共同参画社会推進計画に関すること。
- (2) 荒川区における男女共同参画社会推進施策への提言
- (3) 荒川区における女性の活躍推進に関すること。
- (4) その他、区長が必要と認める事項

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者等

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、第4条第1号に掲げる学識経験者である者とする。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は公開とする。ただし、公開することにより著しい支障を及ぼす恐れがある等、相当な理由があると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 傍聴者の定員は5名とし、これを超える傍聴の申し出があった場合には、抽選により傍聴人を定める。

3 会長は、会議の公開にあたり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保するため、傍聴者に必要な制限を課すことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

荒川区男女共同参画社会推進区民会議委員名簿

(敬称略)

学識経験者	権丈 英子 (亜細亜大学理事・経済学部長)
委員 (14名)	椎葉 誠 (連合荒川地区協議会 事務局長)
	太田 文子 (荒川区女性団体の会 副会長)
	近藤 仁 (東京商工会議所荒川支部 事務局長)
	滝沢 聖一 (アサヒ 産業株式会社 取締役 総務部 部長)
	笹 直美 (マザーズハローワーク日暮里 室長)
	高田 忠則 (荒川区スポーツ協会 会長)
	榊 真理子 (人権擁護委員)
	松熊 貴代 (人権擁護委員、主任児童委員)
	飯田 紗織 (東京青年会議所荒川区委員会 委員) 令和7年12月まで
	村山 馨亮 (東京青年会議所荒川区委員会 委員) 令和8年1月から
	上羽 明子 (中学校PTA連合会会長)
	中田 宏美 (社会福祉協議会地域連携推進課長)
	小林 直彦 (荒川区副区長)
	小堀 明美 (総務企画部長)
古瀬 秀幸 (管理部長)	
事務局	総務企画課長
	男女平等推進センター所長
	男女平等推進センター職員
	総務企画課人権推進係長

荒川区男女共同参画社会推進委員会設置要綱

平成 13 年 7 月 17 日制定

(13 地文推第 19 号)

(助役決定)

平成 18 年 3 月 30 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 6 月 2 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 8 月 20 日一部改正

(設置)

第 1 条 荒川区男女共同参画社会推進計画を実効性あるものとするために、荒川区における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的に調整し、かつ、計画的に推進することを目的として、荒川区男女共同参画社会推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 男女共同参画社会推進計画に係る施策の推進及び調整に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成に関する事項で委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副区長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

(幹事会)

第 6 条 第 2 条に掲げる所掌事項を調査し、及び検討するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、総務企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は幹事会を代表し、幹事会の議事を整理する。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(関係職員出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、別表第 1 に掲げる職員以外の者を委員会へ出席させることができる。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、別表第 2 に掲げる職員以外の者を委員会へ出席

参考資料

させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年7月20日から施行する。

2 荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会設置要綱（平成12年1月31日付、荒地文推発第57号）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

別表第2（第6条関係）

別表第1（第3条関係）	別表第2（第6条関係）
<p>荒川区男女共同参画社会推進委員会</p> <p>副区長 総務企画部長 区政広報部長 管理部長 区民生活部長 地域文化スポーツ部長 産業経済部長 環境清掃部長 福祉部長 健康部長 子ども家庭部長 防災都市づくり部 教育委員会事務局教育部長</p>	<p>荒川区男女共同参画社会推進委員会幹事会</p> <p>総務企画部総務企画課長 区政広報部秘書課長 管理経理課長 区民生活部区民課長 地域文化スポーツ部文化交流推進課長 産業経済部産業振興課長 環境清掃部環境課長 福祉部福祉推進課長 健康部生活衛生課長 子ども家庭部子育て支援課長 防災都市づくり部都市計画課長 教育委員会事務局教育総務課長</p>

荒川区男女共同参画社会推進計画策定に向けた審議経過

(1) 荒川区男女共同参画社会推進区民会議

開催月日	内容
令和7(2025)年7月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員の紹介について 2 荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)の策定について 3 現行計画(第5次)の実施状況と今後の方向性について
令和7(2025)年9月30日	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画の素案について 2 パブリック・コメントの実施について 3 今後の予定について
令和8(2026)年1月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1 パブリック・コメントの実施結果について (提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について) 2 荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)(案)について 3 今後の予定について

(2) 荒川区男女共同参画社会推進委員会

開催月日	内容
令和7(2025)年7月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の進め方について 2 国や都の動向及び世論調査等結果の分析 3 基本目標ごと現状値と目標数値について 4 計画の体系(案)について 5 今後の予定について
令和7(2025)年9月18日	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画の素案について 2 パブリック・コメントの実施について 3 今後の予定について
令和7(2025)年12月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1 パブリック・コメントの実施結果について (提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について) 2 荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)(案)について

荒川区男女共同参画社会推進計画 パブリック・コメントの実施結果

(1) 意見募集期間

令和7（2025）年11月11日（火）～12月2日（火）

(2) 閲覧場所等

区役所4階総務企画課・地下1階情報提供コーナー、アクト21、荒川区ホームページ

(3) 意見提出数

11名、14件

内訳 Logo フォーム9名・12件、電子メール 1名1件、持ち込み 1名1件、FAX 0名)

(4) 意見の内訳

①計画全般についての意見		7件
②計画の具体的な内容に関する意見		7件
基本目標Ⅰ	人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	4件
基本目標Ⅱ	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への支援体制を整備する	3件
合 計		14件

(5) 意見に対する区の考え方

◎	計画に新たに反映する	2件
○	既に盛り込んでいる	5件
—	意見・要望としてお聞きする	7件
合 計		14件

(6) 意見の概要と意見に対する区の考え方

《計画全般について》

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
1	<p>出生届の父母との続柄欄に「嫡出子」「嫡出でない子」のどちらかにチェックさせているが、これは人権侵害にあたらぬか。</p> <p>女性が非婚で子を出産するかは、女性の権利である。それを国や他人から問われる筋合いはない。</p> <p>子が一生を通じて差別的な扱いや精神的苦痛を受ける原因となる可能性があり、子の人権を侵害するとして、現行の出生届では人権尊重の立場から使用できないと法務省に言えるのか。</p>	<p>出生届における父母との続柄の欄(嫡出の別)については、戸籍法第49条第2項第1号により記載が求められていることに加え、記載内容により届出者の規定が異なること(同法第52条)から、確認をさせていただいているものです。</p> <p>区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基づいた対応に努めてまいります。</p>	—	—
2	<p>国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」を直ちに批准するように、国に要求や意見をすべきである。</p>	<p>女性の権利保障やジェンダー平等の推進は、区としても非常に重要な課題であると認識しております。</p> <p>ご指摘のとおり「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は1985年に締結していますが、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」については未批准となっております。しかし、国際条約の批准は、国において総合的な判断のもとで進められるものであり、区が直接的に関与できる事務ではございません。</p> <p>今後も国の動向を注視しつつ、区民に最も身近な基礎自治体として取り得る施策を着実に進め、男女共同参画の推進に努めてまいります。</p>	—	—
3	<p>荒川区には、人口の1割以上の外国出身者がいるため、西暦を併記したほうがよい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、全ての方にとってより分かりやすい計画とするため、元号表記に併せて、西暦も表記することとします。</p>	◎	1 ～ 72
4	<p>LGBTQ の多様化が過度に進みすぎなければいいと思う。</p>	<p>近年、性別や性自認・ジェンダーアイデンティティに関する法令や制度の整備、理解が進む一方で、社会全体が大きく変化していくことに戸惑いを感じる方もいらっしゃるについては認識しております。</p> <p>一人ひとりが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、互いの個性や違いを尊重する意識醸成が重要であると考えております。</p> <p>そのため区といたしましては、性の多様性に関する知識を深めることができるよう正確な情報発信や啓発を進めてまいります。</p>	—	—

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
5	<p>計画には賛同する。 ただ、昨今の国政選挙などをみると逆行しているような結果が見受けられる。</p> <p>基本的な人権の公平性の推進には多大な難問があると認識するが、それでも強く進めていただきたい。</p>	<p>本計画に基づき、誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自分らしい生き方を選択できる社会の実現に向け、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境の整備に、取り組んでまいります。</p>	—	—
6	<p>計画に「包括的性教育」を追加してほしい。</p> <p>包括的性教育は人権を知るための教育であり、ジェンダーは幼少期から日常的に形成されるため、大人になってから学び直すには限界がある。</p> <p>幼少期から包括的性教育を学ぶことで、人権意識、ジェンダー平等の意識、ハラスメントの抑制などにつながると考える。</p>	<p>性に関する正しい知識の習得や人権・ジェンダー平等に関する理解を深めることは、ハラスメントのない社会づくりの土台であると認識しております。</p> <p>本計画においても、中学校保健体育において「性教育の手引」を参照して互いに尊重し合うことの大切さを学習することや、啓発・相談体制の充実等を位置づけており、関係各部署と連携しながら、区民の理解促進に取り組んでまいります。</p>	○	30 ～ 31
7	<p>分かりやすくなるように、用語解説がほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、計画をより分かりやすくお示すため、専門用語をはじめ、注釈が必要と考えられる用語について、コラム欄・用語解説を付すこととします。</p>	◎	

《基本目標1》 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
8	<p>学校では男女平等が進んでいるが、社会に出ると一気にそうでなくなるといふ話を見聞きする。</p> <p>学校では10年くらい前から「名前順では男子が先」ではなくなった変遷を見ても、教育現場では男女平等がなされているため、就職の際、職場での男女の不平等さにショックを受けた等のSNS投稿が、今も春になると散見される。</p> <p>だからこそ、当たり前のことを当たり前にしていくことは険しい道なのかもしれないが、今後も粘り強く(男女平等推進施策を)進めてほしい。</p>	<p>本計画においては、基本目標Ⅰの指標として、「学校教育における男女の平等意識」と「社会全体における男女の平等意識」の両方を設定し、あらゆる分野における男女平等意識が醸成されるよう目標値を定めるとともに、区民への様々な啓発施策を実施していく考えです。</p> <p>今後も、いただいたご意見を参考にしながら、男女共同参画の推進に着手に取り組んでまいります。</p>	○	28 ～ 37

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
9	<p>荒川区の第 6 次男女共同参画社会推進計画素案に賛同する。</p> <p>近年、SNS やグループラインを通じて写真や動画が拡散される事例が増えている。悪意がなくても一度拡散された情報は完全には消えず、いわゆる「デジタルタトゥー」として将来に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>子どもや若者への教育に「デジタルタトゥー」や情報モラルを体系的に組み込み、SNS 利用のリスクを理解させることが必要と感じる。</p> <p>区として学校や地域と連携し、啓発活動を強化していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、一度インターネット上に拡散された情報は完全に消去することが難しく、その被害の当事者となった方に深刻な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>こうしたリスクを理解し、自分や他者を守る情報モラルを身につけることは、現代社会において非常に大切な課題であると区としても認識しております。</p> <p>本計画においても、基本目標 I の施策として、インターネットでの人権侵害防止を図るため、あらかじめ SNS 学校ルールに則り、SNS を利用する上でのルールに関する啓発チラシを各家庭に配布するとともに、教員対象の人権研修を実施し、人権教育の推進を図る旨を記載しております。</p> <p>今後とも、関係部署や地域と連携しながらネットリテラシーの啓発や相談窓口の周知、情報モラル教育の推進を行い、インターネットによる被害を軽減することができるよう努めてまいります。</p>	○	30 ～ 31
10	<p>もっと LGBTQ の理解を深める為の活動をしてほしいと思う。また、LGBTQ の方々がもっと表に堂々と立てるといいなと思う。</p>	<p>性の多様性に関する理解を広げることが重要であり、本計画においても、基本目標 I において、「人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり」、「多様性の理解促進と地域における協働の促進」に取り組む方向性を示し、情報発信や啓発、教育、地域活動における多様な人の活躍の場の拡大、LGBTQ に関する専門相談の充実等の施策を推進していく旨を記載しております。</p> <p>引き続き、LGBTQ に関する理解促進や当事者の方々がより安心して自分らしく社会に参加できる環境づくりを推進してまいります。</p>	○	28 ～ 37

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
11	<p>35 ページの「I-2(4)多様な生き方への理解促進と相談体制の充実」「同性パートナーシップ制度を通じて当事者の方々の社会的な困難を可能な限り解消できるよう努めるとともに、制度の周知と理解促進を図ります。」</p> <p>36 ページの「同性パートナーシップ制度やLGBTQ理解促進に関する取組を強化し、LGBTQ当事者の性的指向・ジェンダーアイデンティティに起因する社会的困難の解消に向けた意識啓発を行い、多様な性に関する理解促進を図ります。」</p> <p>上記には「同性パートナーシップ制度」について書いてあるが、同性パートナーシップ制度は違法になるのでやめるべきと考える。</p>	<p>荒川区が導入している同性パートナーシップ制度は、婚姻とは異なるものであり、戸籍制度や民法上の婚姻に影響を及ぼすものではなく、あくまで、日常生活における様々な場面で当事者の方々が置かれている困難の一部を軽減することを目的として、法令に抵触しない範囲で運用しているものです。</p> <p>ご指摘にある「制度が違法である」という点につきましては、国においても制度を違法とする見解は示されておらず、区が同性パートナーシップ制度を導入することが法律に反しているという認識はございません。</p> <p>区といたしましては、本計画に基づき、誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現に向け、取り組んでまいります。</p>	—	—

《基本目標2》 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・
困難を抱える女性への支援体制を整備する

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
12	<p>DVおよびモラルハラスメントについては、加害者本人に加害意識が欠如していることが多く、啓発活動は本人に届く形で実施してほしい。</p> <p>さらに、本人がその行為を容認する家庭環境で育つケースがあるため、学校教育において将来を見据えた啓発を推進してほしい。</p> <p>そのために、学校の教職員も男女共同参画の研修を多く受けるべきとも考える。</p>	<p>DVに関する啓発につきましては、本計画において、広報や周知活動の推進を施策として掲げており、DVやデートDVに関する気づきを得られるようなハンドブックの作成・周知や、怒りを上手にコントロールする手法を学ぶ「アンガーマネジメント講座」等を実施し、意識啓発を図っております。</p> <p>また、本計画では、子どもが人権意識を身につけられるよう、教職員の人権意識の向上のための研修の充実等を記載しております。</p> <p>今後も、引き続き多くの方々への啓発や研修の充実に努めてまいります。</p>	○	38 ～ 42

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
13	<p>荒川区におけるショートステイ事業の対象年齢が中学生までとなっており、高校生は利用できない現状には問題があると認識する。</p> <p>DV、モラハラ等の問題があつて、家から一時的に離れたい時にも高校生が利用できないので、家庭環境に苦しんでいても家から離れられないことも多いと推察される。</p> <p>家出を防止し、サードプレイスを提供する意味でも、18歳または20歳まで対象年齢を拡大することが望ましいと考える。</p>	<p>家庭環境に困難等を感じる若年層に対して、一時的に安心して過ごせる場や居場所を提供することは、重要であると認識しております。</p> <p>ショートステイ事業につきましては、対象年齢が中学生までとなっておりますが、DVやモラハラ等で深刻な課題を抱える18歳までのお子さんについては、児童相談所が相談に応じ、適切な支援や関係機関につなげていくとともに、緊急性や家庭環境等の状況に応じて一時保護なども行っております。児童相談所設置区として、今後も子どもが安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。</p>	-	-
14	<p>アクト 21 一階でのパネル展を通して、デートDV等を知ることができた。情報誌も様々な理解が進む。</p> <p>早い年代から、暴力を受けそうになった時にできることを伝えておくことは、被害者を出さない社会実現につながる。まずは正しい情報が大切と思う。今まで以上に多岐にわたる講座実施を希望する。</p> <p>男女共同参画は、とかく女性だけと言われがちであるが、ポジティブに考えてほしい。</p> <p>誰もが私らしく生きることを実現できるために、啓発講座等引き続きの実施を望む。</p>	<p>デートDVをはじめとする暴力の予防には、早い年代から正しい知識を伝え、早い段階で気づきを得られるような教育が重要であると認識しております。</p> <p>本計画においても、基本目標Ⅱの施策として、デートDVをはじめとする「暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実」を掲げ、デートDV防止講座や啓発パネル展等の講座・啓発活動を推進していく旨を記載しております。また、令和6年度より男女共同参画推進講座の実施回数を充実させ、講座の内容に応じ男性も参加対象とする等事業の充実にも努めております。</p> <p>今後とも、誰もが自分らしく生きることが出来る地域社会づくりのため、幅広いテーマに対応した啓発講座や情報提供に努め、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。</p>	○	38 ～ 42

第49回荒川区政世論調査（抜粋）

（調査区域）荒川区全域

（調査対象）荒川区在住の満18歳以上の個人（住民基本台帳による）

（標本数）3,000

（抽出方法）層化2段階無作為抽出（7地区に分類し対象者を抽出）

（調査期間）令和6（2024）年8月30日～令和6（2024）年9月30日

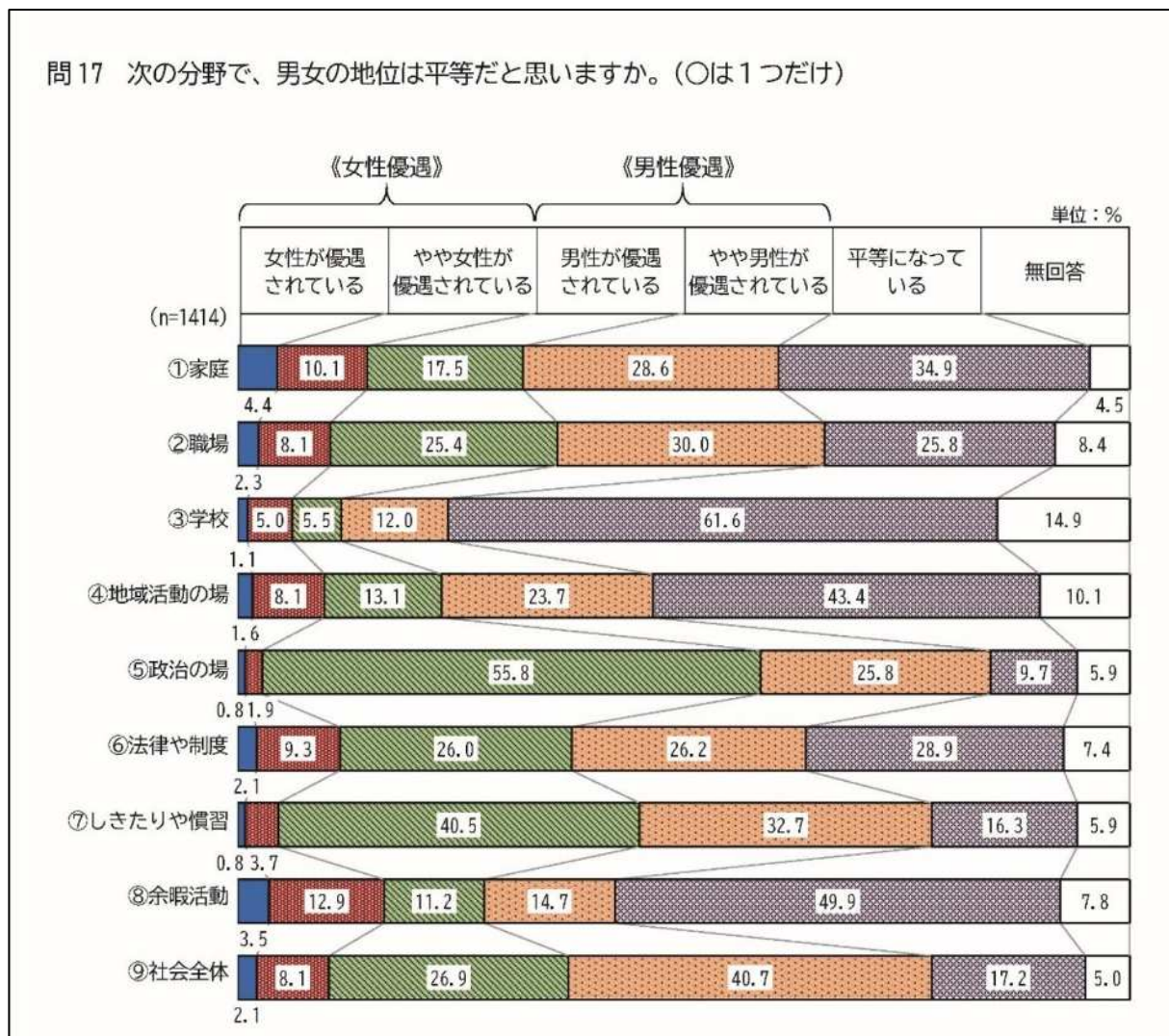
（調査方法）郵送配布／郵送またはインターネット回答による回収

（有効回答）1,414

（有効回答率）47.1%

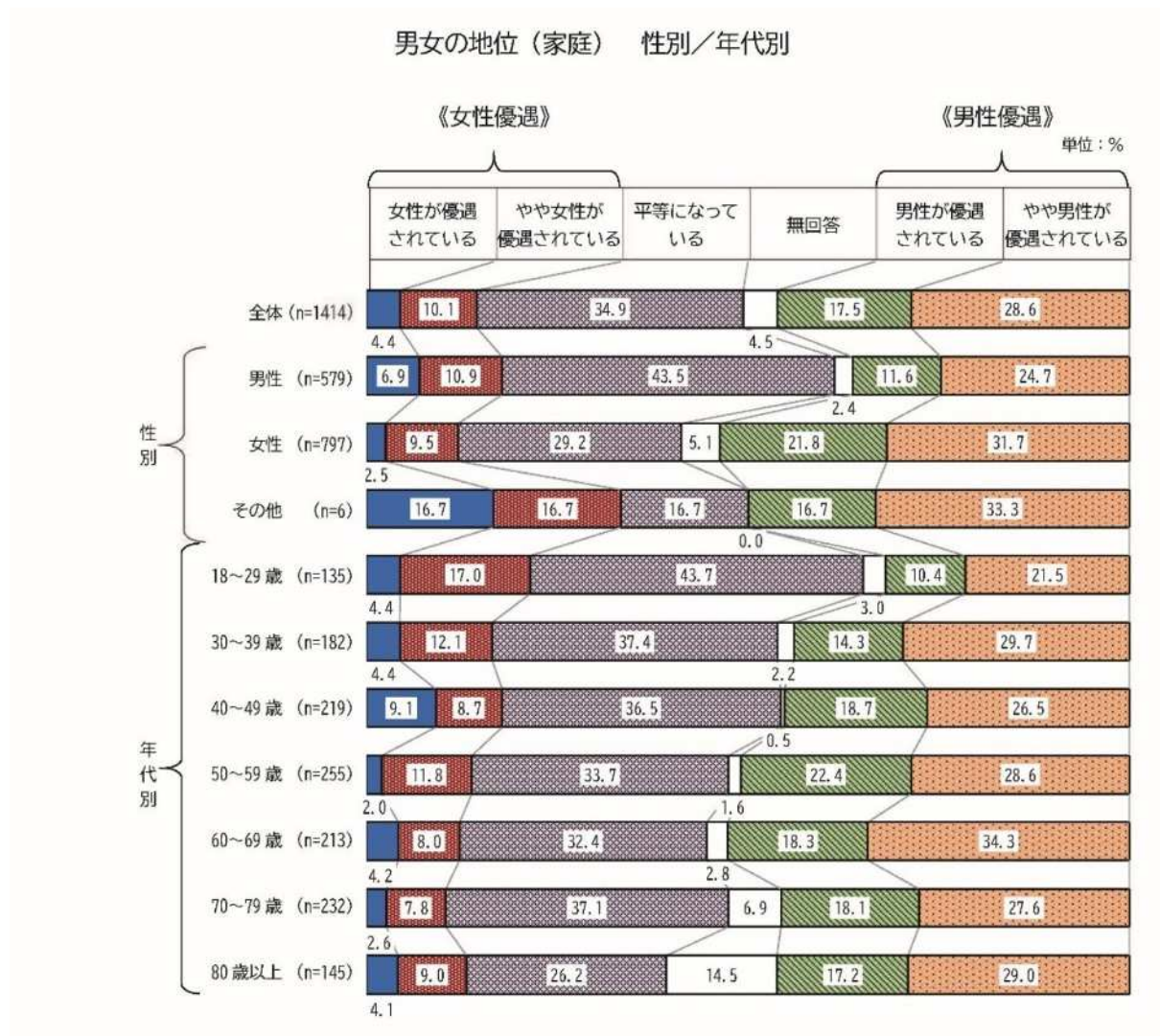
(1) 男女の地位

◇「平等になっている」は学校で6割強、余暇活動で5割弱、地域活動の場で4割半ば近く

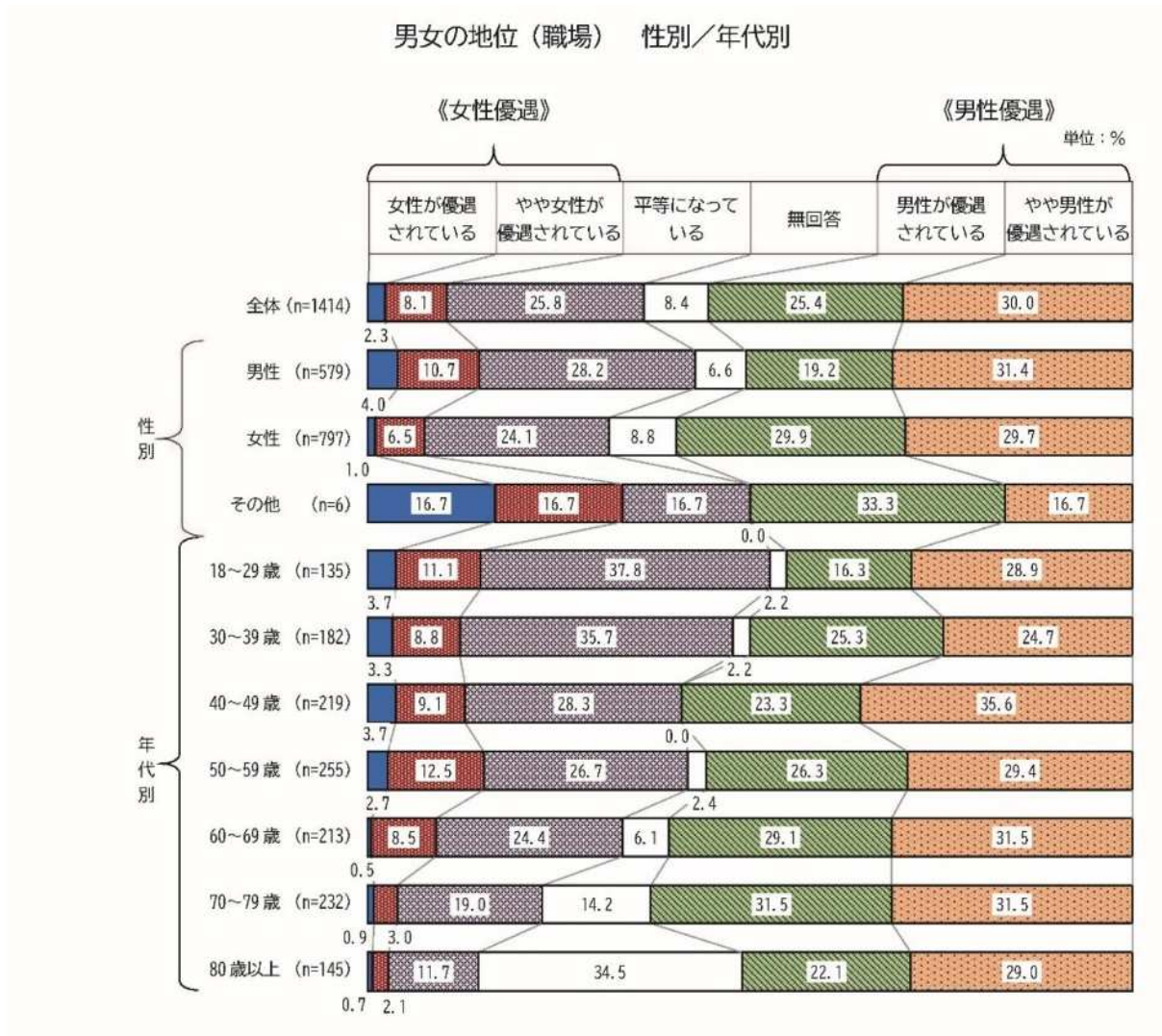


男女の地位について聞いたところ、「平等になっている」は「③学校」(61.6%)が6割強で最も高く、次いで、「⑧余暇活動」(49.9%)が5割弱、「④地域活動の場」(43.4%)が4割半ば近くとなっている。《男性優遇》は「⑤政治の場」(81.6%)が8割強と高く、以下、「⑦しきたりや慣習」(73.2%)、「⑨社会全体」(67.6%)の順となっている。一方、《女性優遇》は「⑧余暇活動」(16.4%)が1割半ばを超えて最も高く、以下、「①家庭」(14.5%)、「⑥法律や制度」(11.4%)の順となっている。

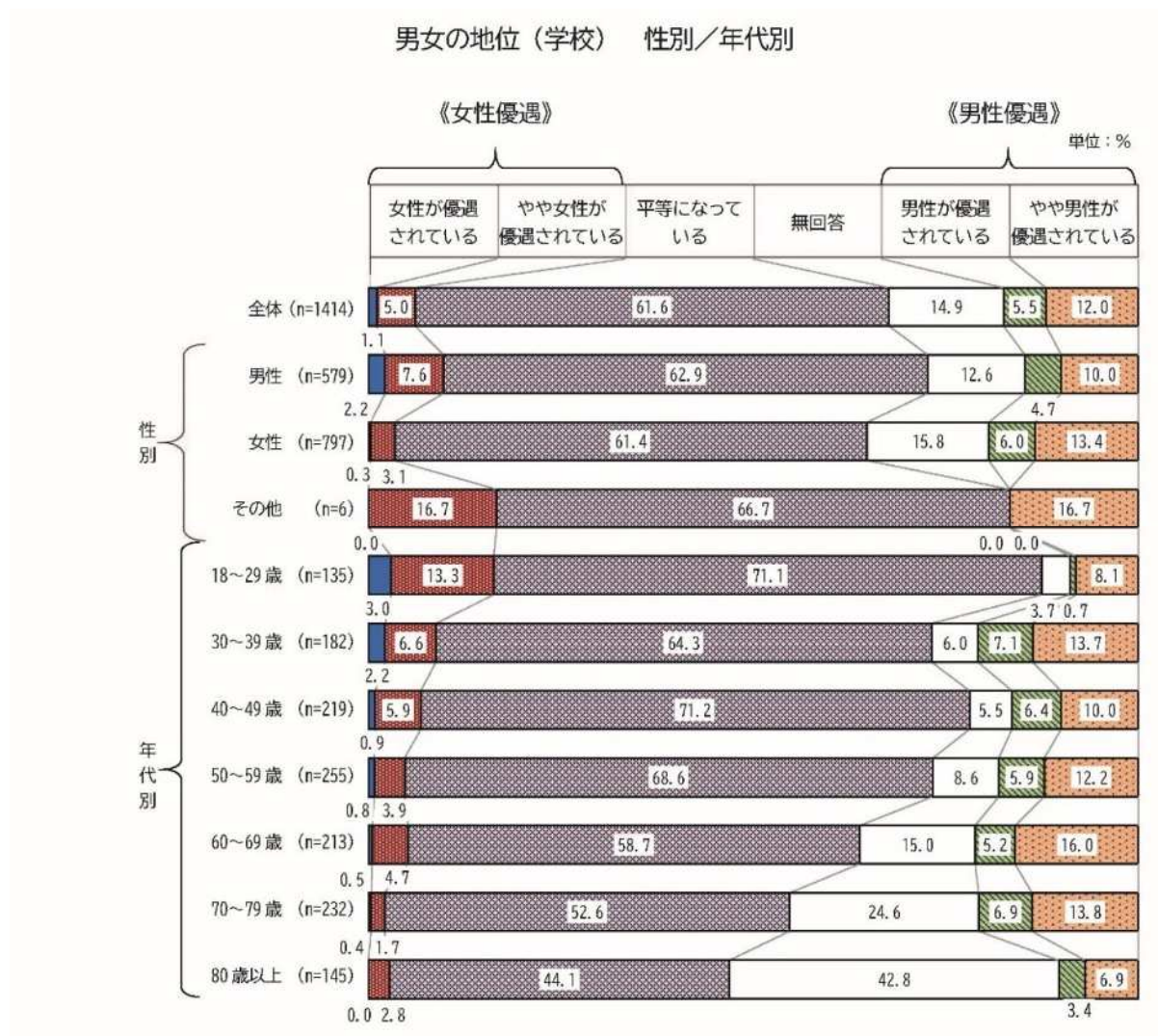
<男女の地位（①家庭）>



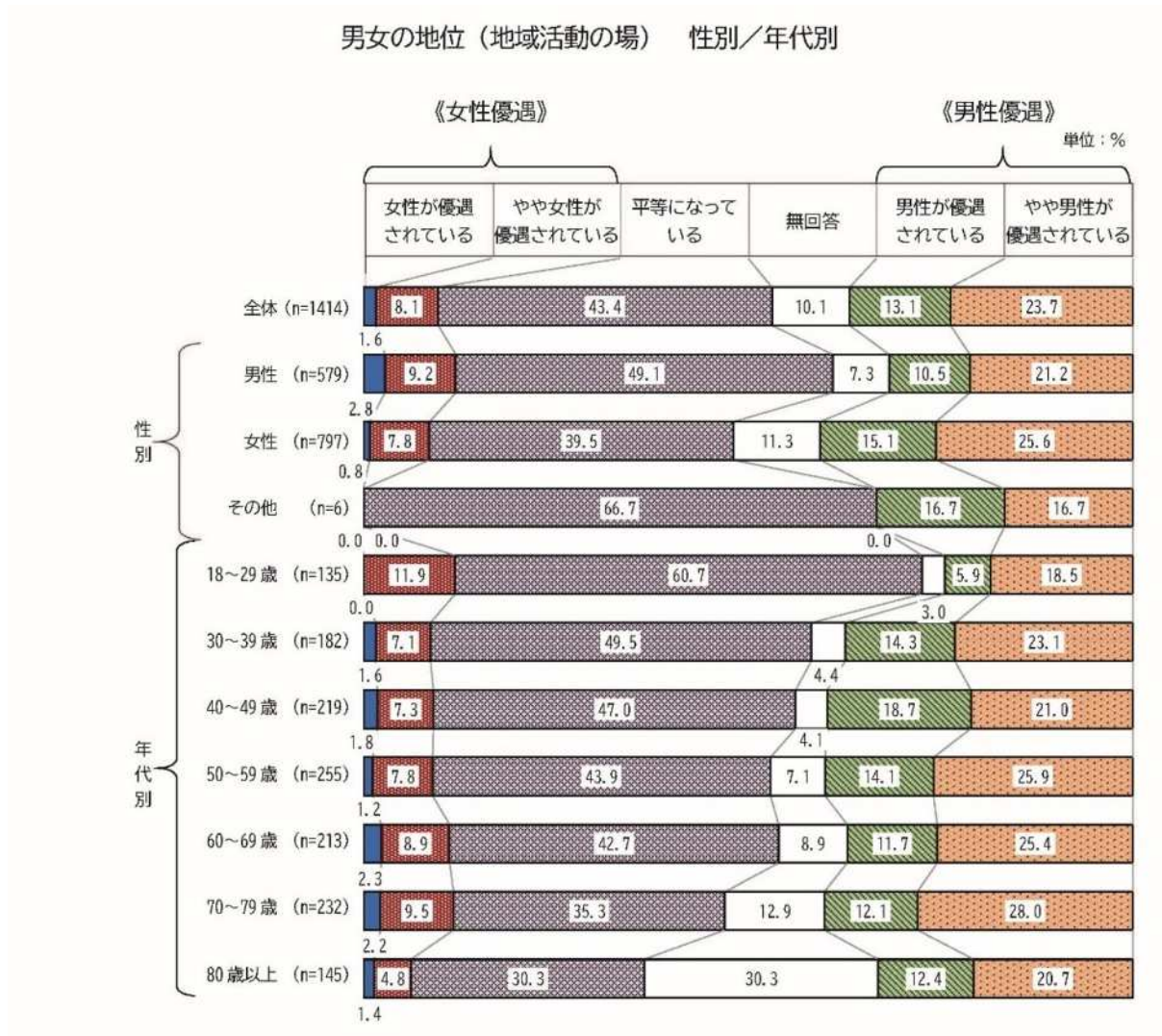
<男女の地位 (②職場)>



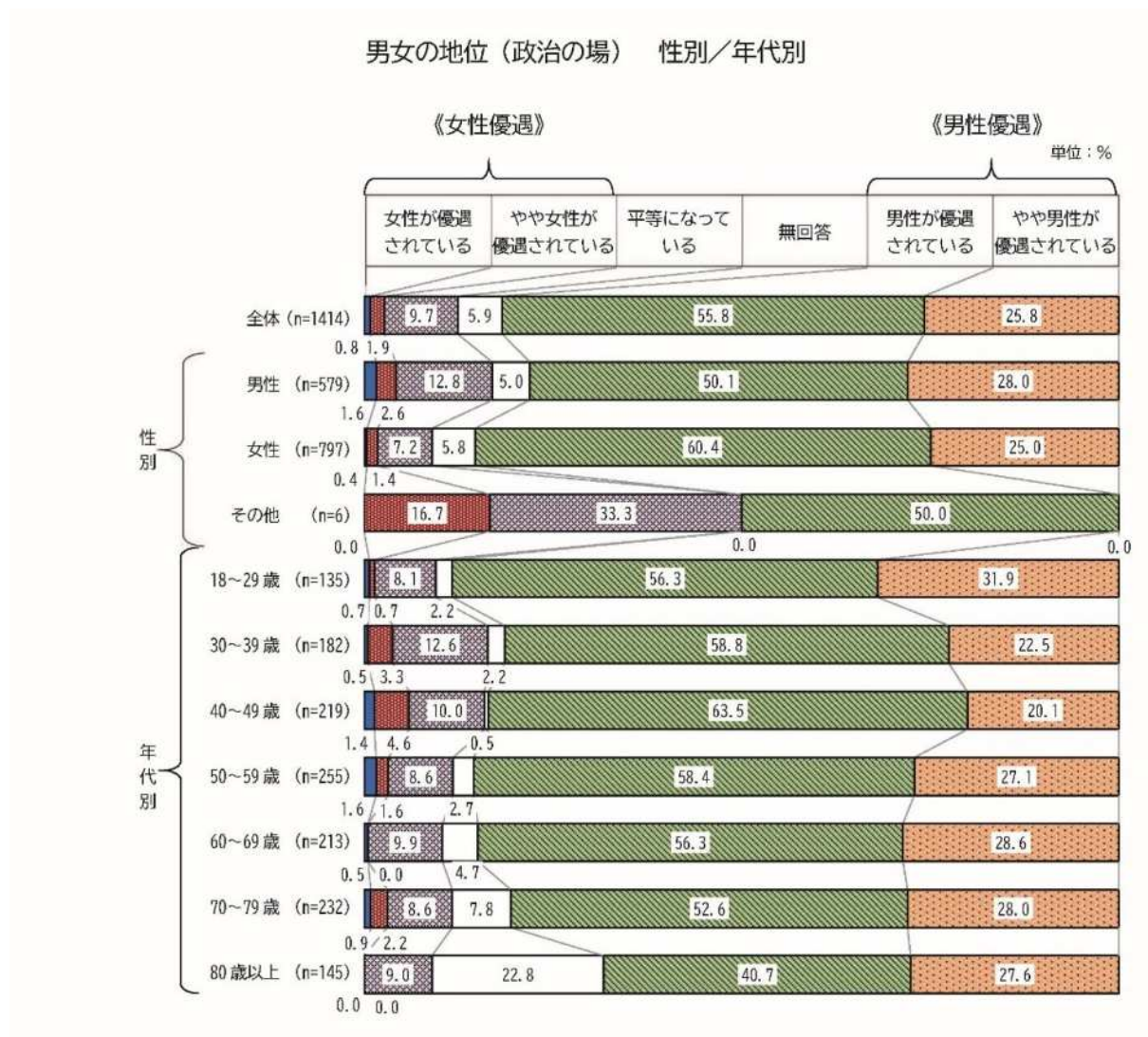
<男女の地位（③学校）>



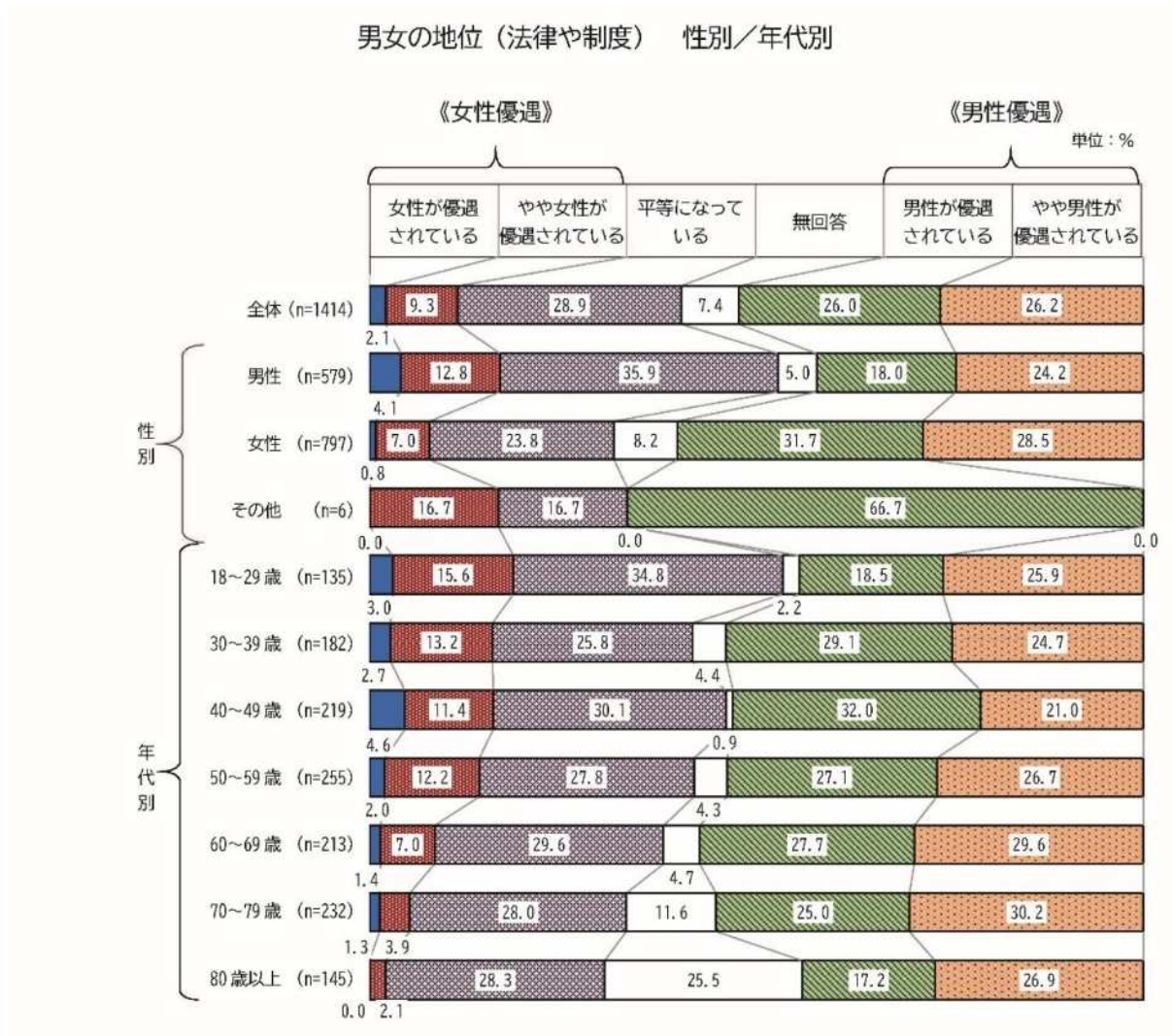
<男女の地位（④地域活動の場）>



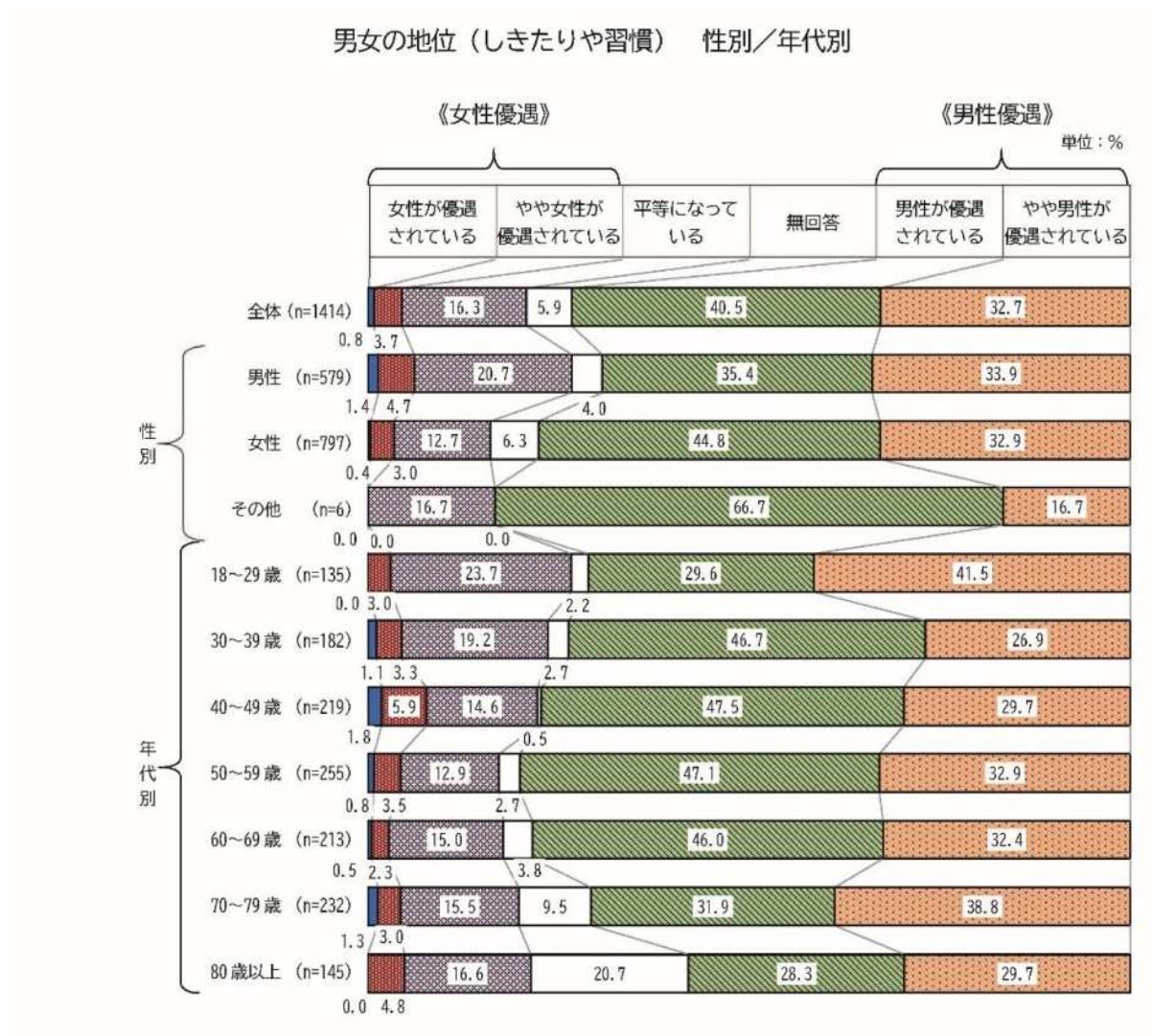
<男女の地位（⑤政治の場）>



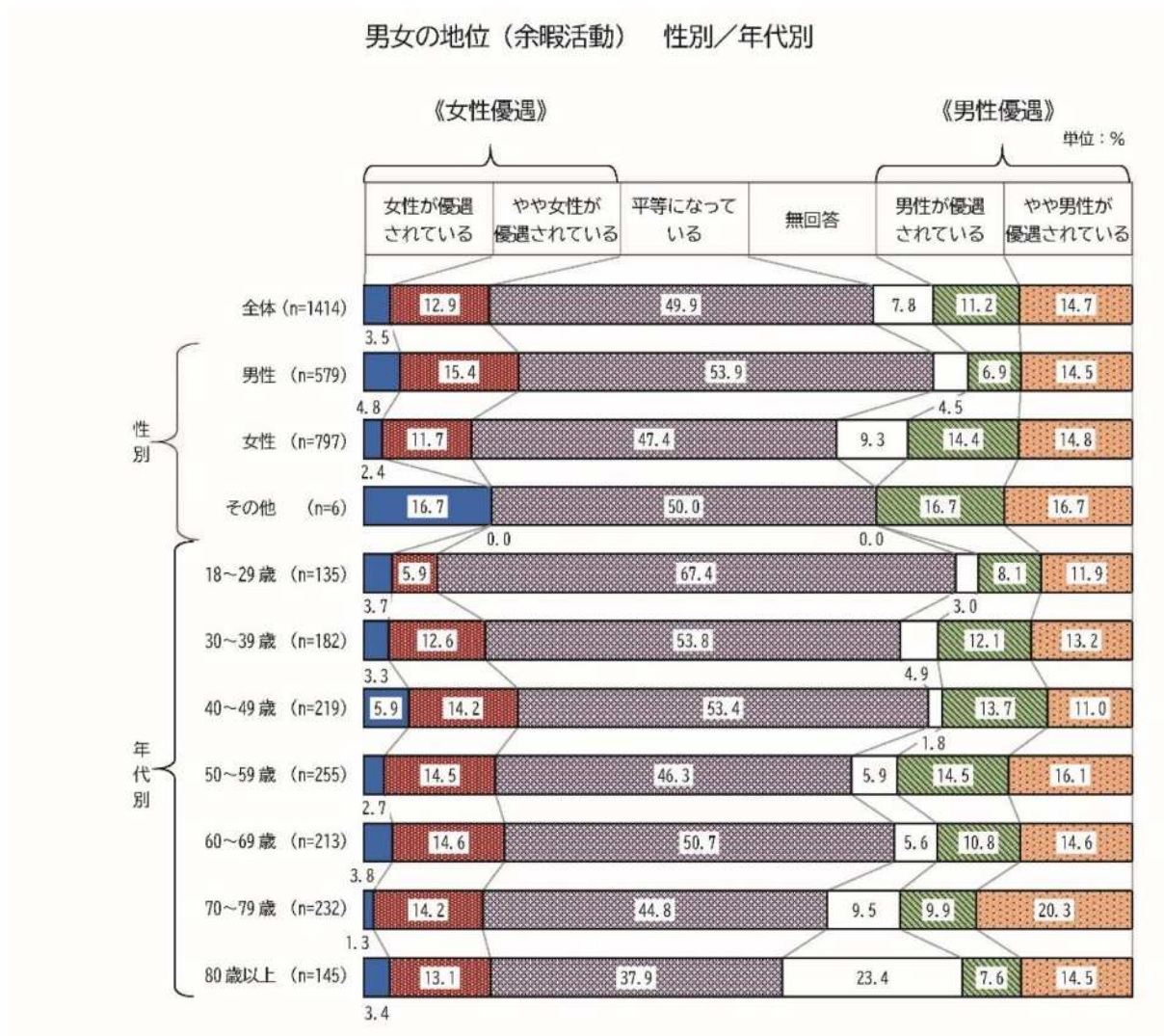
<男女の地位（⑥法律や制度）>



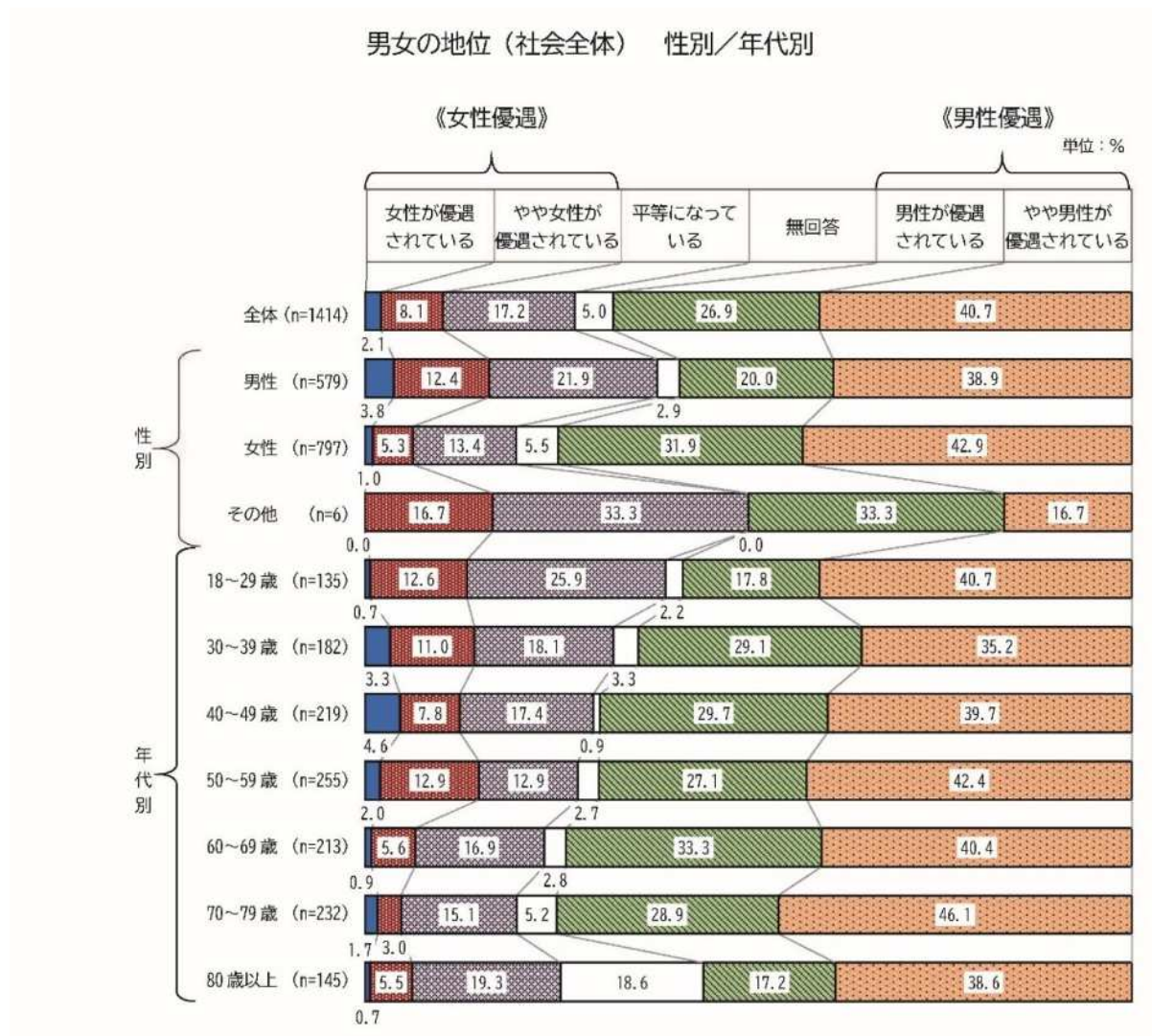
<男女の地位（⑦しきたりや習慣）>



<男女の地位（⑧余暇活動）>

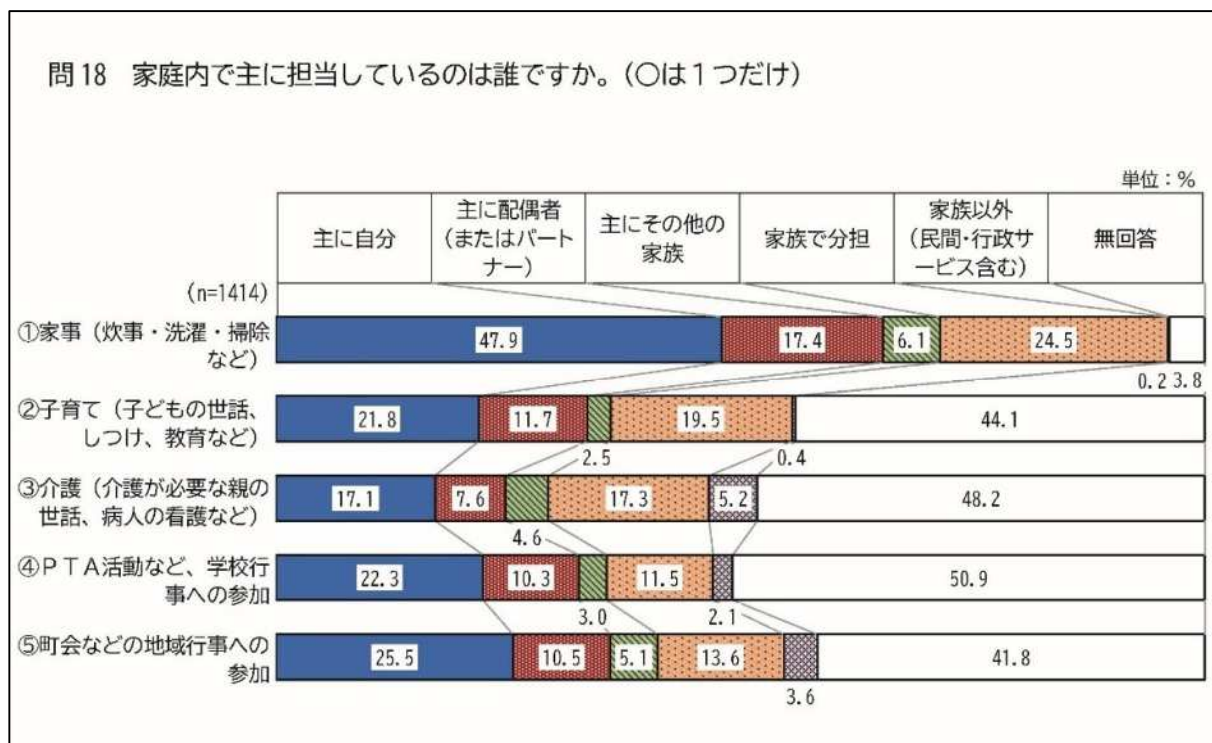


<男女の地位（◎社会全体）>



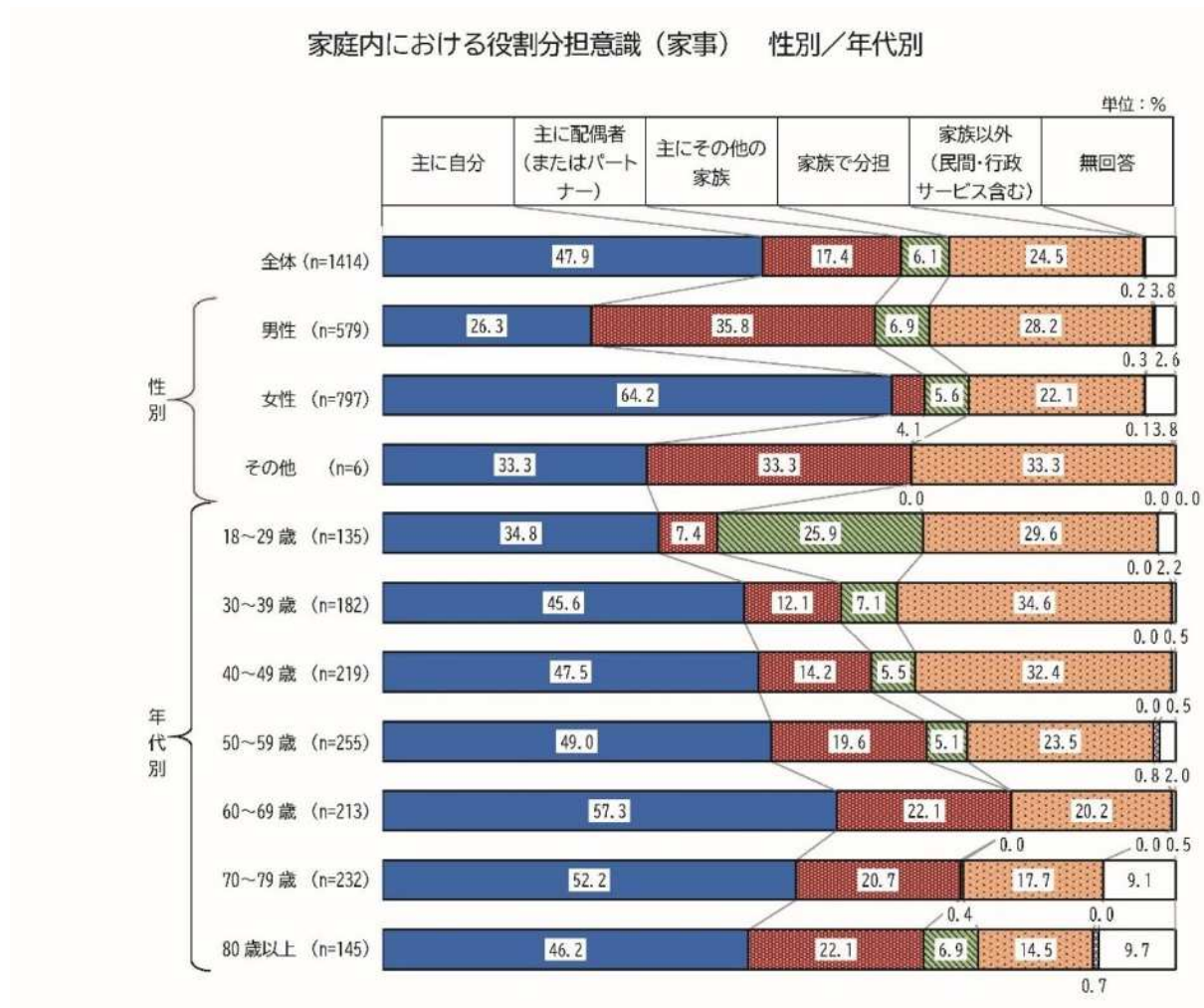
(2) 家庭内における役割分担意識

◇家事は「主に自分」が4割半ばを超える

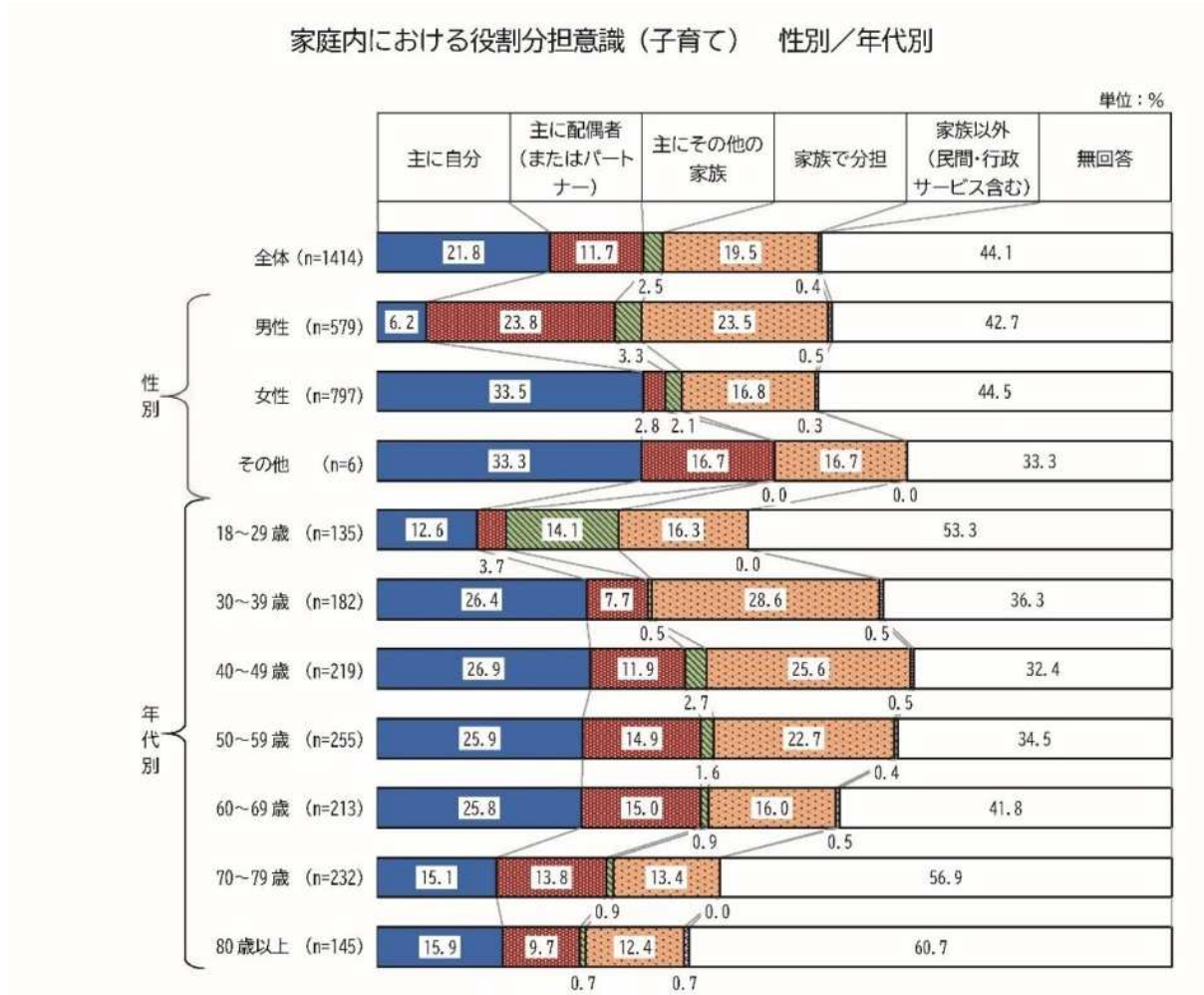


家庭内における役割分担について聞いたところ、「主に自分」は「①家事（炊事・洗濯・掃除など）」（47.9%）が4割半ばを超えて最も高く、以下、「⑤町会などの地域行事への参加」（25.5%）、「④PTA活動など、学校行事への参加」（22.3%）、「②子育て（子どもの世話、しつけ、教育など）」（21.8%）、「③介護（介護が必要な親の世話、病人の看護など）」（17.1%）と続く。

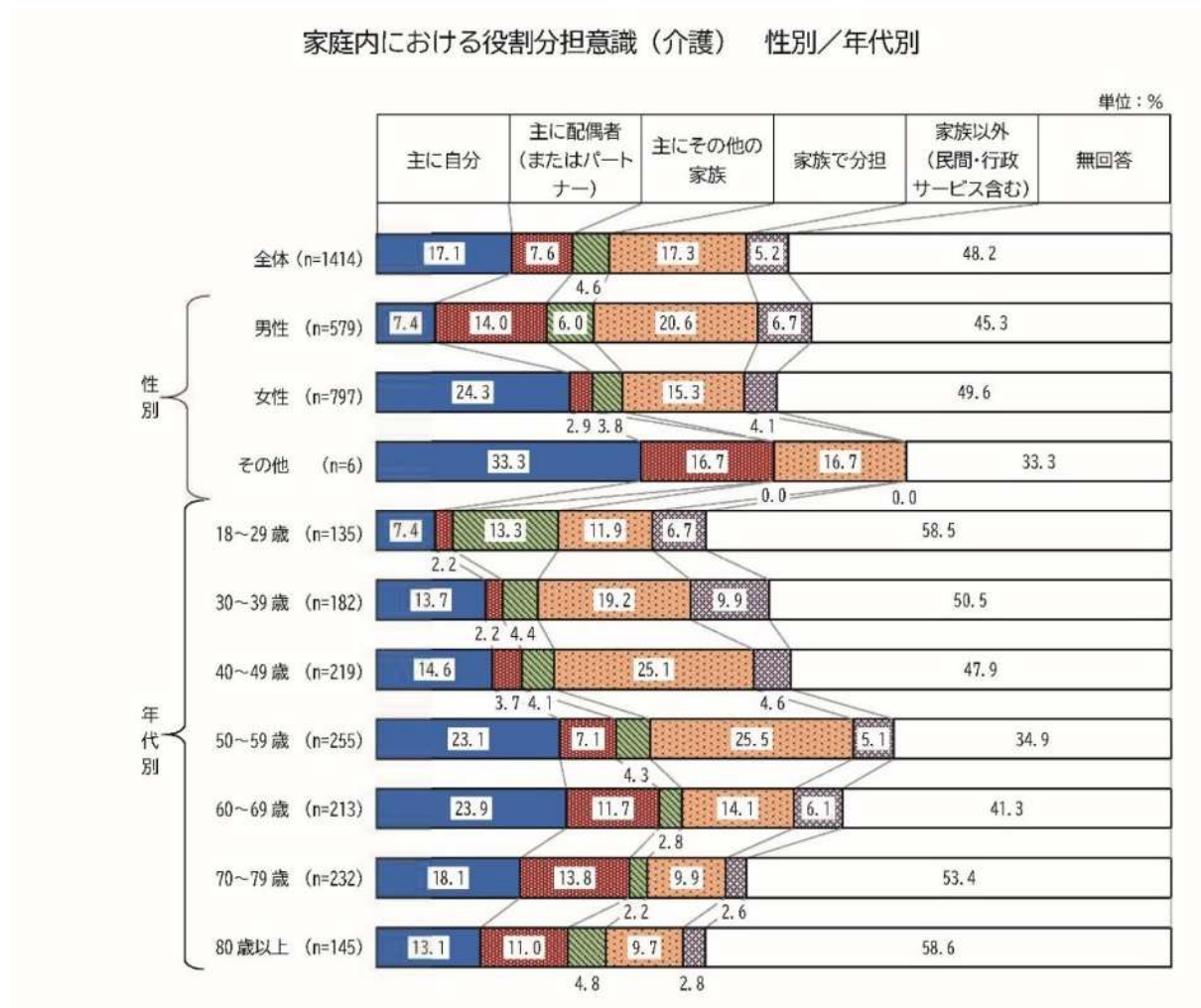
<家庭内における役割分担意識（①家事（炊事・洗濯・掃除など））>



<家庭内における役割分担意識（②子育て）>

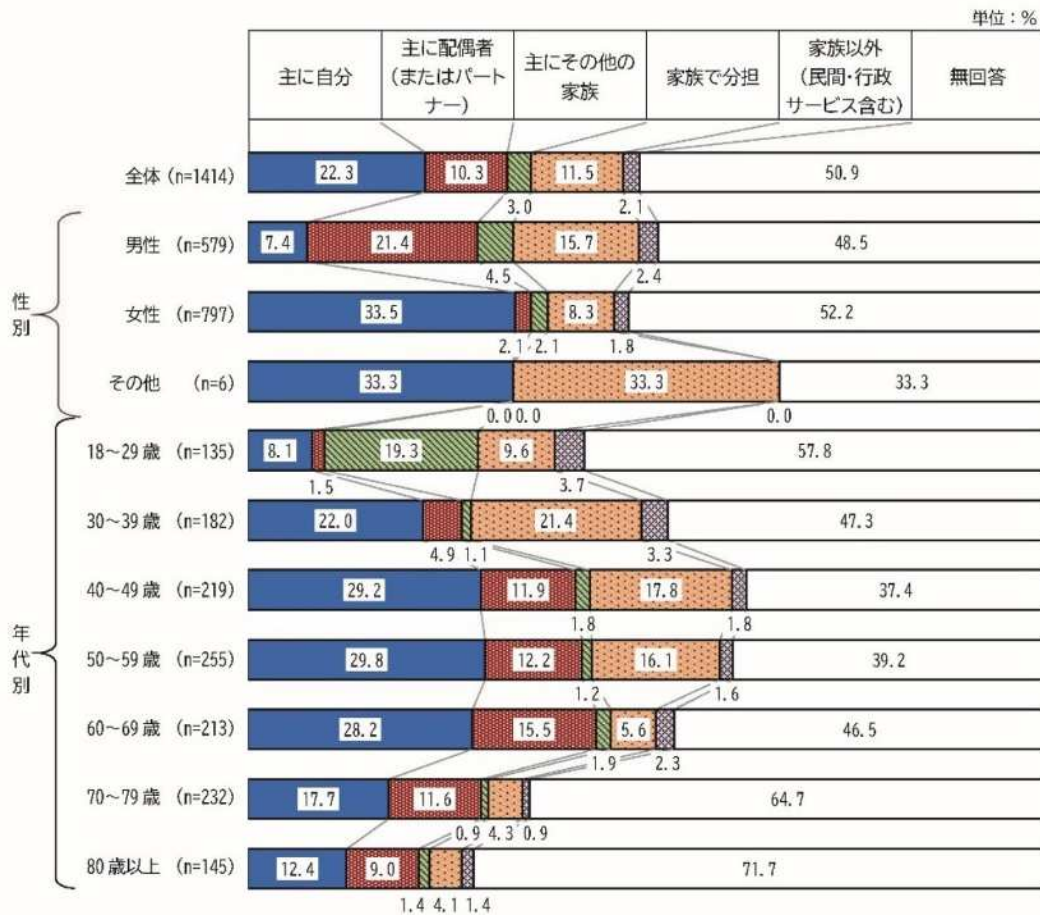


<家庭内における役割分担意識（③介護）>



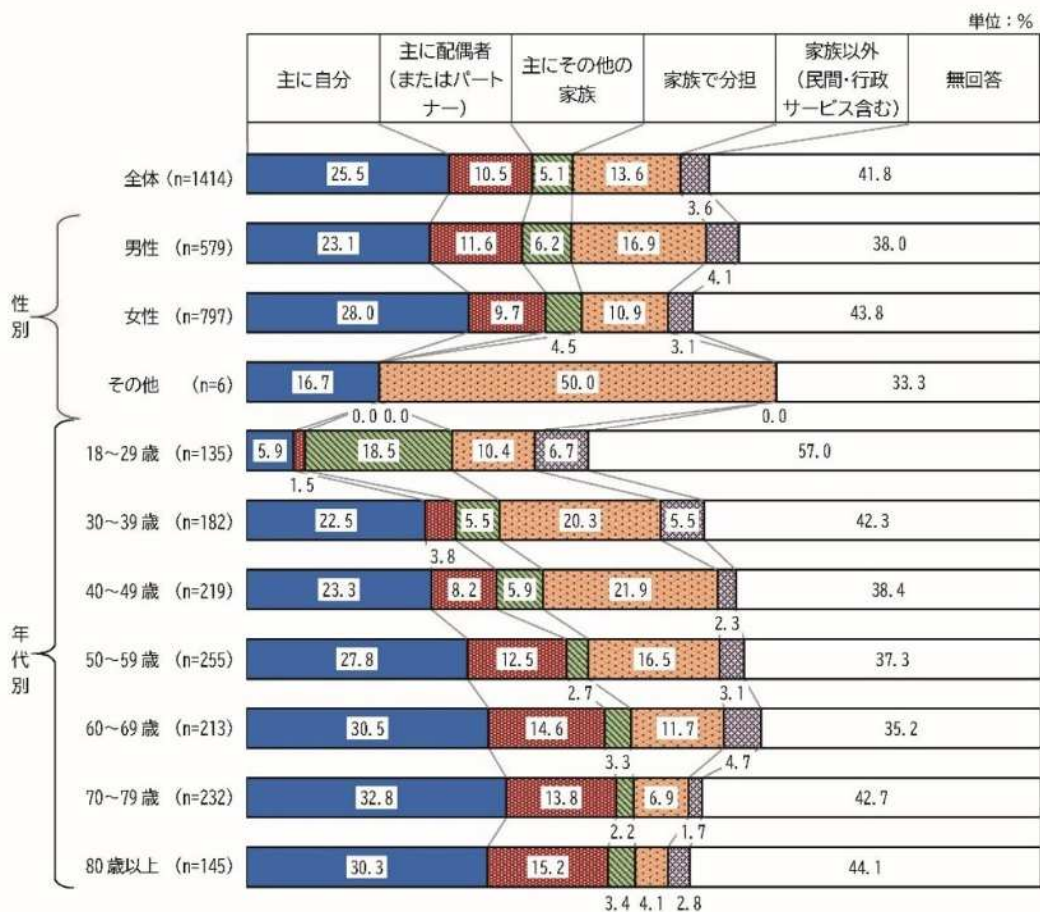
<家庭内における役割分担意識（④PTA活動など、学校行事への参加）>

家庭内における役割分担意識（PTA活動など、学校行事への参加） 性別／年代別



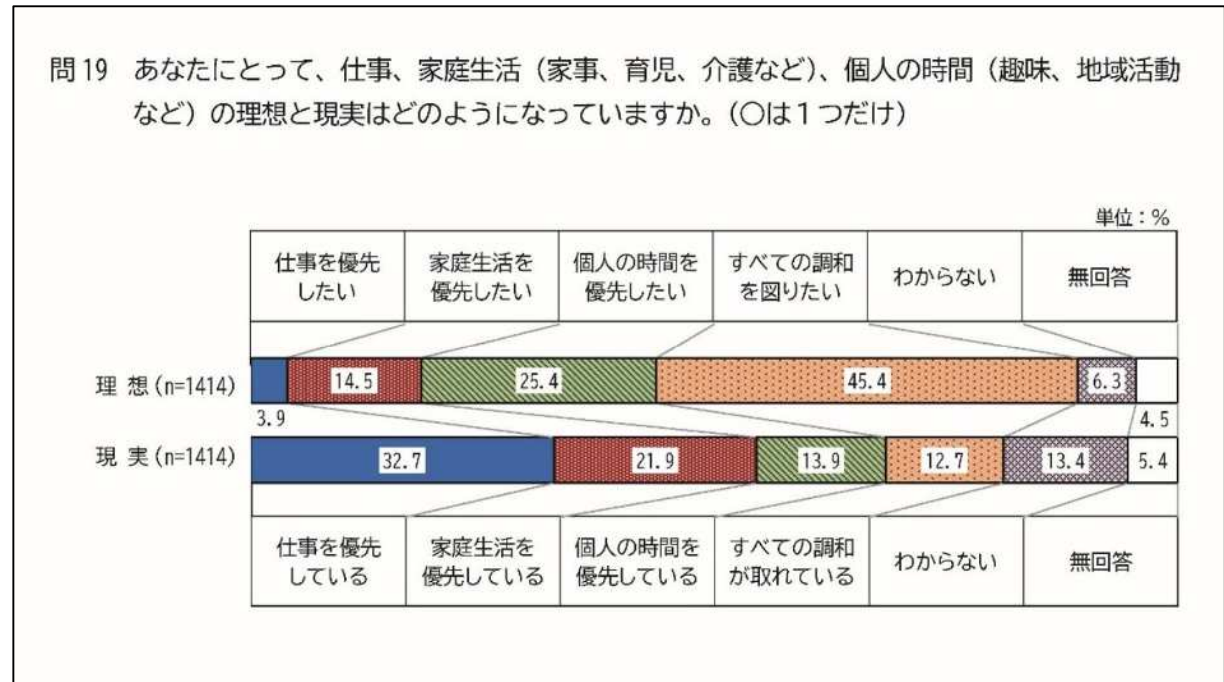
<家庭内における役割分担意識（⑤町会などの地域行事への参加）>

家庭内における役割分担意識（町会などの地域行事への参加） 性別／年代別



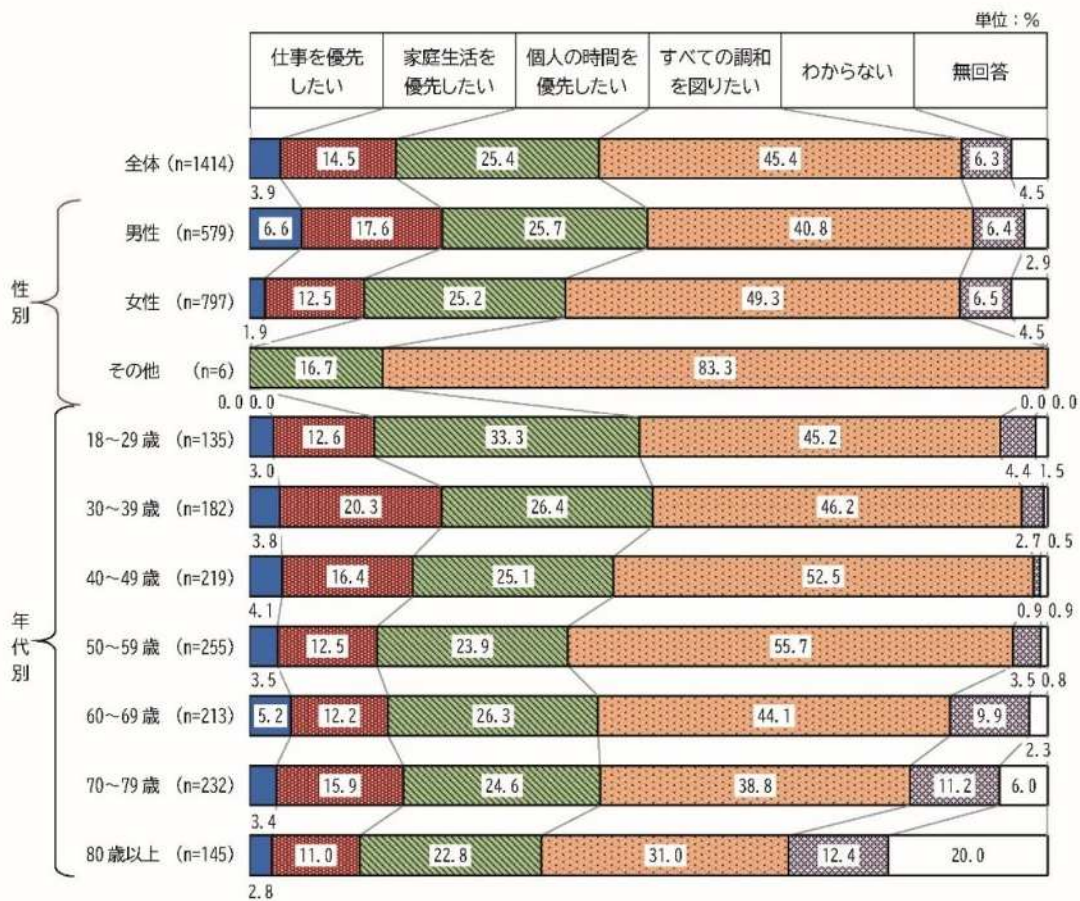
(3) 仕事、家庭生活、個人の時間の理想と現実

◇理想は「すべての調和を図りたい」が4割半ば、現実には「仕事を優先している」が3割強

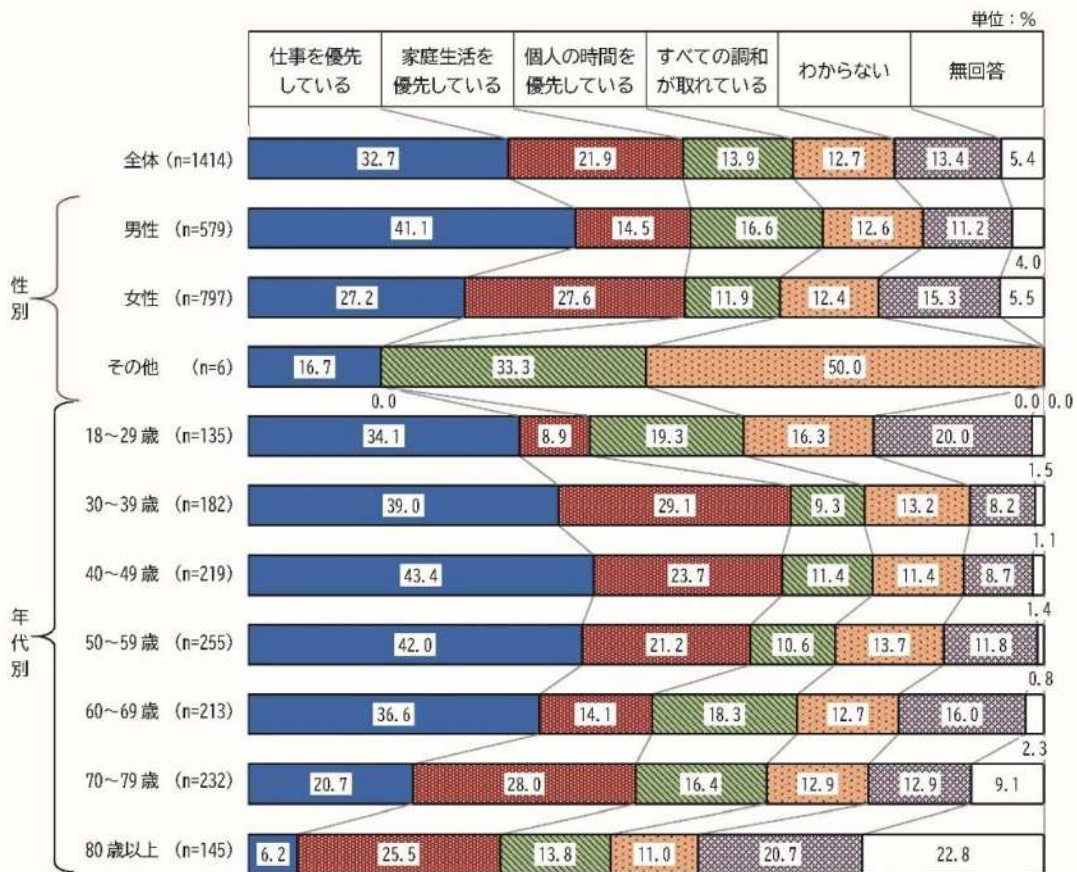


仕事、家庭生活、個人の時間について聞いたところ、理想は「すべての調和を図りたい」（45.4%）が4割半ばと最も高く、以下、「個人の時間を優先したい」（25.4%）、「家庭生活を優先したい」（14.5%）と続く。一方、現実には「仕事を優先している」（32.7%）が3割強と最も高く、「すべての調和が取れている」（12.7%）は1割強にとどまっている。

仕事、家庭生活、個人の時間の理想と現実（理想） 性別／年代別

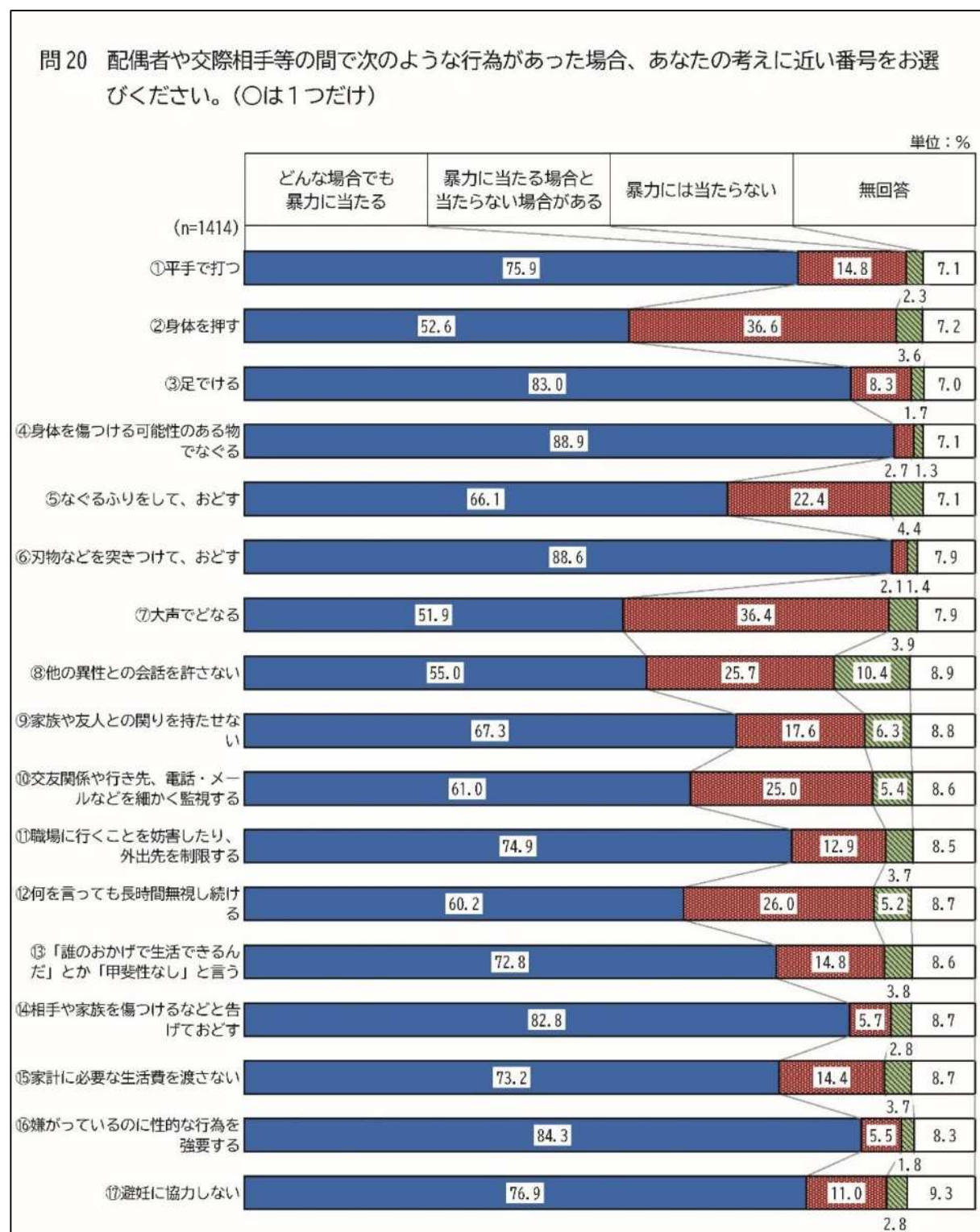


仕事、家庭生活、個人の時間の理想と現実（現実） 性別／年代別



(4) 配偶者や交際相手等の間の行為

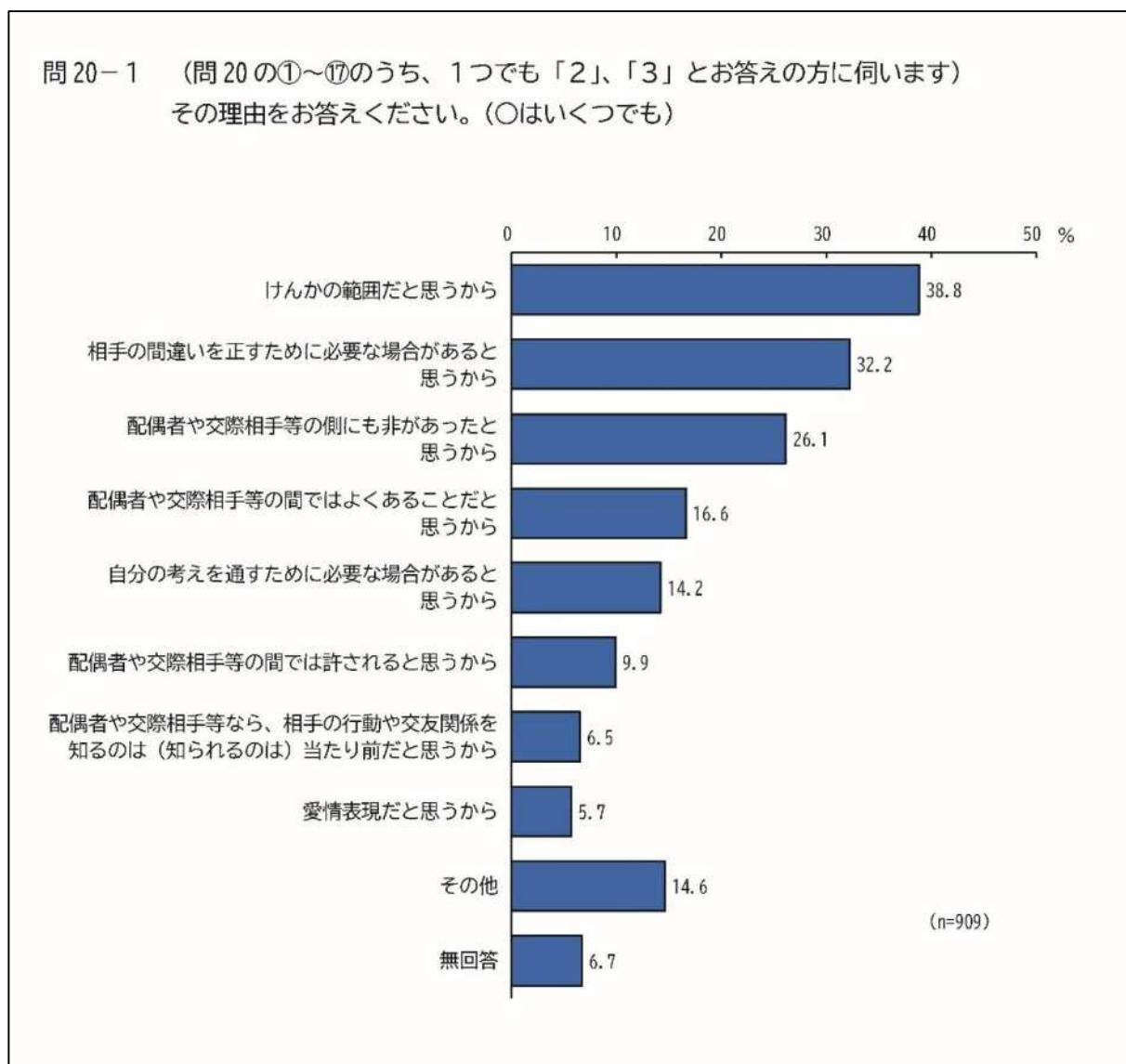
◇「どんな場合でも暴力に当たる」は「身体を傷つける可能性のある物でなくる」と「刃物などを突きつけて、おどす」が9割近く



配偶者や交際相手等の間の行為について聞いたところ、「どんな場合でも暴力に当たる」は「④身体を傷つける可能性のある物でなぐる」(88.9%)と「⑥刃物などを突きつけて、おどす」(88.6%)が9割近く、「⑩嫌がっているのに性的な行為を強要する」(84.3%)、「③足でける」(83.0%)、「⑭相手や家族を傷つけるなどと告げておどす」(82.8%)も8割台となっている。「暴力に当たる場合と当たらない場合がある」は「②身体を押す」(36.6%)、「⑦大声でどなる」(36.4%)が3割半ばを超え、「⑫何を言っても長時間無視し続ける」(26.0%)、「⑧他の異性との会話を許さない」(25.7%)、「⑩交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」(25.0%)、「⑤なぐるふりをして、おどす」(22.4%)が2割台となっている。「暴力には当たらない」は「⑧他の異性との会話を許さない」(10.4%)が1割、それ以外の行為は1割未満となっている。

(4-1) 暴力に当たらないと考える理由

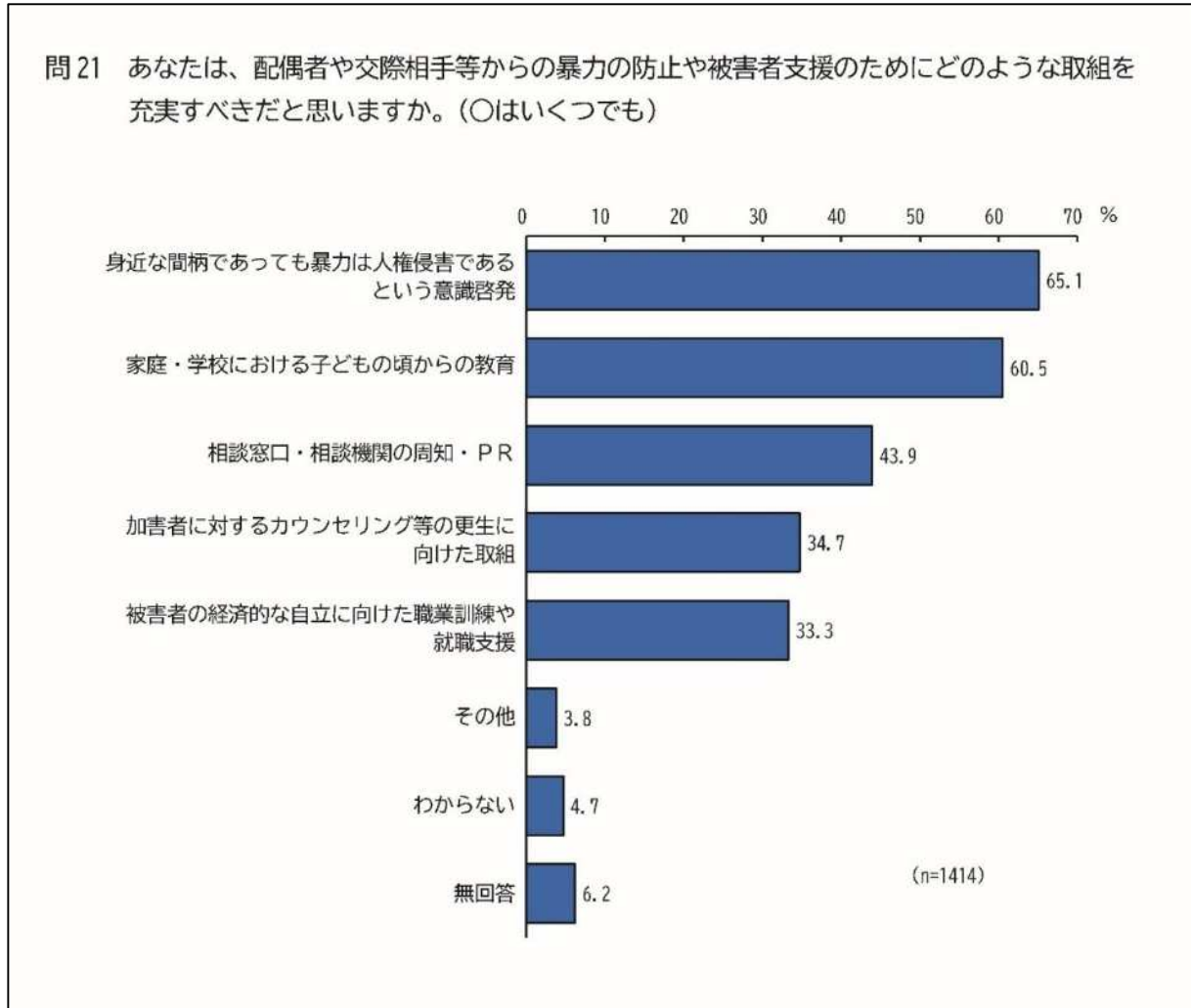
◇「けんかの範囲だと思うから」が4割近く



暴力に当たらないと考える理由について聞いたところ、「けんかの範囲だと思うから」(38.8%)が4割近くで最も高く、以下、「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」(32.2%)、「配偶者や交際相手等の側にも非があったと思うから」(26.1%)が続いている。

(5) 暴力防止や被害者支援のための取組

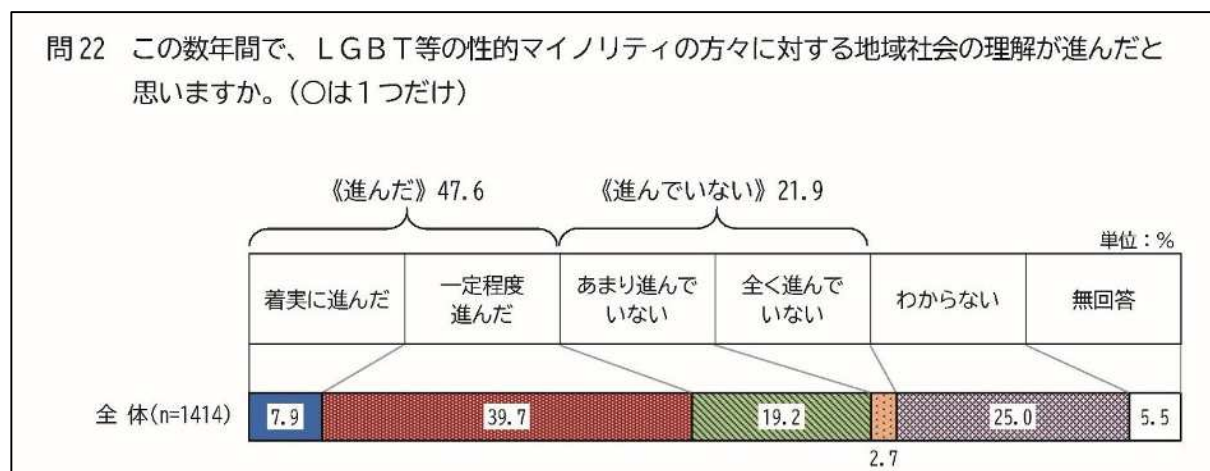
◇「身近な間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識啓発」が6割半ば



暴力防止や被害者支援のための取組について聞いたところ、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識啓発」(65.1%)が6割半ばで最も高く、以下、「家庭・学校における子どもの頃からの教育」(60.5%)、「相談窓口・相談機関の周知・PR」(43.9%)が続いている。

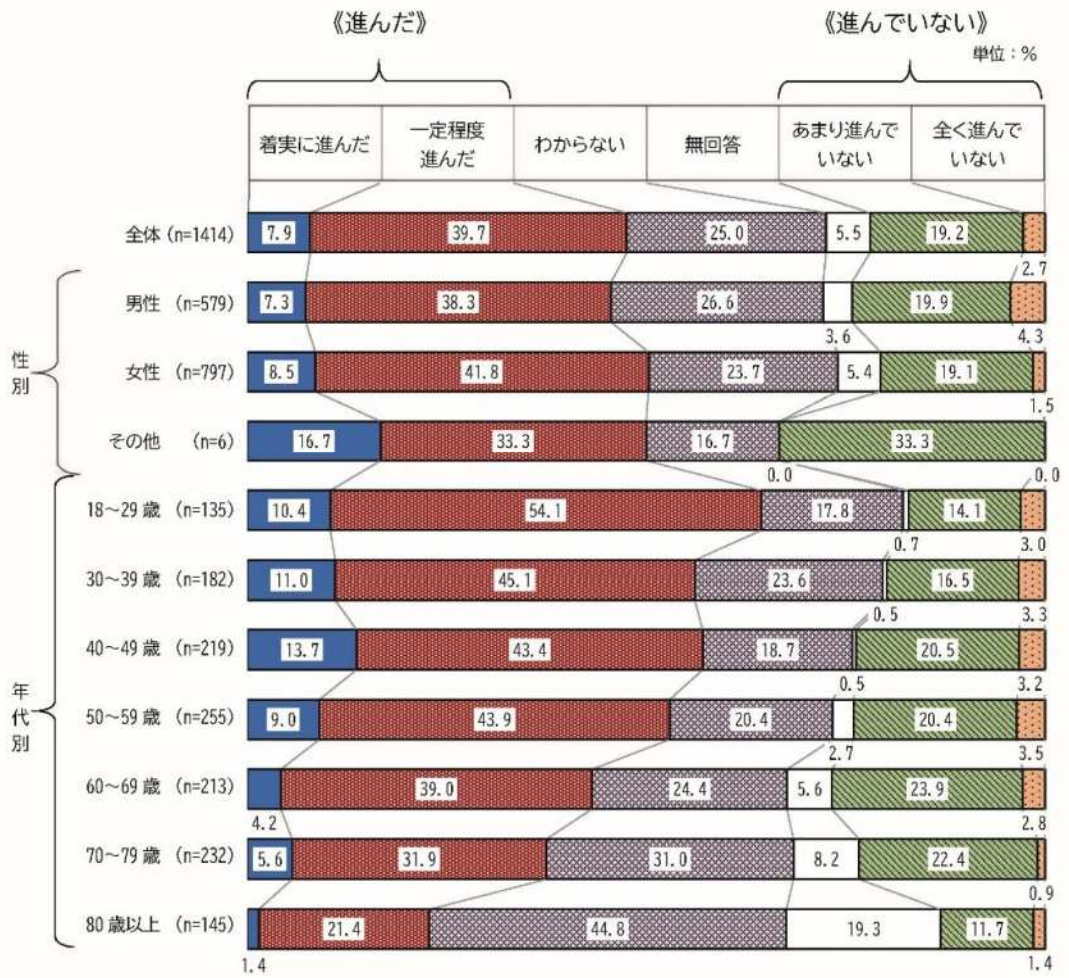
(6) 性的マイノリティに対する地域社会の理解

◇ 《進んだ》が4割半ばを超える



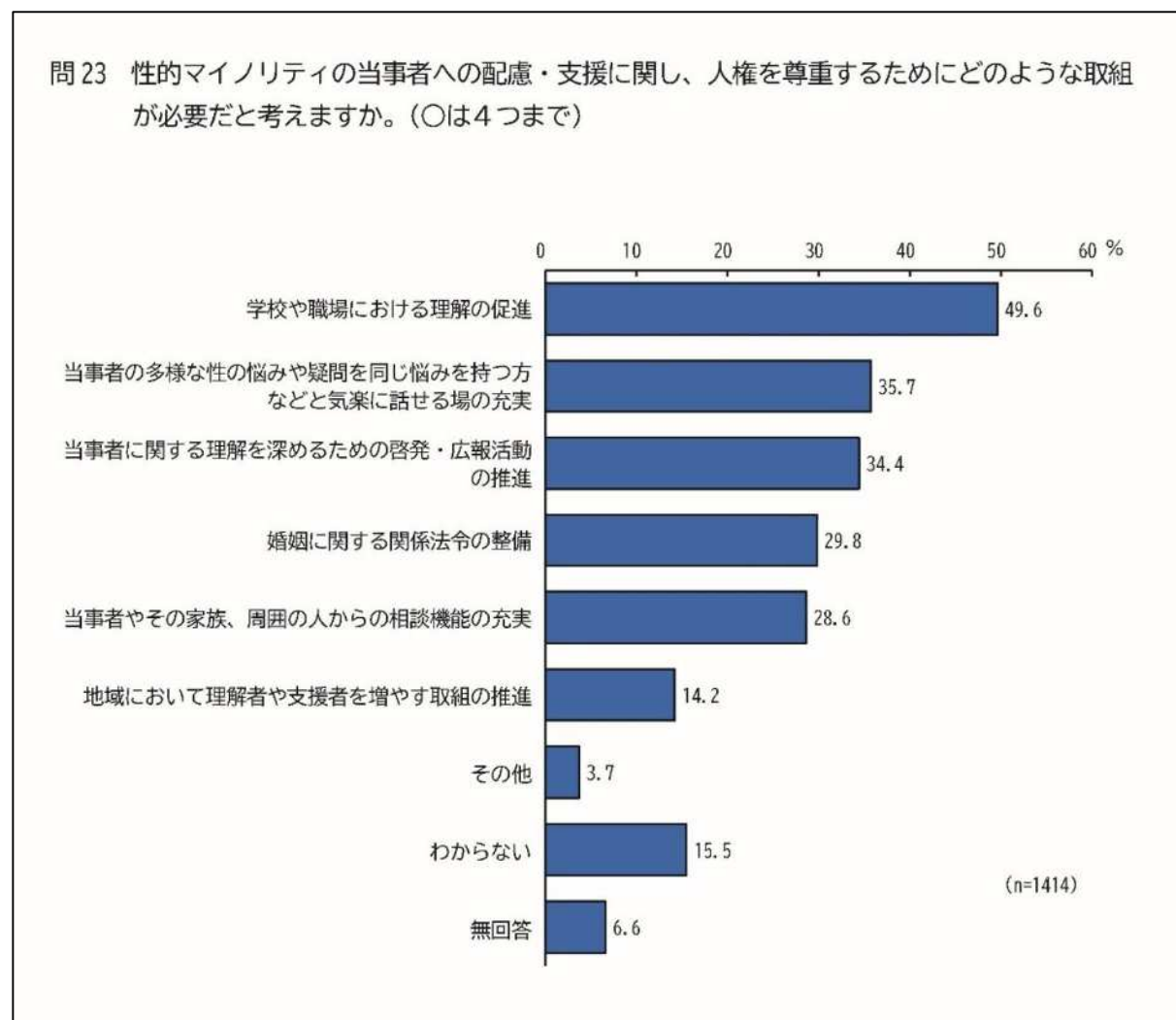
性的マイノリティに対する地域社会の理解について聞いたところ、「着実に進んだ」(7.9%)と「一定程度進んだ」(39.7%)を合わせた《進んだ》(47.6%)は4割半ばを超えている。一方、「あまり進んでいない」(19.2%)と「全く進んでいない」(2.7%)を合わせた《進んでいない》(21.9%)は2割強となっている。

性的マイノリティに対する地域社会の理解 性別/年代別



(7) 性的マイノリティの人権を尊重するための取組

◇「学校や職場における理解の促進」が5割弱



性的マイノリティの人権を尊重するための取組について聞いたところ、「学校や職場における理解の促進」(49.6%)が5割弱で最も高く、以下、「当事者の多様な性の悩みや疑問を同じ悩みを持つ方などと気楽に話せる場の充実」(35.7%)、「当事者に関する理解を深めるための啓発・広報活動の推進」(34.4%)が続いている。

第 50 回荒川区政世論調査（抜粋）

（調査区域）荒川区全域

（調査対象）荒川区在住の満18 歳以上の個人（住民基本台帳による）

（標本数）3,000

（抽出方法）層化2段階無作為抽出（7地区に分類し対象者を抽出）

（調査期間）令和7（2025）年8月30日～令和7（2025）年9月30日

（調査方法）郵送配布／郵送またはインターネット回答による回収

（有効回答）1,552

（有効回答率）51.7%

（1）人権意識

◇《守られている》が7割を超え、《守られていない》が2割強

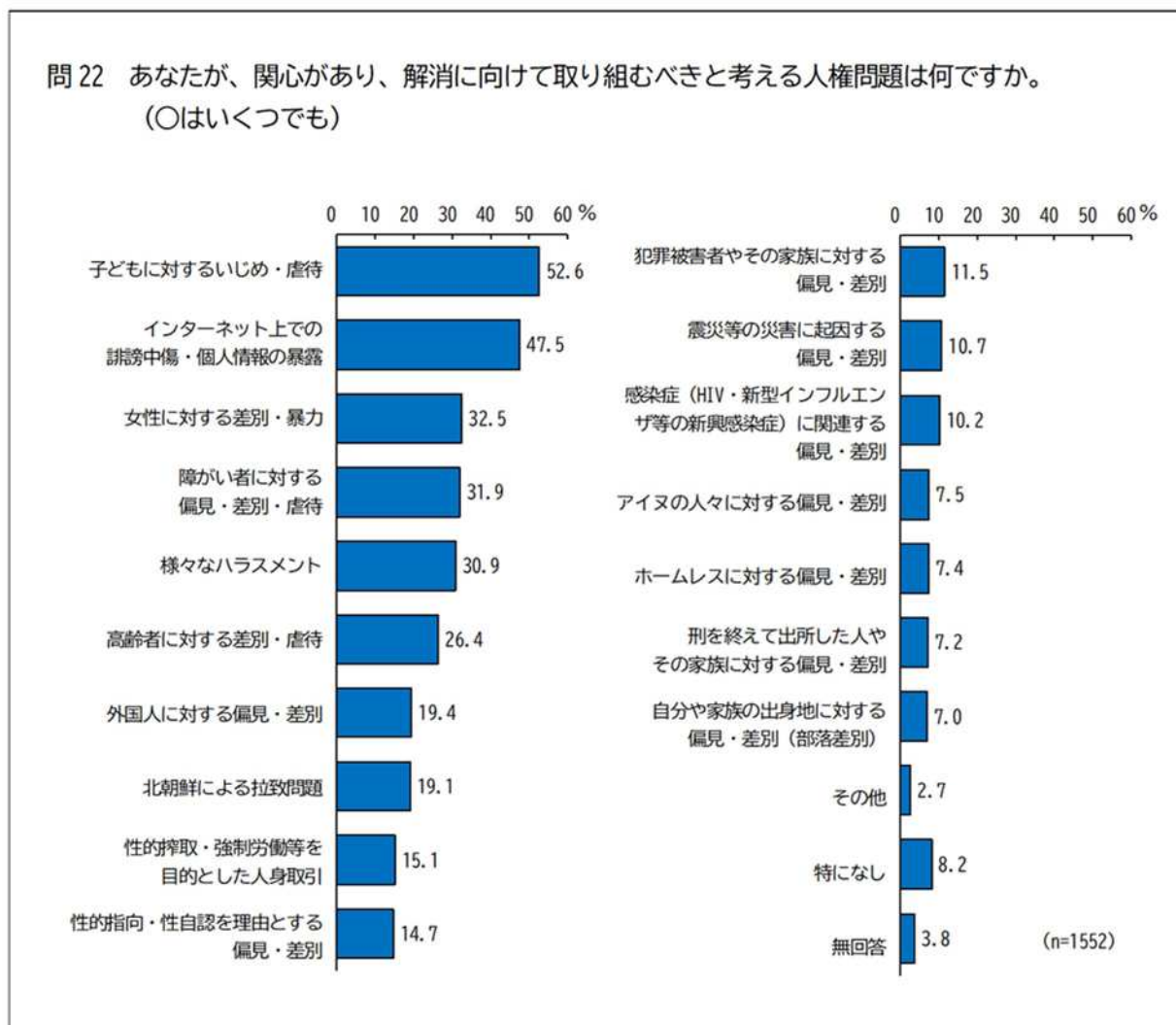


人権が守られているか聞いたところ、「十分守られている」（15.2%）と「十分ではないが守られている」（59.2%）を合わせた《守られている》（74.4%）の割合は7割を超えている。

一方、「あまり守られていない」（17.9%）と「全然守られていない」（3.4%）を合わせた《守られていない》（21.3%）は2割強となっている。

(2) 関心のある人権問題

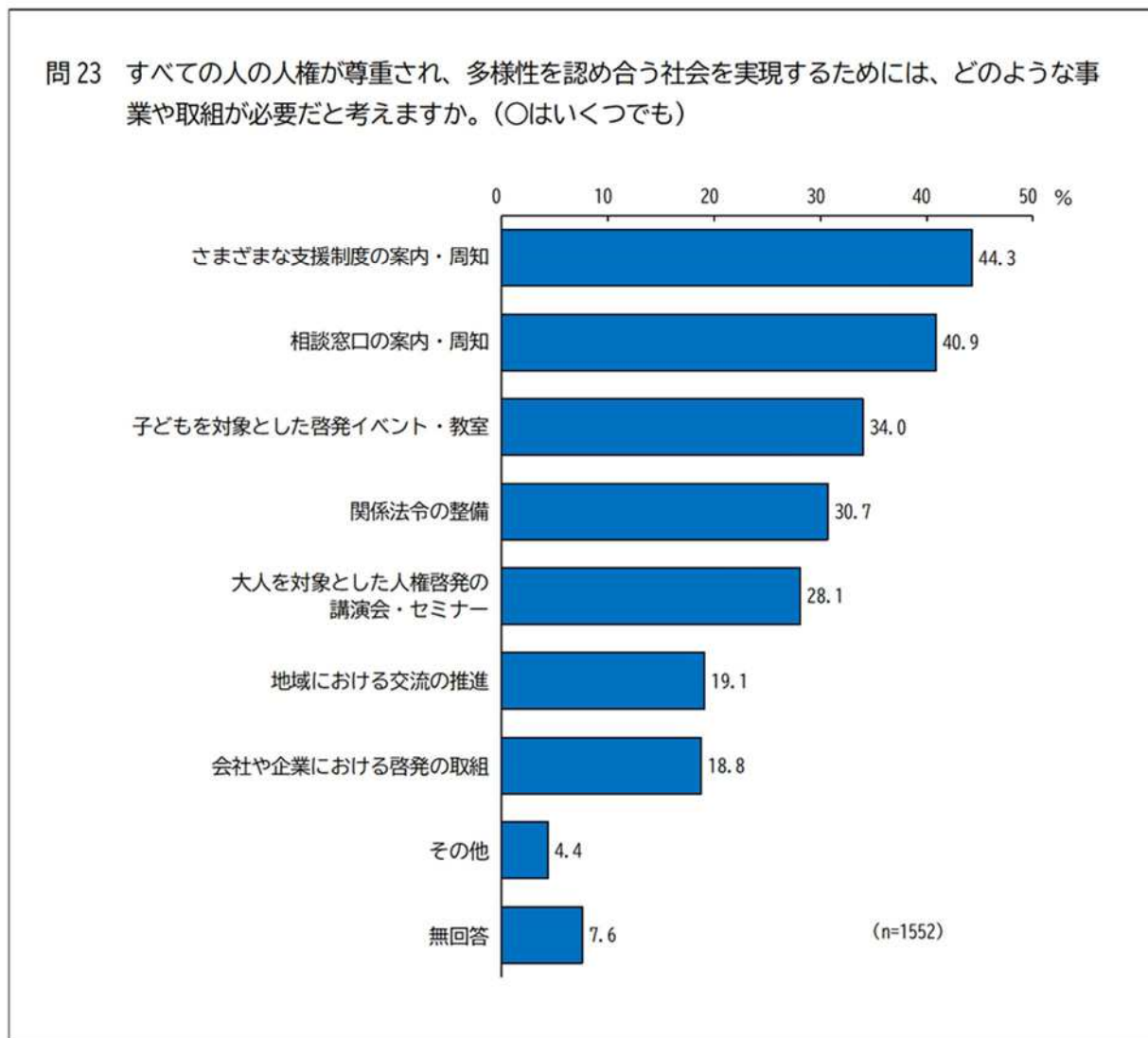
◇「子どもに対するいじめ・虐待」が5割強



関心のある人権問題について聞いたところ、「子どもに対するいじめ・虐待」（52.6%）が5割強と最も高く、次いで「インターネット上での誹謗中傷・個人情報の暴露」（47.5%）が5割近くで高くなっている。

(3) 多様性を認め合う社会の実現に必要な取組

◇「さまざまな支援制度の案内・周知」が4割超



多様性を認め合う社会の実現に必要な取組について聞いたところ、「さまざまな支援制度の案内・周知」(44.3%)が4割を超え最も高く、以下、「相談窓口の案内・周知」(40.9%)、「子どもを対象とした啓発イベント・教室」(34.0%)が続いている。

令和6年度荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査(抜粋)

(調査区域) 荒川区全域

(調査対象) 荒川区在住の満18歳以上の男女個人(住民基本台帳による)

(標本数) 4,000

(抽出方法) 層化2段無作為抽出(抽出は区で実施)

(調査期間) 令和6(2024)年9月30日～令和6(2024)年11月1日

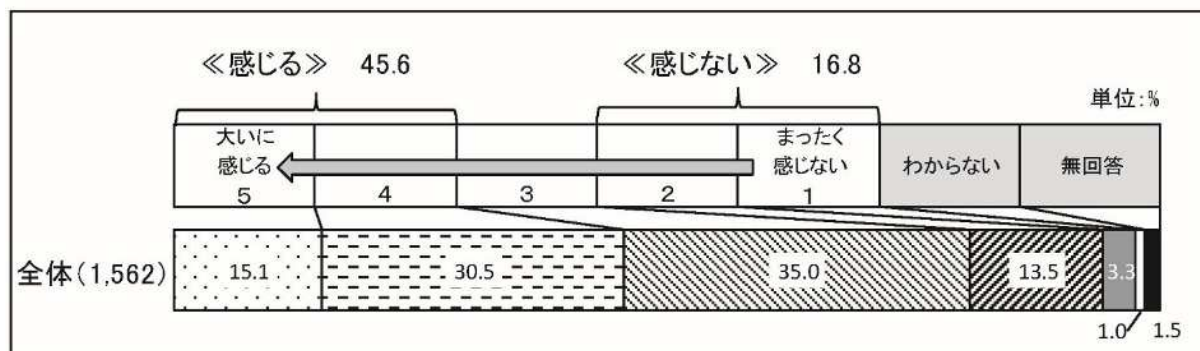
(調査方法) 郵送配布/郵送または荒川区ホームページからの電子申請による回収

(有効回答) 1,562

(有効回収率) 39.1%

(1) 健康の実感

問1(9) 心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか?

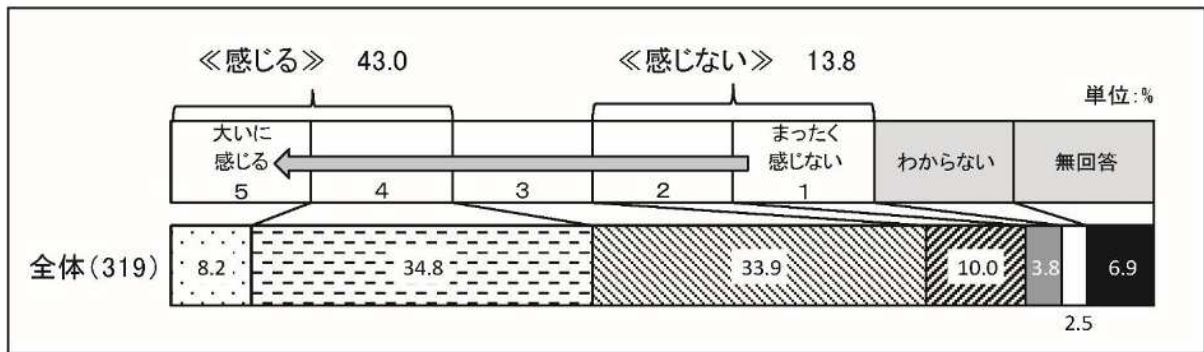


心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた「感じる」は45.6%と4割台半ばを占め、「1」と「2」を合わせた「感じない」の16.8%を上回る。

(2) 望む子育てができる環境の充実

問3 (7) 自分が望む子育てができるような環境があると感じますか？

※ここでの環境には、子育てに関する家族や地域、会社のサポート、社会制度などを含みます。

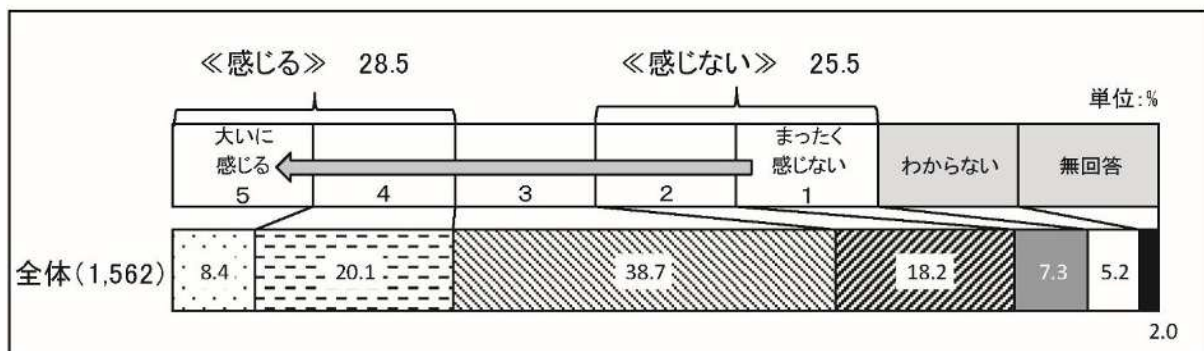


自分が望む子育てができるような環境があると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた「感じる」は43.0%と約4割を占め、「1」と「2」を合わせた「感じない」の13.8%を上回る。

(3) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

問5 (2) 仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか？

※専業の主婦・主夫の方は、家事等を仕事と考えてご回答ください。



仕事と生活とのバランスが取れていると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた「感じる」は28.5%と約3割を占め、「1」と「2」を合わせた「感じない」の25.5%とほぼ同様の回答率となっている。

荒川区子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査(抜粋)

(調査区域) 荒川区全域

(調査対象) ①荒川区内在住の未就学児がいる世帯、②荒川区内在住の就学児がいる世帯

(調査期間) 令和6(2024)年1月15日～令和6(2024)年2月5日

(調査方法) 郵送配布、郵送回収及びインターネット回答によるアンケート調査

(回収状況)

	配布数	有効回収数	有効回答率
①未就学児世帯	1,800	1,026	57.0%
②就学児世帯	1,500	883	58.9%

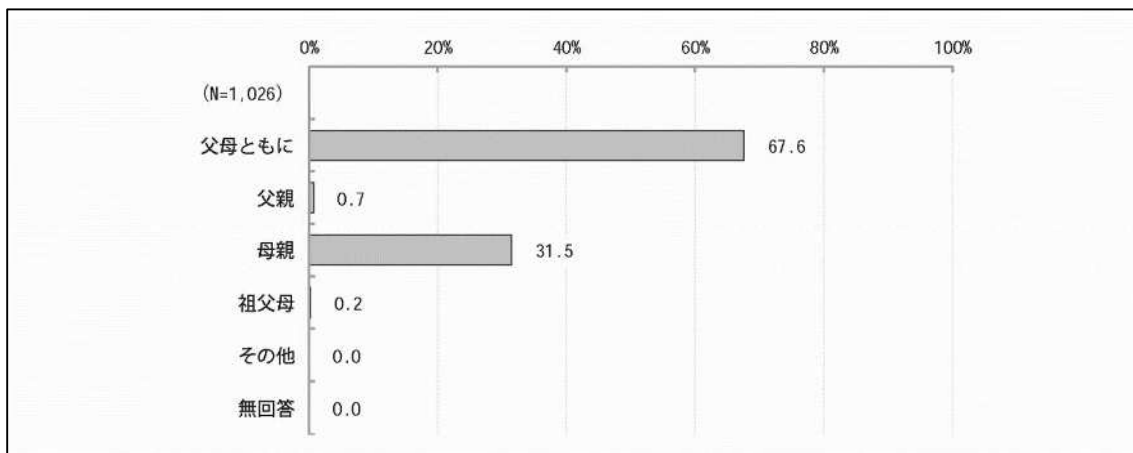
(1) 子育てを主に行っている人

問8 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っている方はどなたですか。

あて名のお子さんからみた関係として、当てはまる番号1つに○をつけてください。

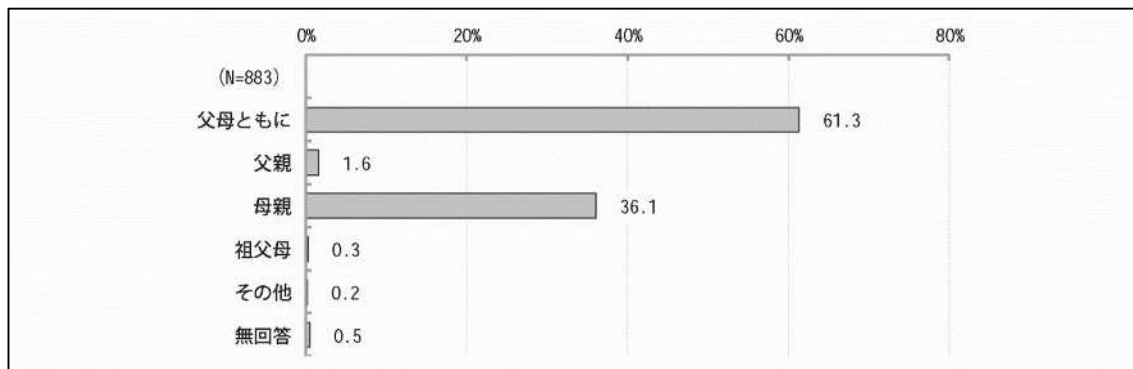
【未就学世帯】

「父母ともに」が67.6%と最も多く、次いで「母親」が31.5%、「父親」が0.7%となっている。



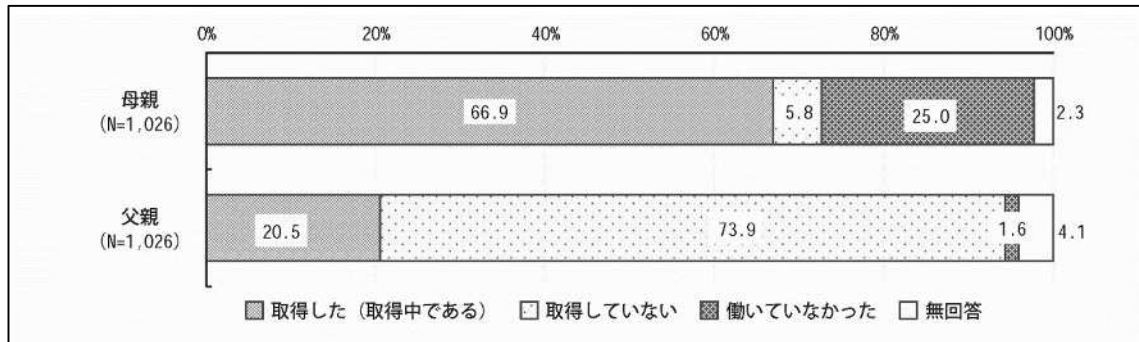
【就学児世帯】

「父母ともに」が61.3%と最も多く、次いで「母親」が36.1%、「父親」が1.6%となっている。



(2) 育児休業の取得状況

問27 あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかまたは双方が育児休業を取得しましたか。(1) 父親、(2) 母親それぞれについてお答えください。
また、取得していない方はその理由を選んでください。

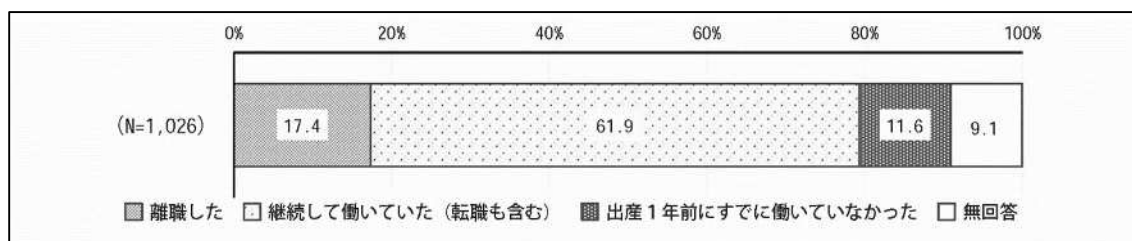


母親は、「取得した(取得中である)」が66.9%と最も多く、次いで「働いていなかった」が25.0%、「取得していない」が5.8%となっている。

父親は、「取得していない」が73.9%と最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が20.5%、「働いていなかった」が1.6%となっている。

(3) 母親の出産前後の就労状況

問14 あて名のお子さんの出産前後（前後それぞれ1年以内）に離職をしましたか。
当てはまる番号1つに○をつけてください。

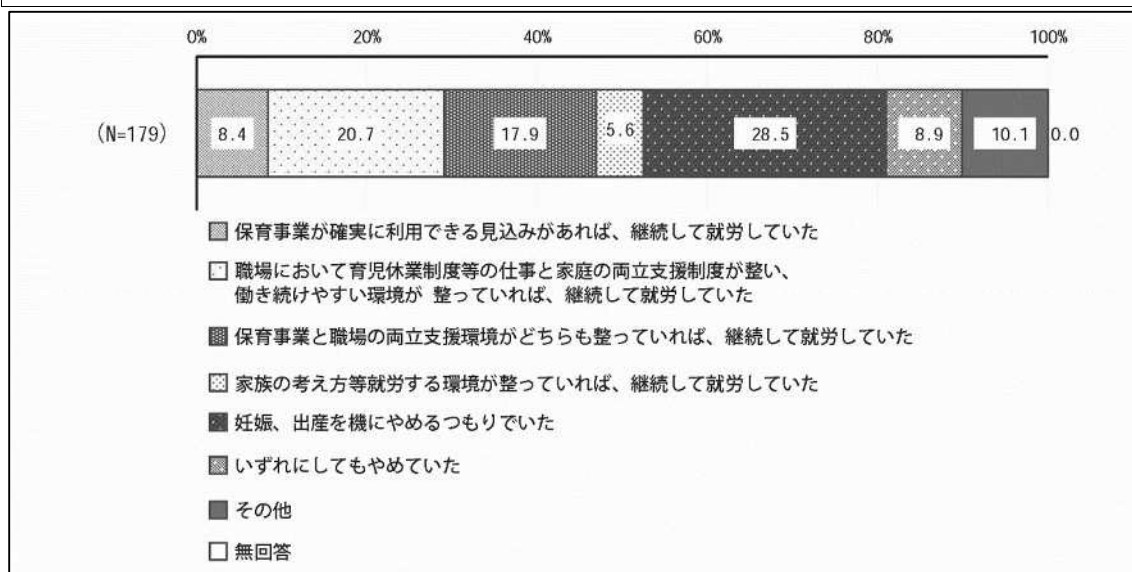


「継続して働いていた（転職も含む）」が61.9%と最も多く、次いで「離職した」が17.4%、「出産1年前にすでに働いていなかった」が11.6%となっている。

(4) 支援環境が整っていた場合の就労継続意向

問14-1は、問14で「1.離職した」を選択した方にうかがいました。

問14-1 仕事と家庭の両立を支援する保育事業や環境が整っていたら、就労を継続しましたか。次の中から、あなたのお考えにもっとも近い答えの番号1つに○をつけてください。



「妊娠、出産を機にやめるつもりでいた」が28.5%と最も多く、次いで「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整ってあれば、継続して就労していた」が20.7%、「保育事業と職場の両立支援環境がどちらも整ってあれば、継続して就労していた」が17.9%となっている。

関連法令

男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号
 改正 平成十一年 七月 十六日法律第
 百二号
 同 十一年十二月二十二日同 第六十号
 令和 七年 六月二十七日同 第 八十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第 二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要

な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該

活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければ

ならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は

慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、そ

の任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者

(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(以下略)

附 則（令和七年六月二十七日法律第八十号）
(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。
ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相

談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を

定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよ

- うにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(女性相談支援員による相談等)
- 第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
(女性自立支援施設における保護)
- 第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
(協議会)
- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所

(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一

項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を

用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に

位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居して

いる子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定に

よる命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下こ

の号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫

を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方

が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が

効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除
(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第十一條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第三十三條の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類す	その他これに類する書面

	る書面又は電磁的記録	
第五十一條第二項及び第二十三條の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第六十條第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第六十條第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第六十條第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第六十條の二第一項	前条第二項の規定によ	調書の記載

	りファイルに記録された電子調書の内容	
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害

者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関

係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項	配偶者	特定関係者

第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項		
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定

により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

ない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に

関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計

画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 （一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超える

ものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、

厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以

下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員で

ある中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるも

のを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」

と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

- 第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定め

るところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における

活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域にお

いて女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)

は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

第一章 総則

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

第三章 女性相談支援センターによる支援等

第四章 雑則

第五章 罰則

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務

所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計

画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談

支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第

百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に

定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難

な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
 - 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託

して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
 - 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁し

た費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律

の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定

公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

荒川区男女共同参画社会推進計画

令和8年●月／登録●●●●号

発行 荒川区総務企画部総務企画課

男女平等推進センター（アクト21）

〒116-0012 荒川区東尾久五丁目9-3

電話 03-3809-2890

庁議説明資料	
8.1.30	総務企画部財政課

都区財政調整協議結果について

内 容	<p>1 概要 令和8年度及び令和7年度都区財政調整に関する都区間の協議が整ったので、その内容を報告する。</p> <p>2 令和8年度都区財政調整の概要 (1) 交付金の総額（別紙1参照） 交付金の総額は1兆3,604億円、前年度と比較して、621億円、4.8%の増となり、前年度に引き続き増加となった。 ① 普通交付金 [交付金総額の94%相当] 1兆2,788億円（前年度比584億円増） ② 特別交付金 [交付金総額の6%相当] 816億円（前年度比37億円増）</p> <p>(2) 基準財政収入額 基準財政収入額は1兆6,542億円となり、前年度と比較して1,446億円、9.6%の増となった。</p> <p>(3) 基準財政需要額（別紙2参照） 基準財政需要額は、特別区の実態を踏まえ、7項目の新規算定、29項目の算定改善等を行った結果、2兆9,330億円となり、前年度と比較して、2,029億円、7.4%の増となった。 ※ 令和8年度の荒川区の交付額（当初算定）は、都区間で需要額算定の基礎となる数値等の確認後、令和8年8月頃に確定する見込み</p> <p>3 令和7年度都区財政調整の取扱い (1) 概要 最終的な算定残（交付金総額から各区の普通交付金所要額を差し引いた残額）が、477億円となったことから、都区間で合意したルールに基づき、普通交付金の再調整を行うこととなった。 ※ 都区間で合意したルールとは、「再調整財源となる算定残が交付金総額の1%を上回る場合に普通交付金の再調整を行い、そうでない場合は特別交付金に加算する」というもの</p> <p>(2) 荒川区交付見込額 ① 普通交付金：489億円（前年度比28億円、6.1%増） [当初算定額475億円+再調整見込額14億円] ② 特別交付金：申請中（3月確定予定）</p>
今 後 の 予 定	令和8年2月3日 総務企画委員会

議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
2月3日 総務企画委員会	委員会報告後	—	—	—

令和8年度 都 区 財 政 調 整 (フ レーム対 比) (案)

(単位：百万円、%)

区 分		令和8年度 当初見込ア	令和7年度 当初見込イ	差引増△減 ウ=ア-イ	増 減 率 エ=ウ/イ
交 付 金 等 の 総 額	固 定 資 産 税	1,540,360	1,515,905	24,455	1.6
	市 町 村 民 税 法 人 分	767,871	697,861	70,010	10.0
	特 別 土 地 保 有 税	10	10	0	0.0
	法 人 事 業 税 交 付 対 象 額	102,386	97,720	4,666	4.8
	固 定 資 産 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	0	37	△ 37	皆減
	計	2,410,627	2,311,533	99,094	4.3
	条 例 で 定 め る 割 合	56.0%	56.0%	—	—
	当 年 度 分	1,349,951	1,294,458	55,493	4.3
	精 算 分	10,437	3,822	6,615	—
	計 A	1,360,388	1,298,280	62,108	4.8
内 訳	普 通 交 付 金 分 A × 94%	1,278,765	1,220,384	58,381	4.8
	特 別 交 付 金 分 A × 6%	81,623	77,897	3,726	4.8
基 準 財 政 収 入 額 B		1,654,228	1,509,674	144,553	9.6
特 別 区 税	特 別 区 民 税	1,169,339	1,078,926	90,413	8.4
	軽自動車税環境性能割	59	279	△ 219	△ 78.7
	軽自動車税種別割	0	3,755	△ 3,755	皆減
	軽自動車税	3,818	0	3,818	皆増
	特別区たばこ税	68,540	65,541	2,999	4.6
	鉱 産 税	0	0	0	—
	小 計	1,241,757	1,148,501	93,257	8.1
	利 子 割 交 付 金	9,538	12,082	△ 2,544	△ 21.1
	配 当 割 交 付 金	29,462	29,496	△ 34	△ 0.1
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	59,206	35,911	23,295	64.9
地 方 消 費 税 交 付 金	284,609	251,965	32,643	13.0	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	42	42	0	0.6	
環 境 性 能 割 交 付 金	0	4,778	△ 4,778	皆減	
地 方 特 例 交 付 金	8,955	4,948	4,007	81.0	
計	1,633,568	1,487,722	145,846	9.8	
そ の 他 の 譲 与 税 等	16,539	16,845	△ 306	△ 1.8	
合 計	1,650,107	1,504,567	145,540	9.7	
特 別 区 民 税 特 例 加 減 算 額	△ 22,002	△ 18,020	△ 3,982	—	
地 方 消 費 税 交 付 金 特 例 加 算 額	26,123	23,127	2,996	13.0	
基 準 財 政 需 要 額 C	2,932,993	2,730,058	202,934	7.4	
差 引 C-B	1,278,765	1,220,384	58,381	4.8	
交 付 金 額	普 通 交 付 金	1,278,765	1,220,384	58,381	4.8
	特 別 交 付 金	81,623	77,897	3,726	4.8
	計	1,360,388	1,298,280	62,108	4.8

注) 計数整理の結果、変動することがある。

注) 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。

令和8年度都区財政調整 新規算定項目・改善項目等

1	新規算定	7項目
	<ul style="list-style-type: none"> ○ おくやみコーナー運営事業費 ○ 高齢者見守り推進事業費 ○ 子供食堂推進事業費 ○ 高校生等医療費助成事業費 ○ 予防接種費（带状疱疹） ○ 商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連）） ○ 学校職員費（校内別室指導支援員） 	
2	算定改善等	29項目
	<p><算定充実> 9項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画事業費 ○ 公金取扱手数料（指定金融機関業務経費） ○ 共同生活援助等事業費 ○ 子ども医療費助成事業費 ○ 道路認定事務費 ○ 学校運営費（電気料・ガス料・水道料） ○ 日本語適応指導事業費 [他2項目] 	
	<p><事業費の見直し> 7項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区民関係等事務費（人権擁護員） ○ 区民関係等事務費（調査委託料） ○ 予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン） ○ 総務管理費（産業医報酬） [他3項目] 	
	<p><算定方法の改善等> 13項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区立施設定期点検調査費 ○ 第一子無償化への対応 ○ 私立保育所施設型給付費等 ○ 予防接種費（高齢者肺炎球菌） ○ 作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料） ○ 私立幼稚園施設型給付費 ○ 再任用職員住居手当支給開始に伴う標準給及び再任用（短時間）職員給与の見直し ○ 投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映 [他5項目] 	
3	その他	2項目
	<p><財源を踏まえた対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設改築工事費の臨時的算定 [他1項目] 	

